高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書

令和7年3月

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会

目 次

第	1	編		咼	知	巾	立	長	浜	小	字	校	児	荲	フ	_	ル	爭	故	検	訨	委	貝	会	0)	概	要	•	•	•	1
第	1		設	置	の	経	緯	と	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2		構	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		当	委	員	会	0)	構	成																						
	2		当	委	員	会	事	務	局																						
第	3		独	立	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	4		日	本	弁	護	士	連	合	会	ガ	イ	ド	ラ	イ	ン	^	の	準	拠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	5		譋	査	の	方	針	及	び	考	え	方	と	調	査	ス	コ	_	プ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	6		調	査	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1		入	手	資	料																									
	2		事	情	聴	取																									
	3		資	料	収	集																									
第	7		当	委	員	会	に	ょ	る	事	実	認	定	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	8		長	浜	小	学	校	及	び	教	育	委	員	会	の	基	本	調	査	と	の	関	係	•	•	•	•	•	•	•	7
第	9		固	有	名	詞	の	開	示	に	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1		長	浜	小	学	校	及	び	教	育	委	員	会	関	係	者														
			(退	任	者	`	退	職	者	を	含	む	0)																
	2		上	記	1	以	外	の	者																						
第	2	編		前	提	ح	な	る	争	٧١	の	な	٧١	事	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	1		関	係	者	等	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1		被	害	児	童																									
	2		長	浜	小	学	校	教	員																						
	3		教	育	委	員	会																								
	4		長	浜	小	学	校	及	び	南	海	中	学	校																	
第	2		争	٧١	の	な	٧١	事	実	経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4

	2		闬	海	甲	字	校	で	水	冰	授	莱	か	汀	わ	れ	5	経	緙	等											
第	3 ;	編		プ	_	ル	浄	化	装	置	保	守	点	検	日	以	降	の	詳	細	な	事	実	経	過	•	•	•	•	3	2
第	1		プ	_	ル	浄	化	装	置	故	障	の	発	覚	と	そ	の	後	の	長	浜	小	学	校	の						
			検	討	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	1		プ	_	ル	浄	化	装	置	0	保	守	点	検	作	業	の	実	施	لح	そ	0)	結	果							
	2		ろ	過	機	故	障	発	覚	当	日	(6	月	4	日)	の	長	浜	小	学	校	<i>(</i>)	対	応					
	3		6	月	5	日	0)	長	浜	小	学	校	の	対	応	1															
	4		6	月	5	日	(T)	長	浜	小	学	校	0)	対	応	2	(プ	_	ル	(T)	現	地	確	認)					
	5		そ	0)	後	0)	長	浜	小	学	校	に	お	け	る	検	討	状	況												
第	2		ろ	過	ポ	ン	プ	の	故	障	発	覚	後	の	教	育	委	員	会	に	お	け	る								
			検	討	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	1		ろ	過	ポ	ン	プ	0)	故	障	発	覚	当	日	(6	月	4	日)	0)	動	き								
	2		6	月	5	日	及	び	6	月	6	日	の	検	討	状	況														
第	3		本	件	事	故	当	日	ま	で	の	南	海	中	学	校	で	の	水	泳	授	業	の	状	況	•	•	•	•	5	1
	1		4	年	生	第	1	口	水	泳	授	業	実	施	前	0)	状	況													
	2		長	浜	小	学	校	4	年	生	第	1	口	水	泳	授	業	0)	状	況											
	3		長	浜	小	学	校	4	年	生	第	1	口	水	泳	授	業	実	施	後	0)	状	況								
	4		長	浜	小	学	校	4	年	生	第	2	口	水	泳	授	業	0)	状	況											
第	4		本	件	事	故	当	日	の	水	泳	授	業	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	7
	1		授	業	開	始	前	0)	事	情																					
	2		グ	ル	_	プ	分	け	前	0)	実	施	状	況																	
	3		グ	ル	_	プ	分	け	0)	状	況																				
	4		グ	ル	_	プ	分	け	後	0)	実	施	状	況																	
第	5		本	件	事	故	発	生	後	の	当	日	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	2
	1		1	1	9	番	通	報	を	行	つ	た	状	況	等																

南海中学校とプール授業との関係等

(「友は海神に抱かれて」より)

1

	2		救	急	隊	が	到	着	す	る	ま	で	0)	状	況																
	3		救	急	隊	到	着	後	`	南	海	中	学	校	を	出	発	す	る	ま	で	の	状	況							
	4		医	療	セ	ン	タ	_	に	到	着	す	る	ま	で	の	状	況													
	5		事	故	後	0)	長	浜	小	学	校	関	係	者	0)	動	き														
第	6		凰	汰	さ	ん	が	死	亡	す	る	に	至	つ	た	経	緯	及	び	そ	の	死	因	•	•	•	•	•	1	4	2
	1		医	療	セ	ン	タ	_	に	搬	送	直	後	の	凰	汰	さ	ん	0)	容	態										
	2		凰	汰	さ	λ	が	死	亡	す	る	に	至	つ	た	経	緯														
	3		凰	汰	さ	λ	0)	死	因																						
第	4	編		本	件	事	故	発	生	時	の	状	況	と	本	件	事	故	発	生	時	期	•	•	•	•	•	•	1	4	6
第	1		本	件	事	故	発	生	前	後	の	状	況	(全	体	練	習	終	了	後	の									
			授	業	状	況	の	概	略)	•	• •	•	•	•	•	•	• (•	• (•	• •	•	•	• (•	,	1	4	6
	1		は	じ	め	に																									
	2		全	体	練	習	後	0)	授	業	状	況	0)	概	括																
第	2		本	件	事	故	発	生	状	況	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	4
	1		本	件	事	故	0)	発	生	状	況	と	時	期	に	つ	い	て													
	2		凰	汰	さ	λ	が	発	見	さ	れ	た	状	況	及	び	凰	汰	さ	ん	を										
			プ	_	ル	サ	イ	ド	に	引	き	上	げ	た	状	況	に	つ	い	て											
第	3		本	件	事	故	の	詳	細	な	発	生	時	期	及	び	凰	汰	さ	ん	の										
			溺	水	時	間	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	6
	1		本	件	事	故	は	午	前	1	0	時	5	0	分	以	前	に	発	生	L	て	い	る	ک	と					
	2		凰	汰	さ	ん	が	数	分	間	溺	水	L	て	い	た	٢	と													
第	5	編		各	専	門	分	野	の	視	点	か	ら	の	考	察	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	1
第	1		体	育	科	水	泳	指	導	の	観	点	か	ら	の	考	察	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	1
	1		小	学	校	学	習	指	導	要	領	Γ	体	育	科	⅃	に	お	け	る	水	泳									
	2		水	泳	に	関	す	る	学	校	と	地	域	の	特	性															
	3		プ	_	ル	0)	環	境	に	関	す	る	検	証																	

	5	水泳指導に関する検証
	6	事故原因の詳細な分析
	7	まとめ
	8	安全な水泳指導のための提言
第	2	水難学の視点からの考察・・・・・・・・・・ 207
	1	長浜小学校プール様態
	2	南海中学校プール様態
	3	光学特性
	4	2 次元 (2 D) モデルを使った溺水過程のシミュレーション
	5	現地検証の結果と溺水過程のシミュレーションから
		考えられる事故原因
	6	水難学の視点から考えられる事故経過
	7	水難学の視点から考えられる事故防止策
第	3	授業担当者の行動における心理的考察と提言・・・・・253
	1	焦りが生じた心理的背景から
	2	基礎グループの授業を1人で進めてしまった点
	3	凰汰さんの発見が遅れた点
	4	再発防止策に向けて
第	4	医学的視点からの考察・・・・・・・・・・・・265
	1	心肺蘇生のガイドライン
	2	医学的用語の整理
	3	はじめに
	4	事故発生確認からAED装着まで
	5	AED装着から救急隊到着まで
	6	消防覚知から医療機関到着まで
	7	医療機関到着から死亡診断まで
第	5	保護者のアンケート結果からの考察・・・・・・・275

4 プールの運用に関する検証

	1	保	護	者	ア	ン	ケ	_	<u>۲</u>	0)	概	要																		
	2	長	浜	小	学	校	か	5	0)	Γ	す	ぐ	_	る	_	配	信	の	内	容										
	3	保	護	者	ア	ン	ケ	_	<u>۲</u>	0)	質	問	内	容	と	口	答													
	4	水	泳	授	業	に	対	す	る	児	童	0)	感	情																
	5	水	泳	授	業	^	(T)	不	安	を	表	出	す	る	児	童	に	対	す	る	保	護	者	Ø)	対	応				
	6	S	О	S	0)	出	し	方	に	関	す	る	教	育	0)	現	状	を	踏	ま	え	て	(T)	考	察					
	7	長	浜	小	学	校	0)	Γ	す	ぐ	_	る	_	運	用	か	5	の	考	察										
第	6 編		本	件	事	故	原	因	の	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8	9
第	1	は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8	9
第	2	本	件	事	故	発	生	の	主	た	る	原	因	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8	9
	1	本	件	事	故	発	生	の	直	接	の	原	因																	
	2	本	件	事	故	発	生	の	主	た	る	原	因																	
第	3	本	件	事	故	の	そ	の	他	の	原	因	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9	3
	1	基	礎	グ	ル	_	プ	の	活	動	内	容	が	適	切	で	な	か	つ	た	ک	と								
	2	情	報	共	有	が	不	足	し	`	役	割	分	担	が	さ	れ	て	,	な	か	つ	た	۲	と					
	3	グ	ル	_	プ	分	け	を	児	童	ら	(T)	自	主	性	に	任	せ	た	ک	と									
	4	教	育	委	員	会	及	び	長	浜	小	学	校	が	深	, ,	プ	_	ル	で	水	泳	授	業	を					
		行	う	に	際	L	`	深	さ	に	対	す	る	対	策	を	講	じ	な	か	つ	た	ک	と						
	5	南	海	中	学	校	0)	プ	_	ル	で	水	泳	授	業	を	行	つ	た	ک	と									
	6	児	童	0)	点	呼	`	人	数	確	認	が	で	き	て	,	な	か	つ	た	ک	と								
	7	教	員	5	に	ょ	る	水	中	監	視	が	行	わ	れ	な	か	つ	た	ک	と									
	8	Γ	す	ぐ	_	る]	の	文	面	が	不	適	切	で	あ	つ	た	۲	と										

第7編 再発防止策・・・・・・・・・・・・・307

- 1 プール水の管理
- 2 プールの水深
- 3 自校プールが利用できない場合

	6		授	業	中	に	お	け	る	監	視	`	及	び	安	全	管	理													
	7		授	業	後	の	情	報	共	有																					
	8		授	業	実	施	に	対	す	る	心	構	え																		
第	8	編		本	件	事	故	後	の	対	応	に	関	す	る	検	討	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1	1
第	1		本	件	事	故	翌	日	以	降	の	対	応	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1	1
	1		保	護	者	説	明	会	の	中	止	(7	月	6	日	0)	動	き)											
	2		遺	族	に	対	す	る	個	別	説	明	(7	月	7	日	(T)	動	き)										
	3		凰	汰	さ	λ	<i>(</i>)	通	夜	`	葬	儀	の	状	況																
	4		そ	の	後	の	対	応	状	況																					
第	2		本	件	事	故	後	の	対	応	に	関	す	る	問	題	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1	5
	1		長	浜	小	学	校	に	お	<i>ر</i> را	て	遺	族	に	寄	り	添	つ	た	対	応	が	な	さ	れ	て					
			<i>ر</i> را	な	<i>ر</i> ر	۲	لح																								
	2		遺	族	に	対	す	る	組	織	的	な	支	援	•	対	応	が	な	さ	れ	た	形	跡	が	な	<i>ر</i> با	_	ح		
第	3		本	件	事	故	後	の	対	応	に	関	す	る	提	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	1	8
第	9	編		地	域	に	対	す	る	中	長	期	的	支	援	の	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•		3	1	9
					,			•		·	•							- '	•												
最	後	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	2	2
		•																													
参	考	資	料																												
1		- '	•		立.	長	浜	小	学	校	児	童	プ		ル	事	故	検	証	委	員	会	の	主	な	活!	動	状	況		
2						-			-	-																記:					
3				•		•		-	·									., .		-	•	会			-/-	, .	, .				
4						•			·		面		_		, •	J *	^	12%	н	~	<i>У</i> ¬¬	_	<i>></i> >	ΝJ							
5				•	丁学																										
\mathbf{O}		111	111	- 1	1	1X	/		, •	7	~																				

水泳授業を実施するにあたっての留意事項

4

5

学習課題

第1編 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会の概要

第1 設置の経緯と目的

令和6年7月5日、当時、高知市立長浜小学校4年生であった松本凰汰さん(以下「凰汰さん」という。)は、同日、高知市立南海中学校(以下「南海中学校」という。)のプールを使用して行われた長浜小学校4年生の水泳授業中に、溺水事故(以下「本件事故」という。)に遭い、同日午後7時39分に死亡した。

本件事故の発生を受けて、高知市立長浜小学校(以下「長浜小学校」という。)及び高知市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育委員会内に重大事案検証室を設置した上で、本件事故に関する事実関係を調査した。

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会(以下「当委員会」という。)は、令和6年8月1日付けで公布・施行された高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例(以下「本件条例」という。)に基づき、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として令和6年8月24日に設置された。

同日、高知市教育長松下整は、当委員会委員長に対し、本件条例第2条の規定に基づき、本件事故に係る事実関係の把握、発生原因の分析及びプール事故の再発防止策について、当委員会の意見を求める旨諮問した。

したがって、当委員会の目的は、本件条例にも定めるとおり、本件事故の事実関係を把握した上で、本件事故の発生原因を分析し、本件事故と同種事故の再発を防止するための再発防止策を検討した上で検証報告書を作成し、意見を述べることである。

よって、当委員会は、これらの目的を達成するため必要な事項に関し、調査、検証、審議を行うものである。

第2 構成

1 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

委員長 中内 功 (高知弁護士会弁護士)

副委員長 松井 敦典(鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授)

委員 石丸 茂偉(高知県臨床心理士会会員)

委員 斎藤 秀俊(一般社団法人水難学会理事、長岡技術科学大学 教授)

委員 皿田 幸憲(高知弁護士会弁護士)

委員 廣瀬 大祐 (一般社団法人高知市医師会副会長)

委員 松本 貴行 (成城学園中学校高等学校専任教諭 (保健体育科) 公益財団法人日本ライフセービング協会副理事 長・教育本部長)

2 当委員会事務局

教育委員会重大事案検証室の職員9名を当委員会の事務局とし、長浜小学校・教育委員会内部、その他の関係各所からの証拠資料の収集、事情聴取の日程調整その他の事務を行わせた上、同人らを当委員会直属の調査補助者とし、事情聴取の際の記録の作成等の補助を行わせた。

また、事務局は、当委員会に直属するものとし、事務局担当者と教育委員会及びその関係者との間に、厳格な情報障壁を設けることとした。

事務局担当者は、当委員会の調査及び本検証報告書の作成に関して一切、 請託、意見の申述その他、当委員会による意思決定の妨げとなる行為をし てはならない。

第3 独立性

当委員会は、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、教育委員会との間で、以下の事項を合意した。

① 当委員会の調査補助者の選解任権は当委員会の委員長に専属するものとし、教育委員会は、かかる権限の行使に関し、意見の申述を含む、一切の影響力を行使することができないこと

- ② 教育委員会は、同委員会が保有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保証するものとし、当委員会が必要と認める教育委員会の役職員に対し、当委員会に対する優先的な協力を業務として命令すること
- ③ 当委員会は、本検証報告書の作成にあたり、収集した証拠に基づき、 自由心証により事実認定を行うこと
- ④ 本検証報告書の作成権限は当委員会に専属すること
- ⑤ 当委員会は、調査により判明した事実及びその評価を、教育委員会 に有利不利となるにかかわらず、本報告書に記載すること
- ⑥ 当委員会が教育委員会に対して報告すべき事項及びその時期については、当委員会と教育委員会が協議の上、決定すること

第4 日本弁護士連合会ガイドラインへの準拠

当委員会は、文部科学省作成の学校事故対応に関する指針(改訂版) における詳細調査を行う第三者委員会に位置づけられるものであるが、 日本弁護士連合会が令和3年3月19日付けで策定した「地方公共団体 における第三者調査委員会調査等指針について」に準拠しつつ、その運 営、調査の実施、本検証報告書の作成等を行った。

第5 調査の方針及び考え方と調査スコープ

当委員会の調査にあたっては、設置目的に照らし、中立性、公正性に とりわけ留意するとともに、本件事故発生当日の状況に関する事項に限 定することなく、令和6年度の長浜小学校4年生の水泳授業の準備状況、 水泳授業実施状況及び本件事故発生後の状況に関する事実関係及び問題 点を把握するべく努めることとした。

また、当委員会は、本件事故に関する事実関係の把握、事故原因の分析等を目的とし、本件事故の関係者の民事上、刑事上、行政上その他の責任の有無の追及を目的とするものではないことから、その調査の過程

から判明した本件事故発生に至る経緯及び本件事故の発生原因となった 事実関係を詳細に把握することに重点を置き、その上で、これらを再発 防止の観点から分析し、再発防止策を提言することとした。

したがって、当委員会の調査スコープは、基本的に、長浜小学校における令和6年度の水泳授業の実施状況全般であり、本件事故発生後の長浜小学校及び教育委員会の対応状況についても併せて調査対象とするものである。

第6 調査の方法

当委員会は、令和6 (2024) 年8月24日から、令和7 (2025) 年3月31日までの間、以下に掲げる方法及び一般的に入手可能な公開情報に基づき、調査を実施した。

なお、当委員会の委員は、いずれも所属が異なるものであるが、上記期間の間、合計8度にわたり、当委員会の会議を開催し、事実及び証拠関係の整理、事故原因の分析、再発防止策の検討等の審議、協議を重ねた。

また、当委員会委員は、その他、随時必要に応じて、面談あるいはWeb会議の方法により、委員間で合議の上、当委員会としての事実認定及び本検証報告書の作成を行った。

1 入手資料

当委員会は、以下の資料を入手し、そのうち、当委員会が有意と認めたものをレビューした。

- ① 当委員会の設置に際し、教育委員会から提供された資料
- ② 当委員会の依頼に基づき、教育委員会から提供された資料
- ③ 当委員会からの依頼に基づき、その対象者から提供された資料
- 事情聴取の対象者が提供を希望し、同人から提供された資料
- ⑤ 当委員会の依頼に基づき、事情聴取の対象者から提供された資料
- ⑥ 当委員会委員から提供された資料

- (7) インターネット上のホームページ等で一般に公開されている情報
- 2 事情聴取

当委員会は、以下の関係者から、事情を聴取した(敬称略。以下同じ。 役職については本件事故発生当時のもの。)。

なお、当委員会は、事情聴取の対象者に対し、当委員会は本件事故に 関する事実関係の調査を目的とするものであり、関係者の民事上、刑事 上等何らかの責任追及を目的とするものではないことを説明の上、当委 員会への調査への協力を依頼した。なお、役職等は本件事故当時の役職 等で特定した。

- ① 長浜小学校教員のうち下記の者
 - · 中村仁也(長浜小学校校長)
 - 長浜小学校教頭
 - · 長浜小学校教諭 4 年 1 組担任
 - · 長浜小学校教諭 4 年 2 組担任
 - ·長浜小学校教諭5年生体育部教諭
 - ·長浜小学校教諭6年生体育部教諭
- ② 教育委員会関係者のうち下記の者
 - ·松下整(高知市教育長)
 - · 教育委員会学校環境整備課長
 - ·教育委員会学校環境整備課主查補
- ③ 南海中学校教員のうち下記の者
 - 南海中学校校長
 - 南海中学校教諭 3 年学年主任
 - 南海中学校養護教諭
 - 南海中学校教諭体育主任
- ④ 風汰さんのご遺族のうち下記の者
 - ・松本尚也さん(父)
 - ・松本理奈さん(母)他8名

⑤ その他

・当委員会が事情聴取を必要と認めた者

3 資料収集

上記事情聴取等の結果を踏まえ、本件調査に必要であると思料される 資料については、その保有者である事情聴取対象者に対して、都度提出 を求めた。その際、資料に改変が加えられていないか等については、そ の作成時期、作成方法、保存方法等についても聴取し、その正確性を客 観的に担保した。

なお、当委員会の活動状況は、本報告書末尾に添付のとおりである。

第7 当委員会による事実認定の方法

上記のとおり、当委員会の事実認定は、当委員会の自由心証に基づき 行うものであるが、当委員会による事実認定は、原則として、民事訴訟 において裁判所が用いる事実認定の方法に準じて行った。その概要は以 下のとおりである。

- ① 関係者間に争いがない事実は、客観資料と矛盾しない限り、原則としてそのまま認定する。
- ② 講学上「処分証書」等と呼ばれる信用力・証明力の高い資料については、原則としてその内容に従って認定する。
- ③ 自己に不利益な供述については、原則として信用力が高いものと評価する。
- ④ 関係者間の供述に齟齬がある事項については、客観的な証拠との整合性、全体のストーリーとの整合性・不自然さの有無、供述者の立場(第三者であることや供述に係る動機)等を総合的に評価の上、認定に足る事実のみを認定する。

第8 長浜小学校及び教育委員会の基本調査との関係

上記第1のとおり、長浜小学校及び教育委員会は、当委員会の設置に 先立って、教育委員会において、重大事案検証室を設置し、本件事故に 関する事実関係の調査等を実施した。

一方、当委員会は、教育委員会から完全に独立した第三者の立場から、 上記第5に記載の調査スコープを対象として調査を行い、検証結果を報 告するものであり、長浜小学校及び教育委員会が行った調査結果のレビ ューや評価を目的とするものではない。

そのため、当委員会は、教育委員会が収集した資料、報告書等については、教育委員会から提供を受け、必要に応じ、その内容を参照しているものの、教育委員会の調査内容、調査結果に依拠した事実認定、判断等を行うものではない。

第9 固有名詞の開示について

1 長浜小学校及び教育委員会関係者(退任者、退職者を含む。)

上記の者の固有名詞の開示については、長浜小学校校長及び本件事故 当時の教育委員会教育長のみ、その固有名詞を開示し、その他の者につ いては開示しないこととした。ただし、本件の検証結果を正確に報告す る上で必要不可欠と当委員会が判断した者については、固有名詞を開示 しないものの、本件当時の職名・役職等でその立場を特定した。

なお、本件事故後、辞任、転勤等で本件事故当時の役職・職名が変更 した者についても、本件事故当時の職名・役職等を記載した。

2 上記1以外の者

上記の者のうち、被害児童及びその両親については、固有名詞を開示 した上で、本検証報告書に記載した。

その他の者については、委員会の守秘義務や個人情報保護法の趣旨に 鑑み、原則として、固有名詞は開示しないこととし、当時の職名・役職 名等でその立場を特定した。このうち、長浜小学校児童については、固 有名詞を開示しないこととし、児童①などと、番号を付して表記した。

第2編 前提となる争いのない事実

第1 関係者等の概要

- 1 被害児童
 - (1) 本件事故当時の凰汰さんの体格等

凰汰さんは、平成27年3月19日生まれであり、本件事故当時、 9歳であった。

令和6年4月の身体測定結果によれば、凰汰さんは、身長113. 8センチメートル、体重15.6キログラムであった。

また、本件事故当日、凰汰さんが搬送された高知医療センター(以下「医療センター」という。)の患者診療記録によれば、本件事故当時の凰汰さんの身長は、110.0センチメートル、体重は、16.00キログラムである。

風汰さんは成長過程にあり、数か月間で身長が数センチ縮むとは考え難いことから、本件事故当時の風汰さんの身長及び体重は、令和6年4月に実施された身体測定結果と同程度であったものと認める。

- (2) 小学校4年生における風汰さんの体格等
 - ア 長浜小学校4年1組、2組において

本件事故当時における長浜小学校4年1組及び2組の児童数は、

- 1組21名、2組は20名であり、その総数は、41名である。
 - 1組は、男子10名、女子11名、2組は、男子10名、女子
- 10名で構成されていた。

凰汰さんは、4年1組に在籍していた。

令和6年4月に実施された身体測定の結果によれば、長浜小学校 4年1組及び2組の児童のうち、最も身長の高い児童の身長は、1 47.1センチメートル、最も身長の低い児童は、凰汰さんであり、 その身長は、113.8センチメートルである。 また、同身体測定結果によれば、最も体重の重い児童の体重は、 46.2キログラム、最も体重の軽い児童は、凰汰さんであり、そ の体重は、15.6キログラムである。

凰汰さんは、本件事故当時、長浜小学校4年1組及び2組の児童 の中で、身長が最も低く、体重が最も軽かった。

また、凰汰さんは、長浜小学校4年1組及び2組の児童全体の中で、2番目に誕生日が遅かった。

イ 平均値

令和4年度の学校保健統計調査によれば、高知県における9歳 男児の身長の平均値は、133.0センチメートル、体重の平均 値は、31.1キログラムである。

また、同調査によれば、全国の9歳男児の身長の平均値は、1 33.9センチメートル、体重の平均値は、31.5キログラム である。

さらに、2000年度身長基準と成長速度基準によれば、9歳 3か月の男児の標準身長は、132.2センチメートルである。

(3) 凰汰さんの出生当時の状況等

ア 凰汰さんは、父松本尚也さん(以下「父」という。)と母松本理 奈さん(以下「母」という。)の二男として、医療センターにおい て、出生した。

妊娠38週4日において、胎児心音低下と判断されたため、緊急帝王切開によって出生した。

出生時の呼吸状態は、良好であったものの、身長は41センチメートル、体重は、1612グラムであったため、低出生体重児との診断を受けた。

そして、凰汰さんは、出生当日から平成27年4月29日に至るまでICUに入院し、保育器を使用し、栄養管理を行うなどの入院治療を受けた。

入院中には、凰汰さんに対し、検査が行われたが、頭部、聴覚、 心エコー等によっても特段の問題は認められなかった。

イ 風汰さんには、本件事故当時、高校3年生の姉、中学3年生の姉、 中学1年生の兄、小学2年生の妹の4人のきょうだいがいた。

凰汰さんの出生当時、上記のとおり、入院治療が継続したため、 2人の姉や兄は、凰汰さんが医療センターを退院するまで、凰汰さ んと会って顔をみることができなかった。

ウ 風汰さんは、医療センターを退院後、定期的に同センターに通院 し、検査を受けていたが、経口摂取が不良であり、体重が思うよう に増加しなかったため、同センターから入院を勧められていた。

凰汰さんは、生後9か月後の平成27年12月16日から同月2 1日の6日間にわたり、体重増加不全のため、精査加療目的で、医療センターに入院した。

しかしながら、医療センターに入院したところ、直ちに凰汰さんの体重増加が認められたため、チューブでの栄養補給は見送られ、上記のとおり、短期間で退院することとなった。

なお、生後3か月以降の凰汰さんの身長及び体重は以下のとおり である。

3か月:身長54.2センチメートル、体重3755グラム

4か月:身長56.1センチメートル、体重4015グラム

6か月:身長58.6センチメートル、体重4295グラム

9か月:身長62.5センチメートル、体重5245グラム

11か月:身長64.6センチメートル、体重5720グラム

13か月:身長68.5センチメートル、体重5900グラム

凰汰さんは、生後12か月半ころから、保育園に通い始めた。

保育園の保育士によれば、高いところによじ登るなどし、よく動き声をだすとのことであり、医療センターからも特段の問題点を指

摘されておらず、身長が低く、体重が増えにくかったこと以外には、 発達面で特段の問題点は認められなかった。

(4) 凰汰さんの発達状況等

ア 上記のとおり、凰汰さんは、生後9か月の平成27年12月21 日に医療センターを退院したが、その後、令和5年に至るまで、継 続的に医療センターに通院し、発育状況を確認した。

凰汰さんは、平成28年ころには、1,2週間ごとに定期的に医療センターに通院し、その後は徐々に頻度を落としつつも、通院を継続した。

イ 医療センターの記録によれば、凰汰さんの発育・発達状況は、以 下のとおりである。

平成28年4月15日(1歳)

身長66.5センチメートル、体重5900グラム 平成29年5月12日(2歳1か月)

身長76.5センチメートル、体重7435グラム 平成30年4月12日(3歳)

身長83.8センチメートル、体重8305グラム 平成31年4月25日(4歳1か月)

身長87.3センチメートル、体重9240グラム 令和2年7月9日(5歳3か月)

身長95.5センチメートル、体重10765グラム 令和3年5月7日(6歳1か月)

身長99.8センチメートル、体重12050グラム 令和4年6月1日(7歳2か月)

身長105.4センチメートル、体重12980グラム 令和5年5月31日(8歳2か月)

身長110.2センチメートル、体重14720グラム

- ウ 保育園及び長浜小学校の成長記録、健康診断記録によれば、凰汰 さんの発達・発育状況は、以下のとおりである。
 - 1歳(平成28年4月22日)

身長66. 3センチメートル、体重5. 8キログラム

2歳

身長76センチメートル、体重7.5キログラム

3歳

身長81.5センチメートル、体重8.4キログラム

4歳

身長86.8センチメートル、体重9.2キログラム

5歳(令和3年1月12日)

身長98センチメートル、体重11.6キログラム

6歳

身長99.0センチメートル、体重11.7キログラム

7歳

身長104.0センチメートル、体重12.9キログラム

8歳

身長109.2センチメートル、体重14.5キログラム

9歳(令和6年4月時点)

身長113.8センチメートル、体重15.6キログラム

凰汰さんの発達・発育状況は、上記のとおりであり、出生時、低 出生体重児であったものの、徐々に身長は高くなり、体重も増加し ていた。

また、この間、医師等から凰汰さんの発達・発育状況に関し、特 段の問題点が指摘されることはなかった。

(5) 家族から見た凰汰さんの生活状況等

凰汰さんの父母、きょうだい、親族等によれば、凰汰さんの生活状況等は、以下のとおりであり、凰汰さんは、明るく活発であり、運動を好み、水に入って遊ぶことの大好きな小学校4年生であった。

ア 風汰さんは、母のお腹の中でなかなか育たなかったため、母は医療センターに入院し、38週で緊急帝王切開をすることになった。

当日、父は、仕事中であったため、携帯電話への電話連絡に出られず、気づいたら何度も着信が入っている状態だった。

凰汰さんは、1600グラム程度であったため、医療センターに 入院し、直ちにICUに入ることとなった。

そのため、父と母は、凰汰さんの顔を見ることはできたものの、 凰汰さんの姉や兄は、凰汰さんが退院するまで、凰汰さんと会うこ とができなかった。

凰汰さんは、なかなか体が大きくならず、最初は、ほぼミルクで 育て、体が大きくなるようなオイルを混ぜたりするなど工夫もした。

凰汰さんが、ハイハイをするようになったころには、体が大きくならないということで、医療センターに一度入院した。

このときは、体が大きくならず、体重が増えなかったため、鼻から栄養を入れるという話になったが、そのような話になった途端、 凰汰さんの体重が増え始めたので、鼻から栄養を入れることはしな かった。

結局、このときは、1週間ほどで退院した。

父や母としては、凰汰さんに緩やかでもいいから大きくなっても らおうと思い、凰汰さんが食べたがるものを食べさせるように努め た。

凰汰さんは、生まれたとき、体重は少なかったし、体も小さかったが、その後も体調的には何の問題もなかった。

療育センターでも見てもらったが、体調的に何か問題点を指摘されたこともなかった。

他のきょうだいは病気をしたりしたが、風汰さんはそのようなこともなかったし、きょうだいの中では誰よりも活発であり、運動神経も良かった。

イ 長浜保育園には、1歳ぐらいで入った。

凰汰さんは、小学校4年生になったが、身長は、小学校2年の妹 と同じくらいでどっちが大きいかぐらいの感じだった。

体は大きくなかったものの、凰汰さんは、食欲もあり、野菜は嫌いだったものの、肉や肉そぼろ、焼き魚などもよく食べていた。

凰汰さんは、体重のことを気にしていたのか、いつも家族に対し、 自分から、「体重が増えちょった。」など報告していた。

理想の体がドラゴンボールのキャラクターの体型だったのか、ドラゴンボールの悟空やブロリーなどのキャラクターのフィギュアの筋肉に色を塗ったりしていた。

父からすると、凰汰さんがムキムキな体になりたかったのだろう と思えた。

父からは、凰汰さんに対し、「小さいことを自分のハンディやと 思うたらいかんで。」と言い聞かせていた。

ウ 保育園時もプールの時間があったが、凰汰さんは、いつも普通に 楽しそうにやっていた。

毎年、祖父がビニールプールの新しいものを買ってくれていたので、いつも家の前でビニールプールに水を張り、遊んでいた。

毎年、凰汰さんの家族は、家族連れで宇佐の竜の浜や、仁淀川に 泳ぎに行っていた。

今回の事故がなければ、夏休みに家族でどこかに泳ぎに行く予定 であった。

凰汰さんは、水が好きで、特に夏場に家族で出かけたときに、川 などを見つけると、いつも突然水に入りたがった。

ゴーグルをつけて水の中に入り、水の中をのぞくのが好きだった。

そのため、家族で出かける際には、常に水着を携帯していた。

実際に、兄のサッカー遠征の帰りにも、兄が川で泳ぎたいというと、凰汰さんも泳ぐと言い出し、水に入ったこともあった。

ただ、凰汰さんは、息継ぎはできなかった。

水の底を足先で蹴って、顔があがったときに息継ぎをすることは、 水の深さがあごの下ぐらいの深さならできたが、それ以上の深さだ と難しかった。

そのため、いつも水場に行っても、自分の頭より深いところには 行こうとはしていなかった。

凰汰さんは水に入るときには、大体浮き輪を使っていた。

凰汰さんは水に入ったときに、浮こうとしても、浮かずに沈むので、すぐに父の体に掴まって来たりしていた。

また、水は好きだったが、体重や脂肪が少ないせいか、すぐに寒くなり、震えていた。

海に行っても、水に入って30分ぐらい立つと、震えて歯をガチガチ言わせていた。

息継ぎはまだできなかったが、水に顔をつけることはでき、風呂 で潜ったりしていた。

最近では、20秒ぐらいは、風呂で顔をつけて潜ることができて いた。

きょうだいの中では、運動神経が一番よく、唯一逆上がりもできた。

凰汰さんは、サッカーも好きであり、小学校1年か2年の途中から、地元のサッカークラブに入っていた。

決まったポジションまではなかったが、試合に出ることもあった。

ただ、体が小さいので、サッカーで他の人と体が当たったりする と飛ばされたりしていた。

父や姉、兄が行っていたこともあり、地元の空手道場にも通って いた。

他にも、仲の良い友達がやっていたらしく、野球もやりたいと言っていた。

さらに、公文にも通っており、友達が行くので塾も行きたいと言っていた。

オ 家庭では、凰汰さんは絵を描くのが上手であり、呪術廻戦のキャラクターや、マーベルのアニメのキャラクターなどの絵を帳面や、 家の冷蔵庫に書くなどしていた。

凰汰さんは、歌うことも好きであり、YouTube で見聞きした歌を すぐに歌詞も見ずに歌ったりしていた。

ゲームも好きであり、家でプレイステーションをやりながら、傍 らで iPad を操作し、スイッチのゲームをするなどし、サッカーゲ ーム、格闘ゲームなどを楽しんでいた。

学校の勉強はあまり好きではなかったが、休み時間にはサッカーなどをして遊んでいた。

友達も多く、男女問わず、友達が家に来て遊んだりし、友達が「コウター」などと言って、家に誘いに来てくれることも多かった。 家族から見て、凰汰さんはとても人なつっこい性格であり、コミュニケーション能力もとても高いように見えた。

近所で犬を散歩するおばあちゃんに話しかけて仲良くなったりし、 遠方に遊びに行ったときにも、そこで、初めて会った子といつの間 にか友達になっていることもあった。

近所には、凰汰さんが保育園のときから行っていた駄菓子屋があったが、そこのおばちゃんとも仲良しであり、おばちゃんが元気の

ないときには、おばちゃんに「おばちゃん大丈夫?」などと声をかけるなど仲良くしていた。

駄菓子屋のおばちゃんは凰汰さんの通夜、葬儀にも出席してくれるほどであった。

近所には、父の姉や、凰汰さんの曾祖母も住んでおり、曾祖母に 会うと、凰汰さんは、「いつまでも元気でおってね。長生きして よ。」などと声をかけるなどしていた。

家族では、父や母を、お父さん、お母さんなどと呼ばず、全員が 名前で呼び合っていたが、凰汰さんは、時には父の名前を呼び捨て にすることもあり、きょうだいのことも呼び捨てで呼ぶなどしてい た。

また、凰汰さんは、きょうだいの中で唯一、おじやおばのことも 呼び捨てで名前を呼ぶなど人なつっこい一面があった。

5人きょうだいはとても仲が良く、いつも家の中ではお互いにくっつきあっており、ゲームの取り合いなどでけんかをするものの、知らない間に仲直りして、いつも賑やかに遊んでいた。

(6) 長浜小学校における凰汰さんの活動状況等

ア 学習態度等

長浜小学校における1年生当時から4年生1学期までの風汰さんの教科に対する評価については、「よくできた」、「できた」、「もう少し」のうち、「できた」との評価が最も多く、行動の記録については、「できた」、「もう少し」のうち、「できた」との評価が最も多い。

また、活動の様子については、「明るく元気に友だちと過ごすことができました。学習面では手を挙げて自分の考えを発表する姿も見られました。」、「運動会ではどの種目もいっしょうけんめい頑張ることができました。」(4年1学期)、「いつも笑顔で周りの

友だちに接することができています。」(3年3学期)などの記載 がある。

イ 教員から見た凰汰さんの印象

各教員は、凰汰さんについて、元気な明るい子、体は周りより一回りも二回りも小さいけど明るく、周りからも好かれていた、全体的に誰とも仲が良く、友達も多かった、体が小さいが運動も前向きに取り組んでいた、人なつっこく、誰とでも気軽に話ができる、体は小さく足が速いというわけではないが、運動はすごく好きであり、休み時間なども外で遊ぶ、誰とでも分け隔てなく接する明るい子などと述べている。

(7) 小括

以上のとおりであり、凰汰さんは、低体重で出生した上、誕生日も 遅かったことから、長浜小学校4年生児童の中でも特に身長が低く、 体重も軽かったものの、学校での学習や運動にも積極的に取り組む明 るく活発で健康な小学校4年生の児童であった。

2 長浜小学校教員

- (1) 長浜小学校4年2組担任(以下「2組担任」という。)
 - ア 2組担任は、本件事故当時、26歳であり、令和6年度の長浜小 学校の体育部体育主任であった。
 - イ 2組担任は、大学を卒業後、長浜小学校教諭となり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までは3年生の担任、同年4月1日から令和5年3月31日まで5年生の担任、同年4月1日から令和6年3月31日まで6年生の担任を務めた。

その後、令和6年4月1日から、本件事故当時まで、長浜小学校 4年2組の担任を務めた。

ウ 2組担任は、令和6年6月21日、同月28日、同年7月5日に、 南海中学校のプールを使用して行われた長浜小学校4年生の水泳授 業の全てに、4年2組の担任として参加し、4年1組の担任とともに、授業計画の策定、水泳指導等を行った。

- (2) 長浜小学校4年1組担任(以下「1組担任」という。)
 - ア 1組担任は、本件事故当時、56歳であり、令和6年度の長浜小学校4年生の生徒指導主任であった。
 - イ 1組担任は、大学を卒業し、平成3年4月から、平成8年3月3 1日まで京都府の高校で、保健体育の教員を務めた。

その後、平成8年4月1日から平成16年3月31日までは、高 知市内の中学校で保健体育の教員を務めた。

そして、平成16年4月1日から令和3年3月31日までの間に、 高知市立の江陽小学校、城東中学校、横浜小学校、秦小学校で教員 を務めた。

1組担任は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までは、 高知市立春野西小学校で教員を務め、6年生の担任や4年生の担任 などを務めた。

1組担任は、令和6年4月1日から長浜小学校勤務となり、本件 事故当時、同小学校4年1組の担任を務めていた。

- ウ 1組担任は、令和6年6月21日、同月28日、同年7月5日に、 南海中学校のプールを使用して行われた長浜小学校4年生の水泳授 業の全てに、4年1組の担任として参加し、授業計画の策定、水泳 指導等を行った。
- (3) 長浜小学校教頭(以下「教頭」という。)
 - ア 教頭は、本件事故当時、52歳であった。
 - イ 教頭は、大学を卒業後、平成16年4月1日から、令和6年3月 31日まで、香南市、室戸市、香美市において、小学校の教員を務 めた。

教頭は、令和2年4月1日から令和6年3月31日まで、香美市 大栃小学校勤務であり、その間、3・4年学級の担任を1年間、5 ・6年学級の担任を2年間務め、その後1年間は、特別支援学級の担任を務めた。

その後、教頭は、令和6年4月1日から、長浜小学校勤務となり、 以後、現在まで、長浜小学校教頭を務めている。

ウ 教頭は、令和6年7月5日に、南海中学校のプールを使用して行われた長浜小学校4年生の水泳授業に参加し、児童の監視等を行った。

(4) 中村仁也

- ア 中村仁也(以下「中村校長」という。)は、本件事故当時の長浜 小学校校長であり、本件事故当時、54歳であった。
- イ 中村校長は、大学を卒業後、平成11年4月1日から、平成29 年3月31日まで、南国市、高知市において、小学校教員を務め た。

また、平成29年4月1日から、令和4年3月31日までは、高知市立高須小学校に勤務し、令和2年4月1日以降は、同校の教頭を務めた。

中村校長は、令和4年4月1日以降、現在まで、長浜小学校校長 を務めている。

ウ 中村校長は、令和6年6月28日に、南海中学校のプールを使用 して行われた長浜小学校4年生2回目の水泳授業に参加し、水泳指 導等を行った。

3 教育委員会

(1) 松下整

- ア 松下整は(以下「松下教育長」という。)、本件事故当時の教育 委員会教育長であり、本件事故当時、62歳であった。
- イ 松下教育長は、大学を卒業後、平成10年3月まで、高知市立中 学校の講師及び教諭として、保健体育等を担当した。

その後、松下教育長は、平成10年4月から平成23年3月まで、 教育委員会学校教育課において、主事、班長、教育企画監を務めた。 松下教育長は、平成24年4月から、令和3年12月30日まで、 高知市立城北中学校、高知市立西部中学校校長を務めた。

ウ 松下教育長は、令和4年1月1日、教育委員会教育長に就任した。 松下教育長の教育長としての任期は、令和4年1月1日から、令 和6年12月31日までであったが、松下教育長は、令和6年10 月16日、教育長を辞職した。

4 長浜小学校及び南海中学校

(1) 所在地等

長浜小学校は、高知市長浜4811に所在し、南海中学校は、長浜 小学校の南方の高知市長浜5235に所在する。

長浜小学校から南海中学校までは、徒歩約4分であり、その距離は、 約290メートルである。

(2) プールの構造等

ア 長浜小学校内のプールは、学校の敷地内に設置され、校舎の南西 側、グラウンドの西側に設置されている。

長浜小学校には、南北25メートル、東西14メートルの広さの 大プールが設置され、その北側に、東西10メートル、南北5メートルの広さの補助プールが設置されている。

大プールは構造上、その最も浅い部分の深さは、1メートルであり、最も深い部分の深さは、1.2メートルである。

補助プールは構造上、深さ0.7メートルである。

その他、各プールの周囲は、フェンスで囲まれており、プールの 南東側には、男女更衣室、便所、足洗場、機械室等が設置されてい る。

イ 南海中学校内のプールは、学校の敷地内に設置され、グラウンド の南東側、校舎からやや南西側に設置されている。 南海中学校には、東西25メートル、南北16メートルのプール が設置されており、東西の25メートル側は、南から北にかけて、 1コースから8コースが設置されている。

南海中学校のプールは、構造上、東西の両端が最も浅く、東西の中央部分が最も深い構造となっており、最も浅い東西の両端部分の深さは、1.2メートル、最も深い中央部分の深さは、1.4メートルである。最浅部及び最深部のプールサイドには、それぞれ1.2メートル、1.4メートルと水深が表示されている。

南海中学校のプールは、南東部分に設けられた階段を用いて、プールサイドに出る構造となっており、プールサイドの南東端には器具庫が設けられ、器具庫上部には、階段を使用して行き来の可能な監視スペースがある。

また、プール南東部分の階段を下りると、通路を隔てて、南側から男子更衣室、女子更衣室の順に更衣室が設けられている。

南海中学校プールの状況を明らかにするため、プールの1階平面 図及び写真を本報告書末尾に添付した。

(3) 本件事故当時の各プール内の設備等

ア 長浜小学校

プールの器具内等には、ビート板62枚、腰ヘルパー5個、浮島 4枚、宝探し用具一式、ロープ付き浮き輪1個、フープ9個の他、 プールフロア(底上げ台)1個が備え付けられ、その他の備品も備 え付けられていた。

プール内からは、校舎の南側に設置されている壁掛け時計が視認でき、プールサイドの鍵付きボックス内には、内外線通話が可能な電話機 1 台が設置されている。

イ 南海中学校

プール内の器具庫等には、ビート板63枚、腰ヘルパー大10個、小15個、浮島5枚などが備え付けられているが、浮き輪、プールフロアは備え付けられていない。

また、プール内には、器具庫内及びプールサイドに壁掛時計があるものの、いずれも故障している。

そして、器具庫内には、内外線通話が可能な電話機1台が設置されている。

第2 争いのない事実経過

- 1 南海中学校とプール授業との関係等(「友は海神に抱かれて」より)
 - (1) 紫雲丸事故

ア 昭和30年5月11日の早朝、濃霧の中、高松港を出港し、宇野港へ航行中の宇高連絡船紫雲丸は、高松沖約4キロメートルの海上で、僚船第三宇高丸からの右舷後方への衝突を受け、その約4分後に沈没した。

当時、紫雲丸には、修学旅行中であった南海中学校の生徒合計 1 1 7 名と、島根県、広島県、愛媛県の3 つの小学校の小学生が乗船していた。

- イ 上記事故により、乗客乗員847名中合計168名が死亡した。 このうち、南海中学校の生徒28名が死亡し、小中学校生の死亡 者は100名を数えた(以下「紫雲丸事故」)という。)。
- (2) プール建設機運の高まり
 - ア 紫雲丸事故により、子供が水泳ができておれば死なずにすんだ、 泳げないと海に飛び込む勇気は出てこない、まず幼い小学生の頃か ら水泳をおぼえさせようとの思いから、学校にプールを建設すると の機運が高まった。

- イ 紫雲丸事故の直後である昭和30年7月には南海中学校の正門横 の校庭に死亡した28名の「遭難記念碑」が建立され、これと同時 進行で長浜小学校のプール建設募金運動も進められた。
- ウ 政府においても、全国の学校にプール設置を目指すとともに、四 国が陸続きになれば紫雲丸の悲劇は二度と起きないと瀬戸大橋建設 に動き出すきっかけとなった。
- (3) 南海中学校及び長浜小学校の取り組み
 - ア 南海中学校においては、上記のとおり、紫雲丸事故の直後に遭難 記念碑が建立されたが、事故から40年後の平成7年5月には、遭 難記念碑が正門の東側に移築され、改装された。

この際、礼拝者が記念碑に向かって礼拝した際に視線の先が遭難 現場に向くよう配慮し、元々西向きだった記念碑の向きを南向きに 変更した。

- イ また、平成24年5月には、紫雲丸事故の展示学習室として、 「吾子たちの部屋」が作られ、「吾子たちの命を未来につなげるために」と、紫雲丸事故を教訓とし、命を大切にする教育が行われて いる。
- ウ そして、毎年5月11日には、遭難記念碑の前で、紫雲丸遭難者 追悼慰霊式が行われているほか、紫雲丸事故の概要や追悼慰霊式の 模様が南海中学校のホームページに掲載されている。
- エ 長浜小学校を卒業した児童の多くが卒業後南海中学校に通うこと から、両校は小中連携校である。

そのため、長浜小学校においても、小学校4年時に、人権教育の 一環として、「吾子たちの部屋」を見学するなどして、紫雲丸事故 についての学習を行う。

そのほか、長浜小学校5,6年生は、毎年5月11日の紫雲丸遭難者追悼慰霊式に参列するなどしていた。

2 南海中学校で水泳授業が行われる経緯等

(1) 長浜小学校のプール給水に至る経緯等

長浜小学校における令和6年度の水泳授業に関し、プール給水やプール浄化装置の保守点検日決定に至る経緯や長浜小学校の準備状況は以下のとおりである。

ア 給水希望日の確認

高知市立学校各校のプールへの給水については、給水により周辺住民の水道利用に影響を及ぼす可能性があるため、上下水道局の許可を得た上で、深夜あるいは早朝に給水作業を行う必要があった。

そのため、教育委員会においては、あらかじめ、高知市立学校各校におけるプールへの給水希望日と、給水日において、深夜あるいは早朝に行う給水栓の開閉作業を機械警備業者に委託することを希望するか否かを把握する必要があった。

そこで、教育委員会学校環境整備課(以下「学校環境整備課」という。)は、高知市立学校長宛てに、令和6年2月16日付けの「プール給水希望日及び給水栓開閉作業の業者委託の確認について(依頼)」と題する文書を送付し、回答期限を同年3月5日と定めて、プールへの給水希望日及び給水栓の開閉作業に関し、業者への委託を希望するか否かの回答を求めた。

これに対し、長浜小学校は、同年3月4日付けで回答した。

その回答内容は、1回目の給水日の第一希望が、5月31日及び6月1日の各午後10時から、第二希望が、6月1日及び6月2日の各午後10時から、2回目の給水の第一希望が、6月28日及び29日の各午後10時から、第二希望が、6月29日及び30日の各午後10時から、給水栓の開閉作業についての業者委託を希望するとの内容であった。

イ プール槽点検に伴う事前調査

教育委員会においては、令和5年11月7日にとりまとめられた 「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書」に基づき、 児童が安全な環境下で水泳授業を実施できるよう、令和6年度から、 業者による定期的なプール槽の点検を実施することとしていた。

そして、プール槽の点検においては、プール本体やプールピット 内部に構造上の劣化や傷、塗装の剥がれ等が無いかなどの点検を行 うことから、点検実施前に、プールの排水や清掃を行う必要があっ た。

そこで、学校環境整備課は、高知市立学校長宛てに、令和6年3月18日付け「令和6年度高知市立学校のプール槽の点検について」と題する文書を送付し、同年3月29日を回答期限と定めて、点検対象校各校で予定しているプール清掃日と水泳授業開始日について回答を求めるとともに、点検対象校に対し、同年4月30日までにプール排水及びプール清掃を完了するよう要請した。

なお、同文書は、翌日付で、プール清掃業務を含めて点検業者に 発注を行うため、後日、学校環境整備課から点検対象校にプール排 水日を通知するとの内容に一部変更されたが、回答を求めた内容に 変更はない。

令和6年度においては、長浜小学校を含め、合計19の小中学校 が点検対象校とされていた。

長浜小学校は、学校環境整備課に対し、プール清掃日を令和6年 5月31日、水泳授業開始日を同年6月4日と回答した。なお、変 更時期は不明であるが、その後、長浜小学校によるプール清掃日は、 同年5月30日に変更された。

ウ プール給水の許可

学校環境整備課は、上記アに関する各校の給水希望日の回答結果 を踏まえて各校の給水日程を調整し、令和6年4月5日付けで高知 市上下水道事業管理者に対し、プールの給水許可申請を行った。 これを受けて、高知市上下水道局管路管理課は、同年4月9日付けで、学校環境整備課に対し、上記許可申請に基づくプール給水を許可した。

上記許可により、長浜小学校の1回目のプール給水日は、同年6月2日及び3日、2回目の給水日は、同月28日及び29日とされた。

エ プール給水日等の決定

教育委員会は、高知市立学校のプール給排水日が決定した場合、 消防上の理由から、日程を高知市消防局に報告する必要があった。

そのため、上記許可を受けた上で、学校環境整備課は、高知市立 学校長宛てに、令和6年4月17日付け『「プール給排水報告書の 提出」及び「プール給排水の注意事項」について』と題する文書を、 プール給排水日程一覧等とともに、その回答期限を同年4月23日 までと定めて送付し、令和6年度のプール槽点検対象校以外の学校 については排水日(プール清掃前の汚れた水を抜く日)及び学校掃 除日の回答を、同プール槽点検対象校については既に回答済みの結 果に基づいて一覧表に記載された学校掃除日が間違いないかの確認 を求めた。

そして、一部の学校とは協議中であったが、同年5月1日、教育委員会は、高知市消防局に対し、同時点での各学校のプール給排水 日等を報告した。

この時点で、長浜小学校プールについては、排水日が同年5月7日、点検時掃除日が同年5月8日、学校掃除日が同年5月30日、1回目の給水日が同年6月2日及び3日、2回目の給水日が同年6月28日及び29日と決定していた。

なお、長浜小学校プールの2回目のプール給水日については、その後、同年7月16日及び17日の日程に変更されたが、本件事故発生後、2回目の給水は中止された。

オ 業者の選定

教育委員会は、高知市立学校各校のプール槽点検業務及びプール の給水栓開閉作業を業者に委託した。

また、学校環境整備課は、令和6年4月23日、高知市立学校を おおむね地域ごとにAからDまでの4つのブロック(各ブロックは 高知市内の14校から16校の市立小中学校が割り振られている) に分けて、各ブロックの学校のプール浄化装置の保守点検業務を委 託する業者を決定するため、指名競争入札を行った。

入札の結果を受けて、教育委員会は、高知市内に本店を置く株式会社に対し、長浜小学校を含むDブロックの小中学校のプール浄化装置の保守点検業務を委託した。

カ 長浜小学校における準備状況等

長浜小学校では、令和6年5月7日にプールの排水作業が実施され、翌5月8日に業者によるプール清掃が行われた。

また、長浜小学校の教職員間においては、同日、職員会が開催された。職員会においては、「水泳指導について」と題した書面が示され、令和6年度のプール授業開始日が同年6月5日であることや、プール槽点検業者による点検日程、学校でのプール掃除日程などが確認されるとともに、主に体育主任である2組担任からの説明により、プール授業の時間割、その他プール授業開始に向けた準備の流れやプール授業に関する注意点などが確認された。

その後、同年5月13日に、プール槽点検業者によるプール槽点 検が実施され、5月30日には、長浜小学校6年生と教職員によっ て、プール掃除が行われた。

この間、同年5月23日には、長浜小学校の教職員間で、「メンター会」が開催され、プールの使用方法や設備等を確認する場が設けられた。

長浜小学校においては、実働1年目から4年目までの若年教員や、新しく当該年度から長浜小学校教員となった新任の教員が、経験のある先輩の教員から教員の実務に関する種々の事項を学ぶ会のことを「メンター会」と呼んでおり、毎年、プールでの水泳授業が開始される前には、「メンター会」の時間を使い、プールの塩素管理などのプールの使用方法、注意事項の確認、器具設備等の確認等を行っていた。

そのため、同日開催された「メンター会」には、1年目から4年 目までの若年教員のほか、4月から新しく赴任した教員らが任意で 出席し、体育主任であった2組担任が主体となって、注意事項等の 確認や器具設備等の確認を行った。

1組担任は、自身の教員経験も長いため、自分はメンター会に出席する必要性が無いと考えたことから、当日、「メンター会」の会議自体には参加しなかったものの、プールの器具設備等の確認に立ち会った。また、教頭は、保護者対応等のため、出席できなかった。そして、同日、長浜小学校は、児童の保護者宛てに「水泳についてのお知らせと事前調査」と題する文書を交付し、6月5日から水泳授業の開始を予定していることを周知し、十分な睡眠と食事をとるなどの注意事項を喚起するとともに、5月31日を回答期限として、水泳授業の参加意向に関する回答を求めた。

その後、6月2日及び3日の深夜から早朝にかけてプールへの給水がなされた。

キ 長浜小学校プール浄化装置保守点検日の決定

プール浄化装置の保守点検作業に関しては、事前に、点検業者と学校長との間で、連絡調整の上、日程を調整するものと点検業務仕様書に定められていることから、原則として、学校長と点検業者間で調整するものである。

そして、プール浄化装置の点検作業は、プールに給水をした状況でなければ実施できないところ、長浜小学校プールへの給水日は、上記のとおり、令和6年6月2日及び3日の両日にかけて行うことが決定されていた。

そのため、長浜小学校と保守点検会社が日程を調整した結果、プール給水の翌日である同年6月4日に、プール浄化装置の保守点検日が決定した(なお、プール槽点検に伴う事前調査の回答では、長浜小学校の水泳授業の開始日は6月4日とされていたが、上記プール浄化装置の保守点検日との兼ね合いで6月5日に変更されたものと考えられる。)。

第3編 プール浄化装置保守点検日以降の詳細な事実経過

第1 プール浄化装置故障の発覚とその後の長浜小学校の検討状況

- 1 プール浄化装置の保守点検作業の実施とその結果
 - (1) 電気系統の不具合発覚と解消

令和6年6月4日(以下、特に年号を記載しない場合は、「令和6年」を指す。)、前日までにプール給水作業が完了していたことから、保守点検会社による長浜小学校のプール浄化装置の保守点検作業が実施された。

上記点検作業により、ろ過機の電気系統の異常が発覚したが、保守 点検会社からその旨の連絡を受けた学校環境整備課は、水泳授業の開 始が翌日に迫っていたこともあり、直ちに緊急対応を決定した。

そして、直ちに、保守点検会社による制御盤の調整と電磁接触器の 交換作業が行われ、同日中には、上記異常が解消し正常に作動するこ とが確認された。

(2) ろ過ポンプ故障の発覚

しかしながら、その後、以下の経過により、ろ過機のポンプが古く なっており稼働しないことが判明した。

同日、中村校長は、外部で開催された校長会に出席後、午後4時ころ、長浜小学校に戻ったところ、未だに点検作業が終わっていないとの報告を受け、自らプールに行き、保守点検会社の担当者に説明を受けるなどして、点検作業の状況を確認した。

保守点検会社の担当者によれば、電気系統の異常が午前中に発覚し、 午前中にこれは解消したものの、今度はポンプ自体が動かないので対 処しているとのことであった。

中村校長は、翌日にプール授業の開始が迫っていたため、その後も 少なくとも1時間程度はプールに残って、点検の様子を見守っていた ところ、最終的には、保守点検会社の担当者から、ろ過ポンプが古く なっているため、異常を解消するにはポンプの部品を取り替える必要 があること、この時点では部品がいつ入手できるかはっきりせず、1,2か月かかる可能性があるため直ちに修理を行うことができないこと、そのため1学期中にプールの授業を行うのは無理ではないかとの説明を受けた。

中村校長は、保守点検会社の担当者に対し、ろ過機を動かさずにプールに固形の塩素を入れてプールを使用できないか提案したものの、 ろ過機が使えないとプール内の水が循環しないため、水質が保てない という回答であった。

この時点で、中村校長は、翌日からの長浜小学校プールを使用しての水泳授業開始が不可能であることを認識した。

- 2 ろ過機故障発覚当日(6月4日)の長浜小学校の対応
 - (1) 6月4日の長浜小学校及び中村校長の対応

ア プール開き中止の決定

上記のとおり、プールのろ過ポンプが故障しており、修理の見通 しが立たないことから、中村校長は、職員室に戻り、残っていた教 職員に対し、ろ過機の状況及び翌日のプール開きは中止になる旨を 説明した。

また、中村校長は、自ら文面を作成した上で、長浜小学校児童の全保護者宛てに、6月4日午後6時16分、「すぐーる」を発信し、プール設備の故障が発覚したこと、その故障がすぐに改善されるものではないこと、翌6月5日のプール開きは中止することなどを連絡した。

なお、「すぐーる」とは、小学校と保護者との連絡手段に用いられる通信アプリであり、長浜小学校においては、学校からの連絡を保護者宛に周知し、同時にこれを教員間に共有する目的で使用されていたものであり、長浜小学校内で中村校長が使用するパソコン等から送信し、保護者らはスマートフォン等でこれを受信して閲覧確認することが可能であった。

そして、中村校長は、ろ過ポンプの故障により、翌日予定されていた長浜小学校での水泳授業ができない旨を学校環境整備課に対し、電話で報告した。

イ 中村校長による代替策の検討

以上のように、中村校長は、翌6月5日からのプール開きの中止 を決定したが、中村校長自身は、学校の授業の中で児童に水泳授業 を行い、児童に泳ぐ力をつけさせていく義務があると考えていた。

また、長浜小学校は、その卒業生の多くが南海中学校に進学するため、南海中学校とは小中連携校であったし、児童が紫雲丸事故について授業で教訓を学び、毎年、追悼慰霊祭に出席するなどしていた。

したがって、中村校長は、長浜小学校が、全国の公立学校のプールで水泳授業が行われる契機ともなった紫雲丸事故の当事者学校である南海中学校のお膝元ともいえる存在であると考えていた。

そのため、中村校長は、長浜小学校の校長として、プールが壊れた程度で水泳授業を中止するわけにはいかず、何らかの代替手段を用いてでも、何とか水泳授業を行いたい、プールの授業をやらせたいとの強い思いを有していた。

そこで、中村校長は、翌日のプール開きの中止を決定したものの、 6月4日中には、直ちに、代替策を考え始めた。

中村校長は、長浜小学校の児童に水泳授業を受けさせる代替策として、具体的に、市営プール、民間プールなどの外部施設の利用を 思案したが、費用面を考え、選択肢から除外した。

また、中村校長は、近隣の横浜小学校、横浜新町小学校のプールを借りることも考えたが、長浜小学校より規模が大きく児童が多いため、プールを借りる時間帯が少ないだろうと考え、選択肢から除外した。

そして、中村校長は、浦戸小学校については児童数が少なく、プールを借りる時間帯が確保しやすく、バスさえ手配できれば授業時間が確保できるということ、一方、南海中学校は、長浜小学校の近隣であり徒歩移動が可能であることに加え、小中連携校でもあるため、協力が得やすいとの理由から、6月4日の夜間には、浦戸小学校と南海中学校の2校にプールを借りる方法に選択肢を絞った。

3 6月5日の長浜小学校の対応1

(1) 代替策の打診と現地確認の準備

翌6月5日、中村校長は、浦戸小学校と南海中学校の校長に電話連絡し、長浜小学校プールのろ過機が故障したため、同校のプール開きを中止したことを説明し、代替策として両校のプールの使用することについて了承を求めた。

この点、中村校長は上記認定に沿う供述をするところ、浦戸小学校校長は、重大事案検証室が実施した聞き取りに対し、6月7日に中村校長からの電話連絡があった旨供述している。

しかしながら、後述するとおり、南海中学校及び浦戸小学校のプールを使用して水泳授業を行うことが決定したのは、6月6日のことであることからすれば、決定前に了承を求める電話連絡を行うのが自然であると考えられるため、中村校長が浦戸小学校に上記電話連絡を行ったのは、6月5日中であったと認める。

両校の校長からはいずれも両校のプール使用を了承する方向の返答を得られたが、南海中学校校長は、中村校長に対し、プール使用の時間のやりくりは行うものの、どの学年の児童が南海中学校のプールで授業を受けられるかなどを判断するため、一旦、南海中学校のプールの現地確認を行うよう求めた。

(2) 現地確認の準備

そして、中村校長は、同日の授業終了後に行われた長浜小学校の 職員会において、同校の教職員らに対し、プールが故障しており今 シーズン使えない可能性が高いため、浦戸小学校と南海中学校のプールを借りて、水泳授業を行うことを視野に入れ、準備を進めている旨を報告した。

この時点までに、中村校長は、学校環境整備課と電話等で連絡を 取り合い、6月5日の放課後、南海中学校に行き、現地を確認する 旨連絡を入れていた。

中村校長は、4年生以上の学年の児童に南海中学校でのプール授業を行うことを念頭においていたため、職員会終了後、4年生の担任でかつ、体育部体育主任である2組担任、5,6年担当の体育部教諭2名の3名に声をかけ、合計4名で、長浜小学校の4~6年生の児童が南海中学校のプールで水泳授業を行えるかなどを判断するため、南海中学校のプールの状況を確認しに行くこととした。

4 6月5日の長浜小学校の対応2 (プールの現地確認)

(1) 現地確認の概要

上記職員会の後、中村校長、2組担任、体育部教諭2名は、南海中学校のプールに行き、その状況を確認した。南海中学校は、南海中学校校長と、南海中学校体育主任教諭の少なくとも2名がこれに対応した。

中村校長ら4名は、体育主任教諭からの説明を受けつつ、南海中学校のプールの更衣室やシャワーの状況、器具庫内の備品、プール全体の構造等を確認した。

その際、中村校長らは、器具庫内に、4年生の児童が使用するに 足りる程度に十分な数のビート板が設置されていることを確認し、 プール授業を行う際にビート板を借りることについて、南海中学校 側の了承を得た。

(2) 水深の確認状況

そして、中村校長ら4名は、南海中学校のプールの水深を確認した。

このとき、少なくとも中村校長及び2組担任は、南海中学校のプールには、水深を示す表示として浅い部分のプールサイドに1.2 メートル、最も深い部分のプールサイドに1.4メートルと記載されているのを確認するとともに、当時、プール内に張られた水が満水ではなかったことを確認した。

その上で、中村校長ら4名は、長浜小学校から持参した白色の棒をプール内に入れ、南海中学校プールの水深の最も浅い場所と深い場所の水が達した棒の部分にペンで印をつけ、南海中学校の水深を確認した。

上記白色の棒について、ペンで印がつけられた高さは、最も浅い部分で98センチメートル、最も深い部分で118センチメートルであり、6月5日時点での南海中学校のプールの水深がおよそ100センチメートルから120センチメートルであったことが確認された。

③ 南海中学校のプール設備に関する教員の印象等

ア 中村校長は、この日プールを確認した際に、南海中学校のプール 内には長浜小学校と異なり、プール槽の南北の側面にプールの底か ら数十センチ底上げされた足場様の側段が設けられていることを確 認し、安心感を覚えた。

また、中村校長は、この時点で、その後、南海中学校のプールの 水深が深くなる可能性があるとは考えていなかった。

イ 一方、2組担任は、中村校長から上記職員会の際、あるいは、それに先だって、4年生から6年生までの学年について南海中学校のプールを使用するとの方向性を聞き、1組担任との間で、「小学校4年生の身長を考慮すると、中学校のプールで水泳授業を行うことは難しいのでは無いか。」という趣旨の会話をした。

その会話をしたこともあり、2組担任は、小学校4年生が中学校のプールで水泳授業を行うのは難しいのではないかという印象を持った上で上記の現地確認に赴いた。

その上で、2組担任は、現地確認に行った際、南海中学校のプールが満水に張られていないことは確認したが、プールの構造上の水深が1.2メートル、1.4メートルと表示されていることを確認し、やはり、小学校4年生が水泳授業を行うのは難しいのではないかという印象を持った。

(4) プール現地確認時の会話内容等

ア 水位調整に関する会話

この点、2組担任は、南海中学校のプールを現地確認した際に、 南海中学校校長から、中村校長に対し、小学生が来る際にプールの水 位を下げようかという提案があったものの、中村校長がこれを断った 旨供述するところ、中村校長及び南海中学校体育主任教諭も概ねこれ に沿った供述をする一方で、南海中学校校長はこれを否定するので、 この点について、詳述する。

この点、既に述べたとおり、南海中学校のプールは構造上、長浜小学校のプールより、最深部及び最浅部ともに20センチメートルほど深いのであるから、満水に水を張った場合には、当然に南海中学校のプールの水深の方が深くなるところ、「小学生が来るときはプールの水深を下げる」という提案を断ったというやりとりの内容は、南海中学校から、プールを借りて授業を行う立場の長浜小学校側に対し、授業についての特段の配慮をするという提案をしたにもかかわらず、長浜小学校側にとって不利な供述内容である。

しかしながら、南海中学校体育主任教諭のみならず、2組担任及び中村校長という長浜小学校関係者がこの会話の存在を認めていることに加え、2組担任は、南海中学校校長の提案を聞いて、「ラッキー

だと思った。」などと、南海中学校の構造上の水深に不安を持っていた自身の心情をふまえ具体的かつ詳細に供述しており、南海中学校校長の供述の存在にかかわらず、上記のやりとりの存在を優に認定できる。

したがって、南海中学校のプールの現地確認の際に、南海中学校校長から中村校長に対し、小学生が授業に来る際に、プールの水位を下げましょうかといった提案がなされたものの、中村校長は、プールを貸してもらえるだけでも負担をかけることになるので申し訳ないという思いや、水位調整は現実的に困難であるとの思いから、その提案をその場で断ったという会話がなされたものと認める。

イ 4年生の授業実施に伴う会話

また、2組担任は、南海中学校プールの現地確認の際、中村校長に対し、4年生はちょっと厳しいかもしれないなどと言い、4年生が南海中学校で水泳授業を行うことは難しいのではないかと伝えた旨供述するが、中村校長はこれに対し、現地確認の際に、そのような会話はなかった旨供述するので、この点を検討する。

この点、南海中学校プールでの4年生の水泳授業実施に不安を覚えたにも関わらず、結果的にこれを実施し、本件事故が発生したという点において、上記会話は、長浜小学校側に不利な会話内容であるにも関わらず、本件事故当日の授業に立ち会った2組担任が自ら上記会話の内容を供述していることに加え、上記の会話の内容は、現地確認前の2組担任と1組担任の会話内容に関する供述にも沿うものであり、2組担任の供述内容は極めて自然で具体的なものである。

一方、中村校長は、この会話はなかったと供述するに過ぎず、その 供述内容は具体性に乏しい。

よって、2組担任の供述から優に上記会話の存在を認定できる。

したがって、南海中学校のプールを現地確認した際に、2組担任が 中村校長に対し、4年生が水泳授業を行うのは難しいのではないかと いう提案を行ったものの、中村校長は、これに対し、教育委員会と相談して決めるなどと答える内容の会話があったものと認める。

(5) 南海中学校で4年生以上の学年が水泳授業を行う方針の決定 ア 長浜小学校プールの水位確認

中村校長ら4名は、上記のとおり、南海中学校のプールの水深を確認後、長浜小学校に戻り、改めて南海中学校と長浜小学校の水深の差異を確認するため、上記の白色の棒を長浜小学校内のプールに入れ、その水深を確認した。

イ 方針の決定

そうしたところ、白色の棒の印をつけた部分の高さが、長浜小学校のプールの最も浅い部分及び最も深い部分の水深とほぼ一致し、 長浜小学校のプールの水深と南海中学校のプールの当時の水深が一 致することが確認できた。

中村校長は、この時点において、南海中学校のプールの水深が長 浜小学校の水深とほぼ変わらないこと、南海中学校のプールの南北 の側面にはプールの底から数十センチメートル上がった側段があり、 児童がこの側段に乗って水泳授業を行うことが可能なこと、ビート 板の数が十分確保されており、これを借りて授業が可能なこと、児 童が徒歩で移動し授業を行うことが可能なことなどの点を考慮し、 長浜小学校の4年生から6年生が南海中学校で水泳授業を行うこと が可能であると確信し、その方向で水泳授業の準備を進めることを 決めた。

教頭は、この時点で4年生の泳力を把握した訳ではなかったが、 教員としてのこれまでの経験から、漠然と、4年生が中学校のプールで水泳を行うことに不安を抱いていた。そこで、教頭は、中村校長が南海中学校のプールの計測を終えて長浜小学校に戻った際、中村校長に対し、4年生も浦戸小学校での水泳授業が可能とならないか確認した。これに対し、中村校長は、水深は小学校とあまり変わ らない上に、浦戸小学校まではバスで移動する必要があるので、4 年生まで浦戸小学校に行くことになると、バスの台数や往復の回数 を増やすなどする必要があり、さらに予算がかかるため難しいので はないかなどと説明した。

教頭は、中村校長の説明を聞き、既に中村校長は、4年生以上を 南海中学校で行うことを決めているとの印象を抱いた。そして、教 頭は、中村校長らが現地の水深を確認したことに加え、予算が問題 となるのであれば仕方がないと考え、中村校長の方針にそれ以上反 対はしなかった。

中村校長は、同日中、あるいは、翌6月6日の午前中には、学校環境整備課の主査補(以下「主査補」という。)に対し、電話連絡を行い、南海中学校のプールを確認した結果、その水深が長浜小学校とあまり変わらない深さであったこと及び1年生から3年生までは浦戸小学校のプールで、4年生から6年生までは、南海中学校のプールを使用して水泳授業を行いたい旨を伝えた。

なお、浦戸小学校の現地確認については、6月中に、長浜小学校 教員によって、別途実施されているが、ここではその詳細は割愛する。

- 5 その後の長浜小学校における検討状況
 - (1) 6月6日以降の検討状況
 - ア 全校朝会での連絡

長浜小学校においては、毎週木曜日に全校朝会が開かれていた。

そこで、中村校長は、南海中学校のプールを確認した翌日の6月6日木曜日の全校朝会において、長浜小学校の児童に対して、4年生から6年生は南海中学校のプールを借りて水泳授業を行うこと、1年生から3年生は浦戸小学校のプールを借りて、バスで移動して水泳授業を行うことを伝えた。

イ 保護者への通知

その後、中村校長は、同日午後1時22分に、主査補から、管理職に報告した結果、1・2・3学年が浦戸小学校、4・5・6学年が南海中学校を使用することで決定した旨のメールを受信し、その後も、主査補との間で、プールを借りて授業を行うための調整を進めた。

そして、中村校長は、自ら、「今年度の水泳授業(プール)について」と題する文章ファイルを作成し、これを添付した上、同日午後3時37分に、児童の保護者及び長浜小学校教職員らに対し、「すぐーる」を使用して送信した。上記「すぐーる」に添付されたファイルには、令和6年度の水泳授業について、1年生から3年生はバス移動により浦戸小学校のプールを使用し、4年生から6年生は徒歩で移動して南海中学校のプールを使用して、実施する旨の記載がなされていた。

また、同添付ファイルには「南海中学校のプールは、水深1.2 ~ 1 .4メートルですが、水を浅く張っているため長浜小学校のプールの深さ(1.0~1.2メートル)とあまり変わりません。尚、細心の注意を払い水泳指導を行いますのでご安心ください。」と記載されていた。

ウ 南海中学校での水泳授業日程等の決定

その後も、長浜小学校、学校環境整備課、浦戸小学校、南海中学校との間で連絡調整が続けられ、6月10日には、長浜小学校での水泳授業の日程が決定された。

そして、6月10日には、長浜小学校から、保護者及び教職員らに対し、「すぐーる」が送信され、浦戸小学校及び南海中学校での 水泳授業の日程、各授業時の集合時刻、移動方法などが通知された。

南海中学校での水泳授業は、給食・昼休み・掃除後の午後の5時間目及び6時間目か、午前中の2時間目及び3時間目の2時間枠

(授業2コマ分)で実施し、各学年4日間、合計8時間の予定で水 泳授業を行う予定とされていた。

また、翌日の6月11日火曜日の午後には5年生の1回目の水泳 授業が予定されており、4年生については、6月21日金曜日の午 後に1回目、6月28日金曜日の午前に2回目、7月5日金曜日の 午前に3回目、7月11日木曜日の午前に4回目が実施される予定 とされていた。

第2 ろ過ポンプの故障発覚後の教育委員会における検討状況

- 1 ろ過ポンプの故障発覚当日(6月4日)の動き
 - (1) 電気系統の異常発覚と対応

長浜小学校のプール浄化装置(ろ過機)の保守点検日は、6月4日に決定していたものの、保守点検日を教育委員会に対し通知するとの規定等は存在せず、上記保守点検日が決定した後も、長浜小学校から学校環境整備課に対し、保守点検日の通知はなく、双方の間で保守点検日は共有されていなかった。

そうしたところ、主査補は、6月4日の日中に、保守点検会社の担当者から電話連絡を受け、長浜小学校プールのろ過機の電気系統に異常がある旨の連絡を受けた。

主査補は、上記連絡を受け、翌日には長浜小学校のプール授業が予定されていたことから、直ちに緊急対応手続の決裁を得るとともに、保守点検会社の担当者にろ過機の電気系統の修理を依頼した。

(2) ろ過ポンプ故障の発覚

ア 点検業者及び中村校長からの連絡

その後、主査補は、南海中学校で漏電が発生していたため、同日の午後2時半ころから外出し、同日午後3時ころから南海中学校において漏電工事への対応に従事した後、午後5時過ぎころか、午後5時近くになって学校環境整備課に戻った。

その後、主査補は、保守点検会社の担当者から、ろ過機の電気系統の故障は直ったものの、ろ過ポンプが動かず、部品の取替えが必要であり、翌日からの水泳授業は実施できないとの電話連絡を受けた。このときには、7月ころには修理ができるかもしれないとのことであったが、修理可能な時期ははっきりしなかった。

主査補は、保守点検会社に対し、直ちに部品の取り替え等に関する見積書の提出を依頼するともに、同課の係長に内容を報告した。

また、間もなくして、中村校長からも主査補に対して、電話連絡があり、前記保守点検会社の担当者と同様の報告がなされるとともに、長浜小学校で水泳授業が実施できないことの代替案として、南海中学校と浦戸小学校で水泳授業ができないかを考えている旨の報告があった。

イ 課内での情報共有

主査補は、プール使用の代替案については、単独で判断できる事項ではなかったことから、中村校長に対し、管理職に報告して、また連絡する旨回答して電話を切った。

学校環境整備課の勤務時間は、午後5時15分までであるところ、中村校長からの電話の時点では既に時間外勤務の時間帯となっていたことから、学校環境整備課長など一部の管理職は既に退庁していた。

そのため、主査補は、係長をはじめ、その時点で同課に残っていた職員との間で、保守点検会社の担当者及び中村校長からの報告内容を共有した。

(3) 松下教育長への最初の報告時期

ア 問題の所在

この点、当時の教育長である松下教育長は、ろ過機が故障し、翌日の長浜小学校のプール開きができない旨の報告について、学校環境整

備課から、時間は不明であるものの、6月4日中に報告を受けた旨供 述するので、松下教育長への最初の報告時期について、検討する。

イ 松下教育長の供述内容

松下教育長は、最初の報告時期について、次のとおり、供述する。

6月4日の遅い時間に報告を受けた、当日は、午後3時半から午後5時まで、高知市内のホテルにおいて、姉妹都市委員会の会議に出席し、その後、午後5時半から、同所での懇親会に出席し、飲食をしたが、会議自体は午後5時までかからずに終了しているはずであるため、その終了後に庁舎に戻った際や、あるいは、懇親会終了後に、荷物を取りに戻るなど、庁舎に戻った際に、最初の報告を受けたと思うとのものである。

ウ 松下教育長への最初の報告時期

この点、確かに、6月4日当日の松下教育長のスケジュールには、 午後3時半から午後5時まで、高知市内のホテルにおいて、令和5年 度姉妹・友好都市委員会合同総会、午後5時半から午後7時半までは、 同委員会の懇親会の予定が記載されており、松下教育長が、これらに 出席した事実は認められる。

また、予定表に記載されているのはあくまで予定であり、松下教育長の行動結果を示すものではないことから、松下教育長が供述するとおり、委員会が予定時間前に終了するなどして、松下教育長が庁舎に戻ることや、懇親会出席後に一旦庁舎に戻ることもあり得ないとは言い切れず、松下教育長がこれらの会合の後に、庁舎に戻った際に、最初の報告を受けた可能性は存する。

しかしながら、教育長である松下教育長への報告や協議は、学校環境整備課長ら管理職が同席するのが通常であり、課員が独断で報告等を行うとは考え難いところ、上記のとおり、主査補が、中村校長から、ろ過機故障等の連絡を受けた段階では既に正規の勤務時間である6月4日午後5時15分は過ぎていた上、学校環境整備課長は、同日午後

5時20分に、同課の副参事は、同日午後5時27分には既に退勤している。

したがって、時間外に中村校長からの報告を受けた副参事や学校環境整備課長が退勤時刻までの間に、課員を伴って、松下教育長への報告を完了するとは考え難く、姉妹都市委員会の会議終了後、一旦、庁舎に戻った松下教育長に最初の報告を行ったとは考えられない。

したがって、松下教育長が最初の報告を受けたとすれば、姉妹都市 委員会の懇親会終了後しか可能性はないものと考えられる。

しかしながら、そもそも主査補及び学校環境整備課長の供述内容に も、6月4日中に松下教育長への報告を行った旨の供述内容は存在し ない。

また、松下教育長が、懇親会終了後に一旦庁舎に戻った際に、長浜小学校のプールが故障し、翌日のプール開きができないとの報告を受けたのだとすれば、特異な状況であるから、具体的なエピソードや心情等が存すると思われるところ、松下教育長の供述にはそのような具体性は認められない。

そして、教育委員会においては、令和6年度の長浜小学校のプール授業を南海中学校等で行うことに関する松下教育長への報告・協議についての客観的資料も存在せず、その他6月4日中に松下教育長への報告がなされた事実を裏付ける証拠資料は一切存在しないことなどを考慮すれば、同日中に、松下教育長への最初の報告がなされたとは認められない。

よって、以下に述べるとおり、松下教育長への最初の報告は、翌日 の6月5日以降になされたものと認める。

- 2 6月5日及び6月6日の検討状況
 - (1) 証拠資料について

ア 予定表の記載内容

まず、学校環境整備課長及び課員と松下教育長との間の協議については、松下教育長及び学校環境整備課長の当時の予定表にも長浜小学校プールに関する協議等の予定は記載されていない。

イ 記録資料の不存在

また、教育委員会においては、令和6年度の長浜小学校のプール 授業を南海中学校及び浦戸小学校で行うことに関する協議内容を記録した書面や、協議を経た上決定した事項を示す松下教育長の決裁 書類等の書類は一切作成されていない。

しかしながら、本件における証拠から総合的に判断すれば、学校 環境整備課及び松下教育長の間で、6月5日から6月6日にかけて、 以下のとおり、少なくとも二度にわたり、中村校長からの報告を受 けて、報告及び協議がなされたことは明らかである。

(2) 6月5日の検討状況(松下教育長との協議状況)

ア 学校環境整備課内での協議

学校環境整備課は、6月5日午前9時から午前9時半、及び午前9時半から午前10時にかけて、教育長室において、学校環境整備課長を含む課員と松下教育長との間で、他の小学校のプール及びグラウンドの件について、打ち合わせが予定されていた。

そのため、学校環境整備課においては、この打ち合わせと併せて、 松下教育長に対し、長浜小学校のプール授業に関する状況を報告し、 協議を行う必要があったため、午前9時からの打ち合わせに先立っ て、課内で、長浜小学校のプールに関する対応を協議した。

同課内での協議においては、固形の塩素を長浜小学校のプールに 入れて水泳授業を行うこと及び水泳授業を2学期にずらして対応す るという2つの案が出たことから、学校環境整備課長及び課員が松 下教育長に報告するとともに、これと併行して、主査補から、中村 校長に対し、上記2つの案を提案するという結論となった。

イ 松下教育長への報告と中村校長の意向確認

そして、学校環境整備課長及び課員らは、6月5日の午前中には、 一旦、教育長室において、松下教育長と面談し、松下教育長に対し、 長浜小学校のプールがろ過ポンプの故障により使用できなくなり、 修繕を依頼していることなどを報告し、長浜小学校との間で対応を 協議している旨報告した。

主査補は、これと併行して、中村校長に対し、電話連絡を行い、 固形塩素を入れる方法により対応できないか、水泳授業を2学期に 延ばすことで対応できないかという2つの案を提案した。

しかしながら、中村校長は、固形塩素での対応については、ろ過ポンプ故障発覚時に既に保守点検会社の担当者から、ろ過機が使えないと水が循環せず、水質が保てないので水泳授業は無理であると指摘を受けていたことなどから、固形塩素を投入する方法で水泳授業を行うことは困難であると考えていた上、水泳授業を2学期にずらすことについては、行事などの関係で忙しい2学期に更なる負担を教員に課すことになってしまうことなどから、選択肢にならないと考えていたため、主査補からの提案を即座に断った。

また、この電話の際、中村校長は、主査補に対し、再度、浦戸小学校と南海中学校で水泳授業を実施する方向で進めたい旨を話し、そのため、6月5日の放課後に南海中学校のプールの現地確認を行う予定であることを報告した。

ウ 現地確認の結果を受けて判断すること

上記中村校長の報告を受け、学校環境整備課においては、中村校 長ら長浜小学校の教員らが南海中学校のプールを現地確認した結果 をふまえて、最終的な判断を下すこととなった。

そこで、主査補は、中村校長に対し、6月5日午後3時41分に、メールを送信し、南海中学校を訪問した上で長浜小学校のどの学年までが南海中学校で水泳授業を行う方針となるのかについて、6月5日中、遅くとも6月6日午前中までに報告するよう求めた。

なお、松下教育長は、6月5日午前中には、長浜小学校側が同日の午後には南海中学校に現地確認に行くとの報告を聞き、現地確認の結果を受けて判断すると提案した旨供述しており、学校環境整備課長もこれに沿う供述をしていることから、中村校長の上記報告を受け、学校環境整備課において、同日中に、松下教育長に対し、中村校長ら長浜小学校教員が南海中学校のプールの現地確認を行う旨を報告し、松下教育長の了承を得た上で上記メールが送信された可能性はある。

(3) その後の経過(南海中学校で水泳授業を行うとの決定)

ア 中村校長からの報告

中村校長は、6月5日の夕方以降か、翌6月6日の午前中の早い 段階には、主査補に対し、電話連絡し、現地を確認した結果、南海 中学校のプールの深さは長浜小学校とそんなに変わらなかったので、 学校としては、1年生から3年生は浦戸小学校に行き、4年生から 6年生は南海中学校に行って水泳授業を行いたい旨を報告した。

なお、この報告の際、中村校長から、主査補に対し、南海中学校のプールの具体的水深に関する言及はなく、長浜小学校の水深とそんなに変わらないので4年生から6年生までは南海中学校で水泳授業が可能である旨の説明であった。

イ 方針の決定

中村校長からの上記報告を受け、学校環境整備課内で一旦協議を した上、6月6日の午前中には、学校環境整備課長及び主査補らの 課員が教育長室において、松下教育長に対し、報告・協議を行った。

学校環境整備課は、松下教育長に対し、南海中学校のプールの水深が長浜小学校とそんなに変わらないため、1年生から3年生は浦戸小学校に、4年生から6年生は南海中学校で水泳授業を行いたいとの方針であり、固形塩素の投入や日程をずらすという選択肢はない旨を報告し、松下教育長と方向性について協議をした。

そして、上記報告を受け、松下教育長は、中村校長が提案した長 浜小学校の児童のうち1~3年生が浦戸小学校、4~6年生が南海 中学校で水泳授業を実施するという方針を了承した。

ウ 方針決定に関する協議内容

上記方針を了承するまでの協議内容は、教育委員会において、長 浜小学校のプールが使用できないことを前提として、その対応策を 教育委員会において一から検討するというものではなく、南海中学 校のプールの深さは長浜小学校のプールの深さとそんなに変わらな いので南海中学校で4年生から6年生の水泳授業を行いたいという 中村校長の提案に関し、これを了承するか否かの視点で行われたも のであった。

また、上記中村校長の提案を前提として判断を下したものであり、 教育委員会において、自ら、南海中学校のプールの現地確認作業を 行って具体的水深を確認する作業や、プールの図面等で南海中学校 のプールの構造上のプール槽の深さを確認する作業などは行われて いない上、南海中学校のプールの水深が6月5日当時より深くなる のではないかという可能性を視野に入れた議論はなされなかった。

その他、本件の証拠資料を総合しても、上記判断を下すにあたり、 教育委員会において、長浜小学校の児童の身長等の体格を確認する 作業等が行われたとも認められない。

上記のとおり、松下教育長の了承を得て、主査補は、中村校長に対し、6月6日午後1時22分にメールを送信し、教育委員会として、1年生から3年生は浦戸小学校のプールで、4年生から6年生は南海中学校のプールを使用して水泳授業を実施することが決定した旨を連絡した。

エ 松下教育長の誤信

上記のとおり、教育委員会として、長浜小学校の1年生から3年 生までは浦戸小学校のプールを使用し、4年生から6年生までは南 海中学校のプールを使用することを了承し、これを対外的に長浜小学校に伝達した。

しかしながら、松下教育長は、本件事故発生当日の7月5日に至るまで、南海中学校のプールを使用して水泳授業を行っていたのは、 長浜小学校の5,6年生のみだと誤信していた。

第3 本件事故当日までの南海中学校での水泳授業の状況

- 1 4年生第1回水泳授業実施前の状況
 - (1) 教職員の配置の増加

南海中学校プールを使用しての4年生の第1回目の水泳授業は、6 月21日午後に予定されていたが、これに先立って、6月11日の午後に5年生の第1回目の授業が行われ、6月14日の午前に5年生及びたんぽぽ学級の水泳授業が行われた。

なお、当初、6年生の第1回目の水泳授業は、6月19日午後に予定されていたが、同日が4年生から6年生までが参加するクラブ活動日であったことが判明し、授業予定を7月12日午後に変更した結果、6月24日午後に第1回目の授業を行う予定となった。

4年生から6年生が南海中学校で水泳授業を実施することが決まった後、予定外で中学校のプールを使うため、授業に参加する教員を1名追加し、常に、3人体制で授業中の指導や監視を行った方が良いとの考えから、長浜小学校においては、南海中学校で水泳授業を実施するにあたり、各学年2クラスの担任に加えて、プラスワンとして、もう1名の教員が授業に同行することを決定した。

そこで、南海中学校での水泳授業が開始される前の段階で、長浜小学校の教員間において、南海中学校での各学年の水泳授業にプラスワンとしてどの教職員が参加するかを記載した予定表が共有されていた。

中村校長は、元々、6月14日午前の5年生2回目の水泳授業に参加することが予定されていたが、それ以外にも6月11日午後の5年生1回目の水泳授業や、6年生の1回目の授業にも参加した。

(2) 水深の変化とこれに対する対応の有無

ア 水深の変化

高知市においては、6月8日に合計21ミリ、6月9日には、合計93.5ミリの降水量を観測した。

その影響からか、中村校長は、6月11日に5年生1回目の水泳 授業に同行した際、プールの現地確認を行った6月5日当時の水深 と比べ、水深が相当程度深くなり、水位が上がっているものと認識 した。

この点、5年生体育部教諭は、同日の1回目の授業、及び6月1 4日に行われた5年生の2回目の授業の際には、6月5日に確認し たときの水深とあまり変わらなかった旨供述するが、上記のとおり、 6月9日までに100ミリ以上の雨が降っていることなどからすれ ば、6月11日時点では、6月5日時点より相当程度水深が深くなっていたものと認める。

イ 水深への対応

本件に関する証拠資料を総合しても、6月11日以降、本件事故発生当日である7月5日までの間に、長浜小学校の教職員間において、南海中学校の水深が深くなっているという事実が職員会等の機会を通じて、共有されたとは認められず、深くなった水深への対応策が協議されたという事実は認められない。

また、本件事故当日に至るまでの間に、長浜小学校が、南海中学校に対し、水深が深くなった理由や給水予定の確認を求め、あるいは、南海中学校との間で深くなった水深に対する対応策を協議したという事実も認められない。

ウ その他の事情

また、南海中学校においては、6月12日か13日、及び、6月 17日か18日には、プールへの追加給水がなされた。

6月19日には、南海中学校のプールを使用して、長浜小学校の 4年生から6年生が参加するクラブ活動の一環として、水球が行わ れた。

2組担任は、水球に参加した小学校4年生の児童が他の児童と、深かった、ちょっと怖かった、などと話しているのを聞き、水球に参加した児童に直接感想を確認したところ、深かったけど、水球は楽しかったという感想を聞いた。

一方、4年生に先立って実施された5年生の2回の水泳授業においては、特段、危険な場面はなかった。

2 長浜小学校4年生第1回水泳授業の状況

(1) 参加人数と授業計画の内容

ア 参加人数・天候等

長浜小学校4年生の第1回目の水泳授業は、予定通り、6月21日の午後の5時間目及び6時間目に実施された。この授業には、事前に予定表を共有し、分担を決めたとおり、4年生の担任である1組担任及び2組担任に加えて、養護教諭が参加した。

当時、4年1組には21名、4年2組には20人が在籍していたが、少なくとも、1組の児童①は授業に参加しておらず、2組の児童②が欠席であったため、授業に参加した総数は、多くとも39名であった。

6月21日の高知市の昼の天候は、晴時々雨後曇であり、当日 の最低気温は、18.9度、最高気温は、28.6度であった。

また、高知市では、同日早朝にかけて合計25ミリの降雨量が観測された。

イ 授業計画

第1回目の水泳授業に先立ち、4年生の担任である1組担任と2 組担任は、互いに話し合い、授業計画を立てることとしたが、3年 生時の担任は両名とも転勤していた上、3年生時の担任からの引継 事項には、そもそも、水泳や泳力等に関する引継ぎ事項はなかった ことから、1組担任及び2組担任両名とも、水泳授業開始前には、 4年生の各自の泳力を把握できてはいなかった。

そのため、1組担任及び2組担任は、面かぶりクロール、クロールができるようにしたい、浮くことも大事であるなどと互いに意見を出し合いながら協議を進め、4年生全体の泳力を把握するという目的も持ちながら、第1回目の授業内容を計画し、これを手書きのメモでまとめる形で決定した。

1組担任及び2組担任が計画した第1回目の水泳授業は、概略、以下の内容であった。

すなわち、①体操、②シャワー、③水慣れ、④水中で頭まで浸かる、⑤ボビング(ここでは、水の中に顔をつけて、水の中で息を吐ききり、水上に顔を出して、口でいっぱいに空気をすう動作を指す。)⑥浮き(だるま浮き、くらげ浮き、大の字浮き)、⑦け伸び、⑧ビート板ばた足、⑨ビート板を使ってのクロール、⑩宝探しという種目について、授業2時間分を使って行う予定であった。

授業中の休憩時間は元々予定されておらず、児童の様子を見なが ら適宜休憩する予定であった。

なお、計画段階では、ビート板ばた足の部分がけ伸びばた足であり、希望する者がビート板を使用する計画だった可能性や、ビート板ばた足の前にけ伸びばた足の計画があった可能性もある。

また、宝探しの前に、プールの南北方向にビート板を使わずに泳ぐという種目が入っていた可能性もある(1組担任の1回目のメニューに関する言い分だとそうかもと。)。

また、1組担任及び2組担任は、上記の授業計画を作るにあたって、児童に対する注意事項も併せて確認し、指示をよく聞く、指示を聞かない場合には授業をストップすることがあるなどの諸注意を行ってから、第1回目の授業を行うことを確認し合った。

上記の授業計画の手書きのメモについては、第1回目の授業終了 後、授業が予定通り進まなかったことに加え、第2回目以降グルー プ分けをして授業を行うこととしたことから、その後、廃棄された。

(2) 6月21日の授業当日の南海中学校への移動状況

ア 集合時の人数確認

授業当日、昼休みと掃除を終えた後に、4年1組及び2組の児童 たちは玄関前のピロティと呼ばれるスペースに集合した。

2組担任は、2組の児童をピロティに早く来た者から順に先頭から、男女各1列で2列に並ばせた上、2列の間を通りながら、児童の肩を触って人数確認を行い、2組の人数が揃っている旨1組担任に報告した。

1組担任は、1組の児童を身長の低い者を先頭に男女各1列の2 列に並ばせ、児童ら自身に全員いるかを相互に確認させて、児童から来ていない児童はいないとの報告を受けた。

イ 南海中学校への移動

その後、養護教諭とともに長浜小学校から南海中学校に向けて徒歩で出発した。

南海中学校に到着後、児童たちはプールの更衣室で着替えを済ませてプール内に集合し、1組担任と2組担任は、体育館の更衣室で着替えをして、プールに集合した。なお、養護教諭は、この日は着替えをせず、到着後、そのままプールで待機していた。

(3) 水泳授業の導入部分の実施状況

ア 6月21日当時のプールの水深

上記のとおり、南海中学校においては追加給水が行われていた。また、高知市内においては、6月17日に6.5ミリ、6月18日に80ミリ、6月20日に8.5ミリの降水量があった上、6月21日には、深夜から午前中にかけて、合計25ミリの降水量が観測された。

これらの影響もあってか、プール到着後、1組担任及び2組担任 は、プール内の水深が6月5日に現地確認時と異なり、ほぼ満水に なっていることを認識した。

イ プール入水前の導入部分の概要

4年生第1回目の水泳授業においては、授業開始後、概ね、プールに入水する前の導入部分として、以下の①~③の内容の活動がなされた。

すなわち、1組担任と2組担任は、①児童に対し、それぞれの立場から、水泳授業は命の危険も伴うものであることから、まずは先生の指示をしっかり聞くこと、静かにするときは静かに、活動するときは活動して、静かにするときはしっかりと先生たちの指示を聞くこと、プールサイドを走ったり、プールにいきなり飛び込むなどやっていけないことをやったときはプールから上がらせたり、授業を止めることもあること、プールの水深が1.2メートルから1.4メートルあり、プールの構造上真ん中にいくほど深くなるため、プール全体に広がらず、できるだけ東側を使って、泳ぎが苦手な児童や、身長が低い児童はプール東側のプールサイドの壁に近いところにいていつでも壁がつかめるようにしてほしいこと、などの注意事項を説明した。

さらに、②4年1組の児童をプール南側のプールサイドに1列に、 2組の児童をプール北側のプールサイドに1列に並ばせたうえで、 各組から数名ずつの体育係及び体育当番がプール東側のプールサイ ドに出て、体育係、体育当番の指示に従い、児童に体操をさせる、 ③児童たちを各組及び男女ごとに分けてシャワーを浴びさせるといったことを行った。

なお、体操については、4年1組の令和6年度1学期の体育係である凰汰さん及び児童③の2名と、2組からの日替わりの体育当番数名が、東側のプールサイドに出て、体操の指示をした。

ウ プール入水前の導入部分の活動順序等

この点、上記①ないし③の順番及び①の説明方法について、2組担任は、②→③→①の順であり、シャワーを浴び終わった児童を東側のプールサイドに集めて座らせ①の説明を行った旨供述する一方で、1組担任は①→②→③の順であり、南北に各組に分かれて並んだ児童に対し、東側のプールサイドから①の説明を行った旨供述し、その認識に食い違いが生じているので、以下検討する。

この点、当日は、4年生の第1回目の水泳授業であり、上記①~ ③の活動後、児童らは本格的に入水を開始したものであるから、上記①の注意事項の伝達は、水泳授業を開始するにあたり、児童らに水の危険性等を再認識させるとともに、これから始まる水泳授業に対する集中力をより高める目的で行われたものと考えられる。

そして、上記目的に照らせば、授業冒頭に注意事項の伝達を行う 方法に比し、本格的に入水する直前のシャワー直後に、児童に注意 を喚起する方法が注意喚起の時期としてより効果的であると考えら れる。

また、各クラスの児童を南北のプールサイドに一列に並べた上で、 教員が東側のプールサイドから注意事項を伝達するという方法では、 西側に位置する児童らに注意事項の声が届きにくい可能性があるこ とからすれば、児童らを東側のプールサイドという一か所に集めた 上でより教員から近距離に位置させた上で注意喚起を行うという注 意方法が上記目的に照らし、より自然で合理的である上、より効果 的であると考えられる。 さらに、2組担任は、児童たちは普段以上に真剣に聞いている様子だったなどと、話を聞いているときの児童たちの様子を具体的かつ詳細に説明しており、その供述内容は具体性を有する。

その上、南海中学校では、プールの東側にシャワーが設置されていることからすれば、体操時、南北のプールサイドに整列していた児童たちが一旦シャワーを浴びるため、東側のシャワーに移動し、その後、東側のプールサイドに集まって話を聞くという児童らの行動順序や導線は、南海中学校のプールの客観的構造とも符合し、自然なものである。

以上のとおり、当日の注意喚起の目的に照らせば、1組担任供述 に比し、2組担任供述の内容がより自然で合理的な内容であると評 価できる。

よって、2組担任の供述するとおり、②体操の後、③児童たちが順番にシャワーを浴び、その後、①東側のプールサイドに児童らを集めて座らせた上で、注意事項の説明がなされたものと認める。

(4) 水慣れから浮きまでの実施状況

ア 児童の整列とバディの確認

上記の導入部分を終えた後、1組担任と2組担任は、1組の児童をプール北側、2組の児童をプール南側のプールサイドに1列に並ばせた。並び順については、男女の区別なしに、身長の低い者から浅い東側から順に並ぶよう指示するとともに、泳ぎが苦手な児童や深い位置が怖い児童はできる限り東側に位置するように指示がなされた一方、背が低くても泳ぎが得意な児童については水深が深い真ん中の方に並んでも構わないという指示がなされた上でのものであった。

児童を各組1列ごとに南北のプールサイドに整列させた後、1組担任は、児童に、浅い方に並んだ者から順番に、2人ずつのバディを組ませた。バディの確認方法については、お互いを指さしてバデ

ィと呼称して確認するとか、お互いの手をつないだ上バディと声を 出して確認し合うなどの特別の確認動作はなく、バディを組んだ隣 り合った 2 人がなんとなく近づいてくっつきあうという形のもので あった。

また、バディを組む際には、バディを組んだその2人組がお互い にどのような役割をするかなどの具体的な説明はなされなかった。

バディを組んだ時点において、凰汰さんは、南側の1組の列におり、その一番東端の最も浅い部分に位置していた。

この後、行われる水慣れ、ボビング、浮き、け伸びという動作は、 基本的にこのとき整列した状態を維持したまま、入水し、各動作が 行われた。

イ 水慣れ

そのうえで、児童に足をプール内の水に浸けるように座らせて、 手で頭や顔、上半身などに水をかけさせる水慣れを行わせた。以降 の授業の指示説明等は、基本的には1組担任が行ったものであるが、 当日の水慣れに関する指示部分について、2組担任は、1回目の授 業の水慣れの部分は、自身が指示をしたかもしれない旨証言する一 方、1組担任はこれを否定するので、以下、検討する。

この点、2組担任は、長浜小学校のプールでの水泳授業については、近隣住民の苦情があり、指示者が声を出す際に向く方向が決まっており、笛などの鳴り物は使用禁止になっていたことから、教員は、できる限り指示に声を発さず、ジェスチャーで行うなどしていたため、そのような長浜小学校方式を令和6年度に赴任してきた1組担任に対して示すために水慣れに関し、ジェスチャー等を用いて児童に指示したと説明している。

確かに、2組担任は記憶が曖昧であることを前提に上記供述をしている上、1組担任も2組担任による指示を否定するものの、長浜小学校の水泳授業に対する苦情の存在や指示方法に制約があること

自体は、5月23日に行われたメンター会でも説明がなされている 事項でもあるから、令和6年度に新たに赴任した1組担任に対し長 浜小学校の授業の進め方を示すという理由付けも納得できるもので ある。

その上、2組担任の上記供述は、そもそも2組担任が上記体験をしていなければ供述し得ない内容であることからすれば、2組担任が供述するとおり、水慣れに関する指示を2組担任が行ったものと認定するのが相当である。

以上より、児童をプールサイドに座らせ、足をプール内の水につけさせた状態で、2組担任が、プールサイドから、手で頭、顔、お腹などの上半身に水をかけるジャスチャーを用い、小さな声で指示をするなどして児童に指示し、児童に水慣れを行わせた。

そして、以後の指示は、基本的に1組担任が行った。

このときの教員らの位置関係は、3名ともプール東側のプールサイドにおり、基本的には、南北の真ん中付近に1組担任が、1組寄りの北側に2組担任が、2組寄りの南側に養護教諭が位置していたが、水慣れの指示を行う際には、2組担任は、東側のプールサイドの南北真ん中付近から指示を行った。

ウ 児童及び教師の着用品等

令和6年度の水泳授業を通じ、児童の大半は、ゴーグルを着用していた。

1組担任は、令和6年度の水泳授業全体を通じ、自身の腕時計を 腕に着用し、あるいは、水に入るときにはプールサイドの確認しや すい位置に腕時計を置くなどして、水泳授業全体の時間を管理した。

なお、1組担任の供述によれば、第1回目の授業については、笛を持参していたものの、授業の各種目の間等を区切る際に笛で指示することはしておらず、浮きの際に10秒経過したことを知らせるためなどに笛を使用したとのことである。

エ 入水から浮き動作

その後、1組担任の指示により、各組の児童らはそれぞれ南北の プールサイドから後ろ向きにプール内に入水し、プール槽南北の側 面にある側段の上に立って、児童同士で水を掛け合ったりした後、 プールの底に立って頭まで水に浸かる動作を行った。児童の中には、 このとき「深い」などと声を上げる児童がいた。2組担任は、児童 がプール内に入水するタイミングでプール内に入水し、北側の2組 側の動きを確認していた。

しかし、このプールの底に立って、頭までつかるという動作の際、2組担任は、プール南側の一番東端にいる風汰さんが、足がプール底まで届かないかもといった声をあげているのを聞いた。2組担任が様子を確認すると、他の児童らが頭まで水に浸けたりしている状態であったが、風汰さんは、水の中に頭を浸けようとするものの浸けられない状態であった。そこで、2組担任は、2組側をみていたものの、南側の東端にいた風汰さんのもとに行き、一度頭まで浸けてみないと深さも分からないのでやってみようなどと言い、風汰さんに自ら頭まで浸けるように促したが、風汰さんは自分で側段から降りて水中に頭を浸けることができない様子であった。

そこで、2組担任は、凰汰さんと向かい合わせに立った上で、前側から両手で凰汰さんの両脇を持ち、1回プール底に足をつけてみよう、息を吸って止めようなどと声をかけた上、せーのという感じで一緒に、凰汰さんの足がプール底につくところまでもぐり、足がついたと思われる時点で、凰汰さんの体を引き上げた。このとき、2組担任は、水中で凰汰さんが目をつぶっているのを確認し、凰汰さんの足がプール底についたと思われる時点で、凰汰さんの頭が水面よりも下になっているのを確認した。そこで2組担任は、側段を下りてプール内に入ると凰汰さんの顔が水上に出ないということを

凰汰さんと確認し、凰汰さんに対し、絶対に東側のプールサイドの 方にいるようにと確認し合った。

その後、1組担任の指示で、児童たちは、ボビングを行った。

この長浜小学校4年生の水泳授業におけるボビングと呼ばれる動作は、水の中に顔をつけて、水中で、ぶくぶくと泡が出るくらいできる限り息を吐き、水面上に上がったときに口を開いて息を吸うという動作を指すものであり、連続でこれを10回やるなどという指示の下に行われたものであった。

児童の中には、つま先立ちでこの動作を行うものもいれば、顔を水中につけた際に足がつかない児童の場合には、水中に顔を浸けた後にプールの底を足で蹴って顔を上げてこの動作を行う(いわゆるボビングジャンプと呼ばれる動作)者や、プールサイドに手を掛けた上で水の中に顔を浸けてこの動作を行うものもいた。

このときまで、2組担任はプール内に、1組担任は東側のプールサイドに位置し、養護教諭は、プールサイド南側の真ん中よりやや西側に位置して、プールサイド真ん中より西側に児童らが行かないよう注意していた。

次に、児童たちは、だるま浮き、大の字浮き、くらげ浮きといった浮きの動作を行った。浮きについては、息をたくさん吸って肺に空気を入れて10秒浮くことを目標とし、各浮きの動作を1組担任が口頭で説明した上で、各浮き方10秒ずつを2セットくらい行った。

1組担任は、全体的に10秒呼吸を我慢することができない児童 が多いという印象を持った。

また、1組担任は、風汰さんがあまり上手に浮けておらず、10 秒浮けていないという印象を持ったが、浮くことができているか、 沈んでいるのか明確に把握できていなかった。

(5) け伸びの実施状況

ア け伸びの際の位置関係

その後、児童らは、1組担任の指示に従い、け伸びを行った。

その際の位置関係は、浮きまでと同様、1組の児童が南側、2組の児童が北側におり、2組担任は、プール内の北から3コース目の東のプール壁から数メートルくらい西に寄った地点あたりであった。他方、1組担任は、東側のプールサイドにおり、養護教諭の詳細な位置関係は不明であるが、1組の児童たちがいる南側のプールサイドにいたものと推測される。

イ け伸びの実施状況

上記の状況で、1組担任は、東側プールサイドから、南北のプール槽側面の側段に児童を立たせた上で、足でしっかり後ろの壁を蹴るなどと指示し、1組担任の声による合図により、1組の児童は南側のプールサイドから、2組の児童は北側のプールサイドから一斉にスタートする形でけ伸びを2本程度実施した。

1組担任は、け伸びで児童らがプールの南北の真ん中辺りまで到達するかと予想していたが、児童たちの中で、向かいのプールサイドまで到達する者はおろか、南北の真ん中辺りまで到達する者もいなかった。

むしろ、多くの児童が、壁を蹴るものの、手足を伸ばし体が浮く 姿勢になる前にすぐに足をプール底につけるような感じであり、水 中に一旦顔を沈めて壁を蹴る動作を行えず、プールサイドを持った まま壁を蹴りそのまま水中に倒れるような形のやり方となっていた。 また、最も東側のプール壁に近い児童らは、壁を蹴ってスタートす るや東側のプール壁にすぐ掴まるような状態であった。

これらの様子を見た1組担任は、け伸びができておらず、泳ぎが 苦手な児童が多いという印象を抱いた。

一方、2組担任は、主に北側の2組の様子を確認していたが、2 組の列の東端の位置では、児童④がけ伸びを実施していた。 2組担任は、児童④がけ伸びで水に入った途端すぐに東側プールサイドの壁につかまるなどし、け伸びを終えて北側のプールサイドに戻る際も、東側のプールサイドの壁を伝いながら北側のプールサイドに戻っている姿を目撃し、児童④は一番浅い、壁に近いところに位置させなければいけないと認識した。

け伸びの後、足がついた児童たちは、泳ぎながらあるいはぴょん ぴょんとジャンプして歩きながら、元いた位置に戻っていた。

(6) け伸びばた足及びビート板ばた足の実施状況

ア 種目の内容について

まず、け伸びの次の種目について、2組担任は、ビート板を持ってばた足をしながら進む「ビート板ばた足」をした旨供述する一方で、1組担任は、け伸びでスタートして、前への推進力が弱まってからばた足で進む「け伸びばた足」を行った旨供述し、若干両名の認識に食い違いが生じている。

この点、後述するとおり、この種目中にビート板を持たない状態で2名の児童が溺れかかっていることからすると、当初はビート板を使わない種目が実施されたと考えられ、け伸びばた足が実施されたものと考えられる。この点、1組担任は、け伸びばた足を実施する際、泳ぎの苦手な児童はビート板を使用してもよいと指示していたと供述していることから、け伸びばた足の実施中に多くの児童がビート板を使用した結果、途中でビート板ばた足のような種目になってしまったものと考えられる。したがって、1組担任及び2組担任両名の供述は矛盾するとまでは評価できず、同種目は、け伸びばた足とビート板ばた足を行う児童が混在した種目であったものと認める。

イ 同種目の実施状況

同種目を実施するにあたっては、まず、プールの北側を使用していた2組の児童を南側のプールサイドに移動させ、1組の後ろ側に2組の児童を整列させた。

その上で、1組、2組の順に、1組担任の合図により、各組が一 斉にスタートし、南から北のプールサイドを目指して、一方向に泳 ぐ形で行われた。具体的には、まず1組の児童がスタートし、両組 の児童が接触しないよう南北の半分くらいまで到達したくらいで2 組をスタートさせ、各組の児童が南側のプールサイドから北のプー ルサイドまで泳ぐというものであった。

1組担任は、とにかく横の距離を途中で足がついても最後まで足を使って泳ぎ切ることを実施したいという思いや、クロールに移行するため、け伸びからばた足で足を使って泳ぐということを学習させるという目的で、この種目を実施した。

また、1組担任は、この種目の際、泳げない子はビート板を使って良いと指示をした。

この際も、風汰さんは、1組の列の一番東端に位置し、2組の列の一番東端には、児童④が位置していた。

このけ伸びばた足及びビート板ばた足は、合計3本程度実施された。

(7) 3人の児童が溺れかけた状況

ア はじめに

上記種目を実施している際、1組の凰汰さんと2組の児童⑤及び児童④の3名がプール内で溺れかけ、1組担任及び2組担任にすくいあげられるという事態が生じた。その具体的状況は以下のとおりである。

なお、以下に述べる3名以外に、第1回目の授業中において、 他の児童が溺れかけるような事態は生じなかった。

イ 凰汰さんの状況

風汰さんは、プールサイド東側の端に位置していたが、プールの南北の真ん中から南側くらいの位置で、東側のプールサイド近くにはいたものの、何も掴まるものがなく、足がつかないため、水をばちゃばちゃ叩く状態となっていた。風汰さんは、ビート板などにも掴まっていなかったため、ビート板を使用せず、け伸びばた足を行っていたものと考えられる。

1組担任は、凰汰さんの様子を東側のプールサイドから確認したため、プール内に入って凰汰さんの体をすくい上げ、凰汰さんに東側のプールサイドの壁をつかませた。凰汰さんは、1組担任にすくい上げられた後も、特段怖かったなどと声を上げることはなかった。また、1組担任から見て凰汰さんが水を飲み、ゲホゲホとする様子も認められなかった。凰汰さんは、その後も、東側のプールサイドの壁をつかんだりしつつ、北側のプールサイドに向けて進んで行った。

ウ 児童⑤の状況

児童⑤は、プール東側のプールサイドからら5~6メートルほど西側に行った位置で泳いでおり、ビート板を持っていなかった。そのため、け伸びばた足を行っていたと考えられる。そして、児童⑤は、南側のプールサイドから2~3メートルほど進んだあたりで何も掴まるところがなく、プール底に足もつかなかったため、ばちゃばちゃと水面を叩いている状態となっていた。

1組担任は、東側のプールサイド上で児童⑤のその様子に気づき、プール内に入り、児童⑤の体をすくって抱き上げて、南側のプールサイドに上げた。なお、児童⑤が溺れかけたのは、凰汰さんが溺れかけた後のことである。

児童⑤をプールサイドに上げた後、1組担任は、児童⑤に対して、足がつかない場所で泳がないようにもっと端の方に行くように指示をし、児童⑤をより浅い端寄りに移動させた。

また、2組担任は、授業中に、1組担任から、児童⑤が溺れかかったとの報告を受けたことから、児童⑤に対し、浅い位置にいるように伝えた。

エ 児童④の状況

児童④は、プール東側のプールサイド付近で、北側のプールサイドに近い位置まで、ビート板ばた足で進んでいたが、ビート板が手から離れ、児童④の後ろ側にビート板が位置する状態となり、掴まるものがなくなったため、直近に位置し、ビート板を持って泳いでいた児童⑥の手や肩にしがみつくような状態となっていた。

2組担任は、プール内の東側プールサイドに近く、南北の真ん中付近におり、上記の状況を確認した。そのため、2組担任は、直ちに児童④の近くに移動した。2組担任は、児童④が児童⑥にしがみつく状態であったことから、とにかく児童⑥から離そうと考え、児童④の背後からその体を片手で抱きかかえ、口に水が入らない位置まで体を上げつつ、声をかけながら北側のプールサイドに上げた。児童④は、体を持ち上げられた当初、その手は児童⑥にしがみついている状態であり、手や足をバタバタさせるなどして暴れていたが、プールサイドに上がる段階では落ち着きを取り戻していた。

2組担任が確認したところ、児童④が水を飲み、ことさらに咳き込んだりする様子は無かった。また、児童⑥は、児童④からしがみつかれたにも関わらず、足がついていたのか、特段溺れそうになったりするような様子はなかった。

(8) その後の授業の実施状況

ア 宝探しへの不参加

その後、計画ではビート板を使ってのクロールを行う予定であり、 1組担任としては縦向きチャレンジという種目を行う予定であった が、授業の進行が遅れたため、これらの種目は省略され、宝探しを 行った。

なお、宝探し用の道具については、既に授業を行っていた5年生 が南海中学校に持ち込み、南海中学校のプールで保管されていたも のと考えられる。

凰汰さんは、宝探しを実施する前に、1組担任に対し、寒いのでプールから上がりたいと話してきた。1組担任は、凰汰さんの唇の色が少し悪かったことから、実際に寒いと感じているのだろうと認識した。そこで、1組担任は、凰汰さんに対し、タオルにくるまっているように指示した。そのため、凰汰さんは、その後プール内に入って泳ぐことはなく、宝探しにも参加しなかった。

このとき、凰汰さんから、溺れかけたから怖いという申し出は無く、1組担任は、凰汰さんが恐怖感から泳ぎたくないと申し出ているとは感じなかった。

他方、児童⑤、児童④を含めその他の児童たちは宝探しの種目を 行った。

イ 宝探しの実施状況

宝探しは、プールの東半分を使用して行われた。宝探しは、長浜小学校から持ち込まれた宝探し用の、水に浮いたり、沈んだりする道具を宝に見立ててプールに投げ入れ、児童らがあらかじめ設定されていた赤組、白組に分かれて、これらの宝を拾い上げてバケツに入れ、その数を競うというものであった。

まず、1組の児童を南側、2組の児童を北側のプールサイドに整列させて(この時点で各組に赤組、白組が混在しており、大体赤組、白組が均等に分かれている。)説明を行い、その後、児童らがプール槽の側面に設けられた側段に下り、そこから後ろの壁に背中をつけた状態からスタートした。

1組担任は、東側のプールサイドの1組寄り、2組担任は、東側のプールサイドの2組寄りの側に立ち、大体、その辺りのプールサイドに宝を入れるバケツをおいて、宝探しの様子を見守った。

児童らは、潜って宝を取る者もいれば、足のつく範囲で足の指を 使って宝を取ったり、人が取った宝をバケツに持っていく役割を担 う者がいたりと各自ができる方法で役割分担をしていた。

なお、2組担任の記憶では、児童⑤及び児童④は、ビート板を使用して宝探しに参加しており、潜れないため、浮いている宝を取る、あるいは、潜ることのできる児童が取ってくれた宝を受け取るなどして、宝探しを楽しんでいた。

教員らは、児童らが宝を取り終わったと思われるタイミングで児童ら全員をプールサイドに上げ、赤組、白組が拾い上げた宝の数を数えた。

以上のような流れで第1回目の授業は終了した。

- 3 長浜小学校4年生第1回水泳授業実施後の状況
 - (1) 授業後の長浜小学校としての対応

上記のとおり、4年生の第1回目の水泳授業が行われ、当日の南海 中学校のプールの水深はプール授業開始前の「すぐーる」による連絡 内容と異なり満水であった上、凰汰さんを含む3人の児童が溺れかけ、 教員にすくい上げられるという出来事が生じた。

しかしながら、本件の関係資料を総合しても、その後、上記事実を ふまえて長浜小学校において、児童が溺れかけたことについての当該 保護者への連絡やその他の保護者に対し深くなった水深や溺れかけた 児童がいたことなどが周知されたという事実や、長浜小学校として深 くなった南海中学校のプールの水深に対する対応策を検討した上で、 水深対策を実施したという事実は認められず、長浜小学校としてこれ らの対応を行わなかったことは明らかである。 なお、4年生第1回目の水泳授業終了後、以下に述べるとおり、1 組担任及び2組担任から、中村校長に対し、水泳授業の結果等に対す る報告がなされているので、以下、まずその報告内容等について述べ る。

(2) 中村校長への報告時の状況

ア 4年生第2回水泳授業への中村校長の参加

まず、6月28日に予定されていた4年生の第2回目の水泳授業に関しては、1組担任及び2組担任の2名の担任に加えて、教頭が参加する予定とされていた。

しかしながら、その後、教頭が出張に行くことが判明したことから、教頭に代わり、校長である中村校長がプラスワンの教員として、 4年生第2回目の水泳授業に参加することとなった。

プラスワンの教員が教頭から中村校長に交代した時期については、客観的資料上判然としないものの、中村校長自身が4年生の第1回目の水泳授業が終了した時点では既に2回目に自分が参加することが決まっていた旨供述していることからすれば、第1回目の水泳授業が行われた6月21日の段階で、中村校長が2回目の水泳授業に参加することが決まっていたものと考えられる。

イ 中村校長への報告時の状況

中村校長への報告時の状況は、以下のとおりである。

4年生第1回目の水泳授業当日である6月21日の放課後、校長室ではなく、職員室内の前方にある校長用の席に座っていた中村校長は、席の近くを通った1組担任に対し、今日の授業はどうだったかなどと声を掛けた。

2組担任は、その様子を見て、中村校長の席に向かい、1組担任 とともに水泳授業の報告を行った。

(3) 中村校長への報告内容と中村校長の対応

その際、1組担任及び2組担任と中村校長との間で、①溺れかけた 児童の人数、氏名や溺れかけた際の具体的状況が共有されたか、②南 海中学校のプールが満水であることが共有されたか、③4年生が水泳 授業を行う場所について浦戸小学校への変更を求めたか、という3点 について、中村校長、1組担任、2組担任の供述内容に若干齟齬があ るが、少なくとも以下の事実が認められる。

ア 溺れかけた児童の氏名、人数、具体的状況の共有

この点、1組担任及び2組担任の供述内容は、凰汰さん、児童⑤、 児童④の3人が溺れかけたと報告したという限度で合致している。

また、中村校長も1回目の授業で溺れかけた凰汰さん、児童⑤、児童④について2回目の授業の際に特に注意してみてほしい旨頼まれたと供述する。

以上からすれば、中村校長に対し、注意してほしいとの依頼は、3 人の児童が溺れかかったという事実が存在したからこそ、2回目の授業において、安全性を確保するために行われたと考えるのが自然であるから、中村校長に対し、3人を特に注意するよう依頼をする前提として、凰汰さん、児童⑤、児童④の3人の児童が溺れかかったという事実が報告されたものと認めるのが相当である。

しかしながら、3人の児童が溺れかかった具体的状況について、中村校長は、おそらく1組担任から、児童⑤がバタバタ、ないしは、あっぷあっぷしてすくい上げたと聞いたと供述するほか、ビート板から手が離れたという話があったと記憶しているが、いつの時点で聞いたか分からない旨供述する。

一方、2組担任は、児童④のことを話した記憶があり、ビート板が離れて溺れかけたという話はしたし、あとの2人のことについての内容は覚えていないが1組担任が中村校長に対し報告した旨供述する。

以上からすれば、凰汰さん、児童⑤及び児童④が溺れかけた際の具体的状況は、その詳細程度までは不明であるものの、少なくとも一定程度中村校長に伝えられたものと認められる。

イ 満水であった事実の共有

この点、1組担任は、中村校長に対し、南海中学校のプールの水深 が満水であったことを報告した旨供述する一方、2組担任は、水深の ことは言ってないかもしれない旨供述する。

他方、中村校長は、この点に関して、既に1回目の5年生の水泳授業に参加し、水深が深くなっていることは認識していたため、この時点での水深の話は特に印象に残っていない旨の供述をするにとどまる。

しかしながら、1組担任及び2組担任は、6月21日の授業で南海中学校のプールに行って、初めて水位が満水近くになっていることを認識したものである上、3名の児童が溺れかけたという事実が生じた当日の中村校長への報告であることからすれば、水深が満水であることを中村校長に報告するのは当然とさえ言える。

したがって、少なくとも、中村校長への報告時点で、南海中学校の プールの水深が満水であったとの事実が共有されたものと認める。

ウ 授業場所変更の提案

この点、2組担任は、中村校長に対し、4年生のうち3人が溺れかけた上、4年生全体の泳力が低く、4年生が南海中学校のプールで水泳授業を行うのは厳しい、そのため、現時点からでも、水泳授業の場所を浦戸小学校に変更できないかと意見を述べたが、この内容に関する中村校長の返事は覚えていない旨供述する。

一方、1組担任は、中村校長に対し、プールは満水であり、溺れかけた児童もいたので、4年生まで浦戸小学校の方が良かったかもしれないと意見を述べたが、変更できないかというところまでは求めなかった旨供述する。

他方、中村校長は、上記の両名の供述する内容が印象に残っていないという趣旨の供述をする。

上記のとおり、1組担任及び2組担任の供述内容の趣旨は、南海中学校で4年生が水泳授業を行うのは難しいとの意見を中村校長に対し述べたという限度で一致する。

しかしながら、仮に、2組担任が上記供述のような意見を述べたとすれば、これに対する中村校長の回答内容は2組担任にとっては強く印象に残るものと思われるが、2組担任は、中村校長の反応については覚えていない旨供述するにとどまり、2組担任の供述内容に具体性は乏しいことから、2組担任供述のみをもって、上記事実を認定するには足りない。

よって、少なくとも、1組担任及び2組担任から、4年生が南海中学校で水泳授業を継続することを不安視する発言があったが、中村校長はこの発言を重要視して捉えることができなかったという事実を認める。

エ 中村校長への報告内容と中村校長の対応

以上からすれば、少なくとも以下の事実が認められる。

4年生の第1回目の水泳授業が実施された6月21日の放課後、1 組担任が職員室内の中村校長の席の近くを通った際、中村校長から、 今日の授業がどうだったかと問われた。その様子を見て、2組担任も、 中村校長の席に向かい、1組担任とともに中村校長と話した。

1組担任及び2組担任は、南海中学校のプールの水深が小学校と変わらないどころか満水で深かったこと、凰汰さん、児童⑤、児童④ら3人の児童が溺れかけたこと、その際の一定程度の具体的状況に加え、4年生の泳力は全体的に低いことから、4年生が南海中学校のプールで授業をすることは難しく、4年生も浦戸小学校で水泳授業をやった方が良かったかもしれないと、南海中学校での4年生の水泳授業の継続を不安視する発言をした。

これに対し、中村校長は、1組担任及び2組担任の上記報告内容や 意見を重要視して捉えることはなく、4年生の第1回目の水泳授業終 了後、南海中学校の水深等に対し、長浜小学校全体として、水深に対 する対処策の協議や、水泳授業中の種目の再検討等を指示する等の具 体的対応をとることはなかった。

なお、中村校長は、4年生の2回目の授業に参加することになっていたことから、1組担任及び2組担任から、2回目の授業において、 凰汰さん、児童⑤、児童④の3人の児童を特に注意して見るように言われ、これを了承した。

オ 浦戸小学校での水泳授業の継続と上記報告との先後関係

主査補は、6月21日ころに、ろ過ポンプの保守点検業者から、ろ 過ポンプの修理時期が、7月18日ころになりそうだとの暫定的な予 定の連絡を受けた。そのため、この時点で、1学期中は、長浜小学校 のプールで水泳授業を行えないことが確定的となった。

6月7日の時点で、中村校長から主査補に対し、既に、7月分の浦戸小学校での3年生までの水泳授業の予定がメールで送信されており、主査補はこれを把握していた。しかし、浦戸小学校への送迎バスの運行は、緊急の予算執行であり、この時点で、6月分までしか確保していなかったことから、主査補は、学校環境整備課内で協議した上で、浦戸小学校での水泳授業を2学期にずらすことができないかについて、再度、中村校長に確認することとした(なお、主査補の意図としては、あくまで、浦戸小学校での水泳授業を2学期にずらすという意図で確認する予定であった)。

そこで、主査補は、6月21日の午後、長浜小学校4年生の第1回目の水泳授業の間に、長浜小学校のトイレ工事の件で、中村校長及び教頭と打ち合わせを行った際、中村校長に対し、浦戸小学校での水泳授業を2学期にずらすか否かを確認した。

そうしたところ、中村校長は、7月も引き続き、浦戸小学校で水泳 授業を行いたいと回答した。そのため、主査補は、中村校長に対し、 改めて、7月分の浦戸小学校での水泳授業の予定をメールで送るよう 指示し、7月分の送迎バスを確保するための手続きを開始した。

そこで、中村校長は、6月21日午後4時48分ころ、主査補に対し、改めて、7月分の浦戸小学校での水泳授業日程をメールで送信した。

1組担任と2組担任による第1回目の授業内容の報告と、中村校長の上記メールの送信の先後は明らかではないが、中村校長が送信した水泳授業日程は、3年生までの児童が浦戸小学校での水泳授業を行うことを前提としたものであった。

なお、ろ過ポンプの修理については、6月28日の時点で7月18 日及び7月19日に、交換修理を行うことが確定し、7月18日に交 換修理が完了した。

(4) 第2回の水泳授業に向けた中村校長、1組担任、2組担任の対応状況

ア 保護者への対応

1組担任は、凰汰さんの担任であり、2組担任は、児童⑤、児童 ④の担任であったが、両名は、上記3人の児童の保護者に対し、上 記3人が水泳授業中に溺れかけたという事実について、連絡はしな かった。また、中村校長も、特に保護者に対し連絡をしなければな らないとは考えなかった。

イ 第2回の水泳授業に向けた1組担任、2組担任の協議内容

1組担任及び2組担任は、第1回の水泳授業を経て、4年生は思っていたより泳げない児童が多いとの印象を抱いた。そのため、1 組担任及び2組担任は、2回目以降の授業内容については、全員にクロールの練習をさせるところまでいくのは難しいことから、浮く、 潜る、ばた足といった基本練習について、丁寧に時間をかけて行う ことを確認し合った。

また、凰汰さん、児童⑤、児童④の3人を含め、身長の低い児童 や、泳ぎが苦手な児童は気を付けておかなければならないと確認し 合った。

なお、この時点では、1組担任及び2組担任は、第1回目の授業において、児童⑤がさほど水泳が得意ではないと思われたにもかかわらず、プールの最も浅い場所ではないところで水泳授業を行い溺れかけていたことをふまえ、溺れかけた3人の児童のうち、児童⑤に最も注意をしなければいけないと確認し合った。

一方、4年生の児童には、スイミングスクールに通うなどしており泳ぎが得意な児童もいたことから、完全に泳ぎが苦手な児童らのために基本的な練習ばかり行った場合、泳ぎが得意な児童の運動量を確保することや、授業への意欲を維持させることが難しくなることが予想された。

そのため、1組担任及び2組担任は、一定の運動量を確保しつつ、 泳ぎが得意な児童と苦手な児童に対しバランス良く水泳技能を習得 させるため、2回目以降の授業の前半部分は1回目と同様全体での 基本的な種目を行い、後半は、基本をしっかり練習するグループ (以下「基礎グループ」という)と25メートルのクロールにチャ レンジするグループ (以下「チャレンジグループ」という)といっ たように能力別に分けて授業を進めていくことを決めた。また、児 童が基礎グループとチャレンジグループのどちらのグループに行く かについては、未だ児童の水泳技能や意欲の程度も判明しないこと から、その選択を児童本人の意思に任せることとした。

なお、基礎グループとチャレンジグループをいずれの教員が受け 持つかについて、1組担任は、2組担任が基本練習を行うグループ を担当することを申し出たことから、2組担任が基礎グループ、1 組担任がチャレンジグループを担当することとした旨供述し、2組担任は、2回目の授業当日に決まった旨供述し、供述内容が一致しない。

しかしながら、2回目の授業前には2つのグループに分けて授業を行い、どのような種目を行うかを確認し合っていることからすれば、同時に1組担任と2組担任のいずれがどちらのグループを担当することにするのかも決めるのが自然かつ合理的であるから、2回目の授業が開始する以前には、あらかじめ、1組担任がチャレンジグループを、2組担任が基礎グループを担当することに決まっていたものと認める。

(5) 第1回目水泳授業後の凰汰さんの状況

凰汰さんは、6月21日の第1回目の水泳授業当日、帰宅した母に対し、「俺溺れかけたがってね。」などと言い、当日の授業で溺れかけた旨話した。母が凰汰さんに対し、「大丈夫やった?」などと確認したところ、凰汰さんは、ちょっと水を飲んだけど大丈夫だったなどと答えた。

また、凰汰さんは、母に対し、誰先生とは言ってなかったものの、 誰かがすくい上げてくれたなどと、すくい上げられた際の状況を説明 した。

凰汰さんの父は、後に母から凰汰さんの上記言動を聞いた。

凰汰さんの父や母は、凰汰さんの上記言動から溺れかけるような事実があったものと認識したが、長浜小学校から何らの連絡も無かったことに加え、凰汰さん日頃から多少物事を大げさに言うこともあることなどから、重大事であるとまでは認識しなかった。

また、長浜小学校からの「すぐーる」による連絡は、母に届いていたものの、「すぐーる」に小学校の水深と変わらないと記載されていたこともあって、母は、中学校の水深について、特段の不安感を抱いていなかった。

4 長浜小学校4年生第2回水泳授業の状況

(1) 参加人数・天候等

6月28日午前中の2時間目及び3時間目に、長浜小学校4年生の 第2回目の水泳授業が実施され、4年生の担任である1組担任及び2 組担任及び中村校長が授業に参加する形で行われた。

4年2組に当時在籍していた20名のうち、児童②が怪我のため学校待機であっため、その他の19名が水泳授業に参加した。4年1組に当時在籍していた21名のうち、児童①は水泳授業に参加しておらず、その他数名が水泳授業を見学していたと考えられる。

当日の高知市の日中の天候は、雨後時々曇であり、最低気温は、2 2.4度、最高気温は、27.5度であった。

当日の高知市の降水量は、合計26ミリであり、未明から昼ころにかけて断続的に降雨が観測された。

(2) 南海中学校への移動状況

1時間目の授業後、4年生の1組及び2組の児童ら並びに1組担任、 2組担任、中村校長らは、ピロティに集合した。そして、1回目の授 業時と同様の方法で、1組担任及び2組担任は児童の人数確認を行っ た。

1組担任は、この時点で既に更衣をすませており、点呼終了後、プールの更衣室の鍵などを開けるために先に南海中学校に行き、2組担任と中村校長が児童を引率して徒歩で南海中学校に向かった。

(3) 水泳授業の導入部分の実施状況

南海中学校到着後、児童たちと2組担任はそれぞれ1回目の授業時 と同様の更衣室で更衣し、プールに集まった。

その後、第1回目の水泳授業時と同様に、1組が南側、2組が北側のプールサイドで、東側から泳ぎの苦手な児童が並ぶ形となった。そして、各クラスの体育係あるいは体育当番数名ずつが東側のプールサ

イドに出て、体操を行い、体操が終わると全児童はシャワーを浴びに 行った。

(4) 水慣れから浮きまでの実施状況

シャワーを浴びた児童たちは再び、1組が南側、2組が北側のプールサイドに並び、東側から2人ずつでバディを組んで、プールサイドに座って水慣れを開始した。

この時点で、1組の凰汰さんは、南側のプールサイドの一番東側の端に位置し、隣の児童とバディを組んだ。また、2組の児童④は北側のプールサイドの一番東側の端に位置し、その隣に位置した児童⑤とバディを組んだ。

その後、全体で行う種目では、このバディ及び位置関係が維持された状態で水泳授業が進行した。

水慣れでは、まずはプールサイドに座って自分の体に水をかけ、その後、プール内に入水して、児童同士で水を掛け合ったり、水に顔を 浸けたり、頭まで水中に入るなどを行った。

水慣れが終わると、ボビングと浮きを行った。具体的な実施状況は 基本的に第1回目のときとほぼ同様である同じであるが、ボビングに ついて、バディ同士が互いに水中でじゃんけんをして、負けた児童が 勝った児童の周りをボビングしながら1周するといったことを追加し た。

また、1組担任の記憶では、大の字浮きにおいて、バディ同士で手を組んで行う大の字浮きや、複数のバディ同士が手を組んで大の字浮きを行うという動作が追加した。

なお、このときの教員らの位置関係については、指示を出す1組担任が東側のプールサイドの中央に、中村校長はプール内の1組がいる南側の東の位置に、2組担任はプール内の2組がいる北側の東寄りの位置におり、浅い側にいる泳ぎの苦手な児童を重点的に見る体制となっていた。

また、児童らに対する合図は、基本的に1組担任の声による合図で 指示がなされた。

(5) その後の実施状況

その後、け伸びを行うにあたって、1組担任が、東のプール壁から 西に向かってけ伸びの見本を見せた。児童らは1組担任がけ伸びで東 西のプールの真ん中近くまで進む様子を見て、驚いた様子を見せた。

その見本を踏まえて、児童たちは、それぞれ各組南北の位置からプール中央に向かって、け伸びを1回行った。け伸びについては、足がついた児童はそのまま戻ってプールサイドに戻っていた。

2組担任は、2組の児童がけ伸びを行う様子を確認していたが、一番東の端の浅いところにいた児童④は、け伸びで水に体を投げ出した途端東のプールサイドの壁に掴まり、壁に掴まりながら元の位置に戻っていくような様子であった。また、児童⑤は、け伸びで体を前に飛び込ませた後、ジャンプしながら元の位置に戻っている様子であった。

その後、1回目の授業に引き続き、け伸びばた足及びビート板ばた 足が実施された(この点、1組担任はけ伸びばた足を実施した旨供述 するが、1組担任もビート板を使うことを許可していた旨供述してい ることから、上記のとおり認定する。)。

上記種目を行うにあたり、1回目の授業では南側のプールサイドに 児童を集めたことから、2回目の水泳授業においては、南側にいた1 組の児童を北に移動させたうえで、2組の児童の後ろに並ばせ、北か ら南に向けて一方向泳ぐ形でけ伸びばた足及びビート板ばた足が3本 程度行われ、さらに、2組担任の記憶では、ビート板を使ってのクロ ールが数回程度行われた。

なお、ビート板ばた足とビート板を使ってのクロール実施中は、1 組担任は、東側のプールサイドにおり、2組担任は、プールの南北方 向やや北側の位置を東西に動きながら、中村校長は、プールの南北方 向のやや南側の位置を東西に動きながら、児童たちを指導していた。 東側の方にいる泳ぎの苦手な児童らは、ビート板を使用してもなかなか前に進まないこともあったが、2組担任や中村校長がビート板を引っ張るなどして、勢いをつけたりすることにより、南側のプールサイドまで泳ぎ切ることができていた。

(6) 授業後半の実施状況

ア グループ分けをした状況

当日の2回目の水泳授業においても、元々休憩時間を設ける予定はされていなかったことから、上記種目終了後、1組担任が児童らに対し、後半はチャレンジグループと基礎グループに分かれて練習をするので、チャレンジグループはプールサイド東側の真ん中あたりに、基礎グループは南西のプールサイドに集まるよう指示をした。このとき、中村校長は、1組担任に対し、中村校長自身も指導に入る旨伝えた。

1組担任の指示の後、2組担任と中村校長は、南西のプールサイドに向かい、児童らは、児童自身の判断で、それぞれチャレンジグループあるいは基礎グループに分かれ移動した。

このとき、2組担任及び1組担任と中村校長との間で、事前に中村校長が基礎グループの指導を行うという打ち合わせはされていなかったものの、2組担任自身は、補助に入ってくれる教員も一緒に指導にあたってくれるものだろうと考えていた上、水泳が苦手なグループなのであるから、基礎グループを複数で指導した方が良いと考えていた。

そして、プール南西に集まった児童がぱっと見20名程度と多数いた上、男子と女子の比率が半分ずつくらいであったことから、2組担任は、基礎グループを男女で半分分けた上、女子基礎グループを2組担任が指導し、男子の基礎グループの指導を中村校長に任せた方が良いと考えた。

そこで、2組担任は、中村校長に対し、男子をお願いしますと伝え、基礎グループの女子とともに、プールサイド北西に移動し、後半の練習を開始した。また、中村校長は、基礎グループの男子とともに、プールサイド南西に留まり、プール南西で練習を開始した。なお、上記のとおり、事前に1組担任、2組担任及び中村校長との間で打ち合わせはなされていなかったことから、1組担任は、上記のように基礎グループを男女それぞれに分けた上で、2組担任と中村校長がそれぞれ別々に男女のグループを指導することを予期していなかった。

他方で、チャレンジグループは、1組担任の指導のもと、プール 真ん中のコースで東から西に向かってクロールを開始した。

イ 基礎グループ女子の実施状況

プールの北西部分を使用して、基礎グループ女子に対する水泳指導が行われたが、その人数は10人弱ほどであった。

2組担任は、基礎グループ女子の児童内で、最初に2人組のバディを組ませた上、ボビング、浮きの練習をさせた。

しかし、児童らは、浮きの際にうつ伏せの状態になることを恐れているためか、体に力が入っている様子であり、上手に浮くことができない状態であった。

そのため、2組担任は、児童らが浮きをする際に沈んでしまうことを恐れているのではないか、自ら沈もうとしても意外と沈むこと自体が難しいということを体感させれば上手に浮くことができるようになるのではないかと考え、浮きの練習を行った後、一旦、沈む練習を行うこととした。

2組担任は、児童らに対し沈むときの体勢はどうでも良いのでと にかく水の中に入ってから鼻から息を出して体を沈ませ、プールの底 を触るよう指示し、児童らに沈む練習を行わせた。 児童らが上手にプール底を触ることができなかったことから、2 組担任は、児童らに対し、沈むことは意外と難しいので、怖がらずに 思い切り浮いてみようと話して、再度、浮く練習をした。なお、この ときは10人弱を一斉にプールに入れて練習をさせた。

その後、2組担任は、児童をバディ同士で前後2列に並ばせ、半数ずつを交互にプールに入れるという形で、け伸びを実施した。

1人目の児童がけ伸びを行う際には、2組担任がプール内で児童の前に立ち、1人ずつ行わせて受け止めるという形で行い、2人目の児童がけ伸びを行う際には、バディであった1人目の児童が2人目の児童の前に立って受け止めるというやり方でけ伸びを行った。

その後、2組担任は、児童らにばた足をしながら体が浮く感覚を つかんでほしいと考え、1組担任と協議した種目内容ではなかったも のの、一旦、児童らにプールサイドを掴ませてのばた足の練習を行わ せた。

その後、2組担任は、児童ら全員にビート板を持たせ、南北の半 分ぐらいの位置を目標にしてビート板ばた足を実施した。

このころ、2組担任は、チャレンジグループがシャワーを浴びに行こうとしているのを確認したことから、この日の最後の練習として、ビート板を持たずに北から南に向かって、各人が泳げる所まで自由に泳がせた。このとき、最も泳げた児童は、南北の半分過ぎあたりまで到達した。

なお、女子の基礎グループを指導した際、児童⑦及び児童⑧が最 も浅い位置で活動を行った。

2組担任は、女子の基礎グループを指導していた間、基礎グループ男子がどのような活動を行っていたかは把握していなかった。

ウ 基礎グループ男子の実施状況

中村校長の記憶によれば、基礎グループ男子の活動に参加した児童は、10人程度であった。また、凰汰さん、児童⑤、児童④の3名はこのグループの活動に参加した。

基礎グループ男子の練習内容は、中村校長の記憶内容が極めて曖昧 であり、明らかでない部分もあるが、概要以下のとおりであった。

まず、中村校長は、各児童の体格や泳力に応じて、側段あるいはプール底に立って隣同士が水中でじゃんけんをする、水の中で鼻から息を出して、顔を上げて息を吸うといった息継ぎの練習をする、体を大の字にしたり丸めたりして浮くといったことを行わせた。このとき、中村校長は、凰汰さん、児童⑤、児童④ら特に泳ぎが苦手な児童については、目の届く範囲で時には体を抱えるなどして、1人ずつ付きっ切りで対応していた。その他基礎グループでも一定程度泳げる児童は、その児童の判断に任せて練習を行わせていた。

その後、中村校長は、児童らにけ伸びやビート板ばた足を行わせた。 凰汰さん、児童⑤、児童④ら3人や、中村校長から見て泳ぎが特に 苦手と思われる児童については、中村校長がプールサイドから一定距 離離れた位置に立ち、1人ずつけ伸びを行わせて、中村校長が目の前 で受け取めるという方法でけ伸びを行わせた。ビート板ばた足につい ても、同様に、凰汰さんらを含め中村校長から見て特に泳ぎが苦手と 思われる児童については、1人ずつ行わせた。その他基礎グループで も一定程度泳げる児童については、中村校長がその様子を見守ってい たが、ある程度自由に泳がせる形で練習を行い、足がつくと自分で戻 らせるという形で練習を行わせた。

凰汰さん、児童⑤、児童④らは、浮きをやらせても体に力が入り、 バタバタして上手に浮くことができなかった。また、け伸びを行って も、プールサイドから1メートルくらい離れた位置に立っていた中村 校長の体めがけて、プールサイドに設けられた側段に立った状態から、 体ごと飛びつくような状態であり、顔を水につけてからプールサイド の壁を蹴る形でのけ伸びを行うことは難しかった。また、ビート板ばた足を行ってもなかなか進まないことから、中村校長がスタート時からビート板を引っ張り、Uターンさせて元いた位置に戻すなどしていたような状況であった。

中村校長は、凰汰さんが基礎グループ男子の活動の途中で、寒いなどと言い、プールから一時期上がったことがあったと記憶している。

なお、中村校長は基礎グループ男子を指導している間、基礎グループ女子がどのような活動を行っていたか把握していなかった。

エ チャレンジグループの実施状況

チャレンジグループには、児童⑨、児童⑩、児童⑪、児童⑫らを含む13人から14人程度の児童らが参加していた。

1組担任は、チャレンジグループの児童らに対し、プールの真ん中の3コースを使用して、25メートルをクロールで泳ぐなどと指示した上、プールの4コースから6コースを使用して、プールの東側のプールサイドから西側のプールサイドまで25メートルをクロールで泳ぐという種目を行わせた。

クロールをスタートする合図は、当初、1組担任が声で指示を出していたが、途中からは、前の児童が一定距離進んだら自分の判断でスタートして良いと指示を出し、児童らにクロールを行わせた。1組担任は、チャレンジグループの児童らが泳ぐ様子を、東側のプールサイド上から、児童らが泳ぐ後ろ側から確認する形で監視を行っていた。

チャレンジグループが真ん中の3コースを使用して、クロールをするにあたり、児童⑫は、1組担任に対し、25メートルを泳ぎ切る自信がなく、真ん中のコースでは掴まることができないので怖いなどと申し出た。

そこで、1組担任は、児童⑫に対し、怖いのであれば北側のプールサイドに一番近いコースを使用し、北西の基礎グループ女子が使用しているところの手前までの位置を泳ぐよう指示した。

そのため、チャレンジグループに参加した児童のうち、児童⑫は、 プールの北側のプールサイドに最も近い8コースを使用し、東側のプ ールサイドから、西側の基礎グループ女子が使用している付近の手前 までクロールで泳ぐ種目を行った。

この間、1組担任は、基礎グループの男子及び女子がどのような活動を行っているかについては把握していなかった。

以上のような状況で、4年生第2回目の水泳授業が行われた。

(7) 授業後の状況

ア 1組担任、2組担任及び中村校長との間の確認

第2回目の水泳授業後、1組担任と2組担任は、1回目のときに比べて2回目の授業はスムーズに進んだことから、3回目も2回目の水泳授業と同様に、チャレンジグループと基礎グループをグループ分けする方法で授業を行うことを確認した。また、2回目の水泳授業の際、女子の着替えに時間がかかり、次の授業の開始に影響が出かねなかったことをふまえ、もう少し早めに児童らをプールから上げる必要があることなどを確認した。さらに、1組担任及び2組担任は、中村校長との間でも、1回目の授業で溺れかけた3人の様子などを確認し、特に問題なく進めることができたことなどを確認した。

第2回目の水泳授業において、グループ分け後、基礎グループの 指導に中村校長が参加したことや、基礎グループを男女に分けて指 導を行ったことは、事前に役割分担をされていたものでなく、授業 中にその流れの中で決定したものに過ぎなかったが、第3回目の授 業が行われるまでの間に、1組担任及び2組担任の間で、この点を 反省し、グループ分け後の詳細な役割分担が協議されたことはなか った。

イ 1組担任、2組担任及び教頭との確認

7月5日に予定されていた第3回目の4年生の水泳授業には、プラスワンの補助の教員として、教頭が参加する予定であった。

しかしながら、第3回目の授業に向けて、教頭と1組担任及び2 組担任との間で、授業の進め方や役割分担などについて、事前に協 議がなされることはなかった。また、1回目の授業中に3人の児童 が溺れかけたという情報が教頭に引き継がれることもなかった。

(8) 第2回目水泳授業後の凰汰さんの状況等

長浜小学校第2回目の水泳授業が終了した当日、母は、第1回目の 水泳授業の際に凰汰さんが溺れかけたなどの事情を聞いていたことか ら、心配もあり、凰汰さんに対し、「今日は、大丈夫やった?」など と状況を確認した。

そうしたところ、凰汰さんは、「大丈夫やった。校長先生が前におってくれた。」などと話した。

第4 本件事故当日の水泳授業の状況

- 1 授業開始前の事情
 - (1) 本件事故当日(7月5日)の自宅での凰汰さんの状況等

凰汰さんは、当日、午前6時半ころ、母が起こしたところ、すぐに 起床した。凰汰さんは、朝から機嫌がよく、普段より朝食を多く食べ、 兄らにご飯をついであげるなどした。

父は、普段、凰汰さんに声をかけ起こしてから仕事に行っていたが、 当日は、普段より早く、午前6時半までには出勤していたため、当日 の朝、凰汰さんと言葉を交わすことはなかった。

また、当日、凰汰さんが普段より早く学校の準備ができたことから、 母は、凰汰さんに対し、妹と一緒に学校に歩いて行くように言った。

凰汰さんは、母に対し、車で乗せていってほしいなどと言ったが、 母が説得した結果、凰汰さんは、午前7時半過ぎには、妹と2人で歩 いて学校に向かった。 母は、凰汰さんが家を出るに際し、玄関先で、凰汰さんに対し、当日のプールについて、もし嫌であればやらなくて良い、寒くてやりたくなかったらやらなくていいから、先生に言うように伝えた。

これに対し、凰汰さんは、「分かった。」と答え、妹と2人で学校 へ歩いて行った。

母は、ゴミ捨て場にゴミを捨てに行った際、妹と2人で学校に歩いて行く、凰汰さんの姿を確認した。

その後、凰汰さんと妹は、2人で学校へ行く途中にそれぞれの友達 2人と合流し、4人で一緒に歩いて学校に行った。

(2) 授業の参加者・人数及び天候など

ア 参加者等

長浜小学校4年生の第3回目の水泳授業は7月5日午前の2時間 目及び3時間目に実施された。この水泳授業には、4年生の1組担 任、2組担任が参加し、補助者として教頭が参加した。

当時在籍していた4年1組の21名の児童のうち、児童①は当日 欠席であり、児童⑬が学校待機、児童⑭が見学であったため、その 他の18名の児童が水泳授業に参加した。当時在籍していた4年2 組の20名の児童のうち、児童⑮は当日欠席であり、児童②は学校 待機であったため、その他の18名の児童が水泳授業に参加した。

イ 天候等

7月5日の日中の天候は晴れであり、当日の最高気温は35.3 \mathbb{C} 、最低気温 $25.5\mathbb{C}$ 、平均気温 $30\mathbb{C}$ と暑い日であった。

7月5日の本件事故発生後、教育委員会学校教育課職員が南海中学校プールの水深を測定したところ、プールの最も浅い部分の水深は114センチメートル、最も深い部分の水深は、132.5センチメートルであったことから、4年生が3回目の水泳授業を行った時点では、少なくともこれと同程度以上の水深があったものと認める。

(3) 南海中学校への移動及び授業開始までの状況

ア 南海中学校に移動するまでの状況

教頭は、児童らが南海中学校に移動するに先立って、7月5日の午前9時15分から午前9時20分ころには長浜小学校を車で出発して南海中学校に向かい、南海中学校の職員室に出向いてプールの鍵を借り、児童らが到着する前にプールの鍵を解錠した。その上で、教頭は、当日、気温も高く日射しも強かったため、児童らが火傷をしないよう、プールサイドに水を撒くなどし、プールの水面に浮いた虫を網で取るなどの準備作業を行った。

一方、見学予定の児童⑭を含む合計37名の児童らは、午前9時35分終了予定の1時間目の授業終了後、順次、長浜小学校玄関前のピロティに集合した。

1組担任は、この日学校待機であった児童らに対する対応を他の 教員に依頼した後、長浜小学校内で水着に着替えた上、ピロティに 集合した。

1組担任がピロティに到着した時点で、児童らは荷物を持って集まっている状態であったことから、1組担任は、集まっていた1組の児童らに口頭で、全員いるか、集合してない児童はいないかを確認し、参加予定の児童全員が集まっていることを確認した。

その後、2組担任もピロティに到着した。2組担任は、1回目及び2回目の授業時と同様に、男女2列に並ばせた列の間を歩きながら、児童の肩を触り、人数確認を行い、1組担任に対し、2組の児童が全員集まったことを報告した。その後、2組担任が先頭を歩き、1組担任が最後尾を歩く形で児童らとともに南海中学校まで、徒歩で移動した。

イ 南海中学校到着後、授業開始までの状況

教頭は、南海中学校プールの出入り口で待機し、到着した児童ら を順次更衣室に誘導し、児童らに着替えをさせた。また、2組担任 は、プールの器具庫内で水着に着替えた(なお、1組担任も器具庫 内で水着の上に来ていた服を脱ぐ程度の着替えをした)。

教頭は、既に水着を着ていたことから、この間、プールで児童らを待っており、着替え終わり、プール内に来た児童らに対し、1組の児童はプールサイドの南側、2組の児童は北側のプールサイドに、着替え終わってプールに来た順に東側から並ぶよう促した。1組担任は、すぐに着替え終わり、プールサイドに出てきたが、一部の女子児童の着替えが遅かったため、一度、更衣室に行き、女子児童らに対し、着替えを急ぐよう伝えた。

予定では、午前10時5分ころから、水泳授業を開始することとしていたが、着替えの早い児童と遅い児童の間に5分ぐらいの差があり、予定の時刻を5分ほど経過した午前10時10分ころ、ようやく児童全員がプールサイドに集まり、水泳授業が開始された。

なお、見学であった児童⑭は、プール器具庫上に設置された椅子 の付近で授業の様子を見学していたと考えられる。

ウ 各教員の所持品等

当日、1組担任は、水着を着用していたが、帽子は被っておらず、ゴーグルを着用していたかは記憶がない。また、1組担任は、水泳授業の際、笛、ゴーグル、帽子を入れた鞄を常に持参しており、鞄をプールの器具庫内に置いていた。しかしながら、1組担任によれば、当日、笛を持っていたか否かの記憶は曖昧であり、仮に笛を持参していても鞄内に入れており、授業中に笛を携帯してはいなかったものである。

また、1組担任は、自動で時刻が補正される腕時計を持参しており、器具庫の北の階段寄りに置かれていた椅子の上に腕時計を置いていた。1組担任は、上記腕時計に表示される時刻を目視し、時刻を確認していた。

2組担任は、水着を着用し、携帯電話1台をプールに持参し、携 帯電話をプール器具庫前の椅子の上に置いていた。

2組担任は、ゴーグルをしておらず、持参していなかった。

2組担任は、当日、笛を持ってきていなかった記憶であり、仮に 持っていたとしても、教員の名札に笛をつけた状態で携帯電話を置 いた椅子の上にこれを置いており、笛を携帯してはいなかった。

教頭は、水着を着用していたが、ゴーグルを着用していなかった。 また、教頭は、時計を持っておらず、携帯電話を女子更衣室内に置いていた。

なお、7月5日の4年生第3回目の水泳授業において、各教員は、 合図、指示等を行う際に、笛を使用しなかった。

エ 凰汰さんの服装等

凰汰さんは、当日の水泳授業時、下半身に水着、上半身にラッシュガードを着用し、頭に帽子を被っていた。

凰汰さんが、当日の水泳授業時、ゴーグルを着用していたとまで は認められない。

2 グループ分け前の実施状況

(1) 授業の導入部分からバディの確認までの状況

ア 体操及びシャワー

授業開始時点では、児童らは、1組の児童が南側、2組の児童が 北側に整列したが、この時点では、着替えを終えた順に東側から並 んでいたものの、泳ぎが得意な児童は早く着替え終わっても、深い 位置にあたるプールサイド上に整列していた。授業開始後、まず、 児童らは、1回目及び2回目の水泳授業と同様に、東側のプールサイドに出た1組の体育係2名と2組の体育当番数名の指示に基づき 体操を行った。その後、児童らは各組男女に分かれて、順番にシャ ワーを浴びた。

イ バディの確認

児童らは、シャワーを浴び終えた後、1組担任からの声での指示により、再び、1組の児童は南側、2組の児童は北側のプールサイドに可能な限り泳ぎの苦手な児童がプール東側の浅い方に位置するような形で1列に整列した。そして、1組担任は、浅い方の東側から順に2人ずつのバディを組むように児童らに指示をした。このとき、1組担任は東側のプールサイドの中央付近、教頭は1組の児童らがいる南側のプールサイド、2組担任は2組の児童らがいる北側のプールサイドに位置していた。

上記の1組担任の指示を受けて、2組の児童らは自主的にバディを組んでいったが、2組担任は、2組の児童らの列を後方から確認しつつ、男女のバディとなっているところや、浅い方から順番にバディが組めていないところなどを指摘し、可能な限り、浅いところから順番に、かつ、男子児童同士、女子児童同士がバディとなるよう、バディを組み直すよう促した。

その結果、この時点で、2組の児童は、1回目の授業で溺れかけた児童④と児童⑤が最も浅い東側でのバディとなり、その他は、可能な限り、男子児童同士、女子児童同士がバディを組んで、泳ぎが得意な児童らはプールの真ん中寄りの位置でのバディを組んだ。このように2組では、できる限り、男子児童同士、女子児童同士のバディを組んだ結果、3人組でバディを組んだ児童もいた。

2組担任が北側のプールサイドから1組の児童らの様子を確認したところ、1組の児童らは男子児童と女子児童を区別することなく、浅い東側から順に2人組のバディを組んでいる様子だった。このとき、凰汰さんは、1組の児童らが整列した中で、東側から、3から4組目のバディとなる位置辺りに並んでいた。そして、凰汰さんは、その真後ろに立っていた教頭に対し、振り返って、「怖い」と言った。

教頭は、凰汰さんの位置が一番深い位置ではなかったものの、凰汰さんがプールの比較的真ん中寄りにいるため怖いのだろうかなどと考え、凰汰さんに対し、並ぶ場所はそこでいいのかなどと確認した。しかしながら、凰汰さんから返答がないうちに、1組担任が教頭と凰汰さんのやりとりに気付き、凰汰さんに対し、やや強めの口調で、「凰汰はそこじゃないやろ。」などと言い、一番浅い側に行くように指示した。そのため、凰汰さんは、この時点で1組の列の一番東側の浅い位置に移動した。

この時点で、既に浅い方から2人組のバディが組まれていたため、1組の最も浅い位置にいた2人組のバディに凰汰さんが加わり、凰汰さんは、3人組のバディを組んだ。また、移動前に凰汰さんとバディを組むことになっていた児童はその位置にとどまり、横の2人組のバディに加わり、3人組となった。このとき、凰汰さんと3人組のバディを組んだ児童については、女子児童であった可能性は高いが、各教員の記憶が曖昧であり、その特定は困難である。

凰汰さんが「怖い」と言った際、授業開始時でもあり静かであったことから、教頭は凰汰さんの発言が1組担任にも聞こえただろうと考えていたが、1組担任には、凰汰さんの発言内容までは聞こえていなかった。

また、教頭は、結局、凰汰さんの返事がなかったことから、凰汰 さんが何に対して怖いと言ったのか明確な理由までは分からなかっ た。

(2) 水慣れ、ボビング、浮きの実施状況

ア 水慣れの実施状況

バディ確認後、1組及び2組の児童らは、それぞれ整列していた 南北のプールサイドから足を水に入れる形で座り、体に水をかける 水慣れを開始した。教頭は、凰汰さんが「怖い」といった理由が何 を怖がっていたか分からず、凰汰さんのことが気になったことから、 水慣れを開始した直後に児童らに先立って水の中に入り、凰汰さんに対し、ここにいるからゆっくりやろうね、などと声をかけるなどした。そして、教頭は、その後の全体練習の種目についても、基本的に凰汰さんに付き添う形で対応し、必要に応じて、その他、凰汰さんの周辺にいた数名の児童の練習にも対応し、それぞれ待機する児童を側段に立たせて待たせ、順番に個別に練習を行っていくようにしていた。

児童らは、プールサイドに座って体に水をかけた後、水の中に入り、南北のプールサイド側面にある側段に立って隣同士で背中に水を掛け合い、側段からプール底に下りて頭まで水に浸かるなどした。 イ ボビングの実施状況

その後、児童らはボビングを行った。このとき行ったボビングと呼ばれる動作は、児童らが頭に手を置き、立った状態から膝を曲げてしゃがむような態勢で水中に沈みながら鼻から息を出し、一定息を吐きだしたらプール底を蹴る、あるいは立ち上がるなどして水中から顔を出して息を吸うといったものであった。当日は、このボビング動作を5回または10回連続で行った。

このとき、2組担任はプール内に入っており、2組の児童がいる 北側の東寄りで、泳ぎの苦手な児童らの近くにいた。

また、教頭は、1組の児童らのうち泳ぎの最も苦手な児童らがいるプール南側の最も東側寄りのプールサイド近くでプールに入っており、凰汰さんや、その周辺にいた児童⑯、児童⑰らに交代でボビングをさせて、ボビングが終わった児童を側段に上げて待たせるなど、児童らに個別に対応していた。

その後、児童らは、バディ同士が水中でじゃんけんを行い、負けた児童が勝った児童の周りをボビングしながら回るという活動を行った。

ウ 浮きの実施状況

次に、児童らは、だるま浮き、くらげ浮き、大の字浮きの順で3種類の浮きを行った。それぞれ、1組担任が始める合図を声で指示し、声で秒数を数えながら、10秒浮くことを目標に浮くという動作を1回ずつ行った。また、大の字浮きについてはバディ同士で2人が手をつないで浮く、隣のバディと手をつないで4人で浮くということも行い、2組の4人組が4人で上手に浮くことができた(なお、2回目の水泳授業で行われた可能性もある。)。

このとき、2組担任は、2組の児童らがいるプール北側を東から 西、西から東に移動しながら2組全体を見ている状態であった。

(3) け伸び、ビート板ばた足、ビート板を使ってのクロールの実施状況 ア け伸びの実施状況

浮き終了後、1組担任は、プール東側のプールサイド真ん中付近 から、次はけ伸びを行う旨声で指示をし、児童らを一旦プールサイ ドに上げた後、プールサイド南北の側面にある側段に立たせた上で け伸びを行ったか、もしくは、児童らをプールサイドに上げずにそ のまま側段に立たせ、け伸びを行うという方法で、け伸びを1本行 った。け伸びを行うに際しては、1組担任から、耳の後ろの位置で 腕をまっすぐに伸ばして壁を強く蹴ることなどの注意点を挙げた上 で、南北の真ん中を目標にしてけ伸びをする、真ん中まで行けなく ても3コース分くらいは頑張ってけ伸びをするということを目標に してけ伸びをしようということが説明された。その上で、1組の児 童はプール南側から、2組の児童はプール北側から、1組担任の声 の合図によりそれぞれスタートして、け伸びを行った。泳ぎの得意 な児童は、南北の真ん中付近までけ伸びで行くことができたが泳ぎ の苦手な児童の中には1,2コース分くらいしか進めない児童もい た。児童らは、け伸びを行って足をつくと、泳いで戻ったり、プー ルの底を足で蹴り、ぴょんぴょん跳ねるような形で元の位置に戻っ たりしていた。

2組担任は、け伸びの際、2組の児童がいるプール北側の東寄りのプール内におり、児童④、児童⑤、児童⑦、児童⑧、児童⑩ら泳ぎが苦手な児童がけ伸びを行った先で受け止めるなどしていた。児童④は、2組担任がけ伸びを受け止めた後壁をつたいながら元の位置に戻り、その他の児童らは、ぴょんぴょんと跳ねたりしながら元いた位置に戻っていた。

教頭は、け伸びの際、1組の児童がいるプール南側の一番東寄りのプール内におり、凰汰さんやその周辺にいた児童らを個別に対応した。そして、教頭は、凰汰さんが「先生おってよ。いくで。」などとも言っていたことから、凰汰さんの1mくらい前に立ち、壁を蹴ってけ伸びを行う凰汰さんを受け止めるなどしていた。

イ け伸びばた足及びビート板ばた足の実施状況

この点、け伸び終了後の種目について、2組担任は、ビート板ばた足を行ったと供述する一方、1組担任は、け伸びばた足を実施したが、1本目を行う前の段階でビート板が必要な児童はビート板を準備するよう指示した旨供述している上、2組担任は、この種目を行う前の移動の段階で児童らがビート板をとりに行った旨供述していることから、け伸びばた足とビート板ばた足を行う児童が混在した種目が行われたものと認めるが、児童らの多くがビート板を使用し、ビート板ばた足を行っていた可能性がある。

け伸び終了後、1組担任は、児童らに対し、プールサイドに上がり、北側のプールサイドにいた2組の児童らが南側のプールサイドに1組の児童の後ろに並ぶよう指示するとともに、ビート板が必要な児童はビート板を準備するよう指示した。そこで、児童らは、器具庫にビート板を取りに行った。

各児童らは、ビート板を準備した後、1組担任の指示に従い、南側のプールサイドに、1組の児童が前の列、2組の児童が後ろの列になるように2列に並んだ。そして、1組担任の声による合図によ

り、1組、2組の順で各組全員が南側から同時にスタートし、対岸 の北側のプールサイドまで到達することを目標とし、合計3回け伸 びばた足及びビート板ばた足を行った。

このとき各教員らは、1組担任が東側のプールサイドの真ん中付近、教頭はプール内の南側寄り、2組担任はプール内の北側寄りに位置していた。

ビート板ばた足では、息継ぎできる児童は、ビート板の後ろの端を持ち、腕とビート板の間に顔を入れ水に顔をつけて息継ぎをしながらばた足をし、息継ぎができない児童は、ビート板の横の真ん中付近を持って、顔を上げたままばた足をしていた。途中で足がつく児童もいたが、その場でばた足を再開し、全員が一応北側のプールサイドまで到達していた。

また、進むのが遅い児童については、プール南側に位置していた 教頭及びプール北側に位置していた2組担任がプールの南北半分を リレーする様な形で、児童らのビート板を引っ張るなどの補助を行 い、全員が北側まで到達した。

凰汰さんは、顔を水の中につけずにビート板を持ってばた足を行っている状態であり、児童④も同様の状態であったが教員らの補助により、北側のプールサイドまで到達していた。

ウ ビート板を使ってのクロールの実施状況

その後、児童らは、ビート板を使ってのクロールを行った。ビート板を使ってのクロールは、ビート板ばた足と同様の要領で、1組、2組の順で、1組担任の声による合図に従い、各組全員が一斉にスタートし、対岸の北側のプールサイドまで泳ぐというものであり、合計2回程度行われた。

ビート板を使ってのクロールは、ビート板の後ろの端を持ちながら、クロールをするように、片手ずつ腕を回して水をかき、適宜のタイミングで息継ぎをするというものであった。もっとも、凰汰さ

んをはじめ息継ぎができない児童は、ビート板を使ってのクロールを試みた後、これを諦めて途中から顔を上げたままのビート板ばた足に切り替える、もしくは、最初からビート板ばた足で北側のプールサイドまで泳ぐという状態であった。

3 グループ分けの状況

(1) 休憩に関する協議状況

ビート板を使ってのクロールが終了すると、1組担任の指示により、 児童らは北側のプールサイドから上がり、先に泳ぎ終わった1組の児 童らは元々並んでいた南側のプールサイドに戻って整列し、続いて泳 ぎ終わった2組の児童らはそのまま北側のプールサイドに整列し、そ れぞれ座った。

そして、このとき、プール内のやや北側の東寄りの位置にいた2組担任は、その後の授業の進め方等について協議するため、東のプールサイドの真ん中あたりにいた1組担任の前方付近までプール内を移動した。当日の第3回目の水泳授業についても元々休憩時間を取ることは予定されていなかったが、1組担任は、当日が1回目、2回目の水泳授業の日と異なり、晴天であり、かなり暑かったことから、休憩を取り、児童らに水分補給をさせた方が良いのではないかと考え、プール内にいた2組担任との間で休憩と水分補給について協議した。

1組担任が、2組担任に対し、水分を取らせて休憩させようかと相談したところ、2組担任は、水筒を持ってきていない児童が多くいるような様子である旨1組担任に答えた。また、この協議の際、プール内の水道の水を飲ませることについても協議がなされたが、児童らは水道の水を飲もうとしないだろうとの結論となり、結局、両名の協議の結果、休憩を取らず、そのまま授業を継続することとなった。

(2) グループ分けに関する1組担任の説明状況

そして、1組担任は、座って待っていた児童らに対し、以後はグループに分かれて授業を行うことを説明し、25メートルのチャレンジ

をする児童は1、2、3コースの東側のプールサイド(以下、再度これを「チャレンジグループ」という。)に、泳ぎが苦手な児童はプールの北西側の2組担任が行く場所に集まる(以下、再度、こちらのグループを「基礎グループ」という。)ように指示した。

2組担任は、1組担任が基礎グループに関する指示を行っているのと同時に、右手を挙げてプール内を歩きながらプールの北西側に向かって移動した。他方で、1組担任は、説明を終え、児童らが移動を始めると、チャレンジグループが集まる東側のプールサイドの2コース付近に移動した。また、教頭は、プール南東の角付近で上記の協議内容や指示説明を聞き、児童らが移動する様子を見ていた。

(3) 基礎グループの児童らの移動状況

ア 基礎グループの男子児童がプール南西側に集まったこと

このとき、児童らがチャレンジグループあるいは基礎グループのどちらに移動するかについては、完全に児童の自主性や判断に任されており、各教員が児童らに対し、どちらのグループに移動するかを指示したものではなかった。そのため、1組担任の指示を受けた児童らは自らの判断で各グループへの移動を開始した。しかしながら、1組担任の指示内容を聞いていたにもかかわらず、基礎グループを希望する児童らのうち、女子は北西のプールサイドに集まったものの、男子児童の多くが2回目の授業時に男子基礎グループが授業を行った南西側のプールサイドに集まってしまった。

この点、2組担任は、プール北西側に女子だけが集まったと供述 し、あたかもプール南西側に基礎グループを希望した男子全員が集 まったかのような供述をする。

しかしながら、1組担任は、北西の基礎グループを見たときに前回チャレンジグループにいた児童⑨、児童⑩らが基礎グループに入っているのに気付いた旨供述しており、北西の基礎グループに男子児童がいたことを確認している上、教頭も指示された方向ではない

方に移動した児童がちょろちょろいた旨供述するにとどまり、男子 の全てが移動したという趣旨の供述はしていない。

また、ビート板を使ってのクロール終了後、2組の児童らは北側、1組の児童らは南側のプールサイドに整列し座っていたのであるから、男子児童が南西のプールサイドに移動するには、児童らは各々北側から西側、もしくは、北側から東側、南側のプールサイドを移動して、南西側のプールサイドに移動する必要がある。

このとき、2組担任は、プール内を東側から北西方向に向けて右手を挙げたりしながら移動し、1組担任は東側プールサイドにいるのであるから、仮に、男子児童の全てがプールサイドを移動し南西のプールサイドに移動しようとすれば、2組担任や1組担任がこれを察知し、北西に移動するよう注意を促すことは容易であるから、基礎グループを希望する男子児童全員が南西のプールサイドに集まるとは考え難い。

さらに、基礎グループに移動する男子児童の中には、前回の水泳 授業の際、中村校長とともにプール南西側で水泳授業を行った経験 を有するものがいたことから、この経験に基づき男子児童がプール 南西側に移動したとも考えられるが、第3回目の水泳授業のグルー プ分け時点では南西のプール側には、誰も目印となるような教員は 移動していないのであるから、基礎グループを希望する男子児童全 員が1人残らず、プール南西側に集まるとは考え難い。

よって、上記のとおり、この時点で、南西側のプールサイドに、 基礎グループを希望した男子児童の多くが集まったものと認める。

イ 男子児童らの移動

2組担任は、北西側のプールサイドに集まった基礎グループの女子児童らに対し、1列に並ぶよう指示し、男子児童らが移動してくるのを待ったが、いつまで経っても男子児童らは移動してこなかった。そこで、2組担任が、南側を見たところ、基礎グループの男子

児童らが南西側のプールサイドに固まって立っていることが確認で きた。

2組担任は、基礎グループについては教員2人で担当することになるだろうと内心では考えていたものの、直前に、基礎グループを希望する児童らは自分の方に集まるよう指示したことに加え、プール南西側には誰も教員がいなかったこともあり、一旦、男子児童らを含め、北西側のプールサイドに集めるべきだと考えた。そのため、2組担任は、男子児童らに対し、女子児童がいる北西側のプールサイドに移動するよう指示をした。

このとき、2組担任がチャレンジグループの方を確認したところ、 既に、チャレンジグループは、25mチャレンジの練習を開始し、 泳ぎ始めていた。

上記の2組担任の指示を受けて、基礎グループの男子児童らは、 プール南西から西側のプールサイドを北に向かってぞろぞろと固まって歩いて移動し、北西のプールサイドまで移動した。このとき、 2組担任は、移動している男子児童らの中に、北西のプールサイド の角あたりを他の男子児童らと固まって歩く凰汰さんの姿を確認した。結果として、北西のプールサイドに集まった基礎グループの人数は、女子が10人強、男子は女子よりも少し多く十数名ほどであった。

2組担任は、プール北西側に集まった男子児童に対し、既に並んでいる女子児童の後ろに1列に並ぶよう促し、男子児童らはそのような形で並んだ。なお、北西のプールサイドに集まった基礎グループの児童らは、男子も女子もビート板を持ってきていた。

(4) チャレンジグループの児童らの移動状況

他方で、チャレンジグループを希望する児童らは、1コースから3 コースの東側のプールサイドに男子女子合計10名程度が集まった。 1組担任の記憶では、南のプール壁の沿った1コースに5名程度が、 2コースに1名程度が、3コースに3名程度が並ぶ状態であり、教頭 の記憶では、3で割り切れない人数が集まっていた。

1組担任は、これを見て、コースごとの児童の数にばらつきがあったため、集まった児童らに対し、各コースで同じ人数くらいになるように並び直すよう指示した。また、1組担任は、前回の授業時と比べてチャレンジグループの児童の人数自体がやけに少ないと感じた。

そこで、1組担任が北西のプールサイド側の基礎グループを見たところ、2回目の授業でチャレンジグループにいた児童⑩、児童⑨、児童⑪などが基礎グループに行っていたことが確認できた。

(5) 時刻の特定について

ア はじめに

以上のとおり、4年生第3回目の水泳授業において、全体で行う種目終了後のグループ分けの状況を説明したが、グループ分けを 行う段階での時刻の確認状況について、各教員らが以下のとおり供述するので、以下、時刻の確認状況を検討する。

イ 各教員の供述内容

この点、2組担任は、前半の全体練習が終了し、児童らがプールサイドに上がった後、2組担任がプール内を移動して東側のプールサイド真ん中付近にいた1組担任と協議する際、1組担任が午前10時40分と時刻を教えてくれた上で1組担任から水分補給の相談があった旨供述する。

これに対し、1組担任は、2組担任と休憩を取るか否か協議し、 後半の授業を開始しようとしてグループ分けの指示をする前に時間 を確認して、その時刻が午前10時40分であったと供述する。

また、教頭は、全体練習後、児童らをプールサイドに上げて、 1組担任と2組担任の協議後、後半の授業のことを説明する際に、 1組担任から、時刻としての午前10時40分か、時間的な間隔と しての40分かどちらかは不明であるものの、40分という時間が 出たように思うと供述する。

ウ 午前10時40分との時刻について

以上のとおり、各教員の供述内容に若干の食い違いが見られるので、以下検討する。

この点、詳細は後述するが、グループ分け後、チャレンジグループでは、プールを東西に25メートル泳ぎ切るチャレンジを10分間行うこととしており、教頭は、1組担任からその旨指示を受け、チャレンジグループの活動を一定時間見守った後、午前10時50分との時刻を確認した上で1組担任に次のチャレンジグループの活動内容を確認した。

この点からすれば、午前10時50分の10分前である午前10 時40分に後半の授業を開始するために、1組担任がグループ分け に関する指示をしたと考えるのが自然である。

また、そもそも1組担任は、長浜小学校において水泳授業を行う際には、各種目の実施時間で種目ごとの区切りをつけていたものではなく、各種目の実施回数を定め、その実施回数を消化した時点で種目の区切りをつけていたものである。

上記の1組担任の種目の区切り方に加え、全体の最後の種目であるビート板を使ってのクロールについては、先行する1組の児童らが南側のプールサイドに戻り、後続の2組の児童らが北側のプールサイドに上がって終了したものであって、各組の児童らがプール内から上がる時期に時差があったものであることを考慮すれば、実施回数で区切りをつけて1組の児童らを待機させ、2組の児童らがプールサイドに上がるのを待って終了を告げるのが合理的かつ自然である。

以上からすれば、1組担任が午前10時40分という時刻を確認 した後にビート板を使ってのクロールを終了させて児童をプール内 から上がらせたものではなく、後半のグループ分け後の授業を開始 するにあたって時刻を確認したものと認められる。

よって、1組担任が、後半の授業に向けて、児童らにグループ分けの説明や指示をした時刻が午前10時40分であったものと認定する。

- 4 グループ分け後の実施状況
 - (1) 各グループに参加した児童の内訳

ア はじめに

長浜小学校4年生の第3回目の水泳授業においては上記のようにグループ分けを行った後、基礎グループの種目中に本件事故が発生した。本件事故の発生状況や発生時期等は後述するが、当委員会の検証により、本件事故発生翌日までには、1組担任、2組担任及び教頭により、溺水した風汰さんをプール内から引き上げた児童⑩及び児童⑩から本件事故前後の状況に関する聞き取りが行われたこと、そして、その聞き取り内容が手書きのメモ等に保存された上、児童両名からの聞き取り内容及び各教員の記憶を基にして、本件事故翌日には、グループ分け後の児童の内訳を記載した資料が作成されていたことが確認された。

上記作業は、本件事故の発生という極めて衝撃的な事実が発生した直後に行われたものであり、児童や各教員の記憶が極めて鮮明な時期に行われたものである。そして、各教員らは、児童両名が聞き取りの際に発した言葉の文言そのものをそのまま記録に残すよう意識して資料を作成したものであるから、上記各資料は極めて信用性の高いものである。

上記各資料及び当委員会の検証によって得られた証拠を総合すると、チャレンジグループ、基礎グループを構成する児童の内訳やその整列順序などについては、客観的事実として以下のとおりであったと認められる。

イ チャレンジグループ

ウ 基礎グループ

前述のとおり、基礎グループは、プール北西の角から北側のプールサイドを東に向かって、女子が前、男子がその後ろに並ぶ形となった。

このときの児童らの並び順は、女子については、浅い西側から、 児童⑰、児童⑩、児童⑪、児童®、児童⑦、児童⑫、児童⑬、児童 劉、児童⑬、児童⑪、児童⑮がおり、一番東側に児童⑯がいた。

以上のとおり、基礎グループに参加した女子児童は合計 1 2 名であった。

以上のとおり、基礎グループに参加した男子児童は、合計14名であった。

エ 各教員らの認識

グループ分け後の各グループに参加した児童の内訳及び整列順序 は上記のとおりであるが、上記の内容は、本件事故発生後に判明し た事実であるから、1組担任、2組担任、教頭の3名の教員が上記 の内訳及び整列順序を把握・認識していたことを示すものではない。

そして、後述するとおり、2組担任は、グループ分け後の種目を 実施する時点において、凰汰さんの位置関係を把握してはいなかっ た。

(2) 教頭の役割分担の決定

既に述べたとおり、1組担任のグループ分けの指示により、1組担任と2組担任、1組2組の各児童らは移動を開始した。児童らが移動している最中、教頭は、チャレンジグループの児童がいる1,2,3コース付近にいた1組担任に対し、グループ分け後の授業において自分がどのような役割を果たすべきか確認しようと考えた。そこで、教頭は、チャレンジグループと基礎グループのどちらのグループの活動に参加したら良いかを確認するつもりで、1組担任に、どっちに行ったらいいかなどと声をかけた。

一方、1組担任は、教頭から、「こっちでえいがでね。」などと声をかけられた記憶であり、教頭から基礎グループについたら良いかと確認されたものと理解した。1組担任は、前回チャレンジグループに参加していた児童まで基礎グループに参加するなど、基礎グループの人数が予想よりかなり多くなって指導が困難であることが予想されたことから、このまま自分がチャレンジグループを担当し、教頭を基礎グループの方に行かせるべきか、自分が基礎グループに行って、教頭にチャレンジグループを任せるべきかについて悩み、しばらくの間、決断を下すことができなかった。

そうしたところ、チャレンジグループの児童®が、1組担任に対し、「もう泳いでかまん?」などと言い出し、早く泳がせてほしいと何度も訴えてきた。そのため、1組担任は、児童らを早く泳がせてあげないといけないと考え、教頭に対し、チャレンジグループの担当をお願いする旨回答した。また、併せて、1組担任は、教頭に対し、チャレンジグループは10分間くらい、25メートルをクロールで泳がせること、泳がせるにあたってスタートの合図を出すことを依頼した。

よって、この時点で、1組担任は、チャレンジグループの指導を教 頭に任せることとし、自らは、基礎グループの活動に参加することを 決断した。 そして、1組担任は、教頭に上記依頼をすると、その場を離れ、南側のプールサイドを西に向かって歩いて行った。

(3) チャレンジグループの実施状況

チャレンジグループの児童らの最初のスタートについては、1組担任、もしくは教頭が声で合図し、25メートルをクロールで泳ぐチャレンジが始まった。

その後、チャレンジグループの児童らは、教頭の管理のもと、25 メートルのクロールのチャレンジを開始した。

教頭は、手を叩いてスタートの合図を出していた。教頭は、スタート後、泳いでいる児童と並ぶような形で南側のプールサイドを西に向かって歩き、プール東西の中間地点くらいで止まって、その先を西側に向かって泳ぐ児童を見ながら、児童が全体の4分の3ぐらいの距離まで泳いだのを確認して、次の児童にスタートの合図を出していた。そして、教頭は、先に泳いだ児童が西のプールサイドに到達するのを確認した後、今度は新たにスタートした児童らを見ながら同児童らと並んで西に向かって歩いていくということを繰り返して、チャレンジグループの練習を見ていた。

教頭がチャレンジグループの1組目を泳がせている間に、プール北西の基礎グループの様子を確認したところ、まだ整列しているか、指示をしているかのような状況であり、基礎グループの活動は始まっていなかった。

教頭は、チャレンジグループの活動を見ながら、ハアハアと息を切らすなど明らかに疲れた様子の児童には、休むように声をかけるなどし、休憩を取らせるなどした。

また、教頭は、チャレンジグループの活動を見ている際、基礎グループの児童らの活動がなかなか始まらないと感じていた。

(4) 基礎グループの活動実施前の状況等

ア 泳ぎが得意な児童らが多く参加していたこと

他方で、基礎グループは、既に述べたとおり、グループ分けに関する1組担任の指示に反して、多くの男子児童が南西に集まっていたことから、2組担任は、男子児童らに北西に移動するよう指示したが、その時点で既にチャレンジグループは25メートルのチャレンジを開始し、泳ぎ始めていた。

その後、2組担任は、プールの北西付近のプール内から声をかけ、 北西のプールサイドに集まった児童らを女子が前、男子が後ろとな るような形で整列させた。このとき、2組担任は、泳ぎの苦手な児 童はできるだけ浅い側に来るように指示をしていた。

しかしながら、児童らは、2組担任に促されたにもかかわらず、 誰も自主的にチャレンジグループの方に移動しなかった。

2組担任は、これまで児童らに対し、各児童が何メートル泳げるかなどの泳力テストなどを行ったこともなかった上、そもそも水泳授業におけるグループ分けは泳力を基準に教員からどちらのグループに参加すべきかを指示したものではなく、自分たち教員が児童自らの判断でどちらのグループに参加するかを選択するよう指示したのであるから、移動を促しても児童が自主的に移動を開始しない以上、この段階で教員である自分が児童らに指示し、児童の自由な意思に反して無理矢理移動させるのは児童らが到底納得しないだろうと考えた。

そこで、2組担任は、児童らに対し、泳ぎを見て、ちゃんと泳げている子はチャレンジグループに移動してもらう旨伝えたうえで、 そのままの人数で基礎グループの後半授業を開始することとした。

イ バディ確認を行わず、け伸びばた足を行うこととした経緯

2組担任は、当初、基礎グループに集まった児童らについては、 2回目の水泳授業の際のグループ分け後の授業と同様に、バディ確認を行った上で、基本的な練習を行わせる予定であったが、バディの確認を行わなかった。また、2組担任は、この時点で、急遽、予定を変更し、女子、男子の順で、け伸びばた足を行わせることを決め、児童らに対し、ビート板を持たずに自分がどこまで泳げるか確認するなどと言い、児童らに対し、ビート板を持たずにけ伸びばた足を行うよう指示した。

この点、2組担任は、教員から見ればチャレンジグループに参加して泳ぐべき児童らが基礎グループに参加したことにより基礎グループの人数が明らかに多すぎるため、チャレンジグループに参加すべき児童らを本人が納得するような形で移動させなければならない反面、泳ぎが得意ではない児童にもしっかり練習をさせなければならないとの焦りを強く感じていた。

また、令和6年度の4年生の水泳授業は4回しかなく、4回目の 授業はテストを行うことになっていたことから、基礎グループの児 童がしっかりと練習できるのは当日の3回目の水泳授業が最後であ った。

そこで、2組担任は、児童ら自身にまず自分がどのぐらい泳げるかを把握させた上で、基礎練習を行い、基礎練習後に自分自身でどのぐらい泳げるようになったか、どのぐらい伸びたかを把握させたいと考えた。

一方、2組担任は、チャレンジグループに移動できるだけの泳力 を有している児童については、一旦泳がせることによって、泳げる という理由でチャレンジグループへの移動を指示しやすくなるため、 一旦泳がせた上で、泳ぎが得意な児童らをチャレンジグループへ移 動させたいと考えていた。

さらに、2組担任は、最初にバディを組んだとしても、教員から 見れば泳ぎが得意でありチャレンジグループにいるべき児童が基礎 グループにおり、これらの児童らをチャレンジグループに移動させ た後にバディを組み直さなければならなくなるため、チャレンジグ ループに児童が移動した後にバディを組ませようという思いがあっ た。

以上の理由から、2組担任は、バディの確認を行わず、け伸びば た足を行うという決断に至った。

なお、2組担任は、この時点で、教員から見て泳ぎが得意な児童 のみを一旦泳がせた上で、チャレンジグループに移動させるという 考えには至らなかった。

以上のとおり、この時点で、バディ確認は行われなかったため、 2組担任は、基礎グループに参加している児童の正確な人数や、児 童それぞれの整列順序を正確に把握していなかった。

また、この時点で、1組及び2組の児童らが混在した状態で基礎 グループに参加し、整列していたため、全体練習時に組んだバディ は解除された状態となっていた。

ウ 1組担任の移動状況

1組担任は、プール南側のプールサイドを西側に移動し、いつの時点かまでは不明であるが、西側の3,4コースの間くらいから、プールの中に入った。その後、1組担任は、プール南西側に位置して、しばらくの間、東から西に泳いでくるチャレンジグループの児童らを見ていた。

なお、基礎グループの深い東側にいた児童⑨は、後述する2組担任が教頭に移動を求めた際には、1組担任はチャレンジグループのゴール近くでフォームの指導をしていた旨供述する。

この点、1組担任は、この事実を否定し、現場にいた2組担任 及び教頭の供述によっても、1組担任がチャレンジグループの児童 らのフォームの指導をしていた旨の供述までは存在しないことから、 1組担任がチャレンジグループの児童らにフォームの指導までして いたとは認められない。

しかしながら、いずれにしろ、1組担任は、プール西側からプール内に入った後も、直ちに基礎グループの方に移動せず、しばらくの間、チャレンジグループの児童らの活動を見ていたものと認める。

エ 2組担任が教頭に移動を求めた状況

そして、2組担任は、基礎グループの女子児童らをプール槽側 面の側段上に立たせて、け伸びばた足をさせようとした。

この時点で、2組担任は、事前に、教頭及び1組担任との間で、役割分担を協議した訳ではなかったものの、基礎グループはそもそも泳ぎが苦手だと思っている児童らが集まったグループである上、この時点で基礎グループに集まった児童らがチャレンジグループに集まった児童より相当程度多かったのであるから、当然に、2回目の中村校長と同様に補助的な立場で水泳授業に参加している教頭が基礎グループを一緒に指導してくれるものと考えていた。

しかしながら、基礎グループの女子児童らを側段上に立たせた 段階でも教頭が基礎グループの方に来ていなかったことから、2組 担任は、教頭に対して、基礎グループの人数が多いので基礎グルー プの方に来てもらえないかと声を掛けた。このとき、2組担任はプ ール内の北西付近におり、教頭は南東の南側のプールサイド上にい た。2組担任は、教頭とプールの対角線のような位置関係であり、 女子児童らはプール槽側面の側段上に並んだ状態であった。 2 組担 任は、教頭との距離が相当程度あったことから、比較的大きな声で 教頭に声を掛けた。

これに対して、教頭は、2組担任に対しても十分聞こえる程度 の声量で、チャレンジグループを任されているので行けない旨返答 した。2組担任も、教頭の返事を聞き取り、教頭が1組担任からチャレンジグループのスタートを任されていることを理解した。また、2組担任は、返答をする教頭が、どうしたら良いのか少し戸惑っているようにも感じた。

そのやり取りの後、教頭は、1組担任に対し、どうしたらいいかと声を掛けた。このとき、教頭の記憶では、1組担任は、プール内におり、2組担任の後方、すなわち、2組担任から見てプールの南側にいたと記憶している。その際、教頭は、2組担任に声を掛けたのと同程度の声量で声をかけた。教頭には1組担任の返事が良く聞こえなかったが、教頭が1組担任の様子を見ていたところ、1組担任が基礎グループの児童らがいる北側の方に動いたように感じた。そのため、教頭は、1組担任が基礎グループの方に行ってくれるのだろうと考え、チャレンジグループの監視等を継続した。

なお、1組担任は、上記の2組担任と教頭のやりとり自体が記憶にない旨供述し、あたかもその直後に教頭から声をかけられた事実も存在しないかのように供述する。しかしながら、上記のとおり、2組担任が教頭に基礎グループへの移動を求めるやりとりを行った点については、そもそも教頭と2組担任の供述が符合している。また、2組担任から基礎グループへの移動を要請された教頭が、一見して人数が多く、指導の負担が重いと思われる基礎グループへのサポートを単に断るだけでなく、何らかの手立てを講じる必要があると考えて、1組担任の判断を求めることはごく自然で、状況に応じた合理的行動である。その上、2組担任も、教頭が1組担任の方を

向いて、1組担任にどうしたらいいか確認しようとする様子を見た 旨供述していることなどを考慮すると、上記の教頭と2組担任のや りとりが存在し、その直後に教頭が1組担任に対し、どう対応すべ きか判断を求めたものと考えるのが相当であるから、上記のとおり 認定した。

(5) 基礎グループ女子児童らのけ伸びばた足

ア 単独で基礎グループの活動を進めようと決意した経緯

2組担任は、教頭から基礎グループへの移動を拒否されたことから、なぜ教頭が基礎グループの活動に参加しないのだろうと疑問に感じた。また、2組担任は、1組担任との間で、3回目の授業に先だって、授業後半は2回目と同様にグループ分けし、チャレンジグループを1組担任が、基礎グループを自分が担当し授業を進めると決めたにもかかわらず、なぜ1組担任がチャレンジグループの指導を教頭に任せたのか疑問に感じた。さらに、2組担任は、1組担任がチャレンジグループの指導を教頭に任せた以上、1組担任が基礎グループの指導にくるべきであるのに、なぜ1組担任が基礎グループの側に来ないのか疑問に感じた。

しかし、2組担任は、基礎グループに来るはずではなかった泳ぎの得意な児童らを早くチャレンジグループに移動させなければならないと焦りを感じ続けていたこともあり、この時点で、必ずどこかの段階では1組担任が基礎グループの活動に参加してくれるに違いないと考え、1組担任が基礎グループに来るまでは、1人で授業を進めるしか仕方がないと考えた。

イ け伸びばた足の実施

そして、2組担任は、側段上に並んでいた女子児童らに対し、け伸びでスタートし、その後、ばた足をして、行けるところまで行き、足が付いたら、どこまで泳げたかを確認するためにその場で待って

おくように指示した上、声で合図を出して、一斉にけ伸びばた足を 行わせた。

この時点で、2組担任は、バディの確認を行っていなかったため、 女子児童らの正確な人数を把握していなかったが、10人は超えていると認識していた。また、2組担任は、児童®、児童®、児童®、児童® の3人が最も深い位置にいるのは認識しており、深い位置に身長が 高く足がつく児童や泳ぎの得意な児童らがいたことを確認していた。

2組担任は、女子児童らがけ伸びばた足を行う際、プール北西の 浅い位置におり、浅い側にいる児童を中心にしつつ、深い東側にい る児童にも顔を向けたりして、女子児童の様子を見ていた。

け伸びばた足を行わせたところ、西側の浅い方にいる女子児童らは、北から南に向けて2ないし3コース分ほど進んだ位置で止まっており、深い方にいる女子児童でも5コース分ほど進んだ位置で止まってしまい、南側まで泳ぎ切る児童は1人もいなかった。

2組担任は、女子児童全員が泳ぎ終わり、止まった時点で、止まった位置で待機している女子児童に対し、その位置を覚えておくように声を掛け、スタートした位置まで戻るように指示した。その指示を受けて、女子児童らは、待機していた位置を離れ、スタートした北側のプールサイドに戻り、プールサイドに上がった。その際、女子児童らは、泳ぎながら戻る者もいたが、ほとんどはジャンプしながら歩くような形で戻って行った。このとき、女子児童の後ろに並んでいた男子児童らは、そのままプールサイドに立った状態で、女子児童の様子を見ていた。

- (6) 基礎グループ男子児童らの失敗したけ伸びばた足の準備状況
 - ア 失敗したけ伸びばた足

この後、2組担任の指示により、基礎グループの男子児童らは、 女子と同様にけ伸びばた足を実施するが、男子児童らがけ伸び後、 ばた足を行わず、け伸びだけで終えてしまい、け伸びばた足は失敗 した。

これを前提に以下、事実関係を述べる。

イ 男子児童らの整列時の状況

2組担任は、女子児童らをプールサイドに上がらせた後、男子児童らに対し、女子児童らと同様の説明を行い、け伸びばた足で行けるところまで行き、足がついたらその場所で止まるよう指示した上で、男子児童らをプール槽の側面にある側段の上に立たせた。

既に述べたとおり、男子児童らは、浅い西側から、児童④、児童 ⑤、児童®、児童⑫、児童⑰、児童®、児童卿、児童⑩、児童⑥、 児童⑩、児童⑩、凰汰さん、児童⑲の順で並んでおり、凰 汰さんは、東側から2番目の位置にいた。

ウ 男子児童らの列が広がっていたこと

この点、深い東側の位置にいた児童⑨は、2組担任から、男子児童らに対し、もっと広がるよう指示があり、凰汰さんがプールの真ん中の方に行った旨供述するところ、2組担任は、その指示について覚えていない旨供述する。

しかしながら、2組担任自身、そもそも基礎グループの女子の後ろに男子が並んだ時点で、男子の列が東西に広がっており明らかに人数が多かった上、男子が並んだ時点で女子よりも列が広く感じた旨供述している。また、当委員会の認定した事実によれば、そもそも基礎グループの女子児童は12名、男子児童は14名であり、女子児童よりも男子児童の人数が多かったことは明らかであるから、2組担任の指示の有無にかかわらず、女子の列より男子の列の方がより東側に広がっていたことは明らかである。

また、この時点で、2組担任は、凰汰さんの位置関係を全く把握 していなかったのであるから、2組担任の指示により、男子の列が 広がったのだとしても、ことさらに凰汰さんのみを東側に位置する よう指示したものでないことは明らかであるから、凰汰さんが一番深い東側から2番目の位置にいた理由を示すものではない。

したがって、2組担任から男子児童らに対し、もっと広がるよう 指示が出された可能性は否定できないものの、男子の方が女子より も人数が多かった結果、男子児童らの列が東側に広がり、凰汰さん が一番東側から2番目の位置にいたものと考える。

そして、いずれにしろ、このとき、男子児童らの列は、プール東 西の真ん中付近にまで及んでいた。

エ 凰汰さんの状況

なお、この失敗したけ伸びばた足がスタートするまでの間に、深い東側の位置に並んでいた児童⑨は、凰汰さんが、怖い、溺れそうなどと言うのを聞いた。

(7) 2 組担任が 1 組担任に対し、基礎グループへの移動を求めたこと ア 供述の概略

この点、2組担任は、男子児童らに、失敗したけ伸びばた足をさせる前に、後ろを振り返り、プール南西側にいた1組担任に対し、基礎グループの人数が多く1人では無理であることから基礎グループの方に来てほしいことを伝えた旨供述するものの、1組担任はそのような記憶がない旨供述することから、この点の事実関係を検討する。

イ 2組担任が1組担任に対し、基礎グループへの移動を求めたこと この点、2組担任は、2回目の授業時に中村校長が基礎グループ を担当してくれたのと同様に基礎グループは教員2人体制で3回目 の授業も進んでいくものだと考えていたところ、既にこの時点でチャレンジグループを担当していた教頭から基礎グループへの移動を 拒否されていたのであるから、チャレンジグループの指導を行って いないはずの1組担任に対し、基礎グループへの移動を求め、一緒 に指導に入ってもらうよう要請することは至極当然である。また、 2組担任は、男子児童にけ伸びばた足をさせようとしてプール内の側段に立った状態で並ばせたときに、一見して女子児童よりも人数が多く、男子児童らの列が女子児童らの列より広がっていたことから、改めて、この人数を1人で対応するのは無理ではないかと考えて、1組担任に声をかけた旨も供述している。2組担任が供述するこのような理由は、基礎グループの女子児童が12名、男子児童が14名であったという客観的な状況とも一致するし、このタイミングで1組担任に声をかけた理由の説明として極めて合理的かつ自然であるから、2組担任の供述に沿い以下の事実があったものと認める。

すなわち、男子児童らがけ伸びばた足を実施して泳ぎ始める前の 段階で、2組担任が1組担任に対して、基礎グループの人数が多く 1人で対応することは無理であるから基礎グループの方に来てほし い旨伝えたものと認める。

ウ 移動を求めた際の位置関係等

また、このとき、1組担任は、プール南西側のプール内におり、 南側のプールサイドから2、3コース目辺りにおり、2組担任の声 かけに対し、振り返ってはくれたものの、2組担任から見ると、1 組担任の意識はチャレンジグループの方に向かっているように感じ た。そして、1組担任がこの時点で基礎グループ側に移動すること はなかった。

そして、上記の2組担任からの要請に対する1組担任の返答内容 については、2組担任の記憶も曖昧であり、その内容は不明である。

(8) 失敗したけ伸びばた足の状況

ア 単独での授業継続

上記のとおり、この時点で1組担任が基礎グループに移動することはなかったものの、2組担任は、とにかく泳ぎの得意な児童らを 移動させたい上、泳ぎの苦手な児童らの活動時間を確保したいとの 思いもあり、この時点で、一旦授業の進行を止めようとは考えず、 授業を進めるうちに1組担任が補助として基礎グループの活動に参加してくれるだろうと考え、単独で基礎グループの活動を継続する こととした。

イ 凰汰さんを認識していなかったこと

2組担任は、プール内の側段の上に立たせた男子児童らに対し、 声で合図を出し、一斉に男子児童らにけ伸びばた足を行わせた。

このとき、2組担任は、女子児童らがけ伸びばた足を行っていた ときと同様、プール北西側の浅い位置におり、児童らの様子を確認 していた。

2組担任は、最も浅い西側の位置に児童④がいること、その隣に 児童⑤がいることを確認し、両名が浅い位置にいることを明確に認 識していた。一方、2組担任は、女子の後ろに男子が並んでいた時 点において、深い位置には、児童⑩、児童⑩、児童⑩、児童⑩ら泳 ぎの得意な児童らがいることを一応認識していたことから、泳ぎの 苦手な児童は浅い位置に、泳ぎの得意な児童らは深い位置にいるこ とを漠然と把握していた。

しかしながら、2組担任は、この時点で、基礎グループに集まった男子児童らの人数や位置関係を正確に把握しておらず、凰汰さんがどこにいるのか意識から完全に抜け落ち、認識・把握できていなかった。

ウ 笛が使用されていなかったこと

この点、深い位置に並んでいた児童⑨は、先生の笛がなって風汰 さんがスタートした旨供述する。

しかしながら、当委員会による関係者の事情聴取の結果や、他の 証拠を総合しても、第3回目の水泳授業当日に笛が使用されたとい う事実を裏付ける証拠は存在しないばかりか、かえって、2組担任 を含む各教員らは笛を使用せず、声によって合図をした旨供述して いる点で合致していることからすれば、失敗したけ伸びばた足について笛による合図でスタートしたものとは認められず、2組担任の 声による合図でスタートしたものと認めるのが相当である。

エ 失敗したけ伸びばた足の状況

上記のように2組担任は、男子児童らにけ伸びばた足を行わせたが、男子児童らの多くがけ伸び後ばた足をすることなく、け伸びを終えた時点でプールの底に足をつき、その場に立つ状態となった。

そのため、2組担任は、全員が終わらないうちに、男子児童らに対し、け伸びだけじゃなくばた足もやるなどと声をかけ、全員の活動を中止させた。このとき、最も長い距離を進んだ児童は、北から3コース分ほど、進めていない児童は、北から2コース分に満たないくらいの距離で止まっていた。そして、2組担任は、男子児童らに元いた場所に戻るよう指示した。戻る際には、男子児童は、それぞれぴょんと跳ねながら戻ったり、泳ぎながら戻ったりしていた。このとき、2組担任は、男子児童らが元いた場所に戻るために泳いだり、跳ねながら戻ったりしている際の水しぶきがあがるような音以外に、特別な音や声などを聞いたりはしていない上、児童らから特別な反応などもなかった。

このとき、深い東側の位置にいた児童⑨は、失敗したけ伸びばた 足から戻り、凰汰さんがいないと気付いたものの、普段、教員がい る浅い位置で凰汰さんが活動を行っていたことから、凰汰さんは教 員がいる浅い方に行ったものだと考えた。

(9) 2組担任が再び1組担任に基礎グループへの移動を求めたこと ア 供述内容の概略

この点、2組担任は、1回目のけ伸びばた足がけ伸びで終わった後、男子児童らを元の位置に戻らせている最中に、再度、1組担任に対し、人数が多すぎて1人で基礎グループを見るのは無理であるということやうまく泳げている児童はチャレンジグループに行く

ように言っていることなどを伝えたと供述する一方、1組担任は、 おそらく男子児童のけ伸びばた足をしている最中に、2組担任より、 基礎グループの人数が多いので、うまく泳げた児童はチャレンジグ ループに移動してもらうようにしている旨の話があっただけだった 旨述べていることから、この点を検討する。

イ 上記問題に関する検討

この点、男子児童らにけ伸びばた足を行わせている最中に、男子児童らから目を離して1組担任に話をするということは水泳指導の観点からも不自然であるし、泳ぎが苦手な児童らを担当し、いつか1組担任が基礎グループに来てくれるだろうと考えながら、1人で指導を続けている2組担任の立場からすれば、一向に基礎グループの指導に来ない1組担任に対して、負担が大きいことを伝えないのはその行動として不合理と考えられることからすると、この点については、2組担任の供述に沿った事実があったものと認めるのが相当である。

ウ 2組担任が1組担任に対し、再び基礎グループへの移動を求めた こと

以上のとおりであるから、2組担任は、男子児童らのけ伸びばた 足がけ伸びのみで終わった後、男子児童らが元の場所に戻る途中で、 プール南西側の南側から2、3コース目ぐらいの位置にいた1組担 任に対し、人数が多すぎて1人で基礎グループを見るのは無理であ ること及びうまく泳げている児童にはチャレンジグループに移動す るよう指示している旨伝えた。このとき、2組担任は、プール北西 側にいたことから、1組担任に話しかけるに際し、一旦、後方に振 り返る体勢となり、元の場所に戻る途中の男子児童らから目を離す 形となった。

エ 1組担任の移動状況等

また、このときの1組担任の返答については、2組担任の記憶も 曖昧であり、1組担任の返答内容は不明であるが、いずれにしろ、 この時点で、1組担任は基礎グループ側に移動することはなかった。 さらに、1組担任は、この時点で、基礎グループ男子児童らのけ 伸びばた足が失敗し、け伸びで終わったという事実も認識していな かった。

10) 基礎グループ男子児童らのけ伸びばた足

ア け伸びばた足の実施状況

2組担任は、男子児童らがけ伸びから戻った後、男子児童らをプールの側段に立たせ、再度、け伸びで止まるのではなく、ばた足で行ける所まで行き、止まった所で待つように説明を加えた上で、間を置かずに、改めて声で合図し、男子児童らにけ伸びばた足を行わせた。

その結果、2組担任から見てチャレンジグループに移動させた方が良いと思われる泳ぎの得意な深い位置にいた児童らも、北側のプールサイドから5コース分くらい行った位置ぐらいで止まってしまった。しかしながら、唯一、児童⑫のみが南側のプールサイドまで泳ぎ切った。

イ 泳ぎ切った児童を確認した状況

2組担任は、プール北西付近の位置で、基礎グループの他の男子 児童らは、それぞれ泳ぎ終わって止まった位置で、児童®が泳ぎ切 る様子を見ていた。

ウ 1組担任が基礎グループの活動を確認したこと

1組担任は、既に述べたとおり、プールの南西側の位置で、しば らくの間、1コースから3コースを東西に泳ぐチャレンジグループ の児童らの様子を確認していた。

そして、1組担任は、基礎グループがどのような種目を行うのか 事前には把握していなかったところ、基礎グループがプールの北側 から南側まで泳ぎ切ろうとしていたことから、プールの1コースから3コースを東西に泳ぐ児童らと衝突しないよう注意する意味もあり、このとき、基礎グループの男子児童らに目を向けたところ、プールを北から南側に泳ぎ切ろうとする児童⑫の姿を確認した。

1組担任は、このとき、児童⑫がプールの西側の5メートルラインとプール東西の真ん中の中間付近を、北から南に泳ぎ切ろうとしていたと供述するが、既に認定した整列順のとおり、児童⑫は、西側から4番目の位置付近を北から南に泳ぎ切ろうとしていたものと認める。

基礎グループの活動が始まった後、1組担任が実際に基礎グループの活動内容を意識的に確認したのは、この児童⑫が北から南に泳ぎ切ろうとする姿を確認したのが最初であった。

エ 泳ぎ切った児童のチャレンジグループへの移動等

1組担任及び2組担任は、泳ぎ切った児童⑫に対し、チャレンジグループに行くよう指示し、児童⑫は、南のプールサイドを上がって、チャレンジグループ側に移動していった。

2組担任は、その他の男子児童に対しては、止まった位置を覚えておくよう伝え、スタート位置に戻るよう指示をしたため、男子児童らは、元いた北側のプールサイドに戻った。

また、2組担任は、この時点でも、2組担任は、凰汰さんの位置 や状況を把握していない。

オ プールサイドを掴んでのばた足を実施すること

2組担任は、け伸びばた足を終了した時点で、1名の児童しかチャレンジグループに移動させることができなかったため、やはり、泳ぎが得意な児童らをチャレンジグループに移動させる必要があると考えた。2組担任が泳ぎの得意な児童の様子を確認したところ、最後まで泳ぎ切る力があると思われるにもかかわらず、最後まで泳がず、け伸びばた足をやめた際にも余裕があるような様子に感じら

れた。そのため、2組担任は、泳ぎの得意な児童らがわざと途中で やめているのではないかと感じた。

そこで、2組担任は、プールサイドを掴んでのばた足であれば、 泳ぎの得意な児童らはおのずと体が上手に浮き、また、きれいな形 でばた足をするであろうから、ごまかしがきかない上、教員側の判 断で上手にできているかを評価し、説明することにより、チャレン ジグループに移動させることが可能である上、泳ぎが苦手な児童ら にとっても良い練習になる種目であると考え、この時点で、基礎グ ループの児童らに対し、次にプールサイドを掴んでのばた足を行わ せることに決めた。

(11) 基礎グループ女子児童のプールサイドを掴んでのばた足の実施状況 ア 指示説明等

そして、2組担任は、北側のプールサイドに上がった男子児童らを女子の列の後ろ側に並ばせた上、児童らに対し、次はプールサイドを両手で掴んで伸ばした状態でばた足の練習をすること、ばた足が綺麗にできていたらチャレンジグループに移動するよう指示すること、ばた足の注意点として、大きくばしゃばしゃするのではなく、両足の親指が当たるように両足を広げず、細かく早く足を動かすこと、膝を曲げずに足の付け根から動かすことなどを説明し、全員を見終わるまでばた足を行うよう指示した。

このとき、2組担任は、プール内の北側から2コース目辺りの西から5メートルほどの位置で、北側のプールサイドにいる児童らの方を向いて説明を行った。

イ 女子児童らによるプールサイドを掴んでのばた足の開始

その後、2組担任は、女子児童をプールに入れ、全員を側段に立たせ、プールサイドを掴ませてばた足をさせた。そして、2組担任は、西側の浅い方の女子児童から順に1人ずつばた足をしている様子を確認しては東側に移動しつつ、足を持って膝を伸ばしてあげる

などの補助や助言をしながら、各女子児童のばた足の様子を確認していった。

ウ 1組担任の基礎グループの活動への参加

1組担任は、2組担任が女子児童らにばた足の説明を行っているのを聞き、女子児童らのプールサイドを掴んでのばた足が開始してから、間もなくして、プールの南西付近からプール内を歩いて移動を開始した。そして、1組担任は、プールサイドを掴んでのばた足を行っている女子児童の中で、最も東側にいた児童۱のから順に西側に移動しつつ、1人1人の女子児童のばた足を確認しながらばた足の指導を始めた。その際、1組担任は、女子児童らに、膝が曲がっている、もっと強くなどと声で助言しつつ、女子児童らの足を持ったりしながら、指導を行った。

このように、自然と、西から2組担任が東から1組担任が女子児 童を指導するという体制となった。

なお、2組担任は、当日の水泳授業の間、顔を水中につけておらず、1組担任は、児童®がいる方向に歩いて移動する際に、水中に顔をつけていない。

エ プールサイドを掴んでのばた足の際の女子児童らの広がり状況 このとき、女子児童らの列は、プールの西側の5メートルライン からプール東西の真ん中の中間ぐらいまで伸びていたが、少なくと も、最も深い真ん中付近より、西側までしか延びていなかった。

オ プールサイドを掴んでのばた足の終了

その後、西から移動する2組担任と東から移動する1組担任がちょうど出会ったところで、全員のばた足を見たということで女子児童をプールサイドに上がらせた。

(12) 教頭によるチャレンジグループの種目確認

ア 児童のチャレンジグループへの参加

この間、教頭は、1組担任の指示に基づき、午前10時50分まで10分間、チャレンジグループの児童らに25メートルを泳がせるものだと意識しつつ、チャレンジグループの活動の監視、見守りを継続していた。

そうしたところ、教頭は、チャレンジグループの列に、いきなり、 児童®が並んでいることに気がついた。

そこで、教頭は、児童⑫に対し、どうしてチャレンジグループに 移動してきたのか確認したところ、児童⑫は、先生がチャレンジグ ループで泳ぎなさいと指示した旨返答した。

教頭は、児童⑫の返答を聞き、2組担任あるいは1組担任からチャレンジグループへ移動するよう指示され、児童⑫がチャレンジグループに移動してきたのだと理解した。

教頭は、児童⑫が基礎グループで活動していた児童であったこと から、必ずもっとも南側の1コースを泳ぐように伝えた。

その後、児童⑫は、チャレンジグループに参加し、25メートル をクロールで泳ぐ活動を開始した。

イ 教頭による時計の確認

教頭は、1組担任から10分間泳がせるよう指示されていたことから、午前10時50分がチャレンジグループの活動の目処であると考え、器具庫付近の椅子の上に置いてあった1組担任の腕時計の表示を確認し、午前10時50分となったことを確認した。

ウ チャレンジグループの休憩

教頭は、時計で午前10時50分となったことを確認した後、未 だスタートしていない児童らに対し、もう泳がないようにと言って スタートしないよう指示した。

そして、教頭は、既にスタートしていた児童らが西側まで上がり きるのを待って、その児童らをプールサイドに上げさせ、チャレン ジグループの児童らを、プール南東側の1コースから3コース付近 のプールサイドに集め、座らせた。

教頭は、チャレンジグループの児童らに対し、10分経ったので休憩してほしい、次の活動のことを聞いてくると説明し、チャレンジグループの児童らに休憩をさせた。

エ 児童⑫がチャレンジグループに参加した時期

教頭は、基礎グループからチャレンジグループに参加した児童は、合計3名おり、その全でが男子児童であり、最初に来たのが児童⑫である、また、午前10時50分より前に移動してきた児童が1人、午前10時50分を過ぎてから移動してきた児童が2名いる旨供述する。

よって、教頭の供述内容に沿い、児童⑫がチャレンジグループの活動に参加した時期については、午前10時50分より前であり、児童⑫がチャレンジグループの活動に参加した後、実際に25メートルの泳ぎを開始していたものと認める。

オ 教頭による活動種目の確認

その後、教頭は、東側のプールサイド上を歩いて北側に移動し、 さらに、北側のプールサイドを西側に移動して、北側のプールサイ ド近くのプール内にいた1組担任に対し、チャレンジグループの次 の活動をどうすれば良いか確認した。

このとき1組担任と2組担任は、いずれも北側のプールサイド近くのプール内におり、1組担任の方が2組担任より東側に位置しており、1組担任は、プール真ん中付近の児童らの辺りにいた。

そして、教頭は、1組担任に対し、チャレンジグループの活動を 開始してから10分経過したことを伝えた上で、チャレンジグルー プの次の活動として何を行えば良いのか確認した。

そうしたところ、教頭は1組担任から、クロールから泳法を変えて、児童らの好きな泳ぎ方で、5分あるいは10分と時間の指定を

受けた上で、25メートル泳ぐチャレンジを続けるよう指示を受けた。

カ チャレンジグループの活動再開

そこで、教頭は、再び、チャレンジグループの児童らがいるプール南東側に戻り、あと5分間あるいは10分間、好きな泳法で泳ぐように伝え、それまでと同じ方法でスタートの合図を出し、泳ぐ児童らの監視等を再開した。

教頭がチャレンジグループの活動を再開した後、誰かは不明であるが、教頭の体感で5分ぐらい経ったころ(あくまで現実の経過時間ではなく教頭の体感である)に、男子児童2名がチャレンジグループの列に並び、チャレンジグループの活動に参加した。

教頭の記憶では、この男子児童 2 名もチャレンジグループに参加 後、泳ぎを開始した。

(13) 基礎グループ男子児童らのプールサイドを掴んでのばた足の実施 ア 実施方法等

女子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を終えると、女子児童らは直ちに北側のプールサイド上に上がり、入れ替わる形で、続けて男子児童らがプールの中に入った。そして、2組担任は、女子児童らと同じようにやるなどと指示を出し、声でばた足を開始する合図をし、男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を開始した。

このとき、2組担任は、最も西側の男子児童から、1組担任は2組担任の隣に位置し、各教員が1人の児童のばた足を指導した後、互いに隣の教員を追い越すような形で、ばた足を行っている児童を1人おきに指導しつつ、各教員が東に移動しながら指導する体制となった。

イ ばた足実施時及び実施中の状況

2 組担任は、男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行っている際、苦手な児童には足を持つなどして指導し、逆に泳ぎが得

意でばた足が上手な児童には、少し遠目から声をかけるなどしながら、東側に移動しつつ、指導を行った。2組担任は、浅い位置にいた児童④に声をかけているほか、時期や順番は不明であるものの、児童⑩、児童⑨など数名の男子児童に対し、チャレンジグループに行くように声をかけた。しかしながら、2組担任が最も東側にいた男子児童のところに達するまでの間に、児童から後述するとおりの声がかかった。

一方、1組担任は、2組担任と同様互いを追い越すような形で西側から東側に移動しつつ、児童らに、ばた足ができているなどと声をかけながら指導を行ったが、チャレンジグループに移動するよう声をかけることはしなかった。1組担任は、東側に移動しながら指導を行ったが、深い東側の位置にいた児童⑨、児童⑩、児童⑩らは、一見して上手にばた足ができていたため、ばた足ができているなどと声をかけた後、男子児童らの列の最も東側の位置までは行かずに、一番西の浅い側に戻った。

この間、上記のとおり、教頭が午前10時50分であることを確認し、1組担任に対し、次の種目を確認し、チャレンジグループの活動を再開後に、男子児童2名がチャレンジグループに移動し、その活動に参加した。

なお、チャレンジグループに移動した男子児童2名は、当委員会 の検証によって得られた証拠を総合しても特定できず、不明である。 ウ 凰汰さんを発見した児童の声を聞いた状況

2組担任が、深い東側の位置にいた児童に対し、チャレンジグループに移動するよう声をかけた直後、2組担任が男子児童らの列の最も東まで到達しないうちに、2組担任の右側、すなわち、2組担任の東側のプール北側の真ん中付近から、「先生」と叫ぶとても大きな声を聞いた。その声を聞き、2組担任は、児童⑩の声だと認識

した。同時に、2組担任は、児童®の声で、「凰汰が・・・・」 と叫ぶ大きな声を聞いた。

また、1組担任は、上記のとおり、一旦、最も浅い西側に戻った。 1組担任は、男子児童らのプールサイドを掴んでのばた足が開始し た時点では、凰汰さんがどこにいるのか分からなかったが、浅い側 に戻ったところ、児童④や児童⑤がいるにも関わらず、直近の浅い 位置に、凰汰さんがいないことに気付いた。

1組担任が、凰汰さんがいないのに気付き、はっとした瞬間、1 組担任は、「先生」と呼ぶ大きな声を聞いた。1組担任は、この声 を聞き、児童⑩あるいは児童⑩の声だと認識した。

このとき、1組担任と2組担任の位置関係は、1組担任の方が西側にいるといった状況であった。

教頭は、男子児童2名がチャレンジグループに参加した後、チャレンジグループの活動を見守っていたところ、プール北側の方から「先生」と呼ぶ声を1回聞いた。そして、その後、教頭は、1組担任が、凰汰さんの名前を呼ぶ声を聞き、異変を感じたことから、未だスタートしていなかった児童らに泳がないように指示した上、25メートルを東西に泳いでいる児童らの横に移動し、途中で泳ぐのをやめるよう指示し、南側のプールサイドから上げさせた。

エ 凰汰さん発見直後の状況

2組担任は、右側に振り返り、「先生」との声がした方を見たところ、プール北側真ん中付近のプールサイド上に凰汰さんが頭を西側にして仰向けに横たわっているのを確認した。 2組担任は、そのような凰汰さんの様子を見て直ちに溺れたのだと思い、すぐにその場に駆け寄った。

他方で、1組担任は、「先生」との声を聞き、すぐにプールサイドに上がり、声がした方に移動し、凰汰さんが西に頭を向けて、プールに平行に横たわっているのを確認した。

2組担任は、1組担任より若干早いタイミングで凰汰さんの元に 駆け寄り、凰汰さんの名前を呼び、1組担任も凰汰さんの元に駆け 寄るや、2組担任と同様に凰汰さんの名前を呼んだが、凰汰さんか らは反応が全くなかった。また、凰汰さんの唇は青くなっており、 顔色も色が抜けており、生気がないように感じられた。また、凰汰 さんの胸が上下しておらず、息をしていない状態であった。

4 教頭による種目確認時の基礎グループの活動内容

ア問題点

この点、教頭が北側のプールサイド近くのプール内にいた1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動種目を確認した際の基礎グループの活動内容について、各教員の供述内容は、プールサイドを掴んでのばた足を行っていた点では一致するものの、女子児童、男子児童いずれの活動であったのか判然としないことから、以下、この点を検討する。

イ 基礎グループの活動内容に関する検討

この点、既に認定したとおり、1組担任は教頭から声をかけられた時点で、プール東西の真ん中付近の児童らの近くにおり、1組担任の方が2組担任より東側にいた。

そこで、位置関係を検討すると、1組担任は男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行っている際、西側から2組担任と互いを追い越すような形で東側に移動しつつ児童を1人おきに指導していたものの、一番東の端まで行かずに浅い位置まで戻っており、1組担任がプールの真ん中付近に位置し、かつ、2組担任より東側に位置するタイミングはごくわずかしかないと考えられる。

一方、女子児童らのプールサイドを掴んでのばた足は、1組担任 が最も東側から西側へ、2組担任が最も西側から東側へ移動しつつ、 指導が行われたものであるから、常に1組担任が2組担任の東側に 位置していたこととなる。 したがって、教頭からの声かけ時の1組担任と2組担任の位置関係からすれば、女子児童らのプールサイドを掴んでのばた足が行われていたものと考えるのが自然である。

一方、時間的な経過を考慮すると、そもそも教頭が1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動内容を確認したのは、午前10時50分という時刻を確認した後のことである上、後述するとおり、 凰汰さんが発見された後、教頭による119番通報が覚知されたのは、午前10時55分38秒である。

この点、確かに、チャレンジグループが活動を再開した後、2人の男子児童がチャレンジグループの活動に参加したのは、教頭の体感として活動再開から5分程度経過したころとのことであり、チャレンジグループに移動した男子児童2名らは、基礎グループの男子児童らによるプールサイドを掴んでのばた足の際にチャレンジグループに移動するよう指示されたものであることからすれば、男子児童2名が移動してきた時点で、基礎グループにおいて、男子児童らによるプールサイドを掴んでのばた足が開始されてから、相当程度の時間が経過していたとは思われる。

しかしながら、1組担任及び2組担任の体感によれば、基礎グループの女子児童らによるプールサイドを掴んでのばた足の所要時間は、2分かからないぐらいから、2,3分程度であるとのことであるから、若干人数が多いことを考慮しても男子児童らの活動も同程度の時間で終了するものと考えられる。

そして、溺水した凰汰さんが発見されたのは、基礎グループの男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行っている途中であった上、凰汰さんが発見された後、119番通報を行うまでに一定の時間が経過していることも考慮すれば、教頭が種目を確認した時点から凰汰さんが発見されるまでの間、男子児童らのプールサイドを掴んでのばた足が継続されていたとは考え難い。

よって、各教員らの位置関係や時間の経過等を考慮すると、教頭が1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動種目を確認した時点において、基礎グループでは女子児童らによるプールサイドを掴んでのばた足が行われていたものと認める。

第5 本件事故発生後の当日の状況

- 1 119番通報を行った状況等
 - (1) 119番通報を行うまでの経緯
 - ア 119番通報までの各教員の行動

1組担任は、凰汰さんの元に駆け寄り、凰汰さんの様子を確認すると、直ちに胸骨圧迫を開始し、凰汰さんの名前を何度も呼びながら、胸骨圧迫を繰り返した。これを見て、直ちに、2組担任は、AEDが必要だと考え、1組担任に対し、AEDを取りに行く旨伝え、水着のまま裸足で、走ってAEDが置いている南海中学校の職員室に向かった。

教頭は、上記のとおり、チャレンジグループの児童らをプールサイドに上げたが、プール北側には児童らの人だかりができており、何が起きているのか直ちに確認できなかったため、北側のプールサイドまで行き、集まっている児童らに声をかけながらかき分け、プールサイドに横たわる凰汰さんと、「凰汰、凰汰」と声を掛けながら凰汰さんに胸骨圧迫をする1組担任の姿を確認した。また、教頭は、北側のプールサイドに向かう途中で2組担任がプールから出ていくのを確認した。

イ 教頭による119番通報

教頭は、1組担任に対して、意識あるいは呼吸の有無などを問うたが、凰汰さんの顔を見て、すぐに救急車を呼ぶ必要があると感じ、1組担任に対し、救急車を呼ぶ旨伝えて、女子更衣室に置いてあった携帯電話を取りに向かい、直ちに119番通報を行った。

消防が教頭からの119番通報を覚知した時刻は、午前10時5 5分38秒であった。

教頭は、119番通報を行い、消防職員に対し、真っ先に救急要請を行い、南海中学校のプールにおいて9歳の男子児童が溺れて呼吸が停止している状態であることなどを伝えた。その後、教頭は、途中で南海中学校の養護教諭に電話を代わってもらうなどしたが、救急隊が到着し、消防職員からの指示があるまでの間、電話をスピーカーの状態にして通話を継続した。

ウ 救急隊の出動

そして、教頭からの119番通報を受けて、指令室は、高知市南 消防署に対し、児童が溺水し心肺停止状態であることを前提とし、 緊急度や重症度の高い高度救急としての出動を要請した。

その出動要請を受けて、高知南消防署から、午前10時59分に、 高度救急の救急隊として、合計7名の消防職員が、南海中学校に向 けて出動した。

2 救急隊が到着するまでの状況

AEDを取りに行った状況

2組担任は、南海中学校1階の職員室に到着するや、すぐにAEDを貸してほしいと伝え、南海中学校の教頭の助けを借りて、AEDを受け取った。また、その際、2組担任は、児童がプールで溺れた旨を説明し、直ちに、AEDを持って、走ってプールまで戻った。このとき、2組担任の後ろから中学校の教員らも付いてきていた。

(2) AED到着後の状況

ア AEDの電源入力時刻

2組担任は、AEDを持って、プールに戻ると、AEDの電源 を入れ、電極パッドを装着するための準備を行った。

AEDに電源が入った時刻は、午前10時56分28秒である。 イ AED装着時の状況 このころには、南海中学校養護教諭ら南海中学校の教員も数名 プールに到着していた。この間、1組担任らが凰汰さんのラッシュガードのチャックを開けて胸腹部を露出させた上、南海中学校 養護教諭らが電極パッドを装着するにあたって、凰汰さんの体を タオルなどで拭いた。そのうえで、1組担任が、凰汰さんの体に、 電極パッドを貼り付け、AEDによる解析を行ったが、電気ショックの必要はなく、胸骨圧迫と人工呼吸を続けてくださいとのアナウンスが流れたことから、胸骨圧迫を継続することとなった。

南海中学校養護教諭がこのとき凰汰さんの様子を確認したところ、意識はなく、呼吸をしていない状態であり、凰汰さんの体は 冷たい状態であった。

また、このとき、南海中学校養護教諭は、現場に児童らが多数 残っていた状況であったことから、現場にいた教員らに対し、他 の児童らを別の場所に移動させた方がいいと指示した。そこで、 2組担任は、凰汰さん以外のプールにいた児童らを連れて、南海 中学校の大ホールに移動した。

その後、教頭は、南海中学校養護教諭と電話を代わり、以後、 同人がスピーカー音声にしたままの状態で、119番通報に対応 する消防職員との対応を行った。

ウ 中村校長到着後、救急隊到着までの状況

一方、中村校長は、南海中学校校長より、プールで溺れたとの事故があり、救急車を要請しているとの電話連絡を受け、直ちに走って南海中学校に向かった。中村校長は、南海中学校のプールに到着すると、1組担任に代わって、胸骨圧迫を開始した(なお、ここまでの間に、一時期、教頭が1組担任に代わり、胸骨圧迫を行い、1組担任が人工呼吸を行っていたか、1組担任が1人で胸骨圧迫及び人工呼吸を行っていた可能性がある。)。

1組担任は、中村校長の胸骨圧迫に合わせて、胸骨圧迫を一定 回数行ったのを確認して、息を吹き込むという方法で人工呼吸を 行った。

以後、119番通報の通話を継続し、救急隊が到着するまでの間、胸骨圧迫と人工呼吸が継続された。もっとも、救急隊が到着するまでの間に、少なくとも1回は、凰汰さんがむせるようになり、凰汰さんの口や鼻から水のようなものが出てきたことがあり、南海中学校養護教諭が消防職員にこれを伝えたところ、とにかく無理に人工呼吸を行う必要はないので、胸骨圧迫を続けるよう指示があった。そのため、人工呼吸自体は継続的に行われていない可能性がある。

救急隊が到着するまでの間、何度かAEDによる解析が行われたが、いずれも電気ショックの必要はなく、胸骨圧迫と人工呼吸を続けてくださいとの結果であった。教員らは、「凰汰」、「凰汰君」、「凰汰さん、頑張れ」、「頑張れ」などと何度も凰汰さんに声をかけながら、胸骨圧迫を継続したが凰汰さんからは特段の反応はなかった。

南海中学校養護教諭は、救急隊が到着し、救急隊に胸骨圧迫を 交代するまでの間に、現場にいた教員らに対し、救急隊を誘導す るよう指示した上、凰汰さんの自宅に連絡するよう指示するなど した。

- 3 救急隊到着後、南海中学校を出発するまでの状況
 - (1) 救急隊との接触

救急隊は、午前11時4分54秒に、南海中学校に到着し、午前 11時5分30秒には、プール内に到着して、凰汰さんと接触した。 中村校長は、胸骨圧迫を継続していたが、救急隊到着後、凰汰さん への対応を救急隊員と交代し、その後の処置を委ねた。

(2) 救急隊による対応

ア 凰汰さんの容熊確認と対応

救急隊到着時、凰汰さんは、南海中学校プール北側のプールサイドに仰向けの状態であったが、救急隊から見て有効な胸骨圧迫が実施されている状態であった。そして、救急隊は、凰汰さんがプールサイドのプール槽に近いところに設置された排水溝近くにいたことから、北側のプールサイド真ん中付近に移動させた。

救急隊は、凰汰さんに装着されていたAEDからショック不要のメッセージを聴取したため、胸骨圧迫を一旦停止し、凰汰さんの呼吸の有無や心臓の動きなど凰汰さんの容態を確認したが、凰汰さんの脈拍はなく、心肺停止の状態であった。そこで、救急隊は、凰汰さんに対して、胸骨圧迫とバックバルブマスクによる人工呼吸を継続した。人工呼吸の換気は良好であり、しっかりと空気が肺に入っている様子であった。

そして、救急隊は、凰汰さんに装着されていたAEDを外して、 持参した除細動器を装着し、解析を行ったところ、除細動器の解 析結果は心静止の状態であった。

また、救急隊がペンライトを使用せずに瞳孔の状態を確認したところ、瞳孔直径は左右とも5ミリで散大している状態であった。

なお、救急隊が胸骨圧迫をしている最中に、風汰さんの口あるいは鼻から食物残渣物のような体内の内容物が、胸骨圧迫を行うごとに逆流したことがあったが、それらは吸引器で吸引して換気の状態に影響は及ぼさなかった。

イ 医師との連携

救急隊が上記処置を行う間に、救急隊員の1人は、救急搬送先の医療センターと連絡を取り、FMRC(ファーストメディカルレスポンスカー)の出動を要請し、同車両に乗車した医師及び看護師と救急車とがどこで合流するかの打ち合わせを行った。

ウ 中村校長の救急車への同乗

その後、救急隊は、午前11時10分に凰汰さんを救急車内に 収容し、午前11時11分46秒には、凰汰さんを収容した救急 車が南海中学校を出発した。

その際、救急隊より、誰か代表で救急車に乗って一緒に付いて来てほしいと要請されたため、中村校長は、自身が長浜小学校の代表者であり、責任者であることから、自らが救急車に乗って行くべきと考え、救急車に同乗した。なお、このとき、本件事故当時現場にいた1組担任、2組担任、教頭が救急車に同乗すべきかという話し合いはなされなかった。

エ 凰汰さんの反応等

なお、救急隊が現場に到着後、救急車に収容するまでの間、救 急隊が行う心肺蘇生措置に対して、凰汰さんからの反応は特段認 められなかった。

また、凰汰さんを救急車に収容時、除細動器の解析結果も心静止状態であった。

4 医療センターに到着するまでの状況

(1) 医師への引継ぎ

救急隊は、南海中学校を出発後、午前11時13分に、愛宕病院 分院南側付近で、FMRCとドッキングし、救急車に医師3名と看 護師1名が乗車した。救急隊は、胸骨圧迫を継続しつつ、医療的処 置を同医師及び看護師らに引き継いだ。

(2) 医療センター到着までの経過

医師は、凰汰さんに対し、気管挿管を行い、看護師が静脈路を確保して、医療センターに到着する間に、アドレナリン3筒を投与した。1筒目のアドレナリンは午前11時17分に投与されたが、これにより、午前11時19分には、除細動器の解析結果は「PEA(無脈性電気活動のこと。心電図上、何らかの波形[電気活動]がありながら、脈拍が無い(心臓が動いていない)状態)」となった。

その後、午前11時22分にアドレナリン2筒目を投与し、医療センター到着直前に3筒目を投与した。

凰汰さんを収容した救急車は、午前11時25分に医療センター に到着した。この時点で、凰汰さんの心拍が再開し、総頚動脈が触 知可能となったため、救急隊は胸骨圧迫を中止した。

- 5 事故後の長浜小学校関係者の動き
 - (1) 児童らが長浜小学校に帰るまでの状況
 - ア 児童らが長浜小学校への移動を始める前の状況

既に述べたとおり、2組担任は、1組担任らが凰汰さんに対して、心肺蘇生の処置をしている最中に、他の児童らをプールから南海中学校の大ホールに移動させた。その後、2組担任と児童らは待機していたが、教頭や南海中学校の教諭らが児童らを迎えにきて、凰汰さんが救急車で搬送された旨を2組担任に伝えたことから、2組担任は、教頭らとともに、児童らをプールの更衣室に連れて行き、着替えをさせた。

その最中、次の時間に水泳授業を行う予定であった特別支援学級の児童らと担当教諭2名が南海中学校のプール入り口まで来た。教頭は、特別支援学級の担当教諭らに対し、凰汰さんが溺れて救急搬送されたことから、水泳授業は中止するよう伝えた。そうしたところ、特別支援学級の担当教諭らが、4年生を一緒に連れて帰る旨申し出たため、教頭と同教諭らで、着替え終わった4年生の児童らをプール横の自転車置き場あたりに集め、持ち物の確認などを行った。

この間、2組担任は器具庫で着替えをしたが、このころ、1組担任から凰汰さんが搬送された状況を聞いた。

そして、1組担任及び2組担任らが、プール横の自転車置き場あたりに行くと、4年生児童らは、プール横の自転車置場付近に各組ごとに2列に並んでいた。そして、特別支援学級の担当教諭らが引率して、4年生の児童らは長浜小学校に連れて帰ることを確認した。

イ 凰汰さんを引き上げた状況の確認

その際、1組担任と2組担任は、凰汰さんを引き上げたときの状況を記憶が新しいうちに確認しておいた方が良いと話し合った。そして、1組担任と2組担任が、小学校に帰ろうとする児童⑩を呼び止めて話を聞こうとしたところ、児童⑪は児童⑩と一緒に引き上げたと言ったことから、児童⑩も呼び止め、自転車置場付近で、2人から引き上げた状況を聞き取った。

ウ 長浜小学校に戻ってからの状況

1組担任と2組担任は、児童⑩及び児童⑩から事情を聞いた後、 長浜小学校に戻った。1組担任と2組担任は、職員室に戻り、事実 関係を整理するため、その後、職員室に戻った教頭とともに、当日 の授業経過や本件事故発生前後の状況を、その時点で記憶している 範囲で話し合って記録に残した。

(2) 医療センターでの状況

凰汰さんの父は、本件事故当時、須崎市で働いていたが、南海中学校から本件事故発生の電話連絡を受け、医療センターに移動した。また、凰汰さんの母、きょうだい及びその他の親族らも、互いに連絡を取り合うなどし、順次、医療センターに移動した。

教頭、1組担任、2組担任は、当日の昼過ぎころまで上記の記録を 作成していたが、そのころ、父から学校に電話連絡があり、直ちに医療センターに来て、状況を説明するよう言われたことから、医療セン ターに向かい、中村校長と合流した。

その後、中村校長ら教員 4 名は、凰汰さんの両親や親族らと会って事情を説明したが、満足な事情の説明はできなかった。このとき、教頭は、1回目の授業の際に、凰汰さんが溺れかけたことがあったことを知らなかった旨説明した。また、各教員らは、その場で、警察から事情聴取を受けるなどした。

松下教育長は、その後、医療センターに到着し、凰汰さんの両親及 び親族らと会い、南海中学校で泳ぐことを許可したのは自分であるな どと話をした。

その後、凰汰さんの両親及び親族らは、長浜小学校の関係者に帰るよう求めたが、凰汰さんの状態がどうなるか不明な段階で全員が帰るのはどうかという話になり、小学校の責任者である中村校長と凰汰さんの担任である1組担任が病院に残り、2組担任と教頭は長浜小学校に戻った。

なお、当日のどの時点かは曖昧であるものの、父が長浜小学校の教 員らが帰ろうとした際、それまで何の謝罪の言葉もないと感じていた ことから、教員に対し、最後まで謝罪の言葉もないと指摘したところ、 教員はようやく謝罪の言葉を述べた。

(3) その後の長浜小学校での状況

ア 児童に対する説明

2組担任が長浜小学校に戻ると、ちょうど下校前の帰りの会の時間帯であった。また、長浜小学校には、教育委員会から心理士等もかけつけていた。

2組担任は、1組と2組の教室に行き、風汰さんが今病院で頑張っていることや病院の先生が風汰さんのために一生懸命治療してくれていることなど、その時点で分かっている状況を説明した。そのうえで、2組担任は、各組の児童らに対し、不安な気持ちを放課後に残って教員らに話をしてもいいし、家に帰って家族に話をしてもよいこと、ただ、他の学年の児童などに話をして、風汰さんが帰ってきたときに悲しむような変な噂が回らないように、状況が分かるまでは家の人以外には話はしないこと、誰に相談したらいいか分からなかったら放課後に残ったら2組担任自身も話を聞くなどと状況を説明した。

イ 現場検証等への立ち会い等

もっとも、特に放課後に残る児童はいなかったことから、2組担任は、南海中学校のプールで現場検証を行った。現場検証には2組担任のほか、教育委員会の職員も立ち会った。

その後、2組担任は、長浜小学校に戻った後、教育委員会の職員から事情を聞かれるなどした。

なお、この間に、長浜小学校の他の教員らには、教頭から、情報が共有され、今後のことは決まり次第、伝える旨が報告された。

(4) その後の状況

ア 高知市役所たかじょう庁舎(以下「たかじょう庁舎」という。) への移動

その後、教頭と2組担任は、中村校長から電話連絡により、たかじょう庁舎に来るよう指示され、たかじょう庁舎に移動した。中村校長と1組担任は医療センターから、たかじょう庁舎に移動した。1組担任、2組担任、教頭、中村校長らは同所で待機していたが、その間の午後7時ころに、松下教育長による記者会見が開かれた。記者会見終了後、1組担任と2組担任は、長浜小学校に残っている教員にたかじょう庁舎まで迎えに来てもらって、長浜小学校に戻り帰宅した。

イ 保護者説明会の開催に関する協議と告知

中村校長と教頭は、その後もたかじょう庁舎に残り、教育委員会職員らと今後の対応について協議した。その後、中村校長と教頭は、教育委員会からの提案を受けて、やはり、凰汰さんが意識不明の状態であることからこれを保護者らに説明する必要があると判断し、翌7月6日に保護者説明会をすることを決めた。

そして、中村校長と教頭は、午後9時前後に長浜小学校に戻り、 保護者説明会に関する保護者宛ての文面を中村校長が作成した上で、 「すぐーる」を、凰汰さんの両親を除く長浜小学校の全保護者宛に、 午後9時44分に送信した。 上記「すぐーる」の文面を作成した時点では、中村校長に凰汰さんが死亡した旨の連絡はなかったため、「すぐーる」の文面には、 凰汰さんの容態に関し、「現在は「懸命の治療中」です。」と記載され、翌日、7月6日土曜日の午後3時から、長浜小学校に体育館において、保護者説明会が開催されることが記載されていた。

上記「すぐーる」の文面の内容の作成や、宛先から凰汰さんの保護者を外すこと、送信の時期などについて、中村校長と教育長が直接協議したか否かは曖昧であるが、少なくとも、中村校長と教育委員会職員の間で協議がなされ決定されたものであり、松下教育長もこれらの事情を把握・了承していた。

ウ 凰汰さん死亡の連絡を受けてからの状況

上記「すぐーる」送信後、中村校長は、教育委員会からの連絡で、 凰汰さんが死亡したことを把握し、医療センターに移動した。また、 松下教育長は、警察から凰汰さんが死亡したとの連絡を受け、同じ く医療センターに移動した。また、南海中学校校長も同じく医療セ ンターを訪れた。中村校長、松下教育長及び南海中学校校長は、医 療センターにおいて、凰汰さんの両親及び親族と会うなどしたが、 凰汰さんが死亡した直後であったことから、凰汰さんの両親及び親 族からは、直ちに引き取ってほしい旨要請された。

第6 凰汰さんが死亡するに至った経緯及びその死因

1 医療センターに搬送直後の凰汰さんの容態

既に述べたとおり、凰汰さんは、医療センター到着直前の3筒目のアドレナリン投与により、医療センター到着時には心拍は再開し、総頸動脈の触知可能な状態であったが、自発呼吸はなく、血圧も低い状態であった。また、瞳孔直径は左右とも5mmと散大しており、対光反射もない状態であった。

また、血液ガスでは、高度混合性アシドーシスがあり、腹部の膨満は 著明であった。画像所見によれば、脳溝が消失し、脳浮腫が著明な状態 であったが、頭蓋内に粗大な外傷性の変化は認められなかった。加えて、 篩骨洞や両側上顎洞に液体の貯留が認められ、胸部は溺水による肺水腫 の所見が見られた。

2 凰汰さんが死亡するに至った経緯

(1) 集中治療室への移動と低体温療法

医療センターの担当医らは、凰汰さんの全身管理を行いつつ、血圧の低下に対してはノルアドレナリンの投与により、高度混合性アシドーシスに対しては人工呼吸器で呼吸管理を行いながらメイロンの投与により、腹部膨満に対しては胃管挿入により対応し、呼吸循環の状態がある程度安定したところで凰汰さんを集中治療室に移動させた。

その後、凰汰さんは、血圧が上昇し、自発呼吸が出現し始めた。また、鎮静剤を投与して、脳保護目的で、低体温療法を開始した。

凰汰さんに対しては、上記のとおり、全身管理と低体温療法を並行して行うこととなり、医師からその旨の説明を受けたことから、凰汰さんの両親及び親族は、一旦落ち着いたため容態が急変することはないと考え、凰汰さんの両親と妹を残し、その他のきょうだい、親族等は一旦医療センターから帰った。

(2) 凰汰さんの容態の急変

しかしながら、午後6時ころより、凰汰さんには、気管チューブから血性の泡沫痰が噴出し始め、徐々に血圧が低下していった。医師らは、この血性の泡沫痰を吸引するなどの処置を行ったが、午後6時30分ころには、気管チューブより血性の泡沫痰ではなく、血性漿液性の分泌物が持続的に噴出し始め、徐々に血中酸素濃度が低下していった。そして、午後6時51分ころには、吸引しても分泌物が吹きあがってくるような状態となった。これに対して、医師らは、種々の処置

を講じたが、午後7時21分ころには、凰汰さんは心静止となり、胸 骨圧迫が開始された。

(3) 凰汰さんの死亡時の状況

一方、凰汰さんの両親は、親族らを帰したのち、入院の手続きなどを行い、もう容態の変化もないことから帰ろうなどと話していたところ、急遽、医療センターの関係者から輸血に関する同意を求められたことから、同意書に署名する手続きを行った。

署名を終え、いよいよ帰ろうとしていたところ、風汰さんの両親及 び妹は、医療センターの関係者から、風汰さんの容態が急変したので 急いで来てくださいと伝えられた。

そのため、まず、父及び妹が午後7時28分に集中治療室に入室した。母は、親族等に連絡をとった後、午後7時29分に集中治療室に入室した。

父、母、妹らが集中治療室に入ったところ、主治医が凰汰さんの体の上に乗って、凰汰さんに対する胸骨圧迫を継続しており、その間も、 凰汰さんは、気管チューブからは血性の分泌物がとめどなく流出している状態であった。父及び母は、胸骨圧迫が行われている最中、大声で泣きながら、凰汰さんに対し「頑張って」などと声をかけ続けた。

しかしながら、その後、主治医から、「もうこれ以上やっても本人はしんどいだけかもしれん、戻ることはないかもしれん。」などと、これ以上蘇生処置を継続しても凰汰さんの体の負担になるだけであり、 凰汰さんが蘇生する見込みが乏しいことが伝えられた。

そのため、凰汰さんの父及び母は、「しんどいのはやめよう。もう これ以上、そんな苦しい思いはさせとうないき、やめちゃってくださ い。」などと言い、やむなく胸骨圧迫等の中止を申し出た。

そして、蘇生処置が中止され、午後7時39分、凰汰さんの父、母、 そして妹の目の前で、凰汰さんの死亡が確認された。 凰汰さんの死亡が確認された後、父は、主治医に対し、「体をきれいにしてやってください。」と申し出た。

3 凰汰さんの死因

凰汰さんの死因は、溺水に起因する急性呼吸不全である。

また、溺水の誘因となるような内因性の疾患あるいはその他の外傷 等は認められていない。

第4編 本件事故発生時の状況と本件事故発生時期

第1 本件事故発生前後の状況(全体練習終了後の授業状況の概略)

1 はじめに

以下、本編では、当委員会の検証に基づき認定した上記の事実関係に 基づき、本件事故発生状況及び本件事故の発生時期について、詳細に検 討を行う。そこで、これに先だって、以下、長浜小学校第3回目の水泳 授業における全体練習終了後の授業状況を改めて概括する。

なお、以下の概括については、理解の便宜のため、児童、教員らの位置関係を図示した図面を添付するが、図面に記載された児童、教員らの位置関係は、理解の便宜のため、おおよその位置関係を視覚化するものに過ぎず、その詳細な位置関係を図面によって認定するものではない。また、図面上の児童の番号は、児童の人数を把握する便宜のため、記載したものである。

2 全体練習後の授業状況の概括

① グループ分けの指示

全体練習終了後、児童らは1組が南側、2組が北側に整列した。そして、プール東側のプールサイド真ん中付近にいた1組担任は、プール内にいた2組担任と休憩に関する協議を行った上、午前10時40分との時刻を確認し、グループ分けの指示を行った。そして、2組担任は、腕を上げるなどしながら、プール内を北西に移動した。

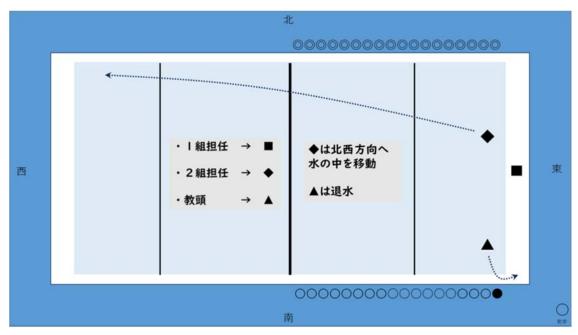


図1 全体練習終了後の整列と能力別練習への移動指示

② 基礎グループの整列と1組担任の移動

その後、一旦、男子の多くがプール南西付近に集まるなどした後、 基礎グループに女子12名、男子14名が集まった。この時点で、凰 汰さんは、最も深い東側から2番目の位置にいた。また、1組担任は、 教頭にチャレンジグループの指導を託し、南側プールサイドを西側に 移動した。このとき既にチャレンジグループの活動は始まっていた。

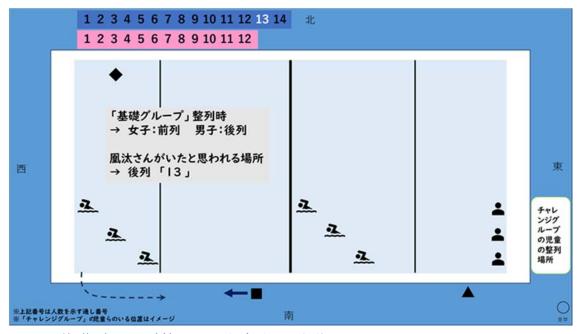


図2 基礎グループ整列と1組担任の移動

③ 基礎グループ女子児童のけ伸びばた足

このけ伸びばた足を実施する前に2組担任は、プール北西の浅い位置にいた。このとき、2組担任は、プール南東のプールサイド付近にいた教頭に移動を求めたが、拒否された。教頭は、2組担任の後方にいた1組担任に対し、どうするのか確認したが、1組担任からの返事は聞こえなかった。教頭は、1組担任が基礎グループの方に動いたと感じた。

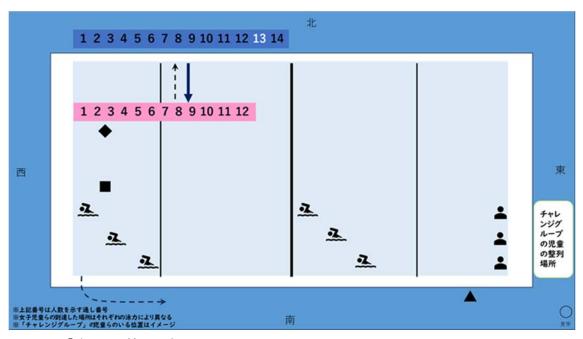
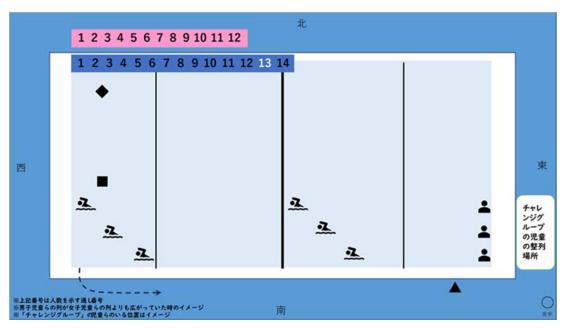


図3 「女子け伸びばた足」

④ 基礎グループ男子児童らの失敗したけ伸びばた足

2組担任は、男子児童らを泳がせる前に、後ろを振り返り、プール 南西側にいた1組担任に対し、声をかけ、基礎グループへの移動を求 めたが、1組担任は、この時点では移動しなかった。2組担任は、凰 汰さんが最も深い東側から2番目にいたことを認識しないまま、男子 児童らにけ伸びばた足を行う合図を声で出した。



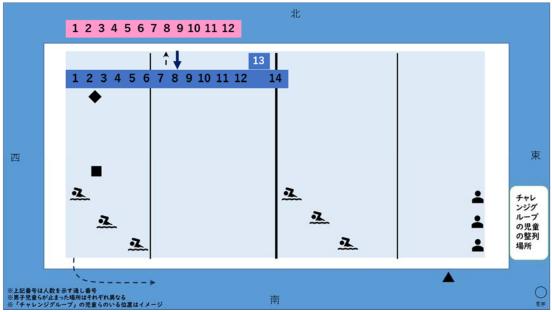


図4 「男子の失敗したけ伸びばた足」

⑤ 児童⑫が泳ぎ切った状況

け伸びばた足が失敗後、男子児童らが戻る間に、2組担任は、再び、プール南西付近にいた1組担任に対し、声をかけ、基礎グループの人数が多すぎること、うまく泳げている児童はチャレンジグループへ移動するように伝えていると説明したが、この時点でも、1組担任は基礎グループの方に移動しなかった。このとき、児童⑫が北から南まで泳ぎ切り、2組担任と1組担任もこれを確認した。泳ぎ切った児童⑫は、チャレンジグループに移動した。児童⑫がチャレンジグループに移動したのは、午前10時50分より前である。また、このとき、1組担任は、初めて、基礎グループの活動を意識的に確認した。

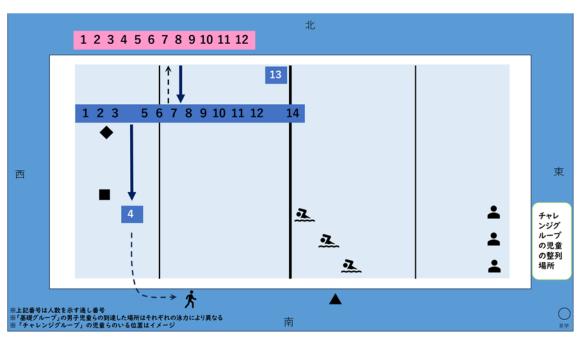


図5 「男子け伸びばた足」

⑥ 女子児童らのプールサイドを掴んでのばた足及び教頭による活動内容確認

教頭は、午前10時50分という時刻を椅子に置いてあった1組担任の腕時計で確認し、チャレンジグループの児童らをプールサイドに上げた。その上で、教頭は、北側のプールサイドから、1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動内容を確認した。このとき、基礎グループでは、女子のプールサイドを掴んでのばた足が行われており、1組担任は、プール東西の真ん中付近の児童の近くにおり、2組担任の東側に1組担任がいた。1組担任と2組担任は、1組担任が最も東側の児童から、2組担任が最も西側の児童から見る形で個別にばた足を指導していった。

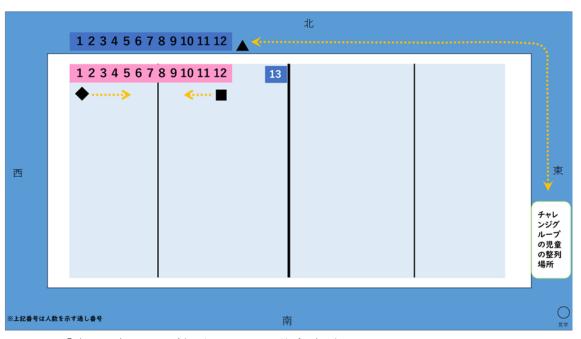


図6 「女子ばた足と教頭による活動内容確認」

⑦ 男子児童らのプールサイドを掴んでのばた足

2組担任が最も西側に1組担任がその隣に位置し、互いを追い越して行くような形で東側に移動しつつ、児童を1人おきに指導した。1組担任は、最も東の端まで行かずに浅い西側に戻った。誰であるか特定できないが、凰汰さんが発見されるまでの間に、男子児童2名がチャレンジグループに移動した。

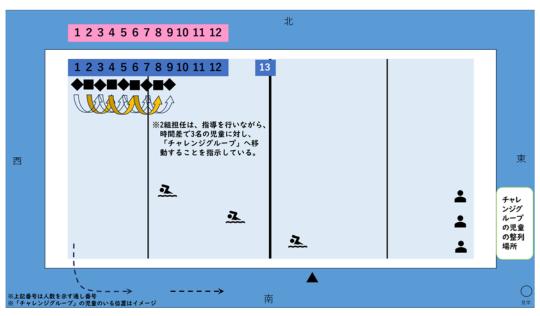


図7 「男子ばた足」の指導

第2 本件事故発生状況について

- 1 本件事故の発生状況と時期について
 - (1) 凰汰さんの位置関係

本報告書内で既に述べたとおり、凰汰さんは、グループ分け後の基礎グループの活動時において、基礎グループ男子の列の最も深い東側から2番目の場所に位置していた。

この点、常に浅い位置にいるよう指導されていた凰汰さんが、上記の位置にいた理由や経緯は、当委員会の検証によっても明らかとはならず、不明であるが、既に述べたとおり、基礎グループを担当していた2組担任は、そもそも凰汰さんの位置関係を把握していなかったものであるから、2組担任が個別に位置を移動するように指示した結果、凰汰さんが深い位置から2番目の位置に移動したものではない。

- (2) 失敗したけ伸びばた足を行う前には本件事故は発生していないこと 基礎グループにおいては、最初に女子のけ伸びばた足が行われ、その次に男子の失敗したけ伸びばた足が行われたが、基礎グループのうち、深い位置に並んでいた児童⑨は、凰汰さんが、「怖い、溺れそう。」言っているのを聞いている上、児童⑩も失敗したけ伸びばた足を行う前に、凰汰さんがプール槽側面の側段の上に立っていたことを 認識していることからすれば、失敗したけ伸びばた足の際に凰汰さんが泳ごうとしていたことは明らかであり、失敗したけ伸びばた足が行われる前に、本件事故が発生していないことは明らかである。
- (3) 失敗したけ伸びばた足の際に本件事故が発生したこと この点、児童⑲は、プールサイドを掴んでのばた足を行う際には、 凰汰さんが最初いた位置にはいなかったと認識していることからすれば、少なくとも男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行う時点では、本件事故は既に発生しており、本件事故は、失敗したけ伸びばた足あるいは、その後のけ伸びばた足の時点で発生した。

そして、児童⑨は、合図によって風汰さんが失敗したけ伸びばた足をスタートしたことを認識しているが、け伸びばた足をやり直すことになり、男子児童らが北側のプールサイドに戻ったときには、凰汰さんがいなかったと認識している。そして、児童⑨は、普段、凰汰さんが教員の近くで練習をしていたことから、2組担任の方に行ったと思ったとのことであり、普段の授業状況からすれば、同人がそのような認識を抱くのも無理からぬことである。

そして、その後、男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行っている最中に水中に沈んだ凰汰さんが発見されるまでの間、1組担任、2組担任、基礎グループの児童らのいずれも、凰汰さんの姿を認識していないことからすると、本件事故が発生し、凰汰さんが溺水した時期は、失敗したけ伸びばた足を行い、スタートして間もなくであったと認められる。

(4) 本件事故発生状況とその時期

したがって、凰汰さんは、基礎グループ男子が失敗したけ伸びばた 足を行った際、最も深い東側から2番目の位置にいたが、2組担任の 声による合図で、側段をはなれ、け伸びを行った。

しかしながら、後述するとおり、凰汰さんはプール東西の真ん中付近で発見されており、本件事故当日のプールの最も深い部分の水位が132.5センチメートルであったことからすれば、凰汰さんはけ伸びを行ったものの、目の前に受け止めてくれる教員もいなかったことから、その後、足を底についてジャンプするなどして息を継ぐことができず、け伸びを行った直後に水を飲んで溺水したものと考えられる。

- 2 風汰さんが発見された状況及び風汰さんをプールサイドに引き上げ た状況について
 - (1) 凰汰さんが発見された際の状況

その後、プール内で溺水していた凰汰さんは、基礎グループ男子児 童らのプールサイドを掴んでのばた足の際に、水中に沈んでいるとこ ろを児童⑩と児童⑩によって引き上げられた。そのときの状況は以下 のとおりである。

男子児童のプールサイドを掴んでのばた足の際、児童⑲と児童⑳は、2組担任からチャレンジグループに行くよう声を掛けられた。そのため、2人は、ばた足を止めた。その後、児童⑲は北側のプールサイド上におり、児童⑳はプール槽側面の側段の上を歩き移動しようとした。そして、その際に、児童⑲が遊びでプール内に潜ったところ、児童⑲がプール北側の真ん中付近で、側段の南のプールの底に沈んでいる風汰さんを発見した。風汰さんの体は、うつぶせで、だんご虫のようにまるまっており、プールの底を見ている様子だった。そのため、児童⑲が指でつつくなどして、風汰さんの反応を見たが、風汰さんの反応はなかった。そこで、児童⑲はそのことを児童⑳に伝え、2人でプールサイドに引き上げようとした。

(2) 風汰さんを引き上げた際の状況

そして、児童®がプールの底まで潜り、お姫様抱っこをするような形で、凰汰さんの足とお腹を持って凰汰さんを引き上げ、そこから、側段の上に立っていた児童②が凰汰さんの手や肩を持って支え、2人でプールサイドまで持ち上げた。

児童⑲は、凰汰さんを引き上げた後、「先生」と教員らを呼んだ。

第3 本件事故の詳細な発生時期及び凰汰さんの溺水時間について

- 1 本件事故は午前10時50分以前に発生していること
 - (1) 午前10時50分より相当程度前に発生したこと

既に述べたとおり、本件事故が発生し、凰汰さんが溺水したのは、 基礎グループ男子児童らの失敗したけ伸びばた足を行った直後である が、その詳細な発生時期について検討する。

ア 失敗したけ伸びばた足の開始時刻は不明であること

まず、本件では、2組担任は、基礎グループの活動の実施にあたり、時刻が分かる道具を携帯しておらず、時刻の確認も行っていないため、男子児童らの失敗したけ伸びばた足が行われていた時刻は、証拠上直接明らかにはならなかった。

イ 教頭は午前10時50分を確認後、活動内容を確認

しかしながら、既に認定したとおり、本件では、チャレンジグループを任されていた教頭は、1組担任の腕時計で午前10時50分という時刻を確認後、北側のプールサイドに移動し、1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動内容を確認したが、その際には、基礎グループにおいて、女子児童のプールサイドを掴んでのばた足が行われていた。

本件事故の発生は、女子児童のプールサイドを掴んでのばた足よりも前の男子児童の失敗したけ伸びばた足を行った直後であるから、本件事故は午前10時50分よりも前に発生したことは明らかである。

ウ 午前10時50分より前に児童⑫は、チャレンジグループに参加 これも既に認定したとおりであるが、基礎グループ男子児童らに よる失敗したけ伸びばた足の後、再度、男子児童らによるけ伸びば た足が実施された。

そして、児童⑫がプールを北から南に泳ぎ切り、チャレンジグループの活動に参加した後、教頭は、上記のとおり、午前10時50分という時刻を確認した。

したがって、本件事故は、午前10時50分より以前に発生しており、かつ、その後に、失敗した男子児童らがけ伸びばた足から戻り、再度、け伸びばた足を行い終わる時間が経過していることからすれば、本件事故の発生時期(時刻)は、午前10時50分より相当程度以前である。

2 凰汰さんが数分間溺水していたこと

(1) 通報時刻等による風汰さんを引き上げた時刻の考察

ア 通報覚知時刻からの考察

この点、教頭による119番通報が消防によって覚知された時刻は、午前10時55分38秒である。

そして、教頭は、「先生」と呼ぶ声を聞いて異変を感じ、チャレンジグループの児童らをプールサイドに上がらせ、北側のプールサイドに様子を見に行った後、直ちに、プールの女子更衣室に携帯電話を取りに行き、119番通報した。プール内と女子更衣室の距離がさほど離れていないことを考慮すれば、凰汰さんがプールから引き上げられてから119番通報までに、多くて1~2分程度の時間しか経過していないものと考えられる。

イ AEDに電源が入力された時期

一方、2組担任は、1組担任とほぼ同時で、最も早く凰汰さんの元にかけより、直ちに南海中学校1階の職員室に向かい、職員室でAEDを借りた後、プール内に戻ってAEDの電源を入れた。

AEDに電源が入力されたのは、午前10時56分28秒であり、119番通報が覚知されてから、50秒後である。

AEDが設置されていたのは、南海中学校職員室であり、プールから相当程度距離が離れており、教頭が携帯電話を取りに行くより所要時間がかかると考えられるものの、教頭は、児童らをプールサイドに上げた上、北側のプールサイドに移動するなどの行動を行っていたのに対し、2組担任は凰汰さんの様子を確認後、直ちに職員室に向かって走るなど先行して行動を起こしていることからすれば、AEDの電源が入力されるまでの間に、凰汰さんが引き上げられてから、2分ないしは3分程度の時間が経過したものではないかと考えられる。

以上からすると、凰汰さんが発見後、引き上げられたのは、午前10時53分ないしは54分ころであったものと考える。

(2) 風汰さんが数分間溺水していたこと

以上からすれば、凰汰さんは、午前10時50分以前、それも、午前10時50分より相当程度以前に溺水し、少なくとも午前10時5 3分ないしは午前10時54分ころまで、溺水していたと考えられる。 よって、凰汰さんは、少なくとも、3分ないしは4分以上という数 分間にわたり、プール内に溺水していたものと認める。

(3) 凰汰さんが5分以上溺水していた可能性があること

ア 風汰さん発見までの経過時間

この点、女子児童らのプールサイドを掴んでのばた足の前には、男子児童のけ伸びばた足が行われており、さらにその前に失敗したけ伸びばた足が行われていた。そうすると、凰汰さんが引き上げられるまでの間には、少なくとも、凰汰さんが溺水した、失敗したけ伸びばた足をスタートした後、男子児童らが再度、け伸びばた足をするためにプール北側の側段に戻るまでの時間、そこから再度、け伸びばた足を行って、児童⑫が南側プールサイドまで泳ぎきる時間、さらに、その後男子児童がプール北側に戻って、プールサイドに上がり、女子児童が入れ替わってプールに入る時間、そこから女子児童がプールサイドを掴んでのばた足を行う時間、ばた足を終えた女子児童らが男子児童らと入れ替わり男子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行う時間等が必要である。さらには、2組担任が説明を行う時間や、2組担任が1組担任に声をかけた時間等も経過しているはずである。

これらを体育科水泳授業の専門家からの観点から考察すれば、少なくとも、これらの種目の指導の経過時間として、6分から8分程度かかるものと推察される(第5編第1参照)。

イ 5分以上溺水していた可能性があること

そうすると、凰汰さんが引き上げられた時刻と考えられる午前1 0時53分ないしは54分ころから、8分から6分程度以前に凰汰 さんが溺水していたものと考えられることから、本件事故の発生時刻は、早くて午前10時45分、遅くて午前10時48分ころであった可能性がある。

もっとも、上記のとおり、児童⑫がけ伸びばた足の際に南側のプールサイドまで泳ぎ切ったのが午前10時50分以前であり、本件事故の発生が午前10時50分より相当程度以前だったと考えられることからすれば、上記の午前10時45分から午前10時48分までの時間帯のうち、より早い午前10時45分に近い時間帯に、本件事故が発生した可能性が高い。

よって、凰汰さんは5分以上もの長時間にわたって、プール内で 溺水していた可能性がある。

第5編 各専門分野の視点からの考察

第1 体育科水泳指導の観点からの考察

- 1 小学校学習指導要領「体育科」における水泳
 - (1) 小学校学習指導要領「体育科」の目標

小学校の体育科(運動領域と保健領域)では、児童が学習過程を通じて、 心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊か なスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指して いる。それらを達成するために以下の目標が記されている。

- ア その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・ 安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身につけるよう にする。
- イ 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思 考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- ウ 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく 明るい生活を営む態度を養う。

小学校学習指導要領ではさらに各学年の目標及び内容が記されており、 凰汰さんの当該学年(第3学年と第4学年)における体育科の目標は以下 の通りである。

- エ 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活 や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身 につけるようにする。
- オ 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。

- カ 各種の運動に進んで取り組み、決まりを守り誰とでも仲よく運動したり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。
- (2) 小学校学習指導要領「体育科の内容構成」は以下の通りである。

学年	1 • 2	3	• 4				5 • 6
	体つくりの運動遊び	体	つ	<	り	運	動
	器械・器具を	器	械	運	動		
	使っての運動遊び	石					
領域	走・跳の運動遊び	走・跳の運動					陸上運動
	水遊び	<u>水</u>	泳	運	動		
	ゲーム					ボール運動	
	表現リズム遊び	表	現	運	動		
		保	健				

※小学校学習指導要領より表を引用し、本件の関連している箇所を下線した

(3) 運動領域「水泳運動系」の内容とねらい

低学年に記されている「水遊び」は、「水の中を移動する運動遊び」と「もぐる・浮く運動遊び」で内容が構成されている。水の中での運動の特性に触れ、「遊び」を通じて水に対する不安感を取り除き、楽しさや心地よさを実感し、水への親しみを持ってもらうことを重視している。その中で水にもぐることや浮くこと、息を止めたり吐いたりすることを身に付けることを重要な課題としている。

中・高学年に記されている「水泳運動」は、中学年を「浮いて進む運動」 及び「もぐる・浮く運動」、高学年を「クロール」「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で内容が構成されている。中学年では、低学年からの取り組みを通じて、運動の楽しさや喜びに触れ、け伸びや初歩的な泳ぎ、もぐる、浮くことなどの基本的な技能を身に付けることが課題となっている。高学年ではさらに発展させ、手や足の動きに呼吸を合わせて泳ぐ等、 長く泳ぐことや、長く浮くことの技能を身に付けていくことを課題として いる。

中・高学年ともに水泳運動の心得(準備運動や整理運動を正しく行う、 バディで互いに確認しながら活動する、シャワーを浴びてからゆっくりと 水の中に入る、プールに飛びこまないなど)を守り、仲間とともに助け合 い、安全に気を配りながら取り組める知識と態度を身に付けることも重要 な課題と言える。

なお、内容の取扱いについては「適切な水泳場の確保が困難な場合には 取扱わないことができるが、水泳運動の心得については、必ず取り上げる こと」と記されている。

2 水泳に関する学校と地域の特性

本件事故は、学校水泳及び水泳教育に関わる者たちにとっては衝撃的な事故として捉えられた。それは、事故発生校である高知市立南海中学校は昭和30年に起きた紫雲丸沈没事故の犠牲者を多く出した学校であり、その事故を契機に学校水泳が普及した歴史的経緯(土居ら、2009、松井、2011)があるからである。

昭和30年5月11日。高松港と宇野港を結ぶ宇高連絡船である紫雲丸は、 濃霧の中、対向してきた同じ宇高連絡船である第三宇高丸と衝突し、沈没し た。この事故で168人が死亡、122人が負傷したが、犠牲者の多くが修 学旅行生であった。死亡者のうち100人は修学旅行中の小・中学生であり、 そのうち28名の南海中学校生徒が含まれていた。事故後、「子どもが水泳 ができていれば死なずにすんだ」、「泳げないと海に飛び込む勇気は出てこ ない」、「まず幼い小学校の頃から泳ぎを覚えさせよう」と『プール建設』 の気運は高まったと言われている(高知市立南海中学校紫雲丸事故追悼集作 成委員会、2017)。

このことは直ちに国会でも取り上げられ、政府が全国各地の学校にプールを建設する契機となっている。南海中学校の「遭難記念碑」の建立と同時進行で、同校区の長浜小学校での「プール建設」の募金運動も始められた。事

故発生後70年を経過した今日に至っても、毎年5月11日の命日には南海中学校の記念碑の前で、長浜小学校の児童や地域の大人も含めて追悼行事が執り行われている。また、南海中学校では校舎内の教室の一室を割いて紫雲丸遭難事故資料室として「吾子たちの部屋」を整備し、事故の実態と教訓を後世に語り継いでいる。

このように、長浜小学校、南海中学校、およびその近隣地域は、子どもたちの溺水予防策としての水泳教育に関する意識が強い地域であり、水泳の授業を実施することについては特段の動機と理解があることが推察できる。長浜小学校プールのろ過装置の故障にあっても水泳授業を中止とせず、実施する努力に傾注し続けた学校の姿勢も、紫雲丸事故の教訓が活かされていると考えられる。

3 プールの環境に関する検証

(1) プールの水深

長浜小学校プールは、プール本体の外形が長辺 $25m \times$ 短辺 $14m \times$ 深さ 1.0~1.2m である。同校には低学年用の補助プールも併設されており、長辺 $10m \times$ 短辺 $5m \times$ 深さ0.7mである。

また、南海中学校のプールはプール本体の外形が長辺 $2.5m \times$ 短辺 1.6m ×深さ $1.2 \sim 1.4m$ である。

いずれも日本水泳連盟プール公認規則(2010)が定める小中学校の標準プールに準拠する一般的なプールである。同規則第57条では、小中学校プールの要件について、水深は0.8m以上と定めている。また、「飛込時の事故防止・軽減の見地から、小中学校プールにあっても、水深を1.00m以上とすることが望ましい」とされている。

文部省 (1966) による「水泳プールの建設と管理の手びき」においては、 小学校用プールの水深を $0.8m\sim1.1m$ とすること、中学校用プールの 水深を $0.8m\sim1.4m$ とすることを推奨している。また、「小中学校プ ールで、公認プールにならって最浅水深を 1m 以上にとることがあるが、こ れでは深すぎて事故の原因ともなるので・・・(中略)・・・最浅水深を80cmとするようにすすめている。」との記述がある。

このように、水深については、飛込み事故等の防止のためや、足の立たないところで泳ぐ技能とその自信の獲得のためには深い方が望ましいが、水泳技能の未熟な児童の安全確保のためには浅い水深が望まれるなど、優先する事由により適正水位の評価も分かれる。従って、水位の設定は指導者の指導体制や安全管理体制、学習集団の身体条件や技能の程度、学習内容や学習方法などを総合的に考慮し、慎重に取り扱う必要がある。またそれを適切に判断することが、担当教員に求められている。

(2) プール運用における水位と補給水

プールの水深は満水レベル、即ち設計水位と同義である。これを利用者に明示するため、プール最浅部及びプール最深部のプールサイドにはその場所の水深表示が義務付けられている。プールの四周に設けられた溢水溝に溢れ出るプール水はオーバーフローと呼ばれており、これにより満水位以上の水を排出するだけでなく、浮遊物の排出と反射波の消波を目的としている(日本プールアメニティ施設協会、2001)。

水泳はその活動により泳者がプール水を口に含み、飲み込むこともあるため、飲料水に相当するような水質基準が厚生労働省により定められている。オーバーフローにより水面の浮遊物を溢水とともに排出し除去すること、さらに新規水を補給し続けることにより、プール水に蓄積する溶解物質(ろ過では除去できず、塩素分解に時間を要する有機物質に起因する塩化窒素化合物、など)を希釈し、これらにより良好な水質を維持することが可能となる。

これらの機能を維持するため、プール水位は満水で、かつ適切な新規水を補給しオーバーフローさせながら運用する必要がある。従って、プール水位は設計上オーバーフロー水準に固定されており、文部科学省(プールの安全標準指針、平成19年)等、国が定めるプール管理の内容に、水位を管理する項目は挙げられていない。補給水の量について、「新規補給水

量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること」(厚生労働省、遊泳用プールの衛生基準について、平成19年)が求められているが、国の基準としてその分量は明確化されていない。

財団法人日本学校保健会(学校における水泳プールの保健衛生管理、平成21年)では、「補給水は、プールの水質維持上重要な要素になります。したがって、毎日必要量を補給しなければなりません。」とし、水位低下分を補給しオーバーフローさせる必要性を示している。愛知県など一部都道府県が定める管理内容に、水質維持のため常にオーバーフローの状態を保つこととし、その水量を規定(プール容量の10~20%、プール管理の手引、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課、2024)している。また、日本スポーツ振興センターによる「学校における水泳事故防止必携[2018年改訂版]」では、プールのチェック項目としてプール水が「満水状態にあるか」を目視で点検することが紹介されている。

(3) ろ過装置の故障に対する対策

現代の水泳プールは、その水質を良好に保つためのいくつかの機能を持つ。主要なものを次に挙げる。

- ア 循環ろ過装置:プール水をウォーターポンプで取水口から取り入れ、 ヘアーキャッチャーやろ過装置を通すことによりゴミや塵芥を取り除き、 プールに戻す装置。砂ろ過、カートリッジフィルター、珪藻土などがあ り、それぞれ性能が異なる。
- イ 消毒(殺菌)装置:塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム、塩素ガス、トリクロロイソシアヌル酸など)で細菌やウイルスを除去する。他にも紫外線消毒、オゾン殺菌、電解塩素生成(塩水電解)などもある。
- ウ 換水・補給水:プール水を部分的または全部に入れ替えることで、衛生を保つ。オーバーフロー状態を保つことにより、浮遊物を排出するとともにろ過装置や消毒装置で除去しきれない溶解化学物質や有機物質を 希釈する。

長浜小学校のろ過装置の故障にあって、プール水に含まれるゴミ・塵芥を砂ろ過により除去する機能が一時的に失われたが、消毒やオーバーフローを適切に管理機能させることで、水泳授業を実施するための衛生条件を保つ可能性もあったと考えられる。

なにより、プールを満水にせず、オーバーフローさせない運用が常態化 (後述)している実態もあり、普段からプール水の衛生条件を満足させる ための取り組みが不十分であったとも考えられ、それにも関わらず、ろ過 機能の一時喪失のみの理由で自校プールの使用を断念した判断には疑問が 残る。

4 プールの運用に関する検証

(1) プール給水に関するきまりについて

長浜小学校作成の「水泳指導について」によると、「補給水について(学校環境整備課より)」として4つのきまりが示されている。そのうち、

- ・原則として、プール使用後に給水し、プール使用中は給水しないこと。
- ・補給水、給水時の水位は満水にしないこと。

この2項については、いずれもオーバーフローによる水質維持機能を喪失させるものであり、プール水の衛生条件を満足させるためには極めて不適切なきまりである。このことの真意を確認しようとした重大事案検証室作成の資料によっても、その意図や根拠は確認できていない。しかし、この2項を遵守した運用を想定すると、プールは常に満水には届かず、しかも一定でない水位が常態化すると考えられる。長浜小学校の教員らは、このような運用実態に順応していると考えられ、このことが借用することになった南海中学校プールの水深について、単に設計図面やプールサイドの水深表示の確認で事足りることを、「実際の水位を測りに行く」という着想及び行動に至る誘因になったと考えられる。

(2) 水泳学習における水深の取り扱い

一般的に学校プール本体の構造は、プール底の浅い部分から深い部分に かけて一定の緩やかな傾斜を持たせる場合が多い。最浅部や最深部のプー ルサイド表面には、利用者が水深を認識できるよう、水深を示す標識の設置が義務付けられている。この標識を基に、プールの浅い部分や深い部分を具体的に示し、児童らに注意を促すことが安全指導上必要になる。また、プールが満水であることを前提にすれば、水泳の学習指導において水深を選択するということは、プール内における場所を選択するということと同義になる。

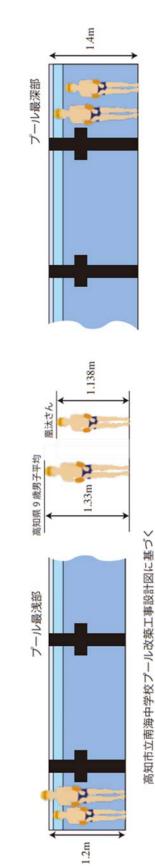
宮畑(昭和44年)は、小学校の初心者指導において「身長の3分の2以下くらいの水深のところがどのくらい(面積)あるかによって、学校全体の水泳能力にも関係してくる」と述べている。このような浅く安全な場所で水慣れをはじめ呼吸法、浮き沈みや姿勢の制御などの水泳の基礎を学び、安全に水泳学習を実施するための技能が身についたことを指導者が判断した上で、深い場所でもチャレンジさせるという手順を経ることが妥当である。

高知県9歳児男子の平均身長は133cm であり、胸までの高さ(身長のおおよそ3分の2)である約90cm が初級者にとっての適正水深となる。なお凰汰さんの身長113.8cmに対する3分の2は76cmとなる。事故時のプール水深は最浅部114cm、最深部132.5cm であり、それに基づく次図のとおり、3回の水泳授業を通じて凰汰さんにとっては、リスクの大きな条件下での水泳学習であったことが推定される。

プール水深と児童身長との関係図

プール長辺方向断面図(縦横正比)

1.20m 25m 1.28m — WL — WL-0.0675m — WL-0.22m 20m 1.36m 15m プール長辺方向断面図 (水平方向 50%圧縮) 1.40m (12.5m) 1.36m 10m 1.28m 5m 水深→ 1.20m 水平位置→ 0m 侧段 0.6m



高知巾立岡海中字校ノール改楽工事設訂図に奉づく WL(設計水面)下 -0.22m は6月5日水深調査時の水位 WL -0.0675m は事故当日の水位

1.2m

25m

20m

15m

10m

5m

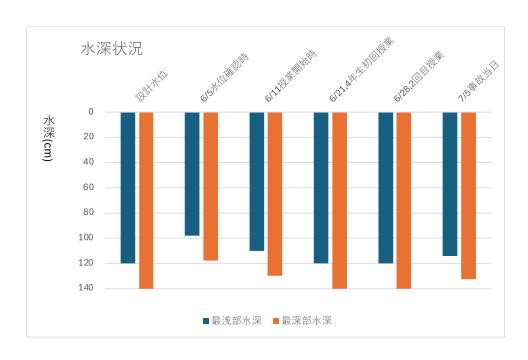
0m

(3) 事故当日までの水深状況の経過

6月5日水位確認時から7月5日事故当日までのプール水深の推移を 次図に示す。

南海中学校プール水深	状況			単位:cm
	最浅部水深	最深部水深	平均水位	満水下水位
設計水位	120.00	140.00	130.00	0.00
6/5水位確認時	98.00	118.00	108.00	22.00
6/11授業開始時	110.00	130.00	120.00	10.00
6/21,4年生初回授業	120.00	140.00	130.00	0.00
6/28,2回目授業	120.00	140.00	130.00	0.00
7/5事故当日	114.00	132.50	123.25	6.75

※水位データは重大事案検証室の資料に基づく



これによると、長浜小学校校長らが確認した6月5日時点の水位は満水下22cmであった。給水を担当した南海中学校3年生の学年主任によると、この日の水位確認には立ち会っていないが、給水自体は学年主任が管理しており、その日は給水の途中であり、満水に向けて少しずつ水位を上げる過程であったとの証言が得られている。従って、この日の計測結果に基づきプールの水深が「小学校と変わらない」と判断したことには合理性・妥当性に欠ける点があったと考えられる。

それゆえ、4年生の第1回目の水泳授業(6月21日)も、第2回目の水泳授業(6月28日)も、プールはほぼ満水であったと記録されており、泳ぎの初心者にとってはハイリスクな状況下での授業実施となっていた。すなわち、1回目授業では凰汰さんを含む3人が「あっぷあっぷ」し、指導教諭にすくい上げられており、その報告を受けた校長も「溺れかけた児童がいる」ことを認識している。

事故当日の第3回目の授業においては、水位は満水下6.75cmに減少しているが、それでも最浅部で114cm、最深部で132.5cmの水深とされており、身長113.8cmの凰汰さんにあっては立つことのできない厳しい条件下での授業となっていた。

5 水泳指導に関する検証

(1) 水泳授業における安全管理

水泳授業においては、プールの三大事故と言われる「溺水事故」、「飛び込み事故」、「吸い込み事故」に対する対策はもちろんのこと、子どもたちに起こり得るリスクを最大限に配慮して、その原因を排除しながら効果的な学習活動へと導くことが必要である。

学校授業は一般的に1人の教員が1クラスの集団を指導するとともに安全にも配慮しなければならない。水泳授業も例に漏れず、基本的には1クラスに1人の教諭が授業を行い管理する。体育の授業、特に水泳については、水の事故等に関するリスクも想定されるため、ティームティーチングで複数の教員で授業を実施したり、特別に監視員を配置して安全確保に努める場合もあるが、学習指導要領等で定められた授業の内容及びそれを実施するための方法としての監視の要件は確立されていない。従って、指導者の増員や監視員の配置は授業実施者の自主努力によって実現されている。

水泳授業に関しては、子どもたちの安全性を確保するため、古くから「水 泳の心得」と言われる決まりを守るよう、指導されている。文部科学省で は次のように定めている。

- 1 水泳を行う前に
 - ○爪を切ったり耳あかをとったりするなど体を清潔にしておく。
 - ○体の調子を確かめてから泳ぐ。
 - ・健康を害しているとき、空腹時や満腹時、疲労を感じる時等は差し控える。
 - ○危険な場所では泳がない。
 - ○一人では泳ぎに行かない。
- 2 水泳を行うときに
 - ○準備運動や整理運動はしっかり行う。
 - ○水に入る時は、徐々に入る。
 - ○プール等の水泳場での注意事項を守って泳ぐ。
 - ○場所や時間など自己の能力に応じて泳ぐ。
 - ・疲労を感じたら早めに休憩をとる。
 - ○スタートを行う時は、水深や水中の危険物の有無を確かめる。
- 3 水泳を行った後に
 - ○シャワーをしっかり浴び、体を清潔にする。 (特に、洗眼やうがいなど)
 - ○想像以上に体が疲れているので十分休養をとる。
- 4 溺れている人を見つけたときに(救助法)
 - ○大声で近くの大人に助けを求める。
 - ○竿や浮き具などを用い、泳がずに救助する方法があることを知る。

水泳の事故防止に関する心得、水泳指導の手引き二訂版(平成16年3月、文部科学省)

指導教員は、これらに準じる内容を学齢に応じて適切に指導することが 求められる。

また、「バディシステム」と呼ばれる指導方法が文部科学省及び多くの 指導書で推奨されている。「バディシステム」は、2人1組をつくり、互 いに相手の安全を確かめさせる方法で、「事故防止のみならず学習効果を 高めるための手段としても効果的である」(文部科学省「水泳指導の手引、 平成26年)としている。具体的には、

- 人員点呼を素早く行う
- お互いの安全や健康状態を観察し合う
- お互いの運動の様子を観察し、その成果を確かめ合ったり欠点を 修正しあったりして学習効果を高める
- 助け合ったり励ましあったりして人間関係を深める

これら4つの効果がある (2014、鳴門教育大学)とされ ている。2人組のバディがイ 緒に活動していれば、万がが発生しているが事故が発生した場合のその第1発見 者はバディの相手であり、に もに教員に知らせることにも りいち早くその対応に当る ことが可能となる。特に複数 の教員や監視員が不在な場合

バディーシステム

バディーシステムとは、泳者を二人ずつの組に編成して安全の確保 と指導の能率を上げることを主眼とした指導法である。

- ・二人組になった者はいつも離れずに近くにいて、相互に監視し合い、助け合って練習し、相手の異常の発見に努めさせる。
- ・水中、陸上に限らず、二人手をつないで高く挙げさせるなどして人 員点呼を行い、安全を確保する。人員の確認は、必要に応じて行う。



「バディー!」の掛け声で手を上げさせる。

の安全確保の手段として、最も効果的かつ最低限必要な方法となる。

水泳指導の手引き(前述)では、小学校3・4年の水泳の事故防止に関する心得として、「ペアがお互いを確認しながら活動するなどの浮く・泳ぐ運動の心得を守ること。」としている。

(2) 指導内容

文部科学省「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説」による小学校第3学年及び第4学年の水泳領域の学習内容は、次のように示されている。

知識•技能

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
 - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろい ろなもぐり方や浮き方をすること。

思考力・判断力・表現力等

(2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

学びに向かう力・人間性等

(3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

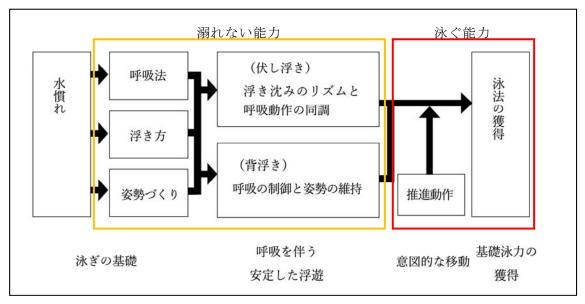
ここで求められる技能の内容は、「浮いて進む運動」と「もぐる・ 浮く運動」に分類される。「浮いて進む運動」とは「け伸び」と「初 歩的な泳ぎ」のことである。け伸びは、体を縮めた状態から力強く両 足でプールの壁を蹴り、水の抵抗を少なく前に進むために用いる動作 である。初歩的な泳ぎは、ばた足泳ぎやかえる足泳ぎなど(補助具を 用いても良い)、近代泳法の前段階となる泳ぎのことで、いわゆる泳 形にこだわる必要のない泳ぎである。

「もぐる・浮く運動」とは、呼吸を調整しながらいろいろなもぐり 方や浮き方をしたり、簡単な浮き沈みをすることである。「もぐる」 は、手や足を動かした推進力を利用して上体からもぐったり、座った 姿勢でもぐってから大の字の姿勢に変わったり、体を回転させたりするなど、水の中で姿勢を変えることなどである。「浮く」は、背浮きやだるま浮き、さらには浮きながらゆっくりと浮いた姿勢を変える変身浮きなどがある。「簡単な浮き沈み」は、ボビング(水中でロ・鼻からブクブクと息を吐いて、顔を水面上に出した時に瞬時に息を吸う動作)を連続して行ったり、連続したボビングをしながらジャンプしたりすることなどである。

本件に関する事故概要によると、第1回目授業(6月21日)の「水慣れ」、「ボビング」、「浮きの練習」、「け伸びの練習」、「ばた足練習」、「宝探し」等の活動は、指導要領解説に沿った内容が行われており、「知識・技能」面において水泳授業としては妥当な内容と言える。しかし、「思考力・判断力・表現力:自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること」、および「学びに向かう力・人間性:運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。」に関する学びを児童に対してどのように求めていたかについては、授業者の聞き取り調査等でも不明確であった。

(3) 水泳学習の順序性・系統性

水泳運動の学習手順は、学習指導要領およびその解説によりそれぞれの 学齢に沿って定められている。学校水泳の一般的な手順はおおよそ次の図 のようにまとめられる。



鳴門教育大学(2014)を一部加筆

温度・圧力・浮遊感・抵抗感など、水や水中にいることの環境要因に慣れた後、浮き方や沈み方、その際のいろいろな姿勢づくりや他の姿勢への移行、その際の浮き沈みに合わせた確実な呼吸の確保など、水泳の基本的な3要因がそれぞれ関連し合っているので、統合的な制御方法を身につける必要がある。その上で、泳ぎに移行するための学習課題として、泳ぎの姿勢(伏し浮き・背浮き)づくり及びその維持があり、ここまでが「溺れないための能力」を身につける学習内容となる。この能力の獲得で、水面上に浮いて止まることが可能となり、深い水深に対する自信と安心を獲得し、その後の学習意欲を高め、泳ぎの能力獲得に向けてスムーズに移行できることが期待できる。

(4) 水深と学習手順の関係

学校水泳において、30人規模の児童集団を1人のクラス担任が安全に 指導するための条件として、学習者が立つことができる水深のプールが各 学校に整備されてきた。これは、日本の学校水泳の授業方法に起因する特 徴である。

学校水泳の実態として、クロールや平泳ぎの泳法獲得を目指すがあまり、 泳ぎの基礎や溺れない能力が未習熟のまま、推進動作の学習を目指す場合 が多い。指導者が到達目標の達成を急ぎ、与える課題が過大になっていた り、またクラスの中で学習が滞っている者が他の者と同じ課題を与えられ たりした場合、課題の実施が困難となり運動の途中で中断せざるを得ない ことになる。この際、学習者が安全に運動を中止できる条件が、立つこと のできる水深である。学校水泳における安全面での適正水位は、泳げなく ても立つことによって安全を確保できる深さとなる。

泳ぎの基礎の習得が不十分なまま推進動作を学習する方法には「伏せ面ばた足」や「面かぶりクロール」と呼ばれる運動がある。息継ぎの習得が不十分でも立つことのできるプールではこれらを行いながら経験を重ね、そのうちに呼吸法もしだいに身につけて泳げるようになるという過程を経ることも可能である。

しかし、それは立つことによる自己保全が可能であることが前提であり、立つことのできない場合はたちまち溺水に発展する。本件事故直前の「け伸び」は、け伸びに続いてばた足で進むことを課しており、実質的には「け伸びばた足」と言われる推進運動である。これを途中で中断した場合、立つことができれば安全であるが、それが叶わない場合、溺れない能力が確実に身についていなければ相当の危険性が生じることになる。6月21日第1回授業の満水下で「あっぷあっぷ」した3人の児童はまさにこれに該当する。

従って、長浜小学校より水深が物理的に20cm 深い南海中学校で水 泳授業を計画する際、立つことができない児童がいることを想定し、活 動場所をより安全な浅いエリアに設定すること、浮いて呼吸を継続する能力の獲得や自力で安全な場所(プール壁につかまる)まで移動できるセルフレスキュー能力の獲得を優先することが必要であったと考えられる。

6 事故原因の詳細な分析

水泳学習を安全に実施する上で、事前に安全対策や緊急時対応計画を検討し、特に留意すべき点や配慮を要する児童についても共有を図ることは必須である。本件は長浜小学校での実施が叶わず、近隣の南海中学校のプールで実施する運びとなったことからも、より一層の上記対策と情報共有が求められる。

しかしながら、授業時数の短縮や、移動時間を要すること、さらには水深も深い状況下において、児童の心理的緊張や落ち着きのなさ等も相まって、授業を進行する上で教師の心理的負担や焦りがあったことは否めない。一方で水泳の学習は、陸上や体育館で実施する身体活動とは違う身体的刺激(水温、水圧、抵抗、浮力、呼吸の制限等)を受けるため、南海中学校での実施に関わらず、より一層の安全管理が求められる。以下、主に事故原因と考えられる項目について水泳指導の観点より考察する。

(1) 水泳授業実施の判断

当初、長浜小学校で計画していた4年生の授業は、木曜日の5、6時間目である。6月6日(木)を初回とし、プール納めを7月11日(木)までの合計5回(×2時間)=10時間(6月27日を除く)としていた。南海中学校での実施になったことで6月21日(金)を初回とし、プール納めを7月11日(木)までの合計4回(×2時間※移動含む)=8時間に変更した。授業数が2時間減ったことと、4回の授業の内、事故当日を含む3回は、1時間目の授業を受けてから南海中学校へ移動し、水泳授業(10時05分~11時15分)を終えた後、学校へ戻って4時間目の授業を受けるというタイトなスケジュールとなっている。

上記のように移動を伴う、通常と違う動きが生じることや、授業時数や授業時間が削られることを考慮すれば、授業目標や評価項目の観点等を減らし、安全に無理なく実施することを最優先に考えなければならない。極論を言えば、自校プールでの実施が困難であるならば、その年度に限り、実技による水泳学習を断念することや、他校を借用できるのであれば、数時間の水慣れや導入程度とすることを含めて検討してもよかったと考える。しかしながら前述したように、地域の水泳学習に向かう歴史的な背景や、泳力をしっかりと身に付けた状態で中学校へ送りたいとする中村校長の想いが大きかったことを確認している。しかし、プールの代替確保を急ぐあまり、教諭間の協議がなされないまま、校長判断において1~3年生が浦戸小学校、4~6年生が南海中学校に決定してしまったことは問題点としてあげられる。

(2) 安全に関する情報共有と、下見・検討の必要性 はじめに学内における情報共有という点を取り上げたい。

4年生の児童は、水泳授業が南海中学校に決まった時、教室等でプールの深さに対する怖さを訴えており、教師らはその不安感の受け止めはできていた。4年生が南海中学校において第1回目(6月21日)の水泳授業を実施するまでに、5年生は先行して2回の授業を既に行っている(6月11日と6月14日)。したがって4年生の初回授業を迎えるまでの間、2組担任、1組担任は、長浜小学校内での情報共有(授業の様子、ヒヤリハット等)に努めるべきであった。検証委員会の調べでは、結果的に5年生の授業は滞りなく実施されていたことを、担当教諭からは確認できたが、他学年児童の様子や、特に留意しなければならない点等の共有は、互いに図る必要があったであろう。また5年生の初回授業には、中村校長も帯同しており、水深が深くなっていることを気づきながらも、4年生を担当する2組担任、1組担任への事前共有がなされていなかったことは、安全を確保する上での危機感の欠如と受け止めざるを得ない。

また前年度の担任との引継ぎについても、学年の2クラスとも担任が他校転任となっており、十分な連携がとれていなかったことも事前の情報共有が不足していたと言わざるを得ない。特に凰汰さんが3年次の水泳授業では、一番浅い場所のプールサイドで常に教師の前にいさせながら、かつヘルパーを利用していた状況等は、事故の未然防止の観点からも非常に有益な情報と言える。

次に下見・検討の必要性について述べる。

中学校での指導経験のある1組担任は、小学校より中学校のプールの方が深いのではないか、ということを疑問視していた。であるならば中村校長はじめ、2組担任らの事前の下見だけを当てにせず、授業実施日までに自身も下見を行う必要があったであろう。指導する教諭が児童と同じタイミングで南海中学校のプールが初見となることは回避しなければならなかった。いつもと違う環境下で学習活動をさせる際には、指導に当たる長浜小学校の全ての教諭は、下見を行う責任がある。その上で安全対策を検討し、現実的に出来る学習内容と方法、取りやめる学習内容や指導上の留意点等の共通認識を図る必要があった。

(3) 南海中学校での授業実施に向けた体制の問題点

一般的に教諭は授業を実施する上で、学習指導要領に記されている授業 計画や授業内容、評価項目等を検討する。同時に安全対策の在り方や、特 に注意を要する児童の確認、用具の準備、授業体制(主担当と監視の在り 方等)についての具体的対応を検討する。

授業体制については、長浜小学校で水泳授業を行う場合、2名以上で指導を行うことがあらかじめ決められている(教育計画・水泳指導について /長浜小学校の職員会で配布)。南海中学校での実施に変更となってから、 指導を実施する学級担任以外のサポートや、見守りという役割で「指導補助(プラスワン)」が必ず入ることが確認されている。そこには学級担任 のない栄養教諭、養護教諭、理科や音楽の専科教諭を配置することを前提 とし、不足や欠員については校長や教頭がカバーすることも事前に考えられていた。これは教員の総人数にもよるので、指導補助を義務付けて行うとなれば、上記手段は妥当といえる。

それらの調整、決定は6月10日の職員会で行われており、翌日から水 泳授業がスタートする運びを思えば、その指導補助の明確な役割や、学習 内容の共有、留意点の確認、監視を行う上でのポイント等、いわゆる体育 授業を行ったことのない教諭に対して、事前研修をする時間すらなかった ことが推察できる。

4年生の水泳授業の指導補助は、6月21日に長浜小学校養護教諭、6月28日に中村校長(教頭が入るはずであったが出張のため急遽、中村校長に変更)、7月5日に教頭がそれぞれ入っている。3人の指導補助については、いずれも予め事前の授業内容に関する打ち合わせを設けることや、役割が明確化されているものではなかった。初回授業に入った長浜小学校養護教諭は、当然のことながら水泳指導の経験がないため、主担当の1組担任のクラスの支援や、見守りの観点での指導補助であった。一方、中村校長は体育を専門としており、水泳指導の経験が豊富であるため、授業の後半で実施する能力別練習では男子の指導を積極的に行っている。教頭は前半の全体指導では、1組担任のクラスの指導支援を行い、能力別練習の際には、泳ぎの得意なグループを任されている。よって、いずれも4年生の授業の安全確保のための全体監視という位置づけではない。

問題点は、明確な役割の分担が実施するプログラムの直前で決まっており、あらかじめ十分な授業計画や安全配慮への共通認識が図られていなかったこと、並びに指導補助の教諭間での引継ぎがなされていなかったことがあげられる。さらには水の中に入って指導をする教諭と、全体を俯瞰して監視する教諭の役割分担が明確化されていなかったこともあげられる。個々に担当する能力別練習の場において、それぞれが指導と監視の両面を担わなければならない状況が、複数の場所で存在していた点は、安全が手薄になっていた場面と考えられる。

(4) 南海中学校での初回授業(6月21日)の問題点

水泳を指導するにあたり、その単元で児童に何を身に付けさせたいのか、 どんな能力を高めたいのか等の共通理解をあらかじめ図っておくことは重 要である。よって2組担任、1組担任ともに、予定していた初回プール開 きまでの間、日常的に打ち合わせを行っていた。実施場所が南海中学校に 決定してからは、さらに具体的に授業で実施する内容や順番を検討し、4 回目の最後の授業では「泳力テスト」を実施し、評価に繋げることを想定 していた。

1回目の授業に向かう際、水深は長浜小学校と同じという前提で授業内容を定めていることになる。結果的に事前に計測していた水深よりも深くなっていることを知るのは初回授業の時であり、その満水状態の中でも、予定していた授業計画に基づき進めることとなるが、危機管理の視点からも立ち止まる必要があった。

1組担任によれば、浅い場所にいる風汰さんは足がつくか、つかないかの状況であったと説明している。1回目の授業でのボビングは、多くの児童はつま先立ちぐらいの体勢で、さらに怖い思いをしている児童についてはプールサイドを持ったままのバブリング(口だけを水に浸けた状態で「ブクブク」と息を吐き、水面上に口を出して「パッ」と言いながら息を吸う)に近い状態であった。その水深環境において後に「浮く」や「浮いて進む運動」を実施していく運びとなるのだが、児童の中に心理的怖さがある以上、十分な能力を発揮することは困難であったことは容易に推察できる。現に「け伸び」では、ほとんどの児童は壁を蹴って、伸びずにすぐ止まり足をつこうとしていたと言う(つま先立ちや足がついていない状態)。

1時間目の授業では凰汰さんを含め、3名の児童が溺れかけており、2 組担任や1組担任と、他の児童によって助けられている。その後も1回目の授業では「け伸びばた足」や「宝探し」を実施している(凰汰さんは見学)。いずれにしてもプールで足が安定的に着く水深で実施することが前提の授業内容である(全ての学習内容において同様)。南海中学校の水位 が満水になっている点や、授業内で複数人が溺れかけている時点で、中止や大きな軌道修正が求められる状況であった。授業を計画通りに実施することに軸をおくあまり、児童への安全配慮及び、事故の未然防止意識が希薄となってしまった点は否めない。

初回の授業を終え、こうした児童の状況を4年生の泳力が全体的に低い (前年度までに泳ぐ技能が十分に習得できておらず、半分以上が浮けない、 泳げない)という現状把握につながっていたことも根本的な問題と言える。

2組担任と1組担任は、上記の受け止めに加えて、南海中学校の水深が深かったこと、実際に溺れかけた児童が複数いたということからも「継続は厳しい」という認識を抱き、それを中村校長に伝え相談に至っていた。

(5) 南海中学校での2回目(6月28日)授業の問題点

2組担任と1組担任は1回目の授業での実施を踏まえて、2回目の授業計画を練り直している。全体的な泳力は低いと判断し、基礎指導を重視していくこと、個々の能力の差に開きがあるため、授業の後半は能力別に分けて指導すること、そして身長の低い児童や水泳の苦手な児童(初回授業の時に溺れかけた3人含め、複数いる)は、特に気をつけなければならないことが主な確認内容であった。

全体練習では「もぐる」「ボビング」「浮く」を行った後に「け伸び」「ビート板ばた足」「ビート板を使ってのクロール」の練習とし、その後に能力別に分けて実施した。能力別練習では、泳ぎが得意なグループと基礎練習をするグループを児童本人の意思で選択させ、チャレンジグループを1組担任、基礎グループを2組担任という役割分担としていた。各グループに別れた際、前回授業で溺れかけた男子児童を中心に見る必要があると考えていた中村校長は、自ら指導に加わっている。基礎グループの中でも男子を南西の場所で中村校長が、女子を北西の場所で2組担任がそれぞれのプールサイドに近い場所で指導することとなった。チャレンジグループはその真ん中を東側から西側にかけて泳ぐこととなる。

基礎グループの男子と女子の授業内容は、それぞれの担当教諭に委ねられており、凰汰さんを含めた男子グループは「け伸び」「ビート板ばた足」を中心に実施している。「け伸び」と言っても児童はプールサイドにある側段から、中村校長に飛びつくような状態であった。凰汰さんは浅い場所でもプールの底に足をついて、底を蹴りながら息を吸う動作ができなかったため、中村校長は常に抱きかかえるように指導を行っていた。

女子グループは児童の1回目の「け伸び」の受け止めを2組担任が行い、2回目以降は児童同士が行うやり方を採用している。後にプールサイドの壁を掴んだ状態で「ばた足」を実施。その動作を「ビート板ばた足」へと繋げていく流れとしていた。最後に泳ぐことに挑戦するのだが、児童は泳ぎの中での呼吸動作が困難であるため、出来て8メートルくらいの位置(北側から南側までは16メートル)まで、出来ない児童は4メートル(2コース分)くらいまでという状況であった。

いずれも学習指導要領にある「浮いて進む運動」への働きかけを行っているのではあるが、上記のような児童には、そもそもの呼吸法や浮き方、姿勢づくりといった「溺れない能力」への基礎指導に重点をおく必要がある。その上で段階的に「け伸び」等の推進動作に繋げ、ヘルパーやビート板などの補助具を用いながら恐怖心を取り除いていく指導が適切である。基礎グループの練習は「泳ぐ能力」よりも「溺れない能力」をより重視した内容であるべきであった。

以上のような指導形態からも、3つの指導の場(チャレンジグループ、基礎グループ男子、基礎グループ女子)において、安全を客観的に見守る人がいないことも問題点としてあげられる。指導の場を分散するということは、それぞれに指導を行う教諭が配置されることを意味するため、こうした指導形態をとるのであれば、全体を俯瞰する監視役の大人がさらに必要となる。しかしながら、教職員の人数からも現実的ではない。であるならば、指導の分散を2つまでに留める必要がある。また、そのような人材を割けない場合の対応策として、児童自らが互いの学習や安全を見合うこ

とを目的とした「バディ」をより意識して活用するのだが、その動機付けも十分とは言えなかった。なぜならば、3年次、4年次の水泳学習において「バディ」の持つ機能としての理解、児童への指導が、各教諭から明確に伝わってこなかったからである。

特に南海中学校で授業を実施するのであれば、児童の入水前や退水時、また全体練習から能力別練習に分かれた先でもバディの活用が、より求められる。教諭はそれぞれの活動に臨む児童の実施人数や安全、体調を都度把握し、活動中にも児童が互いの様子(監視し合う、助け合う、異常に気付く)を見合う動機づけを行う事で、常に安全のフィルターとしての機能を高める必要があった。それらが十分に行われていなかったことは、安全への配慮が足らなかったことになる。

(6) 南海中学校での3回目(7月5日)授業の問題点 ここでは事故当日についての状況を、さらに具体的に述べていく。 水泳授業に参加する入水児童は、1組18名、2組18名の合計36名 と見学者1名である(図8)。

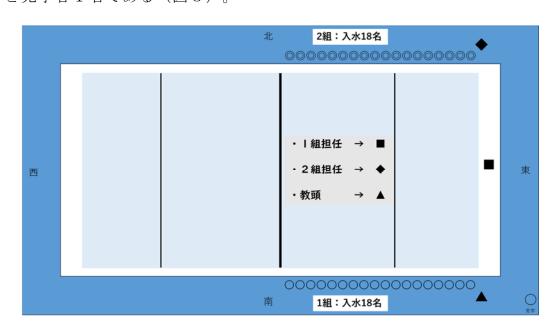


図8 更衣完了後、全体指示を聞く時の整列隊形

2組担任と1組担任は、1回目の授業よりも2回目の授業の方が比較的 スムーズに運べたことと、中村校長からも特に問題はなかったことの話を 受けて、3回目の授業も同じようなやり方で行うことを確認している。よ って、授業の前半は全体練習、後半は能力別練習という運びとしていた。

全体指導は1組担任が指揮をとり、その1組の指導補助に教頭が入り、 2組は担任が指導に入っていた。ここで指摘すべき点は、2組担任、1組 担任と指導補助に入る教頭との間で、授業内容や進め方、留意点等の事前 共有が図られていなかったことと、前回授業で指導補助として入った中村 校長と教頭との間でも引継ぎがなされていなかった点である。

教頭については、7月1日の5年生の授業の指導補助として入った際、 体調不良やトイレに行く児童のケア、用具出し等が主な役割であったため、 この日も同じような認識で指導補助に入っている。

いずれにしても後にも触れるが、授業に向かう1人1人の教諭の自覚する役割が、それぞれの自己解釈に留まってしまい、十分な共通理解に及んでいなかったことが本授業に臨む上での根本的な問題としてあげられる。

ア 更衣完了から全体練習終了までにおける問題点

児童は長浜小学校での1時間目の授業を終え、南海中学校へ移動し、 更衣を済ませてからプールサイドに整列(自由に1列)する。全体説 明の後、体育係による体操を行い、シャワーを浴び、再びプールサイ ドに整列(バディで1列)する。

整列した際、凰汰さんは教頭に対し、甘えたような表情で「怖い」という言葉を発していたようであるが、教頭は凰汰さんが1回目の授業で溺れかけたことも、必ず1番端にいなければならない児童であるということも認識していなかったため「場所はここで良いの?」という確認を行っている。そのやり取りに気が付いた1組担任は、凰汰さんのいる場所が一番浅い場所ではなく、プールの真ん中寄りの場所に位置していたことに気づき(図9)、バディを組み直している(図10)。この時点では安全への配慮が行き届いており、後の全体練習(水

慣れ、浮く運動、浮いて進む運動)においても、プールサイドからの 全体指導と監視を1組担任が行い、凰汰さんをはじめとする泳ぎの苦 手な児童、身長の低い児童に対する指導を、教頭と2組担任が行うと いう安全体制が図られていた。

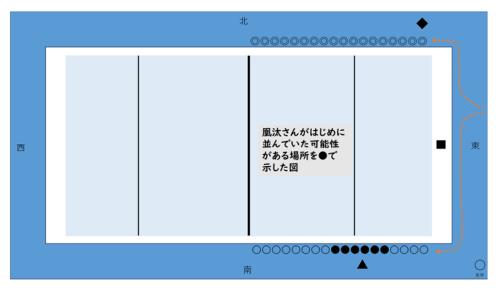


図9 体操・シャワー後のバディでの整列①

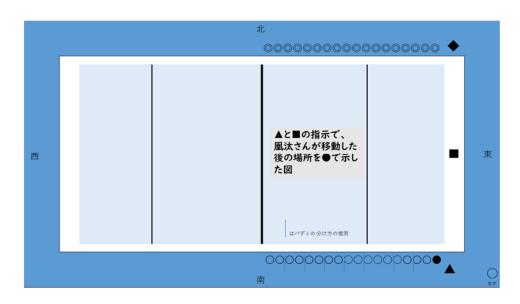


図10 体操・シャワー後のバディでの整列②

10時40分前頃に全体練習が終了し、2組担任と1組担任は水分補給を含めた休憩を挟むことを考えたが、ほとんどの児童が水筒を持

参していない状況から、そのまま続行することを決めている。6~7月の時期において長浜小学校からの移動を伴う、2時間続きの授業にもかかわらず、1回目、2回目の授業を含め、水分補給や体調観察等の意味合いを兼ねる「休憩」を取っていない状況は問題である。こうした配慮が欠けていたことに加え、泳力が特に弱い学年であるという認識からも、活動時間の確保へと傾斜していたことが考えられる。

イ 能力別練習をスタートするまでの問題点

10時40分過ぎ頃、能力別練習の説明の後に「基礎グループ」は 北西の2組担任の元へ、「チャレンジグループ」は南東のプールサイ ドへ集まるよう、1組担任から指示が出された(図11)。「基礎グ ループ」の内、12名の女子児童は2組担任のいる北西のところに集 合したのだが、多くの男子児童は前回授業の時に中村校長が指導して いた南西の場所に集まっていた(図12)。それに気づいた2組担任 は北西へ移動してくるように指示を出しており、その移動の際、2組 担任は凰汰さんの姿を確認している。

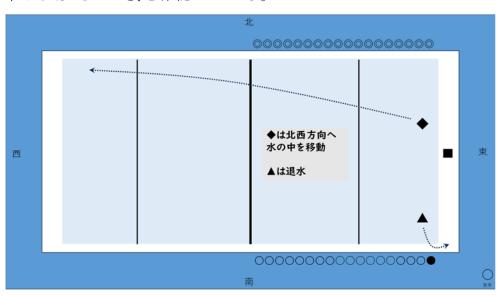


図11 全体練習終了後の整列と能力別練習への移動指示

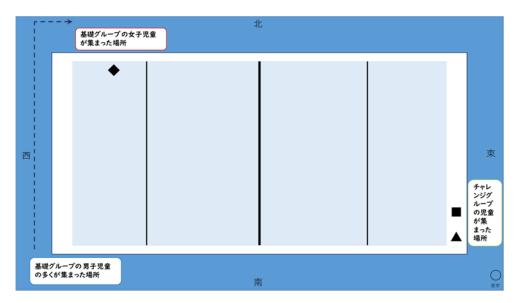


図12 能力別練習への指示を受け、それぞれの児童が集まった場所

一方、「チャレンジグループ」に集まった10名の児童は、南側から3コース分を使用し、東側から西側へ泳ぐことの挑戦がスタートすることになるのだが、「基礎グループ」へ向かう児童が前回授業と比べて多かった。そこで1組担任は「チャレンジグループ」を教頭にお願いし、1組担任は迷いながらも「基礎グループ」の方へ行くことを判断している。この移動人数の変動の背景には、前回授業において「チャレンジグループ」がプール中央のコースで挑戦したことで、ネガティブな気持ち(プールサイドから離れた場所で泳ぐ怖さや不安、辛さ等)に繋がったものと考えられる。

教頭のもと「チャレンジグループ」がスタートしている頃、「基礎グループ」の児童は、2列横隊で整列し、実施する内容の説明を受けていた(図13)。この時に2組担任は、明らかに泳げる6名の児童が「基礎グループ」にいることから「チャレンジグループ」へ行くように促してみたものの、移動する様子はなかったため、指導する人数の多さへの焦りが生じていた。しかし、教諭側が明確な基準を設けた上で能力別の編成をしているわけではなく、児童の希望を尊重するか

たちで行っているため、実際に泳ぎを見ることで納得感を得た後に「チャレンジグループ」への移動を指示することを考えた。この時点で「基礎グループ」の児童に対する基礎指導の重点が、泳げる児童の見極めへと変化していってしまった。

2組担任の授業進行における心理的焦りが、凰汰さんがいる場所の 把握や、バディへの指示、入退水の人数確認を行うという安全配慮が 抜け落ちてしまった原因と考えられる。

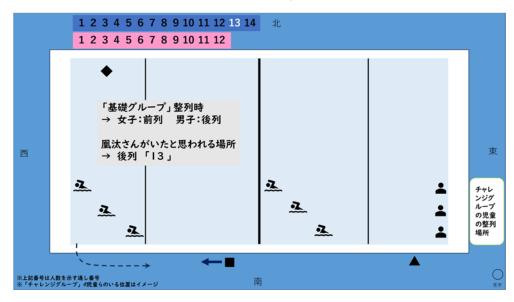


図13 「基礎グループ」の整列時

「基礎グループ」の実技がスタートする時点で、1組担任はまだ到着していない。2組担任は元々、指導補助に入ってもらえるはずと認識していた南東にいる教頭に対し、女子の「け伸びばた足」の直前に比較的大きな声でヘルプ要請を行っているが、教頭は1組担任より「チャレンジグループ」のスタートを任されているため、持ち場を離れられないことを告げている。2組担任の中では、1組担任と2回目の授業と同様に行おうという事前共有を図っていたため、なぜその1組担任が「チャレンジグループ」の方を担当しないのかという疑問を抱いていた。

2組担任は1組担任への直接の確認や要請、到着を待ってから、指導を開始するべきであったことと、教頭に「チャレンジグループ」を任せた1組担任は、速やかに「基礎グループ」の指導へ合流するべきであったことが問題点としてあげられる。

ウ 能力別練習の進行における内容の問題点

「基礎グループ」の能力別練習は「女子け伸びばた足」(図14) 「男子け伸びばた足」「女子ばた足」「男子ばた足」の順で行われた。

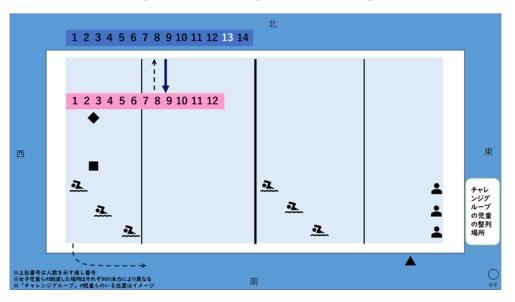


図14 「女子け伸びばた足」

まず「け伸びばた足」を実施する場合の進行上における問題点について触れておく。

2組担任は泳ぎの苦手な児童に対し、基礎的な反復練習を行うことを考えていたが、急遽練り直しを図り「け伸びばた足」を選択している。その理由は比較的泳げる児童を速やかに「チャレンジグループ」へ移動してもらうことと、泳ぎの苦手な児童に対して、泳力の現状を理解してもらうことであると2組担任は供述していた。背景には、最終授業で予定している「泳力テスト」に向けた最後の練習の機会として、苦手な児童へのフォローアップの時間を捻出したいという考えによるものであった。

そこでまず問題としてあげられるのは、能力的に基礎を要する児童に対して「け伸びばた足」は、先を急いだプログラム内容であるということと、泳ぐ方向への問題である。ここでは後者を中心に述べる。泳ぐ方向とは「基礎グループ」と「チャレンジグループ」とが交錯してしまうリスクである。児童同士の衝突回避、あるいは衝突してしまった場合、水深が深い中を安定していない体勢で立たなければいけない状況が想定される。一生懸命泳いでいる両者は、急な出来事に対し、誤嚥やパニック、衝突による外傷、溺れに繋がってしまう可能性もある。

後述するが実際に男子の1名が北側から南側へ泳ぎ切る場面では、 1組担任は衝突回避の注意に目が向けられている。よって安全管理上、 このようなリスクへの予見や回避を要する場面を作ってしまうこと 自体、別の死角を発生させることを意味するのである。

よって、泳ぎの得意な児童に「25m」をチャレンジさせるということは、プールの深さの構造上、「基礎グループ」の練習する場所や内容に、かなり制限が生まれることをあらかじめ検討しておく必要があった。つまり2回目の授業も同様であるが、授業における全体構想の中で、プール長辺方向を泳ぐことに縛られない(=短辺方向をバディで泳ぐ等)授業の組み立てを考える必要があった。

エ 能力別練習の進行における役割分担と連携に関する問題点

ここでは教諭間における意思疎通の相違と問題点について述べる。 男子の「け伸びばた足」の際(図15)、2組担任は1組担任に対し、1人で指導を行うことは無理であることを伝えている。しかし1 組担任は「基礎グループ」の中にいる泳げる児童を「チャレンジグループ」へ移動させることの共有と受け止めている。したがって、2組担任の「基礎グループの指導に来て欲しい」という気持ちを汲み取るには至っていない。1組担任が中々「基礎グループ」の練習に合流していなかった理由として以下があげられる。 「児童に対するアンケート」の中で、1組担任が「チャレンジグループのゴール付近で泳ぎの指導をしていた」という記載があり、2回目の授業の際、1組担任は「チャレンジグループ」を担当していた経緯からも、「基礎グループ」の方に向かったものの、近くで泳ぐ「チャレンジグループ」の児童に意識が向いていたと考えられる。

授業前の打ち合わせ内容からすると、1組担任の判断や役割が機能 しておらず、かつ現場での意思疎通や軌道修正がなされなかったこと が問題点としてあげられる。

そのような中でも前述の通り、2組担任は「基礎グループ」に来るはずのない児童達を「チャレンジグループ」へ移動させなければ、という焦りが強く、1人でも授業を進行していく決断をしている。結果的に「基礎グループ」の中にいる泳ぎの苦手な児童よりも、泳ぎの得意な児童を見ることに比重が置かれてしまったものと考えられる。

さらにはここでの1組担任の役割が「基礎グループ」の指導ではなく「チャレンジグループ」に目が向けられていたことで、凰汰さんへの注視、掌握が両教諭から抜け落ちてしまったものと推測する。

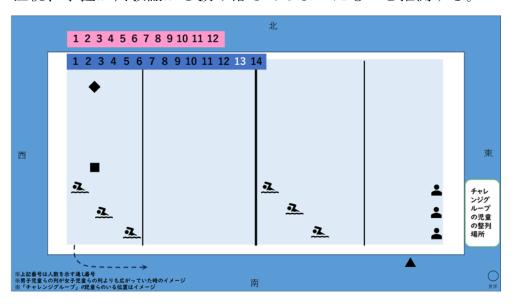


図15 「男子け伸びばた足」の実施直前

オ 凰汰さんが溺れた時の問題点

「女子け伸びばた足」の後に「男子け伸びばた足」を行う際、男子は結果的に2本実施している。1本目は「け伸びばた足」の指示に対し、「け伸び」で終えてしまったためである。2組担任は男子児童を元にいた北側のプールサイドに戻し、再スタートさせたのが2本目になる。

「児童に対するアンケート」によると、この1本目のスタートの際、 風汰さんは「こわい。おぼれそう。」という発言を近くにいたお友達に している(図15)。しかし風汰さんは、そのままスタートの合図に従ったと考えられる。そのアンケートには、2本目のスタートの際には、 風汰さんはプールサイドに戻っていなかったことも記載されている。 いつも先生の近くの浅い場所で練習をしていた風汰さんのことだから、 そちらへ移動したのだろうと受け止めた児童に非はない。

以上のことからも、凰汰さんが溺れたのは男子の「け伸びばた足」 を行った際の1本目(け伸び)であることが推測できる(図16)。

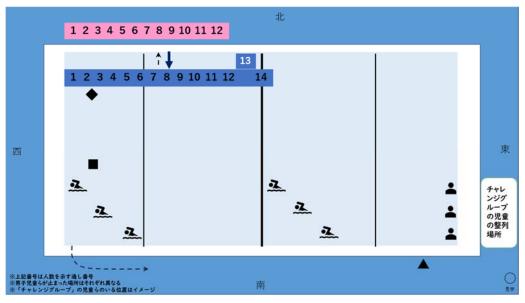


図16 「男子け伸びばた足」の1本目(「け伸び」)

2組担任は入水前の説明や指示の際、1人1人の児童の様子や表情 に目を配り、さらには2人組のバディを機能させ、人数確認を行って いたならば、風汰さんが北側のプール中央付近にいる違和感に気づいたであろう。また風汰さんの担任である1組担任、もしくは本授業の開始時に「場所はここで良いの?」と確認している教頭のいずれかが加わっていたならば、事故は未然に防げたと考えられる。

能力別に分かれて指導を行う場合、教諭は他クラスの児童を受け持つことにもなる。その際、普段から関わる児童との距離感や頻度等の影響で、児童の人間性や行動の特徴等に関して、持ち合わせている情報量や意識に差が生じやすい。現に、前述した「泳げるはずの児童6名」の内、4年2組の児童が5名も集まっていることや、1回目の授業で溺れてしまった3名の児童の内、凰汰さんを除く2名は4年2組の児童であり、2組担任は「基礎グループ」の中にいるその2名の掌握はできていた。

よって「基礎グループ」の指導に、2名体制で臨むことが予定されていたにも関わらず、その安全体制が整わないまま、授業を進行し続けてしまったことが問題点としてあげられる。

カ 凰汰さんが溺れてしまった後の問題点

男子「け伸びばた足」(やり直し)の際、1名の児童が南側までの16mを泳ぎ切っている(図17)。2組担任、1組担任、さらには他の児童も、その泳ぎを見届けていた(その児童はそのまま「チャレンジグループ」へ合流)。北側から南側へ泳ぐという動機付けからも、この児童に注目が集まり、凰汰さんへの気づきや発見に繋がらなかったことが考えられる(その児童に非はない)。

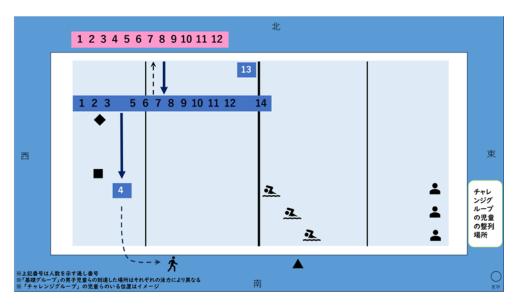


図17 「男子け伸びばた足」の2本目

2組担任は思いの外「基礎グループ」の人数を減らせていない状況 を受けて「ばた足」を行わせることを選択する。その動機は「ばた足」 であれば、苦手な子の指導にもなる一方で、出来ている児童に対して 「チャレンジグループ」へ移動することを確実に指示できると思った からである。この時点でも泳ぎの得意な児童を移動させることに気持 ちが寄せられている状況が考えられる。

女子の「ばた足」指導が開始してから間もなくして1組担任が合流している。この時に教頭が「チャレンジグループ」の指導を終え(25 mを10分間泳がせるという課題)、東側プールサイドを通り北側のプールサイドで、1組担任に次の授業内容についての指示を受けに来ている。女子が北側のプールサイドで一列に並び、壁を持ちながら「ばた足」を行っているところを、西側から2組担任が、東側から1組担任が1人ずつ見ている時である。1組担任も教頭も凰汰さんの発見に至ってはいない(図18)。

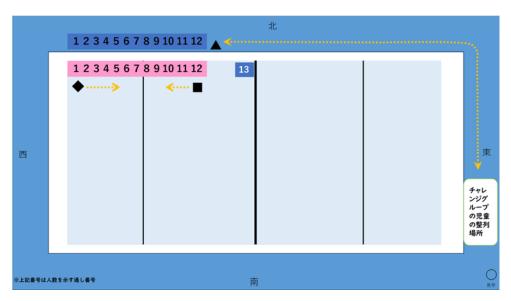


図18 「女子ばた足」の個別指導

それぞれの端から「ばた足」を見ていった2人の教諭は、女子の中央部付近で合流し、その指導を終えている。女子を退水させた後、男子の「ばた足」指導を行う(苦手な児童を中心に足を持っての指導)のだが、男子の時には2人の教諭は西側から東側に移動しつつお互いを追い越すような形をとっている。2組担任は出来ている児童に「チャレンジグループ」へ移動するように指示を出している(図19)。

1組担任は東側にいた男子児童を見た後、再び西側の一番浅い場所へ戻り、この時に凰汰さんがいないことにはじめて気づくことになる。同時に「先生!」という大きな声があがり、両教諭が目を向けると、「チャレンジグループ」への移動の指示を受けた男子児童と、水中にいた男子児童によって引き上げられた凰汰さんが、北側のプールサイド中央付近で西側に頭を向け、仰向けの状態で横たわっていた。凰汰さんの第一発見者と救助者はその男子児童らである。

以下、実施した内容の所要時間の観点から想定する。

1回目の「け伸びばた足」(け伸び)の時に溺れた時点を「0分」 とし、スタート位置に戻した直後に、再スタートとなる2回目の「け伸 びばた足」の実施(1人が南側まで泳ぎ切る)と退水までに2分~3分 は要すると考えられる。次に女子を入水させ「ばた足」の指導、退水させるまでに同じく2分~3分はかかるだろう。再び男子を入水させ「ばた足」の指導が終わる頃にプールサイドに凰汰さんが救出され「先生!」と呼ぶ声があがるまでを、途中の指示の時間等も含めて鑑みると、溺れてから6分~8分は経過していたことが考えられる。

凰汰さんが溺れてから発見に至るまでにかかってしまった時間も問題点としてあげられる。



図19 「男子ばた足」の指導

7 まとめ

人は溺れる際、激しくバシャバシャと音を立てることや、声をあげることは難しいと言われている。気道内への水の流入により吸気ができなくなるため、正常な呼吸が出来ずにわずかな時間で溺れてしまうからである。風汰さんのように足がつかない状況においては、なおのこと一瞬であったと考えて間違いない。だからこそ、1人1人の児童の様子を俯瞰して見る監視や指導補助の役割は極めて重要となる。但し、その監視や指導補助は、意識的に溺れを防ぐ予見や、危険を回避しようとする心構えを有した上でないと、機能しないと考えるべきである。教諭は最低限の監視する要点を理解した上で、プールサイドから動きながら児童を観察し、水底をも点検する必要性を認識しなければならない。

水泳授業はそもそも、児童が安定(安心)して呼吸が確保できる水深が前提である。よって南海中学校での実施を決定したそのものへの疑問は、決して拭えないのであるが、今回のような場合、水深の深い中央部分は利用しないという、徹底的な共通認識が必要であった。25mというプールの長辺方向を泳がせることに固執せず、東側と西側の比較的浅い場所の短辺方向を活用する事で、より安全な活動環境を提供でき、事故を未然に防ぐことにつながったと考える。

南海中学校で水泳授業を実施するということは、普段以上に安全を再点検し、教諭が個別に考えるのではなく、組織的に連携協力し、柔軟なカリキュラム・マネジメントを必要としていた。その上で、安全確保に不安を抱える児童への配慮として、プールフロアを入れることや、ビート板やヘルパー、ライフジャケット等の補助具を用いる具体的な対策が必要であった。

水泳は泳ぐ技能を身に付けさせることに留まらず「水泳運動の心得」を遵守し、個別最適な学びに向かう人間性を育てる中で、主体的に安全確保に気を配れるようにすることが大切である。

よって、水泳が学校に普及した歴史的背景や、海や川等の水辺における自己保全の観点からも「溺れない能力」と「自他の生命を守る知恵や知識」を

習得し、「泳ぐ能力」を段階的に身に付けていくことが重要なのである。したがい、入退水の人数確認や、バディ確認を活動の各節目で行うことそのものが、教諭と児童にとって、何よりの「自他の生命を守り合う」具体的方法と捉えてよい。さらにこれらは水泳に限定されず、日頃からの安全を考え、他者を尊重し、対話的に学ぶ姿勢が実施される風土をつくっていくことで、それが児童の「生きる力」としての土台を築くことにもつながるのである。

参考までに、安全な水泳指導のための要点として、点検項目の例を以下に 挙げる。これらを全て正確に実施することには多くの努力・労力を要すると 思われるが、起こり得る事故を未然に防ぐためには各学校の実態に応じて必 要な項目を熟考し、対策を具体的に講じることが求められる。

水泳の安全管理・指導の評価項目(例)

〔評価〕 A:適切(良好)

B:ほぼ適切であるがやや改善を要す

C:不適切(未実施又は改善を要す)

区分	項目	評価		
		当初	中間	終末
保健·安全管理	1 学校安全計画にプール管理を位置づけ、計画的に実施されているか			
	2 プール管理規則、使用上の注意などが明らかになっているか			
	3 放課後や休業中の使用計画が作成され監視体制が整備されているか			
	4 不使用時の出入り口の施錠、薬品の管理が適切に行われているか			
	5 プール、付属施設等の安全点検と事後措置が実施されているか			
	6 安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、活かされているか			
	7 プール日誌が作成され、適切に記入されているか			
	8 定期(臨時)のプール検査と事後措置が実施されているか			
	9 日常のプール検査と事後措置が実施されているか			
	10 日常の清掃や消毒が適切に実施され、用具が整理整頓されているか			
	11 救助用具や救急薬品、非常時用通信機器等が整備されているか			
	12 非常時の救急及び緊急連絡体制が整備されているか			
	13 水泳禁止者や指導上注意を要する児童生徒が明らかになっているか			
	14 水泳前の健康観察と事後措置を適切に実施しているか			
	15 水泳中の健康観察と事後措置を適切に実施しているか			
	16 水泳後の健康管理と水着の始末等を適切にさせているか			
水泳指導	17 指導計画が作成され、学習目標や内容が明らかにされているか			
	18プール(水泳場)使用上の約束等について、学級指導を実施したか			
	19海、河川等に関する安全について、具体的に指導しているか			
	20 学年等に応じ、救助法や心肺蘇生法などについて指導しているか			
	21 必ずバディーを編成し、人員確認や指導に役立てているか			
	22 危険な行動の監視、整然とした学習、安全な指導に心掛けているか			
	23 個人差に応じた、きめ細かい指導を実施しているか			
	24 常に監視に留意し、見学者利用や教職員の連携に力を入れているか			
組織活動	25 校務分掌、校内規定などで教職員の役割分担が明確になっているか			
	26 仕事の内容が具体的にされており、各組織が協力しているか			
	27 組織が学校の実態に則し、活動しやすく、緊急時にも対応できるか			
	28 学校と家庭・地域が連絡を密にし、事故防止対策を行っているか			
	29 水泳における安全について課題を持ち、学級等で話し合っているか			
	30 保健(体育)委員会等の自主活動が計画的に展開されているか			
	31 児童生徒が安全について望ましい意識を持ち、適切に行動しているか			

学校における水泳事故防止必携(日本スポーツ振興センター、2018)より

8 安全な水泳指導のための提言

本件事故に関して今後同様の事故を招かないための要点を以下に記す。

(1) プール水の管理

- ・プール水の衛生条件、維持管理の方法、特に良好な水質を保つための 多様な方法について正しく理解し、それに基づく管理を徹底すること。
- ・プール水は基本的に満水で必要量のオーバーフローを保つこと。

(2) 水深

- ・学習者の身長や技能レベル、学習内容に応じて適切な水深を提供すること。
- ・プール内の水深の分布を把握し、適切な場所で学習を進めること。
- ・必要に応じて水深を調節する手段を講じること(プールフロアの導入、 水位の調節など)。なおやむを得ず水位を調節する場合は、水深の状態がよくわかるような表示を工夫すること。
- ・移動運動の課題として、プール長辺に拘らず、水深が変わらないプー ル短辺方向への移動を活用すること。

(3) 自校プールが利用できない場合

- ・「水泳運動の心得」を軸とした安全に関する学習活動に振り替えること。
- ・他校のプールの借用を検討する場合、同一校種であること。
- ・他校のプールを借用する場合、学校長を含め、授業を実施する教諭による現地下見を必ず行うこと。その基礎情報や留意点をもとに、職員会議で審議、検討すること。学校長は教育委員会への経緯、経過の連絡を適時行うこと。
- ・教育委員会は、上記情報をもとに現地での下見を実施し、当該校同士 の報告や検討内容のすり合わせを図り、移動や安全に関する助言や 調整を行うこと。
- (4) 水泳授業を実施するにあたり

- ・学校は、水泳授業に臨む前に、家庭からの健康調査等の提出を通じて、学習者の安全面や健康面、心理面における留意すべき点等を伝える機会(記入や入力欄)を設けること。
- ・学校は、特に事故の未然防止に関する監視や安全対策の検討に重きをおき、それぞれの学校に応じた緊急時対応計画を検討し、それを教諭間で事前に共有しておくこと。
- ・教育委員会や学校は、有事の際に学習者への救助・救護活動が速やかに行えるようにするために、プールに電話(携帯電話)や AED が設置されるよう、環境整備や工夫を図ること。
- ・水泳授業を担当する教諭は、緊急時に安全かつ迅速な救助・救護活動ができるよう、それぞれの行動についてのシミュレーションを事前に行っておくこと。特に応援要請の方法や、他の学習者への配慮、救急隊の動線確保等を具体的に検討しておくこと。
- ・水泳授業を担当する教諭は、溺水における心肺蘇生や AED を活用する際の正しい方法や留意点などについて、毎年の水泳授業前に実技を交えて学んでおくこと。
- ・水泳授業を担当する教諭は、受け持つ学習者の前年度の水泳学習を 含めた、他の身体的活動における安全面や健康面において留意すべ き点等の引継ぎを行うこと。
- ・水泳授業を担当する教諭は、各学校の施設や環境、用具、人員等を鑑 み、ゆとりある時間軸で授業進行ができる内容を検討すること。
- ・水泳授業を担当する教諭は、水泳授業の直前に学習者を対象としたガイダンスを実施し「水泳運動の心得」を軸とした学びや、ルールの確認等を行うこと。その際には「バディシステム」を必ず取り上げ、役割と実践についての理解を相互(教諭と児童)に深める時間とすること。
- ・水泳授業の支援に入る教諭は、あらかじめ授業内容や特に留意すべき学習者の共有、役割分担等を把握しておくこと。

(5) 学習課題

- ・泳ぐ技能の獲得を急がず、溺れないための技能を確実に習得させる こと。(呼吸法、浮き沈みの制御、姿勢の制御・変換)
- ・現在の学習指導要領解説において小学校高学年に採用されている「安全確保につながる運動」の内容は、溺れないための基本要素の獲得を保証するものであるので、泳ぎの習得段階に合わせて低学年・中学年においても取り入れること。

(6) 授業中における監視、及び安全管理

- ・安全で効果的な水泳の授業を行うために、授業実施者と監視者の役割は分けて行うことが望ましい。
- ・監視者の有無に関わらず、バディシステムを徹底し、指導前後だけで なく指導中も含めて学習者の安全を確認すること。
- ・授業を実施する教諭の他に監視者を配置できない場合は、学習者間でお互いを守り合う「バディシステム」への意識付けを強調した上で、その機会を増やすこと。なお、授業計画の比較的序盤に、速やかなバディや人数確認を想定したシミュレーションを行い、学習者の理解について検証し、必要に応じて助言すること。
- ・授業実施者もしくは監視者は、活動の区切りや終了時において、学習者を退水させる際、プール内を隅々まで見渡すこと。その上で学習者のバディ確認をダブルチェックとして活用すること。なお、プール内を確認する際は、ゴーグルを使用し、水中を目視することが効果的であることを理解しておくこと。
- ・児童の安全管理上、小学校低学年や初心者、水に対する苦手や恐怖心 の強い学習者においては、ビート板やヘルパー、ライフジャケット等 を積極的に活用すること。

文献

- 土居陽治郎、ほか(2009)、学校プール建設の歴史と学校体育における水泳教育の変遷、国際武道大学紀要、25、pp.31-41.
- 松井敦典(2011)、命を守る「安全水泳」の視点から水泳教育を問い直す、 体育科教育、59(7)、pp. 18-21.
- 高知市立南海中学校紫雲丸事故追悼集作成委員会(2017)、友は海神に抱かれて~紫雲丸事故を語り継ぐ~
- 財団法人日本水泳連盟(2010)プール公認規則
- 文部省(1966)水泳プールの建設と管理の手びき、教育図書株式会社
- 社団法人日本プールアメニティ施設協会(2001)、水泳プール管理マニュアル、 社会保険研究所
- 文部科学省、国土交通省(平成19年)プールの安全標準指針
- 厚生労働省(2007)、遊泳用プールの衛生基準について
- 財団法人日本学校保健会(平成 21 年)、学校における水泳プールの保健衛生 管理
- 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課(2024)、プール管理の手引
- 宮畑虎彦(昭和44)、学校水泳の指導、文教書院
- 鳴門教育大学(2014)、教科内容学に基づく小学校教科専門科目テキスト 体育
- 日本スポーツ振興センター (2018)、学校における水泳事故防止必携
- 文部科学省(平成30年)、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説、東洋 館出版社
- 文部科学省(平成16年)、学校体育実技指導資料第4集水泳指導の手引き(二 訂版)、大阪書籍
- 文部科学省(平成26年)、学校体育実技指導資料第4集水泳指導の手引き(三 訂版)、アイフォス
- 松本貴行(2020)、オーストラリアに学ぶウォーターセーフティの現状と日本 の可能性、日本子ども安全学会、子ども安全研究第6号、pp.4-7

- 公益財団法人日本ライフセービング協会(2017)、プール・ライフガーディング教本、大修館書店
- 公益財団法人日本ライフセービング協会(2020)、e-Lifesaving 内、監視の
 基本編 https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html
- 文部科学省(2023)、きみの好き!応援サイト たのしくまなび隊、「守ろう! いのち 学び合おう!水辺の安全」、公益財団法人日本ライフセービング協会 https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/

第2 水難学の視点からの考察

長浜小学校小学4年男児、凰汰さんの体育授業中の死亡事故について、同校プールおよび事故現場となった南海中学校プールの現地検証を行い、その結果をまとめ、さらに考察を行った。本章の内容については、小学校・中学校プールの様態の全容で、特に水の張った状態のプールにおける実質水深ならびに光学特性を中心にデータならびに動画を収集した。その結果をもって凰汰さんの溺水原因と発見遅れにつながった要因について、水難学の視点から考察する。

1 長浜小学校プール様態

(1) プールの構造

長浜小学校のプールは、主プールと補助プールからなる。ここからは主プールの様態について説明する。主プールの設計寸法は、縦横は 25 m×14 m で、深さは最浅部で 1.00 m、最深部で 1.20 m である。全部で 8 コースからなり、材質は淡水用 FRP (繊維強化プラスチック) である。

図1に示すように、オーバーフローには、なぎさ式フラットデッキを採用している。プールから溢れた水が、海岸の汀(なぎさ)にて海水がまるで砂に吸い込まれていくような雰囲気で、オーバーフロー溝に吸い込まれていくデッキである。プール底から 1.00 m (最浅部)、1.20 m (最深部)で、高さ 0.01 m ほど、幅 0.05 m ほどの突起の縁(記号 A)でプール水の外部流出を抑えている。縁の外側には記号 A から記号 B に向けて、外側に向けて低くなるわずかな傾斜があり、その先にオーバーフロー溝(記号 C)がある。その開口部には格子状のグリルがはめてある。グリルのさらに外側には突起の縁(記号 D)があり、オーバーフローを超えたプール水がプールサイドに漏れ出るのを防いでいる。

図2にプールの全体像を示す。プール底とプール側面の塗装は青であり、コース毎に紺色のライン(記号 A)が引いてある。

さらに長辺方向の5 m位置、12.5 m位置、20 m位置にそれぞれ プールの横方向を横断するように赤色のラインが引いてある。 最深部はプール長辺方向の12.5 mに位置する。西側壁面直下の プール底には排水口がある。



図1 長浜小学校のプールのオーバーフロー。下方に写りこんでいる数字の1.0 は m 単位で設計水深を示す

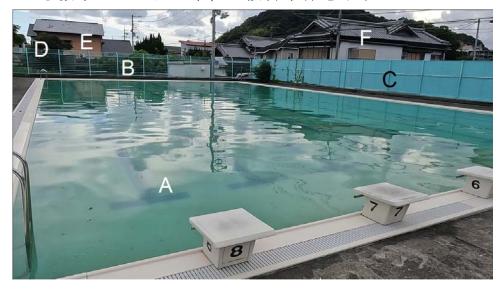


図2 長浜小学校のプールの全体像

(2) プールの周囲

主プールは長辺方向が南北、短辺方向が東西となっている。 長辺方向のスタート台は北にある。オーバーフローの外周はコ ンクリート製プールサイドとなっている。その幅は北側を除いて 2.50 m、北側は補助プールまでの間で 5.00 m となっている。図 2 によれば、さらにその外側がフェンスや波板壁によって囲まれている。東側と南側には高さ 1.80 m ほどのフェンス(記号 B)が張り巡らされており、西側には高さ 1.80 m ほどの薄い青色の波板壁(記号 C)が設置されている。フェンスのさらに外側には樹木(記号 D)のほか、さらに遠くに家屋(記号 E)がある。波板壁の外側には家屋(記号 F)が隣接している。これらはいずれもプール水面に景色として反射して写っている様子が見て取れる。

(3) プール付帯設備の位置

プール付帯設備は、主プールから見て北東の角に集中している。ここには男女更衣室、便所、機械室、足洗場、シャワーコーナーなどがある。更衣室(記号 A)から出た児童は、階段(記号 B)を上りプールサイドに上がることになる。シャワー(記号 C)を浴びてからもっとも近い位置にある入退水梯子の位置は北東の角(記号 D)で、次に北西の角、さらに南東、南西と続く。

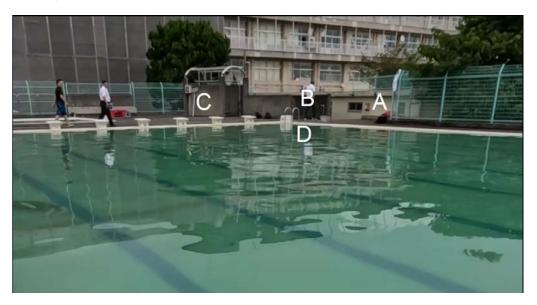


図3 長浜小学校のプールの付帯設備

(4) 実質水深

水が張られた主プールの検証時の水面はオーバーフローの縁の天端からおよそ 0.03 m ほど下にあった。プール縁の天端の高さは一定であることを断面図にて確認しているので、その通りであるとすれば、縁の天端から水面までの高さの差は、プール縁においてはどこにおいても同じであると言える。

水泳者の入水によってこの水位が上昇し、さらに波も加わって、水面がオーバーフローの縁を一部越えることになる。例えば小学 4 年生のおよその身長 140 cm と体重 35 kg で考えると、体重から身体の全体積を 35 L と見込むことができる。平均 1.10 m の水深においては 1.10 / 1.40 = 0.786 で、全体積のうちの 35 × 0.786 = 27.5 L が 1 人当たり水面を押し上げる。一度に入る小学 4 年生が 40 人だとすれば、水面が 1,100 L 分押し上げられることなるが、プール面積が 25 m × 14 m = 350 m² なので、押し上げられる水面高さは 0.003 m すなわち 0.3 cm にすぎない。逆に、0.03 m を押し上げるためには、400 人の小学 4 年生が同時に入水しなければならない。

2 南海中学校プール様態

(1) プールの構造

南海中学校のプールは、主プールのみが存在する。主プールの設計寸法は縦横は $25 \text{ m} \times 16 \text{ m}$ で、深さは最浅部で 1.2 m、最深部で 1.4 m である。全部で 8 コースからなり、材質は淡水用 FRP である。

図4に示すように、オーバーフローには、長浜小学校同様になぎさ式フラットデッキを採用している。ただし、構造はわずかに異なる。プール底から 1.20 m (東端西端)、1.40 m (東西方向の中央部)で、プール壁面(記号 A)にてプール水のオーバーフローへの流出を抑えている。そこから 0.05 m ほど外側に向かった位置にて断面が半円状のへこみ(記号 B) があり、A から B に向かってはわずかに下に傾斜している。突起の高さはおよそ

0.01 mである。そこから C に向かって上に傾斜し、さらに D に示したグリルが見られる。この下にオーバーフロー溝がある。オーバーフロー溝のさらに外側にはオーバーフロー(記号 E)が続き、その先でプールサイドに接続している。

図 5 にプールを北西側の角から南東側の角に向かって撮影した写真を示す。プール底とプール側面の塗装は青であり、コース毎に紺色のライン(記号 A)が引いてある。さらに長辺方向の 5 m位置、12.5 m位置、20 m位置にそれぞれプールの横方向を横断するように赤色のライン(記号 B)が引いてある。最深部はプール長辺方向の 12.5 mに位置する。北側壁面直下のプール底には排水口がある。



図4 南海中学校のプールのオーバーフロー



図 5 南海中学校のプールの全体像。東側スタート台を眺める

(2) プールの周囲

主プールは長辺方向が東西、短辺方向が南北となっている。 長辺方向のスタート台は東にある。オーバーフローの外周は青色に塗装されたコンクリート製プールサイドとなっている。その幅は東側を除いて 2.50 m、東側は付帯設備までの間で 7.00 mとなっている。

図6の航空写真によれば、プール (記号 A) の位置関係がより明確になる。プールの東側には体育館 (記号 B) がある。北側にはグランド (記号 C) がある。プールとグランドの間にはプール側から見ると壁となっている建物 (記号 D) がある。また南側には民家の家屋 (記号 E) が立ち並んでいる。

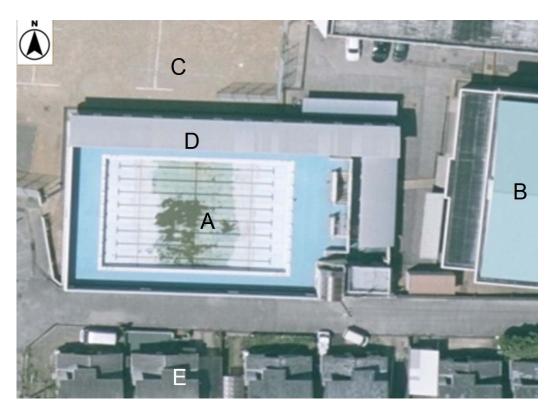


図6 南海中学校のプールを中心とした航空写真

プールを中心とした周囲の見え方について、図7に示す。なお、東側を向いた景色については、すでに図5に示してある。

上の写真は西側を示している。高さ約3 m の窓のついた壁で覆われている。特に記号 J で示した白色の壁は、プール水面に映りこんでいる様子がわかる。

さらに、その向こうには緑に覆われた小山(記号 G)が見られる。この景色はプール水面に映りこんでいるようには見えない。

中の写真は南側を示している。西側に引き続き高さ約3mの窓のついた壁(記号F)で覆われている。特に記号 H で示した白色の壁は、プール水面に映りこんでいる様子がわかる。さらに、その向こうには民家の家屋の屋根(記号 I)が見られる。この屋根はプール水面に映りこんでいるようには見えない。



図7 プールの周囲像。上:西側、中:南側、下:北側を向いて それぞれ撮影した

下の写真は北側を示している。北側は他に比べて特徴的である。こちらは高さ約 3.5 m の白色の壁で覆われている。壁全体がプール水面に映りこんでいる様子がわかる。さらに、その向こうには中学校校舎(記号 K)が見られる。この壁面はプール水面に映りこんでいるようには見えない。

(3) プール付帯設備の位置

プール付帯設備は、主プールから見て東に集中している。ここには男女更衣室、便所、機械室、足洗場、シャワーコーナー、器具庫などがある。図5ですでに示したように、更衣室から出た児童は、階段(記号 C)を上りプールサイドに上がることになる。器具庫(記号 D)から練習道具などを持ち出して、そこから最も近い位置にある入退水梯子の位置は南東の角(記号 E)で、次に北東の角、さらに南西、北東と続く。

(4) 側段

南海中学校プールには長辺に沿って側段が備え付けられている。その様子を図8に示す。左図は陸上から撮影した写真で、右図は水中にて撮影した写真である。両図に共通する記号 A は側段を示している。その側段は水面から一定の深さ0.6 m (記号B) に上面が幅0.25 m で来るようになっている。その一方で、側段の深さ(記号D) は一定ではなく、プールの設計深さに応じている。側段は記号D で示したように曲率をもったカーブで角が切り取られている。さらに側段と水底の境界にはやはり曲率をもった角で構成されている。

なお、このような側段は長浜小学校には見られなかった。

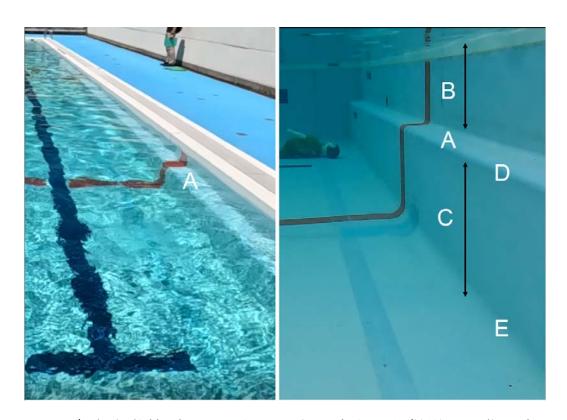


図8 南海中学校プールの側段。左:陸上から撮影した像、右:水中から撮影した像。写真に写っている人形は、たまたま沈めているだけであって、沈めている位置や方向について特段の理由はない

(5) 実質水深

水が張られた主プールの検証時の水面はオーバーフローの縁の天端からおよそ 0.07 m ほど下にあった。プール縁の天端の高さは一定であることを断面図にて確認しているので、その通りであるとすれば、縁の天端から水面までの高さの差は、プール縁においてはどこにおいても同じであると言える。

水泳者の入水によってこの水位が上昇し、さらに波も加わって、水面がオーバーフローの縁を一部越えることになる。例えば小学 4 年生のおよその身長 140 cm と体重 35 kg で考えると、体重から身体の全体積を 35 L と見込むことができる。平均 1.30 m の水深においては 1.30 / 1.40 = 0.929 で、全体積のうちの 35×0.929 = 32.5 L が 1 人当たり水面を押し上げる。一度に

入る小学 4 年生が 40 人だとすれば、水面が 1,300 L 分押し上げられることなるが、プール面積が $25 \text{ m} \times 16 \text{ m} = 400 \text{ m}^2$ なので、押し上げられる水面高さは 0.00325 m すなわち 0.325 cm にすぎない。逆に、0.03 m を押し上げるためには、 $369 \text{ 人の小学 4 年生が同時に入水しなければならない。そのため、当日 36 人の児童と教員 3 人が同時に入水したとしても、実質水深が大きく増えたとは考えにくい。$

3 光学特性

光学特性については、事故発生時刻に合わせる形で現場となった南海中学校にて撮影を行い、動画として情報を収集した。そのデータを溺水から発見までの時間を合理的に説明するために利用する。ここではまず、一般的な空気一水の2媒質のおける界面モデルによる屈折率と反射率について説明する。次にその基礎的な物理理論を使って、事故発生時刻による錯覚について検証する。

(1) 空気-水の2媒質のおける界面モデル(屈折)

錯覚のうち視覚による錯覚は、プールなどの水辺において、 しばしば重大な水難事故を誘発する。

視覚の錯覚は、光の屈折現象によってしばしば発生する。図9に中学1年理科第一分野「屈折」で、屈折現象を学ぶために教科書などに使用される図を示す。左の図は空気中から水中へ光が入射する場合、右の図は水中から空気中へ光が入射する場合で、いずれにしても水と空気の境界面にて矢印実線にて示したように光の進行方向が変わる。これを空気一水の2媒質のおける界面モデルと呼ぶ。

例えば右の図にて人間の目で空気中から水底を見た場合、空気中の矢印実線と法線とのなす角度に比べて、水中の矢印実線と法線とのなす角度が小さくなり、水中の深いところから来た情報があたかも浅いところから来た情報のように錯覚する。プールに置き換えれば「水底が実際の深さより浅く感じる」という錯覚を起こすことになる。中学校では、このように定性的に

屈折を習う。

では、どの程度浅く感じるのかという定量的な議論は、次の通り高校で学習する。水の屈折率は 1.333 であり、空気の屈折率 1.000 に比較して高い。ここで屈折率とは、真空中に比較した際の媒質中の光の伝搬速度の比率を指す。

例えば、真空中の光の伝搬速度を 1 とすると、空気中の光の伝搬速度は 1.0003、水中の光の伝搬速度は 1.333 となる。空気の屈折率はそのため、1.0003/1 = 1.0003 であるが、一般的には空気の屈折率は小数点以下 4 位を四捨五入して 1.000 とする。水の屈折率は 1.333/1.000 = 1.333 である。ちなみに屈折を現象論で説明すれば、光の伝搬速度が遅くなる分だけ光が近道をするので屈折するとも言える。

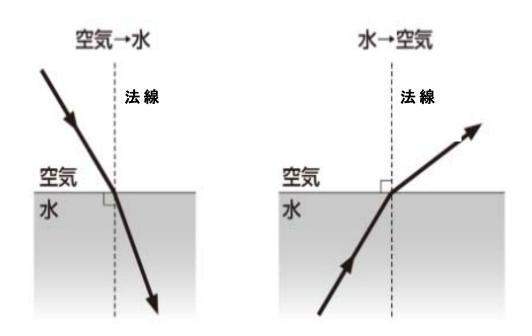


図 9 中学 1 年理科第一分野で光の屈折を学ぶための一般的な 説明図。法線は水面から鉛直方向に引いた線

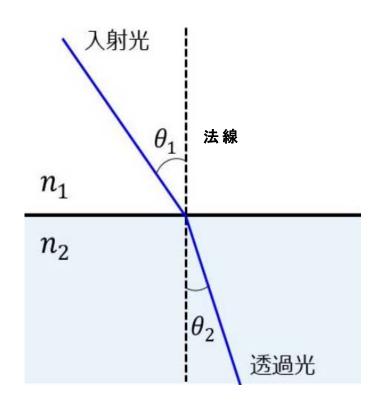


図10 スネルの法則を説明した図

ここで一例として、プールで発生する「透明で水底まで見通せる水において目測を誤り、浅いと錯覚して飛び込んだら背が立たなかった」という水難事故を、水の屈折率と空気の屈折率との違いを用いて、以下のように説明する。

これは、高校 1 年物理で学習する屈折の法則 (一般にはスネルの法則) で理解することができる。図 1 0 に基づきスネルの法則を数式化すると、次の通りである。

$$n_1 \sin \theta_1 = n_2 \sin \theta_2, \tag{1}$$

ここで、 n_1 と n_2 は 2 つの媒質の境界面前後における屈折率であり、 θ_1 と θ_2 は 2 つの媒質の境界面に垂直に立てた法線と入射光線とのなす角である。

スネルの法則の応用問題として、見かけの深さを導出することできる。それによれば、水面に対して垂直方向つまり法線方向から水面を見た場合、すなわち $\theta_1 = \theta_2 = 0$ の場合、水中における見かけの深さ D_w は次の通りとなる。空気の屈折率 n_1 が

1.000、水の屈折率 n2が 1.333 なのだから

$$D_{\rm w} = 1.000/1.333 \times D, \tag{2}$$

ここで、Dは実際の距離を示す。(2)式から、水中では実際の距離に比較して 1.000/1.333 ほど近く見えることになる。例えば実際の水深が 1.33 m であっても、陸から真下に向かっての見え方としては 1.0 m ほどになる。身長が 1.13 m の人から見て水深が 1.0 m ほどに見えれば「ギリギリ大丈夫だ」と思い入水するのも無理はない。

(2) 空気-水の2媒質のおける界面モデル(反射)

水面の光の反射によっては、水底が見えにくくなる錯覚も引き起こす。例えば垂直入射時の水面での光の反射率 R は次の式によって導き出される。

$$R = ((n_1 - n_2) / (n_1 + n_2))^2, \tag{3}$$

水面においては(3)式により、R=0.02 が得られる。すなわち、空気 - 水の 2 媒質のおける界面モデルによれば、垂直入射の場合、水面から 2%の光が反射されて、それが目で見えることになる。

この反射率は、目で水面を見る時の角度によって大きく変わる。図11には空気-水の2媒質のおける界面モデルに反射現象を加えてみた。水面で反射する光と水底から反射してくる光の光路をそれぞれ示している。このように水中に入った光は屈折と反射を繰り返しながら人の目に入るのである。

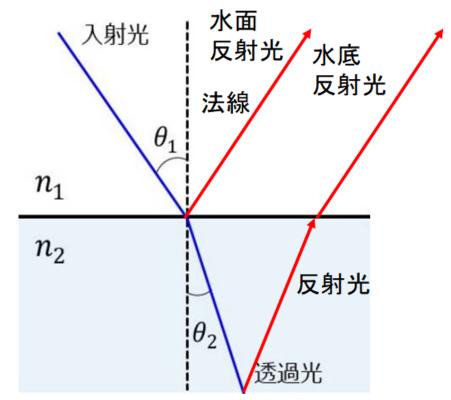


図11 屈折と反射の各現象を表現した図

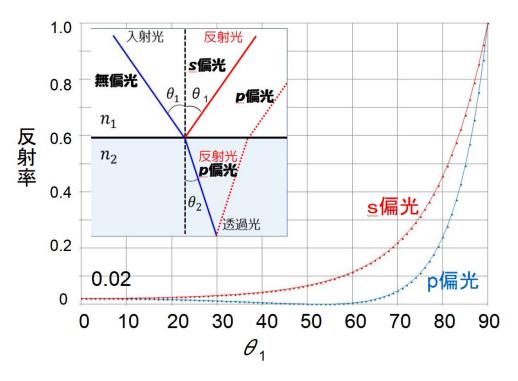


図12 水面における反射率の入射角依存性

図11の光路場を伝搬する光をs偏光、p偏光と分けた場合、 その水面における反射率は図12のとおりである。当初無偏光 で入射した光が水面においてs偏光の成分とp偏光の成分に大 きく分かれる。

例えば、プールサイドの縁に立ち、真下に水面を見ると水面からの反射はほとんど感じない。この時、光の入射角は法線からの角度であるため、ほぼ 0°となる。図12の青線を読み解くと、入射角ゼロ度において s 偏光、p 偏光とも反射率は約 0.02となる。水面に入射した光のうち 2%しか反射しないことを示している。だからプールサイドの縁に立ち真下に水面を見ると水面からの反射はほとんど感じないのである。

では少し遠くの水面に目をやってみる。人の目が水面に対して30°の角度で水面を見ると、法線からの入射角は60°となる。図12から入射角60°のところの反射率はs偏光で0.12、p偏光でほぼゼロとなることから、水面ではs偏光の光が主に反射して人の目に飛び込んでくることになる。逆にp偏光の光はそのまま水中に潜り、水底に当たって反射してくる。そのため、水底から反射してくる光は、どちらかというとp偏光の光からなることがわかる。

さらに遠くの水面に目をやると、水面の反射率は s 偏光、p 偏光とも 1 に近づく。そのため、水面のすれすれを見ると、ほとんどの光が反射して見えてしまうため、水面がテカテカ光ってしまい、水底にある物体を認識することは極めて難しくなる。

(3) 南海中学校プールにおける理論屈折

プール水面での屈折について、南海中学校プールに水を張っ た状態を例に説明する。

まずプールにて観測される光学現象を理解しやすいように、 屈折による錯覚を一般的なプールを使って撮影したので、それ を図13に示す。このプールは深さが3.8 m に一定に調整され たプールなので、水が張っていなければプール水底の奥に向か う線は直線に見えるはずである。ところが、水の張ったプールではすべての線が曲線に見える。その曲線によって、手前が深く見えて遠くが浅く見えるように感じる。つまり、遠くに視線をやるほど、プール水底が極端に浮き上がっているように感じるのである。



図13 屈折による錯覚の例。神奈川県相模原市立総合水泳場飛び込みプール。横縦の長さは22 m×25 m で水深は5.0 m~0.4 m (可動床)。写真撮影日の水深は3.8 m で水底全てにおいて一定

では実際に南海中学校プールに水を張った状態を例にして、 その様子を説明する。プール縦方向の中央付近を例にして、南 側から北側を見るモデルを組む。

水深は一定で 1.33 m、プール横幅は 16.0 m、このプールの南側に身長 1.60 m の人が立ち、プールを眺めている。水底には厚さ 0.2 m の物体を沈めている。 W.L. は水面位置を示している。

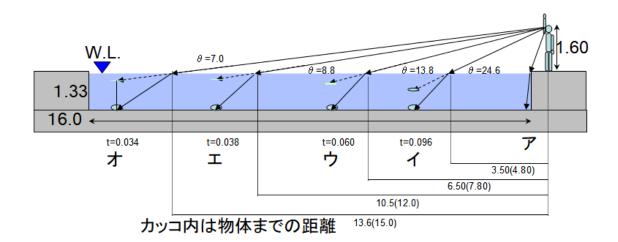


図14 南海中学校プールに水を張った状態(長さの単位は m)

プールにおける錯覚について屈折の理論で説明する。すでに3(1)にて説明した通り、空気中から水中に光が入射、あるいは水中から空気中に光が入射すれば、その光は屈折する。屈折する角度は、法線に対する入射角が大きくなればそれに応じて大きくなる。その様子を本件プールにあわせた形で図14に示す。

図14では、人の目の高さを 1.50 m としている。まず、足元の水底を見た状態(記号 P)では、空気中から水中への視線の入射角はほぼ 0° であるため、屈折はほぼ起こらない。これを便宜上入射角を 0° とすれば、水がない場合の深さ D=1.33 m に比較して、水がある場合の見かけの深さ D_w は先に示した式 (2) によれば次の通りとなる。

 $D_{\rm w} = 1.000/1.333 \times 1.33$ m,

= 1.00 m

つまり、深さ 1.33 mが錯覚によって 1.00 m へと浅く見えることになる。

目の高さから水面に対して視線 24.6°の角度で水中を見た時の水底の見え方(記号 イ)を次に説明する。この時、空気中から水面に向かう視線の角度 θ_1 は法線とのなす角度 65.4°で水に入射する。この時、水中における視線の入射角 θ_2 は、すでに

示した式 (1) に示したスネルの法則によれば次の通りとなる。 $\theta_2 = \sin^{-1}(n_1/n_2\sin\theta_1)$,

 $= \sin^{-1}(1.000/1.333 \sin 65.4)$

 $= 43.0^{\circ}$

法線となす角度 43.0°で水底から得られる光は、位置記号 イの深さである水底 1.33 m から得られる光に一致する。でも人はそれを黒点線の方向から得られる光と勘違いしてしまうため、水底が浮き上がっているように見えるのである。その位置は、位置記号 イの水底の真上になるので、黒点線との交点の位置に浮き上がっているように見える。まさにそこは計算上水面から0.53 m下がった点に一致するので、人の見た目の深さは 0.53 mと感じることになる。

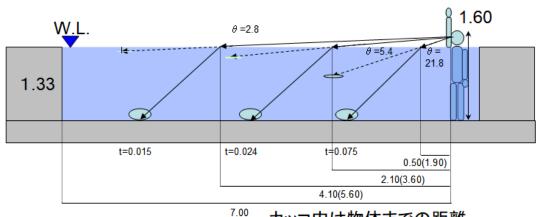
同様のシミュレーションを繰り返すと、位置記号 ウでは 1.33 m の水底が 0.35 m まで浮き上がっているように見えるし、位置記号 エでは 1.33 m の水底が水面から 0.25 m まで浮き上がっているように見える。 さらに位置記号 オでは 1.33 m の水底が水面から 0.23 m まで浮き上がっているように見えることから、相対的に北側プール壁面がおよそ 1/10 程度につぶれて見えることになる。

屈折に伴い、水底に沈んだ物体の厚さも見た目が変わってくる。位置記号 イでは厚さ 0.2 m が計算上は 0.096 m となって、水面で 3.5 m 先、実物までの距離で 4.8 m 先に沈む物体で、人の見た目の厚さは実物の約半分に感じることになる。同様のシミュレーションを繰り返すと、位置記号 ウでは 0.06 m までつぶれて見えるし、位置記号 エでは 0.038 m、位置記号 オでは 0.034 m となり、実物の 1/6 程度の厚さに感じることになる。

実際には厚さがある物体と認識できるとすればせいぜい 0.05 m なので、図 1 4 によれば、位置記号 ウよりも遠くにあれば、すなわち水面での距離 6.5 m、水底の物体までの距離 7.8 m よりも遠くにある物体は物体として認識するのが難しくなると言え

る。

次に身長 1.60 m の人が深さ 1.33 m のプールの中から 7.00 m の範囲を見渡して厚さ t=0.2 m の物体が沈んでいる様子を見た時の物体の見かけの厚さ t を図 1.5 o ように示す。



^{/.00} カッコ内は物体までの距離

図15 南海中学校プールに水を張った状態(長さの単位は m)

このモデルでは、水面ギリギリに目線があるため、水底の物体をしっかり見ることはほぼ不可能である。例えば水面の距離 0.5 m (角度は 21.8°) では物体までの距離が 1.90 m しか離れていないにもかかわらず、物体の厚さは 0.075 m となる。水面の距離 2.1 m (角度は 5.4°) では物体までの距離が 3.60 m で、厚さは 0.024 m とほぼ 1/10 近づく。これでは物体として認識するのは厳しい。

(4) 南海中学校プールにおける理論反射

次に、反射について説明する。図12の水面における反射率の入射角依存性によれば、法線に対する入射角45°以上、すなわち視点と水面とのなす角が角度45°以下になると急激に光の反射率があがる。それを元に、図16では記号イから記号オに至るまでの沈んだ物体を見た時の水面の反射率をそれぞれ示す。

例えば位置記号 イに沈んでいる物体を見た時の水面におけ

る光の反射率は 0.09 であり、入射してきた光のうち 9%が反射し、残り 91%が水中に透過することになる。位置記号 オに沈んでいる物体を見た時の水面における光の反射率は 0.49 であり、入射してきた光のうち 49%が反射し、残り 51%が水中に透過することになる。通常は r>0.2 で水面反射が目立つようになる。

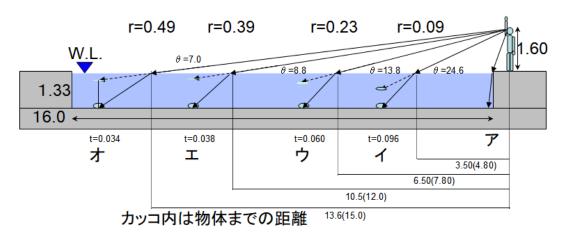


図16 南海中学校プールに水を張った状態での水面反射率 r

以降は、天候や周囲の状況により水面からの反射とプール底からの反射の光の強度がどのように影響を受けるか考察する。 この場合、プール底からの光の反射強度が水面からのそれを上回ればプールの底の視認性がよいことになる。

身長 1.60 m の人が横幅 16.0 m のプールを見ている時の光の反射で、天候は快晴で光の入射光強度が 10,000 1x、プール底反射率を 0.5 とする。その様子を図 1 7 に示す。例えば位置記号 イに沈んでいる物体を見る時には水面反射は 10,000 1x \times 0.09 = 900 1x となる。一方プール底からの反射は水中入射光強度が 10,000 - 900 = 9,100 1x。プール底での反射率を 0.5 とするのだから、 4,550 1x、水から空気への界面で同様に r = 0.09 で反射するので、透過率は 0.91。 そのため、 4,550 \times 0.91 = 4,140

1x が反射の結果として目で見える強度となる。

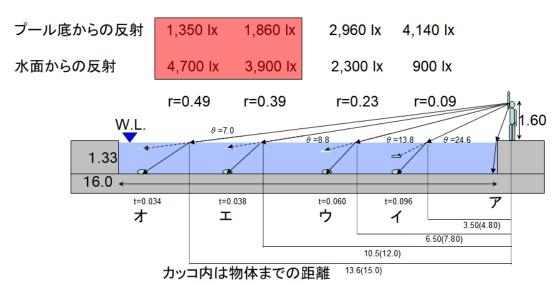


図17 南海中学校プールに水を張った状態での光の反射強度。 赤色の反映部分は水面からの反射が優位になる条件

同様にして、位置記号 ウからオまでについて計算を行うと、 それぞれ図17の中に示した通りの数値となる。ここで、赤色 で反映させたデータすなわち位置記号 エと記号オで示した2点 については、水面からの反射強度がプール底からの反射強度を 上回って人の目に入ることになり、「水面からの光反射が邪魔を して水底がよく見えない」状況に陥ることを示している。

次にさらに南海中学校の状況に合わせるために、白壁を配置して計算を行った。身長 1.60 m の人が横幅 15.0 m のプールを見ている時の水面の反射 天候 快晴 10,000 lx で直射日光 100,000 lx が白壁から反射して、その反射率 r=0.91 さらにプール底反射率を r=0.5 とした。その結果を図 1.8 に示す。

このモデルでは、直射日光が白壁で反射し、その強力な光が プールに直接反射している。入射光強度は、快晴による光強度 10,000 1x で、そこに直射日光 100,000 1x が白壁に反射率 0.91 で反射し、91,000 1x で加わり、総じて 101,000 1x がプール水 に入射することになる。例えば位置記号 イに沈んでいる物体を 見る時には水面反射は $101,000~1x \times 0.09 = 9,090~1x~2$ となる。 一方プール底からの反射は水中入射光強度が 101,000~9,090 = 91,910~1x。プール底での反射率を 0.5~2 とするのだから、 45,955~1x、水から空気への界面で同様に r=0.09 で反射するので、透過率は 0.91。 そのため、 $45,955~\times~0.91 = 41,820~1x$ がプール底からの反射の結果として目で見える強度となる。

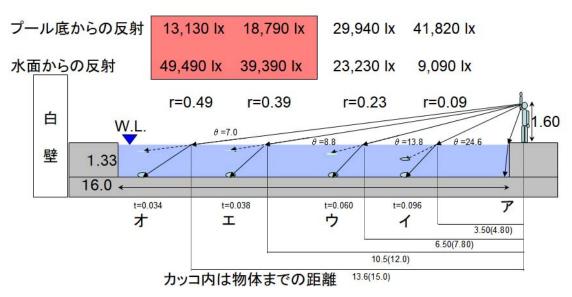


図18 南海中学校プールに水を張った状態での光の反射強度。 赤色の反映部分は水面からの反射が優位になる条件

同様にして、位置記号 ウからオまでについて計算を行うと、 それぞれ図18の中に示した通りの数値となる。ここで、赤色 で反映させたデータすなわち位置記号 エと記号オで示した2点 については、水面からの反射強度がプール底からの反射強度を 上回って人の目に入ることになり、「水面からの光反射が邪魔を して水底がよく見えない」状況に陥ることを示している。

実際に図7の下図を見てみると、北側の2コース分の水底の ラインが所々見えづらくなっていることがわかる。これは手前 から12mの距離より向こうではラインすら見えづらくなってい ることを示すものであり、図18では位置記号 エとオに該当す る。まさにここでは理論上水面反射強度がプール底反射強度を 上回っており、理論と実際が比較的良い一致を示していると考 えられる。

それでは、身長 1.60 m の人が深さ 1.33 m のプールの中から 7.00 m の範囲を見渡して厚さ t=0.2 m の物体が沈んでいる様子を見た時の光の反射率と光強度を図 1.9 に示す。天候 快晴 10,000 lx で直射日光 100,000 lx が白壁から反射して、その反射率 r=0.91 さらにプール底反射率を r=0.5 とした。

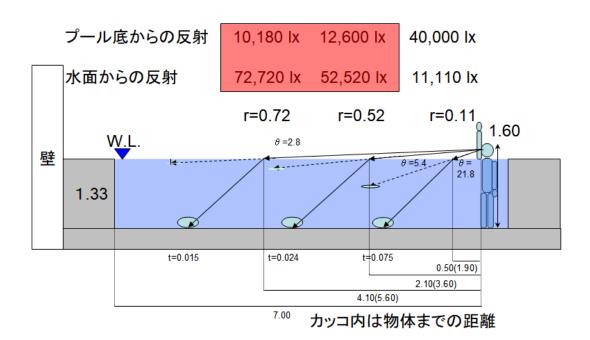


図19 南海中学校プールに水を張った状態での光の反射強度。赤色の反映部分は水面からの反射が優位になる条件

このモデルでは、直射日光が白壁で反射し、その強力な光がプールに直接反射している。入射光強度は、快晴による光強度 10,000~1x で、そこに直射日光 100,000~1x が白壁に反射率 0.91 で反射し、91,000~1x で加わり、総じて 101,000~1x がプール水に入射することになる。例えば角度 21.8° で沈んでいる物体を見る時には水面反射は 101,000~1x × 0.11=11,110~1x となる。

一方プール底からの反射は水中入射光強度が 101,000 -11,110 = 89,900 1x。プール底での反射率を 0.5 とするのだから、44,950 1x、水から空気への界面で同様に r=0.11 で反射するので、透過率は 0.89。そのため、44,950 × 0.89 = 40,000 1x がプール底からの反射の結果として目で見える強度となる。

同様にして、角度 5.4° と 2.8° について計算を行うと、それぞれ図 1 9 の中に示した通りの数値となる。ここで、赤色で反映させたデータすなわち角度 5.4° と 2.8° で示した 2 点については、水面からの反射強度がプール底からの反射強度を上回って人の目に入ることになり、「水面からの光反射が邪魔をして水底がよく見えない」状況に陥ることを示している。それは物体の沈んでいる箇所まで 3.6 m 離れるだけで陥ることになり、プール内で指導している人から沈んだ人を発見することは、水面上に顔を出している限り、絶望的であると言わざるを得ない。

4 2次元(2D)モデルを使った溺水過程のシミュレーション

凰汰さんの授業中プール事故を解析するために、凰汰さんの体形を模した 2 次元 (2D) モデルと事故現場となった南海中学校プールの見取り図を組み合わせて、凰汰さんの溺水過程をシミュレートした。

(1) 2D モデルの作成

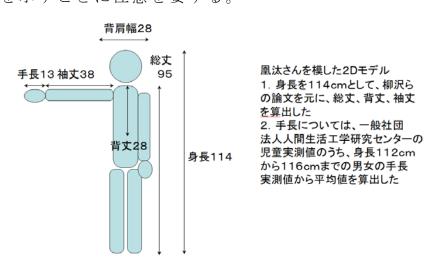
風汰さんを模した 2D モデルを構築するために、風汰さんの令和 6年 4月 10 日に行われた身体測定の結果、すなわち身長 113.8 cm、体重 15.6 kg を利用して、次の手順に従い、風汰さんを模した 2D モデルを構築した。

- ア 身長を 114 cm として、柳沢らの論文を元に、凰汰さんの総 丈、背丈、袖丈を算出した
- イ 手長については、一般社団法人人間生活工学研究センター の児童実測値のうち、身長 112 cm から 116 cm までの男女の 手長実測値から平均値を算出した
- ウ 以上のデータを 2D モデルに落とし込んだ。部位は、頭、胸・

腹、上腕・前腕、手、大腿・下腿にわけた。かさ比重は、頭 1.03、胸 0.50、腹 1.00、上腕・前腕 0.99、大腿・下腿 1.02 として水中バランスの計算モデルを構築した。

その結果、図20に示すように主要部位の長さを求めることができた。それを元に長さ比率を守った2Dモデルを得た。具体には、身長114 cm、総丈95 cm、背丈28 cm、背肩幅28 cm、袖丈38 cm、手長13 cmとした。

ここで総丈は裾から後ろ襟の一番の高さまでとし、ただし本モデルは裸体を仮定しているので、裾は地面に接するとする。また後ろ襟の一番の高さは首の変曲点として、腰の変曲点として、腰の変曲点としている。背肩幅は肩峰~首のおよそ中央部(第七頸椎棘突起)~もう片方の肩峰までの長さ。本来は直線ではなく斜めに長さをとるが、ここでは簡易的に直線距離とした。袖丈とは肩の付け根にある袖の一番上の部分「袖山(そでやま)」から、手首が出る「袖口」までの長さを示す。肩の可動部から袖口の長さとした。以上のことから 2D イメージにおける各部の関節位置は、実際の人体の関節部位をしめすのではなくて、物理的な変曲点を示すことに注意を要する。



柳沢澄子ら、「学童の体型に適する衣服寸法の基準設定」 人間工学第1巻3号 pp.49-55

図20 凰汰さんを模した2Dモデル

(2) 溺水の静力学 (スタティクス) 解析

児童がプール底にて沈んだ状態で発見された箇所直近の南海中学校プールの断面図の一部を切り取って、それを図21に示す。プールサイド水底からの高さ140 cm に被害児童を模した座った状態にある2Dモデルを設置した。胸部位から上にかけては切り取られている。また、足については水に浸けていない。腰から水平にプール水面上に突き出した状態にある。

ここでのプールの設計深さは 140 cm で、水を張った状態での実際の水深は 133 cm である。薄青で表現された部位が水没している箇所であることを示している。プールサイドの直下には幅 25 cm、水底から 80 cm の高さの側段が設置されている。これは側段の天端の高さがプールの深さから常に 60 cm の深さ、すなわち水深では 53 cm にあることを示している。

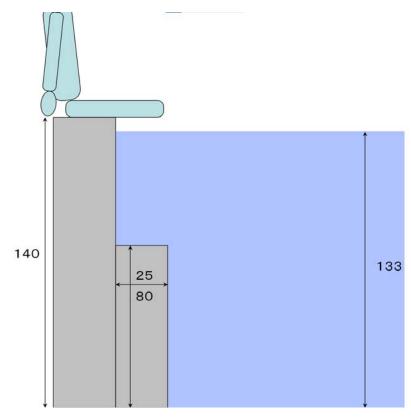


図 2 1 風汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2D モデルがプールサイドに座っている様子

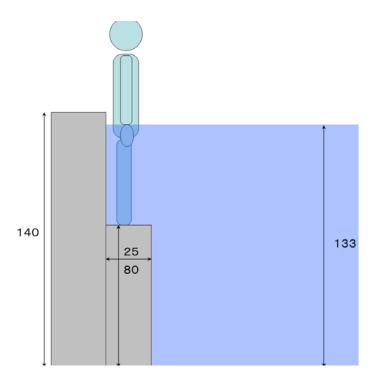


図 2 2 凰汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2D モデルが側段に立っている様子

図22は凰汰さんを模した2Dモデルがプールの側段天端上に立った状態を示している。水深133cmでは、側段面の水深が53cmとなるので、水中を示す薄青色と空中を示す白色との境界線上にモデルの臀部が位置するような関係にあることがわかる。また手は水中に没するものの、水面は手首に位置する。この側段高さに位置すれば、児童は手をプールサイド面に置くことによって、自力でプールサイドには上がれると考えられる。

図23では2Dモデルがプールの側段天端上に座った状態を示している。できるだけ自然に近くなるように背中はプールサイドに接することがなく、後頭部がプールサイドの端に接して、この部分で体重を受け止めている状態としている。この時、両腕はかさ比重0.99で計算しているので、比較的軽く水面下ギリギリの位置で浮遊している。そのバランスをとるためにも後頭部で身体を支えるモデルが最も適切となる。両足は水中にて前

方に突き出している。実際の人体では膝から下の足はわずかに 斜め下を向く。この状態では比較的重い頭が水面上にでている ので、側段天端と接する臀部の位置はその重量を支えるために、 比較的安定していて、簡単にずれるものではない。そのため、 顔面の全体が水面上に安定して出ることになり、呼吸はしっか りとできる状況にある。

図24では2Dモデルがプールの中にて両足の足裏をしっかりと水底に着けて立った状態を示している。2Dモデルは右手を直上に挙げている。水深が133cmであるため、頭頂部はそこから身長をひいた19cmだけ水面から下に沈んでいる。右手は袖丈の始点と総丈の終点を一致させているため、総丈95cm+袖丈38cm=133cmとなり、袖口は水面にちょうど接している。そのため、手長分だけ手が水面上にでることになる。従って水底から手先までの長さは146cmとなる。ちなみにこの場所におけるプールの設計深さは140cmとなる。もし側段が存在しないとしたら、手を伸ばすだけでプールサイドの端に手をかけることができる。

このように、「プールサイドに手をかけられるか」が呼気により肺の空気がほぼ残らない状態で、すなわち浮力をほぼ失った状態で生き延びるための最後の手段である。溺水のスタティクスにおいては、「プールサイドに手をかけられるかどうか」という、最後の手段が有効かどうかで溺水の危険性を評価する。

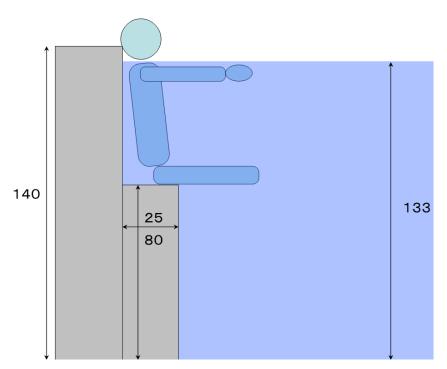


図23 凰汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2Dモデルが側段に座っている様

子

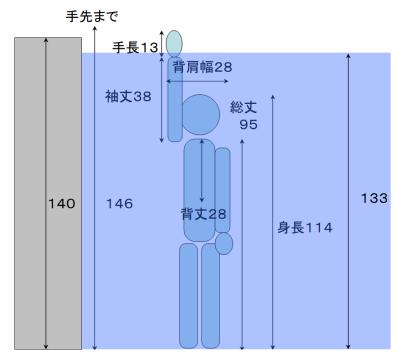


図 2 4 凰汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールから側段を仮に取り除いた断面図。2D モデルが水底に立っている様子

図25では2Dモデルがプールの中にて両足の足裏をしっかりと水底に着けて右手をプールサイドの端につけようとしている状態を示している。顔面は紙面から読者側に向かうように位置している。すなわち、2Dモデルは紙面手前を向いて立っている。このシミュレーション結果によれば、2Dモデルの右手の手先は水底からの高さで135 cmであるから、水深133 cmの水面からは手先が出るものの、水底からの高さ140 cmのプールサイドの端には手先が届かないことを示している。つまり、2Dモデルの右手はプールサイドの端に届かない。

2D モデルに表示されている背丈の範囲を示す両矢印に注目する。この両矢印の下向き矢印の先端は腰の括れを示すのであるから、プールの側段の高さはそれより上方にあり、つまりウエストラインをはるかに上回っていることを示している。どういうことかというと、上半身をうまく右側に曲げることはかなわず、どうやっても右手を伸ばすようにしてプールサイドの端をつかむことができない。これは溺れた時の最終手段である這い上がりが不可能なことを示している。以上のことから溺水のスタティクスを観点にこの箇所における側段の存在そのものが、2Dモデルが生還できない要因となることがわかる。

図26では2Dモデルがプールの中にて両足をしっかりと水底に着けて両手をプールサイドの端につけようとしている状態を示している。2Dモデルはプール壁面方向に向いて立っている。この状態で両手をプールの壁面にタッチするような姿勢になっている。このシミュレーション結果は、2Dモデルの両手先の位置は水底から125cmの位置にとどまり、水面に手を出すことはおろか、プールサイドの端の位置140cmに届かないことを意味している。側段高さは背丈の下矢印位置の上方にあり、胸部が側段の端に接触した状態で、それ以上前方に進むことができていない。上半身を曲げようとすると足の位置はプール壁面より離れることになり、そのため上半身をうまく前側に曲げること

はかなわない。曲げれば曲げるだけ、手の位置はより水深の深い方に移る。そうなると、どうやっても両手はプールサイドの端をつかむことができない。これは溺れた時の最終手段である這い上がりが不可能なことを示している。以上のことから溺水のスタティクスを観点にこの箇所における側段の存在そのものが、2Dモデルが生還できない要因となることがわかる。

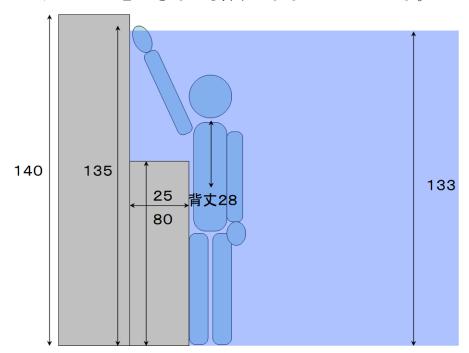


図 2 5 風汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2D モデルがこちらに向かい水底に立っている様子

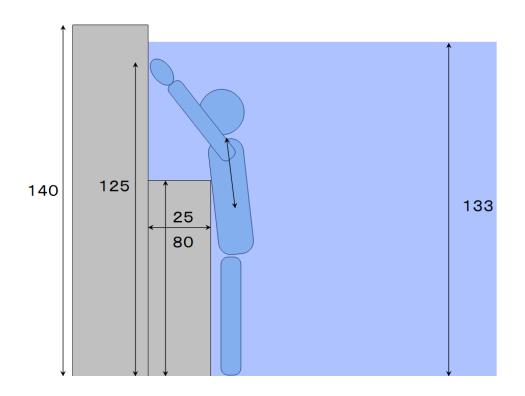


図 2 6 凰汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2D モデルが壁に向かい水底に立っている様子

図27では2Dモデルがプールの中にて、側段面に両手をしっかりとつけて身体全体を浮き上がらせている様子である。顔面はプール壁面を向いている。バランスをとるために、全体的には前傾姿勢になっている。特に、側段面の高さに2Dモデルの腰がくるため、足は少し側段壁面に全体的に接触するような形になる。当然、両手を伸ばすようにしてプールサイドの端をつかむことはできない。顔面は半分以上が浸かることになり、これでは呼吸がままならない。以上のことから溺水のスタティクスを観点に側段に手をかけたとしても、2Dモデルが生還できないことがわかる。

図28では2Dモデルがプールの中にて両足の足裏をしっかり と水底に着けて右手をプールサイドの端につけている状態を示 している。顔面は紙面から読者側に向かうように位置している。 すなわち、2D モデルは紙面手前を向いて立っている。このシミュレーション結果は、2D モデルの右手はプールサイドの端に十分届いていることを意味している。特に手首から上が届いているし、前腕の一部が水面に出ている。頭の先端はわずかに水面にでているが、ということは呼気状態でも吸気状態でも身体を垂直にしている限りは、常にこの状態でプールの中にいることになる。側段高さは腰の少し上方にあり、上半身をうまく右側に曲げることはできないが、それでも右手はプールサイドの端をつかむには問題ない。これは溺れた時の最終手段である這い上がりが可能なことを示している。以上のことから溺水のスタティクスを観点にこの箇所における側段の存在は、2D モデルが生還できない要因とならないことがわかる。

ではもし、南海中学校プールに側段がなかったとしたら、児童がプール底にて沈んだ状態で発見された直近箇所にて 2Dモデルは生還できたか、という解析を行う、図 2 9 に示すように手の先端の高さが 146 cm となるので、プールサイドの端に手をかけることが可能になる。以上のことから溺水のスタティクスを観点に側段がなかったら最終手段として自力で這いあがることも可能で、その点からもこの箇所において側段そのものの存在は、2Dモデルが生還できない要因となりうることがわかる。

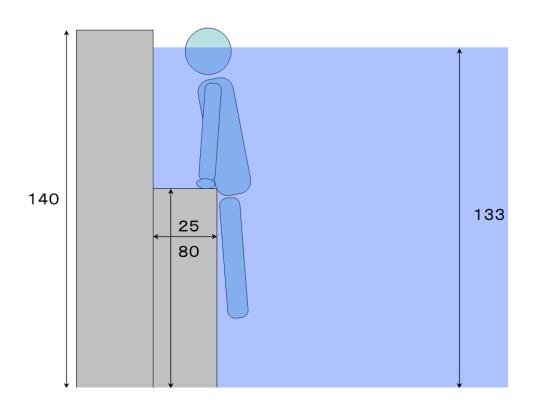


図27 凰汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断面図。2Dモデルが壁に向かい側段面に手をかけている様子

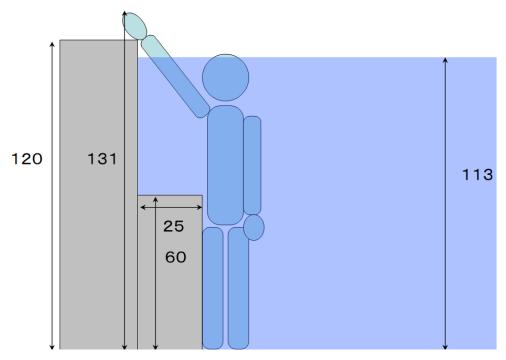


図28 南海中学校プールの最浅部における断面図。2D モデルが右手を挙げて水底に立っている様子

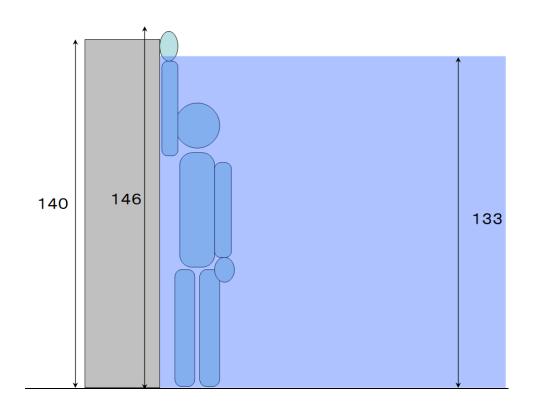


図 2 9 風汰さんがプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールで側段を取り除いた状態で解析した結果の断面図。2D モデルがこちらを向いて側段面に手をかけている様子

(3) 溺水の動力学(ダイナミクス)解析

2D のモデルの胸部浮力を増減させることによる溺水のダイナミクス解析を行った。これは人が水中で吸気したり、呼気したりする際に、その浮力とバランスの変化に注目して水中姿勢を考察することを目的とする解析である。

シミュレーションを実施するにあたって、浮力に伴う各部のかさ密度を次のように定義した。まず身体全体のかさ密度を吸気時 $0.98~{\rm g/cm^3}$ 、呼気時 $1.03~{\rm g/cm^3}$ とし、呼吸に関係なく頭部は $1.03~{\rm g/cm^3}$ 、腕部は $0.99~{\rm g/cm^3}$ 、さらに脚部は $1.03~{\rm g/cm^3}$ とした。胸部は呼気時で $1.01~{\rm g/cm^3}$ とした。

図30は南海中学校プールにて、児童がプール底にて沈んだ状態で発見された箇所の直近の断面図を示している。ここに身

長 114 cm、手先までの長さを 146 cm とした 2D モデルを直立の 状態で配置した。

まず A 状態の 2D モデルは意識をもった、ほぼ気を付けの姿勢で、肺の空気がほとんど残っていない状態を示す。身体全体のかさ密度は 1.03 g/cm³と、真水に沈むことになる。ここから B 状態に示したように意識をもって両手をまっすぐ高く上げると、手首から先が水面に出る。一方、C 状態では肺に十分な空気を溜めている。身体全体のかさ密度は 0.98 g/cm³と、真水に一部浮くことになる。両手先が水面に出ているので、この重力と水中の浮力がちょうどバランスした状態となる。実際にはこの状態で溺れると顔を水面方向に向けようとするので腰のあたりでくの字に曲がる。D 状態は C から肺の空気をほぼ抜いた状態である。そして E 状態では肺に空気を溜めた状態であるが、総手首から先の重力と浮力がバランスするので、直立状態になれば、空気をほとんど残していない B 状態と同じ体勢となる。

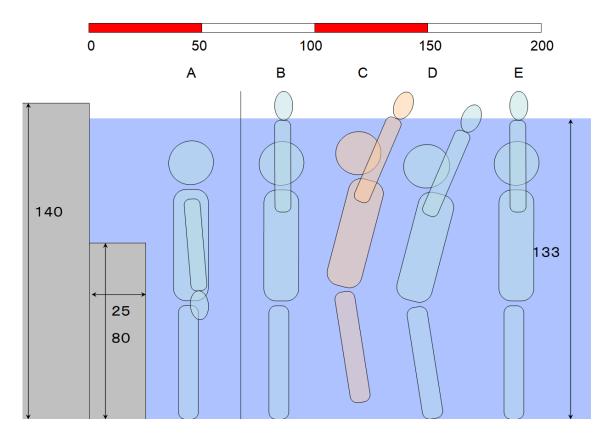


図30 南海中学校プールにて、凰汰さんがプール底にて沈んだ 状態で発見された箇所の直近の断面図。2D モデルの身長は114 cm。図中の数字の単位は cm

図31は南海中学校プールにて最も浅い箇所の断面図を示している。ここに身長 114 cm、手先までの長さを 146 cm とした 2D モデルを直立の状態で配置した。

まず A 状態の 2D モデルは意識をもった、ほぼ気を付けの姿勢で、肺の空気がほとんど残っていない状態を示す。身体全体のかさ密度は 1.03 g/cm³と、真水に沈むことになる。頭頂部の一部が水面に出ることがわかる。ここから B 状態に示したように意識をもって両手をまっすぐ高く上げると、手首が十分水面に出る。一方、C 状態では肺に十分な空気を溜めている。身体全体のかさ密度は 0.98 g/cm³と、真水に一部浮くことになる。両手先が十分水面に出ているので、この重力で足が水底につく状態となる。D 状態は C から肺の空気をほぼ抜いた状態である。手首

から先の重力と浮力がバランスするので、ひざを曲げつつ水中 に没した状態となる。通常は泳ぎの訓練を十分に受けていれば、 この状況から足で水底を蹴って泳ぎだすことになる。

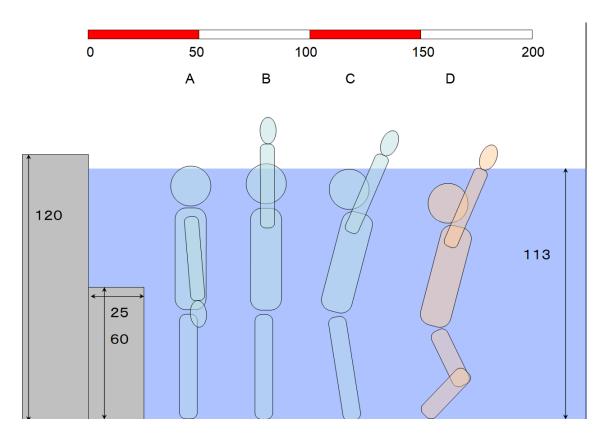


図31 南海中学校プールにて、最も浅い箇所の断面図。2D モデルの身長は114 cm。図中の数字の単位は cm

図32は南海中学校プールにて、児童がプール底にて沈んだ 状態で発見された箇所の直近の断面図を示している。ここに身 長114 cm、手先までの長さを146 cmとした2Dモデルを側段か らけ伸び後沈水する様子を示した。

シミュレーション条件として、Newton 域における終末沈降速度理論に基づき、計算すると足先の理論沈降速度 0.94 m/s、胸の理論沈降速度 0.17 m/s となるが単純化するために、シミュレーション条件として、足先沈降速度 0.9 m/s、胸沈降速度 0.2 m/s、適応長さ 1 m を採用した。また、キック平均速度は 0.7 m/s

経過時間を 0 s から 2 s として、その間の足先沈降平均速度は 0.9 m/s、胸の沈降平均速度は 0.2 m/s がシミュレーション結果 としてそれぞれ得られている。

まず A 状態の 2D モデルは意識をもっていて、け伸びで出発する瞬間の状態を示す。足先は側段に接触している。顔伏せ状態で両腕は水面ギリギリに伸ばされている。この状態を 0 s とした。B 状態はけ伸び出発から 1 s 後の状態である。手先は 220 cm あたりに達している。足先は重力のために少し下向きである。この状態では足が沈んでいく一方なのでそれがブレーキとなり、前進は停止していく。C 状態は出発からわずか 2s 後であるが、足は沈み身体は垂直の状態にほぼなる。いまだ空気を肺にすった状態であるから、手先だけは水面上にでるし、足先は水底に接触していない。

図33は図32の続きとなる。Newton域における終末沈降速度理論に基づき、経過時間1sから5.5sとして、足先の沈降平均速度は0.9m/s、胸の沈降平均速度は0.2m/sがシミュレーション結果としてそれぞれ得られている。

まず B 状態の 2D モデルは意識をもっていて、け伸びしている 状態、C 状態では沈水している状態で、図 3 2 の同記号と同じ状態である。D 状態は出発から 2.5s 後であり、呼気を行った直後 の様子で、足は沈み足先は水底に接触している。出発から 3.5s 後の E 状態では、体中心線から頭の位置が前方にあるために、 前方に向かって上半身が倒れるように沈む様子を示している。 そこから 1 s ごとに F 状態、G 状態のように沈んでいく。計算上では 5.5 s 以降に水底に全身が到達する。

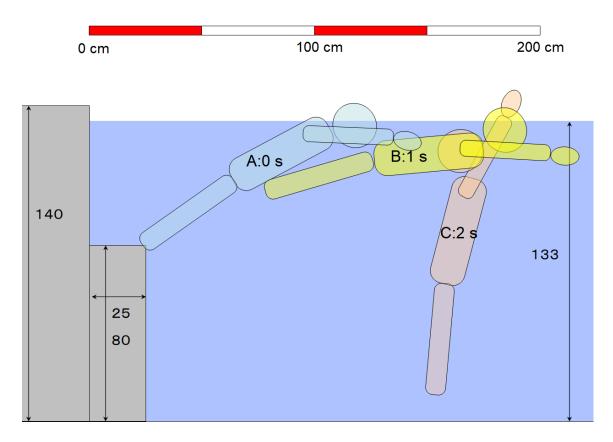


図32 側段からけ伸び後沈水する様子

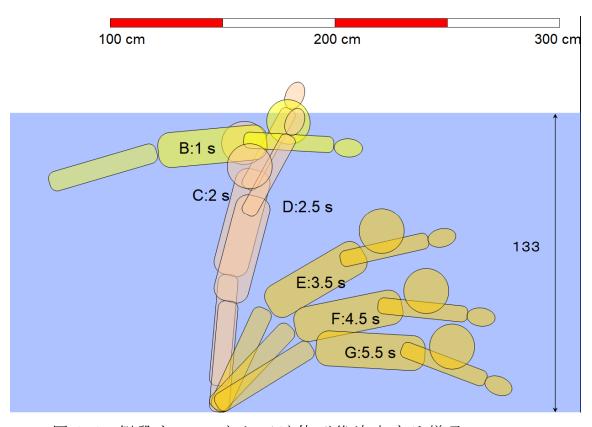


図33 側段を0 cmとしてけ伸び後沈水する様子

図34は南海中学校プールにて、2D人形がけ伸び後回転し沈水する様子を示した。シミュレーション条件は図32から33で行われた計算時のそれと同じである。ただし、回転に要する時間を4sとして、側段出発時刻を0sとして経過時間1sから9.5sとしている。

まず B 状態の 2D モデルは意識をもっていて、け伸びしている 状態で、図 32 の同記号と同じ状態である。 C 状態では 4 s かけ て水平方向にて 180°回転してプールサイド方向に向いた状態 である。D 状態は回転終了からから 1 s 後であり、足が沈んでい る。F は呼気を行った直後の様子で、足は沈み足先は水底に接触 している。出発から 7.5s 後の G 状態では、体中心線から頭の位 置が前方にあるために、前方に向かって上半身が倒れるように 沈む様子を示している。そこから 1 s ごとに H 状態、I 状態のよ うに沈んでいく。計算上では 7.5 s から 8.5 s にて側段に手が 接触する可能性がある。

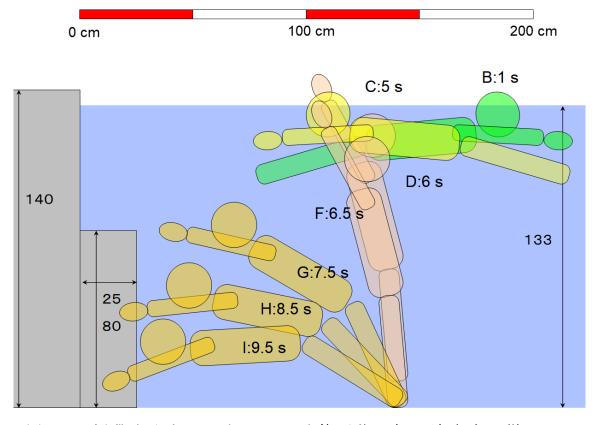


図34 側段出発を0 sとして、け伸び後回転し沈水する様子

- 5 現地検証の結果と溺水過程のシミュレーションから考えられる 事故原因
 - (1) 概要

溺水原因として、凰汰さんの背丈に対してプールの水深が深かったことが挙げられる。それが死亡事故につながった原因として、錯覚によって沈水した児童の発見が遅れたことが挙げられる。それぞれについて詳細に考察する。

(2) 凰汰さんの背丈に対してプールの水深が深かったこと (静力学解析)

図25に示した児童がプール底にて沈んだ状態で発見された 直近の南海中学校プールの断面図と図26に示した児童がプー ル底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールの断 面図によれば、水底に立った状態ではプールサイドの端に手を かけることができず、最終手段である「自力で這い上がる」行 動は不可能であることがわかる。

実は、図29に示すように、児童がプール底にて沈んだ状態で発見された直近の南海中学校プールで側段を取り除いた状態で解析した結果の断面図は、側段が存在しなければ手は届いた可能性を指摘しており、単に水深ばかりでなく、側段の存在という深さだけでは認識しづらい危険が潜んでいたと言える。

また、たとえプールサイドの端につかまることができたとしても、自力で這い上がるにはさらなる困難があったと考えられる。長浜小学校の主プールのプールサイドの端には図1に示したように、明確な突起が設置されていて、ここに指先がかかれば、ここを支点にして身体をプールサイドに向かって引き寄せることが可能になる。ところが南海中学校のプールでは、図4に示すように凹みがプールサイドの端から少しプールサイド側に入り込んでいるだけで、ここは手掛かりとならず、さらに先に指先を進めないと、指先を引っ掛けることができない。

(3) 児童の背丈に対してプールの水深が深かったこと(動力学解

析)

図30に示したように、南海中学校プールにて、児童がプール底にて沈んだ状態で発見された箇所の直近の断面図からは身体が垂直になることによって吸気状態では足が水底に届かない。このことは致命的で、足を使って底を蹴って泳ぎの体勢に戻るためには、吸気状態で足がついていなければ難しく、足をプールにつけるためには、呼気して肺の空気を出し尽くすという、初心者にとっては賭けにも近い行動に移らないとならない。このような行動を求められる事態がプールの水深が深かったと判断せざるを得ない。

(4) 発見が遅れたこと

まず、教員が屈折の錯覚に陥ったことを挙げる。事故の瞬間には教員3名がプールにて児童の水泳指導に当たっていた。図15に示したように、プール内にて指導していて沈んだ児童に気が付くのはぜいぜい1.9mの距離までで、それより遠いと人が沈んでいると判別しづらくなる。逆に1.9mより手前の水底は明確に見えるために、「全部見渡せる」と錯覚するので怖い。ではプールサイドにいる場合はどうか。図14に示したように、7.8m先に沈んでいる人までは認識できるのだが、それより遠いと人が沈んでいると判別しづらくなる。逆に7.8mより手前の水底は明確に見えるために、「全部見渡せる」と錯覚するのでやはり怖い。

次に、教員が水面反射の錯覚に陥ったことを挙げる。図18 に示した南海中学校プールに水を張った状態での光の反射強度 を見れば、白壁からの直射日光の反射が広く強く水面に当たり、 水面反射がたいへん強い状態であることがわかっている。図中 の赤色の反映部分は水面からの反射が優位になる条件で、プー ルサイドに立っている監視者から見て12m先に沈む人は水面反 射が優位なため、発見が困難となる。図19に示したように、 図中の赤色の反映部分は水面からの反射が優位になる条件で、 水中に立っている監視者から見て 3.6 m 先に沈む人は水面反射 が優位なため、発見が困難となる。

以上のことから、水没した児童を発見するためには屈折と反射の影響を極力排除した条件、すなわちプールサイドから見てすぐに足元に水没児童がいることが必須となり、そのことからも直近の児童が沈んだ児童を第一に発見した事実を合理的に説明することができる。

6 水難学の視点から考えられる事故経過

け伸び練習の開始時刻に児童が側段上から出発して、5.5 s 後には水底に沈水した場合と、回転して途上にて 9.5 s 以降で沈水した場合が考えられる。そのため、完全沈水まではけ伸び練習の開始時刻から数えて 6 s から 10 s 後と幅を持たせて考えるべきである。

その後、教員 3 名はプールにて児童の水泳指導に当たっていた ものの、水の屈折と光の水面反射による錯覚によって発見が遅れ た。結果としてプールサイドにいた児童により凰汰さんの姿が発 見された時刻まで、凰汰さんはプールの底に沈んでいたことにな る。

7 水難学の視点から考えられる事故防止策

さまざまな事故防止策が提案できるので、それについては本報告書の事故防止策の提案にて一括にして挙げる。ただし、ここではそのうちの「人間の錯覚を防止して事故者の早期発見につなげる」ための防止策を対策として挙げておく。

(1) 光の屈折対策

陸上からの監視だけでは、水の屈折による「見えているつもり」の錯覚を防ぐことができない。水中においてゴーグル等を 利用した水中監視をバディ点呼とともに導入すべきである。

(2) 光の反射対策

陸上からの監視では、水面にて反射した光によって水中の状況を確認することが不可能な場合がある。水面の光反射を抑え

るためにはs偏光された光をできるだけカットして監視したい。 そのためには、偏光サングラスの着用が効果的である。さらに、 偏光サングラスをかけた場合に監視する位置(高さ)を適切化 することでかなりの反射が抑えられて、水中の異変により早く 気付くことができる。

第3 授業担当者の行動における心理的考察と提言

- 1 焦りが生じた心理的背景から
 - (1) はじめに

第6編で詳述するが、本件事故の主たる原因は、基礎グループの授業を実施していく上で凰汰さんから目を離してしまったこと、事前の役割分担と異なる動きが教員の中で取られた点が考えられる。ここでは、本件事故当日の授業後半で基礎グループに来ている児童が明らかに多かったことで、基礎グループを担当した2組担任の中で何故焦りまで感じることになったのか、その心理的要因について考察するとともに、当日の他授業担当者の行動からも事故原因を考察していくこととする。

(2) プラスワン教員に対する教員間での共通認識の欠如

先述のとおり、南海中学校での水泳授業を実施するにあたって、 各学年2クラスの担任に加えてプラスワン教員を増員していたが、 その役割は水泳指導の補助か、監視かは明示されてはおらず、各 授業担当者の判断に委ねられていた。

2組担任は、このプラスワン教員に対しては基礎グループに入ってもらい、2名体制で行うものという認識を持っていたが、教頭とその認識を共有してはいなかった。

教頭は、プラスワン教員の位置づけとして、あくまで授業の補助という形で道具の出し入れや体調の悪い児童の世話などを通じて、児童が水泳しやすい環境を作るという認識を持っていた。

この時点で2組担任と教頭の間でプラスワン教員の認識に違いがあることが認められるが、教頭は本件事故当日の水泳授業後半のグループ分けの際に1組担任に「私、どっちに行けばいい?」と指示を仰ぎ、その結果、1組担任の依頼によりチャレンジグループのスタートを任されることになった。

この点が、2組担任が、基礎グループに来るだろうと思ってい

た教頭がいつになっても来ないことで教員の数が少ないという、 予定していた状況と異なることに焦りを持ってしまうことにつな がった。

仮に、事前に教頭を交えての授業の打ち合わせや役割分担についての確認が取れていれば、授業後半のグループ分けの際に教頭は1組担任に指示を仰ぐこともなく基礎グループの授業に入ったと考えられる。

また、教頭は、本件事故当日の水泳授業前半、凰汰さんの側で 水泳指導の補助に入っていたことから、凰汰さんに対して注意を もって監視の目を向けることは十分期待できたと考えられる。

以上のことから、焦りという心理的要因は、プラスワン教員の 役割に対しての共通理解が十分に得られていない状況で、2組担 任が教頭に対して事前に意思確認を怠った結果、自身で招いてし まったものとして考えられる。

(3) 基礎グループの児童を認識するまでの1組担任の行動

一方で、1組担任は、基礎グループの児童の人数が多いことから指導が大変なことを予測し、教頭から指示を仰がれた際に2組担任と事前に打ち合わせをしていた内容から急遽変更し、教頭にチャレンジグループの児童のスタートを依頼し、自身が基礎グループの児童を見た方が良いと判断することになった。

しかし、1組担任は教頭にチャレンジグループを任せた後も、 しばらくチャレンジグループの児童の泳ぎを見ていた。その際に、 2組担任が教頭や1組担任に対して「基礎グループの人数が多い のでこっちに来てほしい」といったSOSを出していたことは知 らなかったという1組担任の発言からは、チャレンジグループの 児童に相当な意識が傾いていたことが推察される。

基礎グループ男子の、け伸びばた足1回目が失敗し、やり直し となったことも把握しておらず、け伸びばた足2回目が始まった 頃に基礎グループの児童を認識するようになったというこの1組担任の行動も、2組担任の焦りを助長する1つの要因になったと考えられる。

仮に、教頭にチャレンジグループのスタートを任せた後、すぐに基礎グループの指導に入っていれば2組担任の焦りを少しは回避できた可能性があるかもしれない。また、1組の担任であれば、 凰汰さんが男子児童の隊列において、水深の深いプールサイド中央付近に並んでいたことに気づくことも期待できたかもしれない。

しかし、前回(6月28日の4年生2回目)の授業でチャレンジグループの指導を担当した1組担任としては、同グループの児童の泳力を確認することにも意識が向いた点が考えられ、これが結果として基礎グループの児童を認識するまでの遅延につながった要因の1つとして考えられる。

この点においては、本件事故当日のもう1人の授業者であった 教頭の取った行動にも指摘すべき点があると考えられる。この日 の授業で教頭は、授業後半のグループ分け及び、チャレンジグル ープが10分間泳ぎ終えた後と、自身の取るべき行動に対してい ずれも1組担任に指示を仰いでいる。

もちろん、授業の主体は1組担任が担い、教頭はプラスワンとして授業のサポートを担うという立ち位置から、この行動は自然なものとして受け取れるが、2組担任からの基礎グループの児童の人数が多いことからサポートに来てもらいたいという要請に対しても、1組担任からチャレンジグループを任されているという理由で断った際に、1組担任に「どうするの?」と判断を求めている。そして、それに対する1組担任からの返答は明確に得られていなかった。これは、男子のけ伸びばた足1回目が行われる前、女子のけ伸びばた足を始める時点での出来事である。

このように、2組担任がサポートを求めていることを知りなが

らも、学校の管理職としての立場から1組担任に指導上の確認を あいまいにしたまま授業を進めてしまった点は、今年度長浜小学 校に赴任し、校内の運営に関わる事務的な役割を把握していくこ とから取り組んできた初任の教頭という背景があったにせよ、教 頭としての指導力が十分に持てていなかったことが推察される。

その結果、1組担任がチャレンジと基礎、どちらのグループの 児童も指導することが可能となる状況を生み出すことになったと も考えられる。

2 基礎グループの授業を1人で進めてしまった点

(1) はじめに

2組担任の中で焦りが生じた結果、本件事故の主たる原因となる行動へとつながっていくわけではあるが、ここでは2組担任が他の教員の到着を待たず1人でやるしかないと、授業を強行してしまった要因について考察していくこととする。

(2) 授業時間の確保にしばられ過ぎた点

今年度初めて体育主任になった2組担任は、長年体育科目を専門にしてきた1組担任に体育の授業で大事にしていることを聞いた際、「活動時間の確保」という助言を受けており、2組担任は活動時間を確保することを何となくではあるが大事なこととして意識をしていた。そのため、教頭や1組担任など他の教員がヘルプに来るのを待つ、即ち授業を中断することは、今年度2組担任が体育授業の中で大事にしてきたことと相反することにもなった。

また令和6年6月28日の4年生2回目の授業終了後、1組担任から「子どもの着替えが遅い、4時間目の授業に支障を来すので11時には上がらないといけない」という話を聞いていたことから、明確な証言はないものの、2組担任は早く授業を進めなければならないと感じていたことが推察される。

それに加えて、4回目の水泳授業最終日はテストを行うことが

予定されており、2組担任の中では本件事故当日である3回目の授業が実質的に最後の練習になるというふうに捉えていた。「泳ぎが苦手な児童もできるだけたくさん泳がせてあげるには時間の確保が必要」との供述からも、2組担任は授業を早く進める必要性を感じていたことが考えられる。

その他、後半のグループ分けの際に基礎グループの男子児童が プールの南西に集まるなどのタイムラグが生じた点、授業時間が 従来の10時間から8時間に減った点も含め、イレギュラーな事 態が生じたことにより、2組担任は時間の面でも切迫感を感じて いた可能性があり、取りあえず1人で授業を進めていかなければ ならないと、余裕のない状況下に陥ったことが推察される。

3 凰汰さんの発見が遅れた点

(1) はじめに

最後に、凰汰さんから目を離してしまい、2組担任1人での授業がそのまま進んでいってしまう中で、何故凰汰さんが溺水していることに気づけないまま発見が遅れてしまったのか。2組担任の中で凰汰さんを認識させづらくなった要因について考察していくこととする。

(2) け伸びばた足という内容を急遽導入した背景から

2組担任は、「基礎グループにいる児童の中で泳げる児童を1人でも多くチャレンジグループの方に早く移動させたい」という思いを強く持ったことから、先述のとおり授業の内容を急遽変更することとなった。その結果、これまでの授業とは異なり、泳ぎが苦手な児童に注意を向けることより泳ぎが得意な児童(本件事故の場合、プール北側から南側まで泳ぎきる児童)を見ることに意識が向いてしまった。この時点で難泳者である凰汰さんを2組担任の中で意識させることが難しくなったと考えられ、「児童⑫の泳ぎを目で追っていた」という2組担任の供述からも明らかとされ

る。

他に考えられる要因として、関係者のこれまでの供述から風汰さんは、男子のけ伸びばた足1回目を実施した際に溺水に至ったと考えられるが、上述したように2組担任は1人でも多くチャレンジグループに児童を移動させたい、言い換えれば基礎グループの児童を少しでも減らしたいと感じていたことから、児童の人数が減るという現象に違和感を持ちにくい心理状態となったことで、風汰さんが溺水しているという異変に気づきにくくさせる状況に陥った可能性があることも、発見が遅れてしまった要因の1つとして考えられる。

4 再発防止策に向けて

(1) はじめに

先述した3人の教員の取った行動は、意思疎通の面において深刻なヒューマンエラーを起こしてしまうこととなり、結果的に凰汰さんの死亡という最も重大かつ取り返しのつかない事故へとつながった。

このような事故を二度と起こさないために、第7編で水泳指導の観点から再発防止策について詳述するが、ここでは安心・安全な水泳授業を実施していく前段として、心理の立場から以下、いくつかの提言をする。

(2) 長浜小学校の教育目標から

令和6年度における長浜小学校の教育目標は、『人間形成をめざす人権教育の推進』~ふるさと「長浜」に誇りがもてる子どもの育成~、とされている。そして、校務分掌の1つである人権教育部には、

- ○人権を大切にする授業づくりを進める
- ○なかまを大切にする集団を育てる
- ○組織的な連携を図り、子どもへの支援方法を考える

といった教育計画が立てられている。

では、人権を大切にするとはどういうことか。突き詰めると、 人を大切にすることや命を大切にすることと考えられる。そういった意味では、学校の教育活動が生命の尊重など、人権の視点に 確固として裏打ちされた取り組みとなっているかを、常に点検し ていく必要があった。

しかし、「子どもたちに少しでも泳力をつけさせてあげたい」という、本校の水泳教育に対する特別な想いや地域性が背景にあったにせよ、当委員会における検証結果からは、水泳授業を安全に行うことより、泳げるようになることを優先したと言わざるを得ず、本校が掲げる教育目標はスローガンだけが独り歩きし、形骸化していたことは否めない。

(3) 学校に対する提言

組織的な連携という点で考えた際に、本調査で行ってきた長浜小学校教員への聴き取りで特徴として挙げられることの1つに、南海中学校のプールを使用しての水泳授業が始まってから職員室等で他学年の様子を確認し合うことがなかったことである。6月21日の4年生1回目の授業で3人の児童が溺れかけたことで、水泳授業の継続を不安視する4年担任団からの声は中村校長に届きはしたが、響くまでには至らなかった。このヒヤリハットを仮に多数の教員で情報共有ができていればどうだっただろうか。異なる教員からも中村校長への進言ができたかもしれない。

これと並行して、浦戸小学校プールの現地確認実施において、 2組担任の「自分たちの学年以外のことは知らない」といった供述からも、教員の間で学校は1つの組織体であるという認識が薄れ、個業化の側面を帯びていたことがうかがえる。

もちろん、昨今言われている教員の多忙な勤務実態とそれに伴 う教員のなり手不足は深刻化しつつあり、教育現場は人材の確保 が喫緊の課題となっている。長浜小学校も例外ではなく、中村校 長は現場の人手不足に常日頃から苦慮し、働き方改革の側面から 1学期中での水泳授業を強行した背景からも、日常的に教員が情 報の共有や意見交換が行えるための時間を設定することは必ずし も容易なことではないだろう。業務量の多さから自分の組や学年 で精一杯といった学校現場の実情も推察される。

しかし、本校区は教科書無償運動発祥の地でもある。人権意識の高い地域性だからこそ原点に返り、命を大切にするという本当に大事なことに向き合ってもらいたい。学校現場で起きている全てのことを教員間で共有することは難しいと考えられるが、ヒヤリハットといった児童生徒の生命に関わる事案や、水泳を含め、危険を伴う授業は、当該学年だけの問題にするのではなく、学年の垣根を越えて教員みんなで考え、みんなで解決する、いわゆる「同僚性のある職場」づくりを目指してもらいたい。

そして、組織的に子どもへの支援方法を考えるという点では、情報共有が担うもう1つの側面にも触れておきたい。即ち、ポジティブな情報こそ積極的に共有していくという点である。本件においては、6月28日の4年生2回目の授業がまさに該当するだろう。上手くできた(できている)方法を教員間でシェアして、それをより強化なものにしていくという視点は、子どもへの支援を考える上で大事な視点といえる。

組織の中、特に学校現場で情報共有が行われる際には、「~できない」「~がない」などといった、どちらかといえばネガティブな要因(課題面など)に視点が向きがちであるが、これは、「できたこと」や「できていること」に対して当たり前という認識を持ってしまうことで、そこに意識を向けることが難しくなるためだからと考えられる。子どもへの支援を考えていく上では、成功事例も含め、様々な視点から考えていく姿勢が大事である。

以上のような情報共有の在り方が、結果的に子どもたちの安全が保障されている教育環境、安心できる雰囲気づくりといった人権の視点に配慮した学習環境へとつながっていくものと考えられる。

(4) 教員に対する提言

そして、学校現場で命の大切さを考えることは、教員だけが取り組むべきものでもないと考えられる。大人、子どもと切り分けず、児童生徒も含めて学校全体で考えるという点では、先述した水泳授業におけるバディシステムの構築に加え、生命ある全てのものを大切にするといった「いのちの教育」を核とした道徳教育が充実されていくことが大事である。

また、日頃から子どもたちがお互いのよさを認め合い、ともに支え合うといった人間関係の土俵を作っていくことを目的とするピア・サポートの視点は、安全な水泳教育の在り方を検討する上で有意義な観点と言える。以下、ピア・サポートの概要と、ピア・サポートの視点から安全な水泳学習について考察したものを述べる。

日本ピア・サポート学会によると、「ピア」とは仲間・同僚を意味する。これは、同年代の友だちに限らず、同じ大学に所属する 学生といった同じコミュニティで共存する仲間も意味する。

そして、「サポート」とは支援を意味し、つまりピア・サポートとは専門家によるサポートとは違い、「仲間による支援」を意味する言葉である。また、日本ピア・サポート学会では、ピア・サポートを次のように定義している。

日本ピア・サポート学会「ピア・サポートの定義」

【定義】

- 学生たちの対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力がきわめて不足している 現状を改善するための学校教育活動の一環として、
- 教職員の指導・援助のもとに、
- 学生たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を各学校の実態に応じて設定し、
- そこで得た知識やスキル(技術)をもとに、仲間を思いやり、支える実践活動を、ピア・サポートと呼ぶ。

(日本ピア・サポート学会 HP より引用)

定義にあるように、教員の指導・援助のもとに、児童生徒の人間関係を豊かにするための場を学校の実態に応じて設定し、そこで得た知識やスキルをもとに、仲間を思いやり支える実践活動がピア・サポートである。より良い学級・学校づくりを目指した活動としてピア・サポート活動を計画することもあれば、既存の学校行事や日常の学習場面を活用し、その中で何ができるのかを考えることも大事である。

具体的な内容としては、体験的要素を取り入れた活動が重要であり、子どもの発達段階によって活動場面に違いはあるが、学校現場でピア・サポートを導入する場合、「傾聴」「アサーション」といったコミュニケーションスキルを学ぶトレーニングと、「課題解決」「対立解消」など、コミュニケーションスキルを活用して他者支援を行うサポート活動が実施内容として挙げられる。

上記のように、児童生徒がトレーニングを行い、スキルを身につけていくこと、また、「誰もが、自分で解決していく力を持っている」(日本ピア・サポート学会)という考え方を前提にしていることから、

↓ 「活動」 ↓

「振り返り」

といったプログラム構造を継続していくことが何よりも重要とされる。そのため、多忙な教員においては負担になることも学校現場の実情として考えられる。

したがって、まずは、どの学校でも日頃から取り組まれているであろう、授業の中でのペア学習や4人1グループなどの協同学習に加え、朝と帰りの学級活動等を活用してペアでのコミュニケーションやストレッチを取り入れていくなど、子ども同士の会話を意図的に増やすことから始めてみるのも良いだろう。子どもたちが積極的に思いを表現し、行動できる仕掛けづくりを行う中で、聞き上手になるソーシャルスキルや「アイメッセージ(「私」を主語にした伝え方)」といった要素を入れていくことで、自己理解や他者理解、相互理解が深まり、良好な人間関係の構築といったピア・サポートの考えがじわじわと浸透していくことも考えられるからである。

以上がピア・サポートの概要であるが、これを本件事故の再発防 止策という観点から捉えると、まず、集団指導を前提とする水泳授 業には、バディシステムと呼ばれる指導方法が推奨されている。子 どもたちが相互に監視し合うことは、教員だけでは全ての子ども に目が行き届かない可能性があることへの安全確保を補う側面も 担っていると考えられるが、これは同じく、教員には全ての子ども の声が届いていない可能性があることも意味するだろう。

仮に、水泳授業を実施していく中で、子どもが何らかの不安や困り感など問題を抱えた際、「ちゃんと言うように」と指導するだけではどのような事が想定されるだろうか。子ども自身が自分のこ

とを身近な人に伝える際、どのような伝え方をすれば適切に色んな人に伝わるか。そのようなことを考えていくことも大事ではないだろうか。

それをスキルとして活用したものがピア・サポートであり、周囲の子どもが仲間の訴えを共感的にキャッチして、子ども同士でサポートをし合う。水泳授業をこのような視点で想定しながら事故防止について考えていくことも大事であり、これは、第5編第1でも述べた鳴門教育大学が記すバディシステムの4つの効果の1つに当たる「助け合ったり励ましあったりして人間関係を深める」に通じることでもある。

第4 医学的視点からの考察

1 心肺蘇生のガイドライン

1974年以来、アメリカ心臓協会(AHA)とアメリカ医師会が6年毎に救急蘇生法のスタンダードとガイドラインを発表し、世界から高い評価を受けてきた。2000年8月にAHAは国際蘇生連絡委員会(ILCOR)と共同でいわゆる「ガイドライン2000」を作成し、AHAの機関誌とヨーロッパ蘇生協議会の機関誌に同時掲載した。

その後5年毎に ILCOR により "心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス(Consensus on Resuscitation Science and Treatment Recommendations: CoSTR) "が作成・改定してきた。そして、それに基づいて各国が自国用のガイドラインを作成。日本では日本蘇生協議会(Japan Resuscitation Council: JRC) ガイドラインが5年毎に作成されている。

我が国では AHA ガイドラインと、JRC ガイドラインが併存しているが、エビデンスが強い部分は差異ないので、CoSTR が適宜更新されている AHA ガイドラインを参考として取り上げる。

2 医学的用語の整理

- (1) AED 自動体外式除細動器(AED: Automated External Defibrillator)
- (2) BLS 一次救急処置(BLS: Basic Life Support)
- (3) CPR 心肺蘇生方法 (CPR: Cardio Pulmonary Resuscitation)
- (4) 心停止 心臓の機能が停止してしまった状態のこと。心停止になった人は数秒で意識を失って倒れてしまい、呼吸も止まり心肺停止になる。心肺停止の診断は、①深昏睡、②自発呼吸消失、③頸動脈(乳児は上腕動脈)拍動消失、④心電図モニター上は心静止(asystole)、心室細動 (VF: ventricular fibrillation)、無脈性心室頻拍 (pulseless VT: ventricular tachycardia) または

無脈性電気活動 (PEA: pulseless electrical activity) の4種ある。

- (5) VF(心室細動) 心臓が小刻みに震えるだけで、全身に血液を流せなくなる状態の不整脈が極めて重篤な状態。AED の適応となる。
- (6) VT (無脈性心室頻拍) 心拍が速過ぎることにより、全身に血液を正しく流せない状態。心拍はあるにも関わらず、脈拍がみられないところが特徴。心臓は動いているが血液は流れてなく、AED の適応となる。
- (7) PEA (無脈性電気活動) 心電図には波形があるにも関わらず心 拍も脈拍も確認できない状態。無脈性心室頻拍と似ているが、心 電図の波形に違いが見られる。原因として考えられるのが、循環 血液量の減少、血液に酸素を取り込めない低酸素血症、心臓の外側の層に水がたまる心タンポナーデなど。無脈性電気活動の原因 は電気信号ではないため、AED などの除細動による治療は有効ではない。
- (8) 心静止 心停止のなかでも最も重篤で心室がまったく動かない 状態。心臓が電気刺激に対して反応していないため、電気刺激を 与えても効果がみられない。心静止には AED の電気ショックが適 応しないため、心臓マッサージなどの心肺蘇生法や薬による治療 が必要。

3 はじめに

事故発生時、心肺停止から蘇生開始までの時間が短ければ短いほど救命率が上昇する。逆に除細動が1分遅れるごとに救命率は7~10%減少する(AHAガイドライン2005)。そのため、事故発生時刻と蘇生開始時刻の特定が非常に重要である。しかし、今回、事故発生時刻は推定であり、凰汰さんを水中で確認、引き上げた正確

な時刻も 10 時 55 分以前の非常に近い時間であると推定されるが確定は難しい。確かな時刻は凰汰さんを最終確認した 10 時 40 分から水中に沈んでいるのを発見するまでの時間であり 1 0 分以上である。また、緊急時のために証言者の内容には若干の食い違いが残る。

その為、時刻の確定されている AED の情報と、消防の通話記録、 救急隊記録、高知医療センターのカルテなどから主に事故発生後の 対応に対して医学的視点から考察を行う。

4 事故発生確認から AED 装着まで

教員は教頭、1組担任、2組担任の3人がいた。

風汰さんが他の児童らによりプールから引き上げられた。すぐそばにいた1人(1組担任)は風汰さんが呼びかけに応じず、呼吸をしていないことを確認後、胸骨圧迫を行っていた。それを見たもう1人(2組担任)は校舎までAEDを取りに行っている。最後の1人(教頭)は状況を確認後、女子更衣室に置いた携帯電話で119番連絡を行っている。結果的にはそれぞれがBLSの役割を果たしたといえる。

- 10時55分38秒 119番消防への連絡(教頭の携帯電話)以後消防の通話記録。
- 10 時 56 分 28 秒 AED 電源 ON 以後 11 時 04 分除細動 4 回目施行 後、消防の AED に変更。

5 AED 装着から救急隊到着まで

10 時 56 分 28 秒 AED 電源 ON (装置を開けると自動で ON)

10 時 57 分 34 秒 AED パッド装着 波形記録開始

10 時 57 分 41 秒~57 分 50 秒 (第1回)解析開始

除細動適応外 心静止の状態

平坦(心静止)ではあるが記録されている。

- 10 時 57 分 52 秒~59 分 23 秒
 - 一定リズム (3~4回/秒) 胸骨圧迫時のノイズ波形
- 10 時 59 分 23 秒~59 分 44 秒

フラット人工呼吸、別の資料からも人工呼吸の言葉あり。

- 10 時 59 分 50 秒~59 分 57 秒 (第 2 回)解析開始 除細動適応外 心静止
- 11 時 00 分 14 秒 ~ 02 分 05 秒 前回よりリズムの乱れあり。 胸骨圧迫による波形 (2 ~ 3 回/秒)
- 11 時 02 分 07 秒 ~ 02 分 14 秒 (第 3 回)解析開始 除細動適応外 心静止
- 11 時 02 分 25 秒 ~ 04 分 21 秒 ほぼ一定リズムの波形 胸骨圧迫による波形 (2~3回/秒)
- 11 時 04 分 23 秒 ~ 04 分 30 秒 (第 4 回)解析開始 除細動適応外 心静止
- 11 時 04 分 35 秒~05 分 57 秒 ほぼ一定リズム (2回/秒) この頃、胸骨圧迫を救急隊に交代 (同時刻で救急通報も終了)
- 11 時 06 分 12 秒 記錄終了

消防隊の AED に変更 (パッド貼り替え)。

AED 装着時の波形はフラット(10 時 57 分 41 秒 / イズ1 回あり) 心静止ではあるが記録されている。胸のパッドを貼る位置が濡れている場合、体表でショートしてしまい、心臓に十分な電流が届かない危険性がある。このことを回避するためにはパッドを貼る部分と その周辺の水分はタオルなどでふき取る必要がある。今回プールで の事故であり全身が濡れた状態で引き上げられていたが、パッドを 貼る部分とその周辺の水分はふき取られていたと考える。このこと は「南海中学校養護教諭がパッドをつけてくれた。タオルでふくの は他の教員がやってくれた。」との証言や南海中学校養護教諭からの 聞き取り、救急通報記録からも確認される。

その後、胸骨圧迫による波形が観察される。その拍動から、胸骨 圧迫のリズムは当初やや早く乱れる傾向がある。約2分間隔で計4 回の AED の解析が行われている。その際は、胸骨圧迫を中止して、 児童から離れている。その時の計測された波形はフラット心静止と なっている。すなわち心停止の状態と考える。

救急蘇生法のうち BLS では胸骨圧迫を優先して、人工呼吸は必須ではない。また、救急通報記録からも胸骨圧迫を優先する指示が出ている。初回 AED 除細動の判定を行った後、人工呼吸をおこなっており、この動作は問題のない行為である。

AHA ガイドライン2000では一般人には最初の数分は心マッサージだけでもよいと教えることが認められている。ガイドラインはその後、数回の改訂を経て特殊な状況に関する2024年版アップデートでは、溺水後の心停止における心肺蘇生について2024年版(更新): 「溺水後および水から引き上げられた後の心停止の場合は、すべての人に人工呼吸と胸骨圧迫を伴う CPR を行う必要がある。」とされている。

また、2020年版(旧):「救助者は、反応のない水没者が水から引き上げられたらすぐに、人工呼吸を含む CPR を行う必要がある。」から2024年版(新):「溺水後の心停止の場合、救助者が人工呼吸を行う意欲がない、訓練を受けていない、または人工呼吸を行えない場合は、救助者が到着するまで胸骨圧迫のみを行うのが合理的である。」との記述となっている。

AHA ガイドライン2020小児心停止アルゴリズムの CPR の質の

項目(図右欄)で

- ・胸骨圧迫の中断を最小限にする
- ・2分ごとに、または疲労した場合はそれより早く圧迫担当を交代するとの記載がある。

本事例では、発見当初 10 時 55 分より少し前から救急隊に交代する 11 時 04 分頃まで 1 組担任→校長の 2 人(途中、教頭が 1 組担任に変わった可能性がある)が胸骨圧迫をおこなっていると考えられる。 1 組担任に対して南海中学校養護教諭が胸骨圧迫交代の申し出を行ったが、交代することなく続けている。これは交代を申し出た人物と面識がないためであったと考えられる。

以上のことから、胸骨圧迫の質、1人で胸骨圧迫を行う時間などには若干の問題点は認められるが、BLSの対応、AEDの装着方法、その前後の救命処置はガイドラインにそっており概ね妥当であると考察される。

今後も、毎年の教員全員で救命講習を受講することはもちろん、 より上級の講習も定期的に受講するよう努める必要がある。

6 消防覚知から医療機関到着まで

消防記録

- 10 時 55 分 38 秒 消防覚知
- 10 時 59 分 00 秒 消防出動
- 11 時 04 分 54 秒 現場到着

令和4年中の救急自動車による現場到着所要時間(入電から現場に到着するまでに要した時間)は、全国平均で約10.3分である。また現場到着所要時間別にみると、最も多いのが5分以上10分未満の50.7%である。今回、現場到着所要時間は約9分であり問題はないと考える。

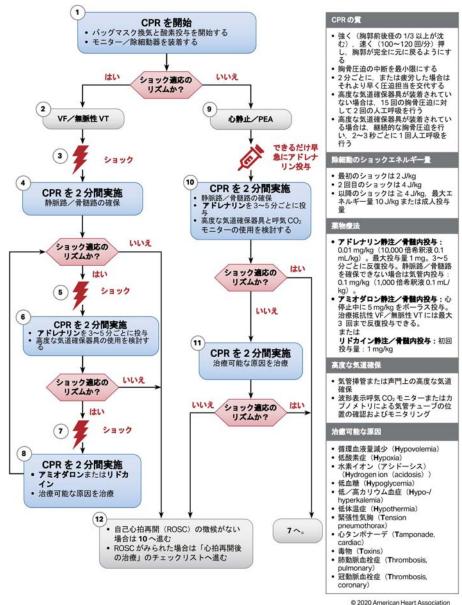
11 時 05 分 30 秒 傷病者接触

- 11 時 10 分 00 秒 救急車へ収容
- 11 時 11 分 46 秒 現場出発
- 11 時 13 分 ドクターカー (FRMC 乗用車型ドクターカー) と接触
- 11 時 15 分 経口挿管 (気管挿管)・現場出発
- 11 時 16 分 右前腕血管確保(点滴)11 時 20 分左前腕血管確保
- 11時17分 アドレナリン1回目注射(右)
- 11 時 19 分 PEA (無脈性電気活動)
- 11時22分 アドレナリン2回目注射(左)
- 11 時 23 分 PEA (無脈性電気活動)
- 11時25分 アドレナリン3回目注射(左)
- 11時25分 ROSC(自己心拍再開)11時25分30秒 高知医療 センター到着

病院収容所要時間別にみると、最も多いのは30分以上60分未満(63.7%)である。また、発生場所別搬送人員の平均所要時間(令和4年)でも小・中・高・大学(グランド、附属設備を含む)は現場到着所要時間9.9分、病院収容所要時間33.4分であり、今回は現場到着所要時間約9分、病院収容所要時間31分で問題ないと考える。

AHA ガイドライン 2 0 2 0 (AHA: American Heart Association) の小児の心停止アルゴリズム (図)によると CPR を開始、心電図が除細動の適応でない場合 (心静止もしくは PEA) できるだけ早急にアドレナリン投与が必要で、その後再度 CPR を 2 分間実施、除細動の適応かどうか再度判断をするとなっている。本事例では 3 回のアドレナリン投与によって自己心拍再開 (ROSC) に至っている。

図11. 小児の心停止アルゴリズム



7 医療機関到着から死亡診断まで

> 11 時 25 分 病院到着

> > 救急外来処置

11 時 49 分 心電図 高度な頻脈・完全右脚ブロック・高度な 右軸偏位・PR 短縮

血液ガス検査で高度アシドーシス 二酸化炭素の貯留があり。 心肺停止時間が30分以上あったことが推測されるとの記載がある。患児発見が10時55分より少し前であり、自己心拍再開(ROSC) が病院到着の11時25分であるのでこの記載に問題はない。しか し、この記載から水中に沈んでいる時間の推定は困難と考える。

12 時 10 分 CT

- ・ 著明脳浮腫 (低酸素による脳浮腫疑い)
- ・ 篩 骨 洞 水 腫 (溺 水 疑 い)
- ・両側肺すりガラス影 (溺水疑い)
- ・頭蓋内に粗大な外傷性変化は認めず。 病院到着後、状態の安定を待って全身 CT 撮影

気管内挿管 人工呼吸器を使用

ICU (集中治療室) 入室

脳浮腫に対して低体温療法を行う。

- 16 時 59 分 脳波 フラット
- 18 時頃 肺胞出血、血性漿液性分泌物が気管チューブから吸引 血圧低下
- 19 時 15 分 急激な血圧低下 (心電図モニターは PEA に変わる) 蘇生を行うが反応なし。
- 19時39分 死亡 死体検案書より

病院でのCT所見、解剖所見により溺水が死亡原因として矛盾しない。

また、突然の不整脈が先行して心停止を行った場合、水の飲み込みが少なく CT 及び解剖所見と矛盾が生じる。病院医師、解剖医師の回答も「不整脈による心停止などの内因性疾患が先行して溺水

した、その他、外傷等が影響して溺水に至った可能性を示す所見は 認められない。」とされている。

これらのことから溺水が死因として問題はないと考える。

心肺停止から蘇生開始までの時間が短ければ短いほど救命率が上昇する。逆に除細動が1分遅れるごとに救命率は7~10%減少する(AHAガイドライン2005)。

水中から引き上げられた後の救護処置、救急搬送、医療提供に問題はないと考えると、「溺れた」ことと「発見に時間を要した」ことが問題点である。「溺れた」ことは中学校のプールに変更したことによりリスクが大きくなったことはこれまでも記載されている。しかし「発見に時間を要した」ことは場所だけの問題ではない可能性がある。

身体発達や泳力の差が大きい子どもたちを同じ場所・時間で指導することのリスクは大きい。特に、多様性が尊重されなければいけない現在、リスクは一層増していると考えざるをえない。ヒューマンエラーにのみに起因するとは考えず、それを起こした状況を改善しなければ再発は防げないと考察する。

そのためには、年齢、クラスに関係ない、泳力の習熟度別クラス分けの必要性の考察、水難事故防止のための水泳授業と考えるなら学校以外の場所・時間でのカリキュラムの設定などを含めて柔軟な発想が必要と考える。

- AED VF/VT 解析アルゴリズムアプリケーションガイド 初版 2 015年1月27日 日本光電工業株式会社
- 2020アメリカ心臓協会 CPR および ECC のガイドライン ハ イライト

第5 保護者のアンケート結果からの考察

1 保護者アンケートの概要

検証委員会では、南海中学校で水泳の授業を実施することになった4年生~6年生の3学年を調査対象とした(保護者アンケート用紙は286ページ参照)。10月17日に調査用紙を配布し、10月31日を回収締め切りとした。

調査を実施する背景としては、「4年生の児童に対するアンケート」の中で、「怖い」「深い」と児童が感じていた記述が複数、見受けられたことがあげられる。よって調査の目的は、南海中学校で水泳の授業を実施する際、児童と保護者の中で取り交わした会話や、児童が授業に参加する中で保護者に話していた内容、さらには保護者の受け止めや何かしたことはないか?という実態を、できる限り把握することである。

お願いするにあたり、提出や記名は任意とし(保護者アンケート 用紙内、質問1に該当)、個人情報の保護についての確認をいただい た上で実施した。配布人数と回答人数(率)は以下の通りである。

表 1

	4 年生	5 年生	6 年生	全体
配布人数	46	57	46	149
回答人数	15	23	18	56
回答率	33%	40%	39%	38%

2 長浜小学校からの「すぐーる」配信の内容

各家庭は6月6日(木)に、長浜小学校から「すぐーる」で「今年度の水泳授業(プール)について」を受信している。学校側としての配信の趣旨は、長浜小学校のプール浄化槽が老朽化により故障したため「プール開き」を中止としたこと。そのため、近隣の学校や教育委員会とも話し合い、1・2・3年生は浦戸小学校で、4・5・6年

生は南海中学校で「水遊び・水泳運動」を行う決定をしたこと。日程は調整中であり、決まり次第、連絡することへの理解と協力を求めた内容となっている。末尾には以下の文言が記されている。

「※南海中学校のプールは、水深1.2~1.4メートルですが、水を浅く張っているため長浜小学校のプールの深さ(1.0~1.2 メートル)とあまり変わりません。尚、細心の注意を払い水泳指導を行いますのでご安心ください。」

3 保護者アンケートの質問内容と回答

質問2では、本年度の水泳授業が南海中学校で実施されることを 把握した際「保護者としてどのように思ったのか?」という当時の 気持ちを確認した。選択項目は、以下の6項目とした。複数回答を 可とし、6項目に当てはまらないもの等については「その他」に記 述をお願いすることとした。

- ・ 実施できてよかった
- ・無理して実施する必要はない
- ・中学校で大丈夫なのか
- ・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した
- ・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた
- 特に何も思わなかった
- ・その他 (記述)

回答は以下の通りである。

表 2 () 内は人数

選択項目	4年生	5年生	6年生	全体
中性でもてしかった	27%	48%	44%	41%
実施できてよかった	(4)	(11)	(8)	(23)
無理して中性より以無はない	27%	13%	17%	18%
無理して実施する必要はない	(4)	(3)	(3)	(10)
中学体ベナナナクル	53%	57%	44%	52%
中学校で大丈夫なのか 	(8)	(13)	(8)	(29)
「長浜小学校のプールの深さとあ	200/	E 9.0/	F 0.0/	4 2 0/
まり変わりません」との記載に安	20%	52%	50% (9)	43%
心した	(3)	(12)	(9)	(24)
「長浜小学校のプールの深さとあ	13%	17%	22%	18%
まり変わりません」との記載に不		,		·
安を感じた	(2)	(4)	(4)	(10)
	13%	0 %	6%	5 %
特に何も思わなかった	(2)	(0)	(1)	(3)
7. 10 lih	40%	39%	33%	38%
その他	(6)	(9)	(6)	(21)

[※]表1に記した各学年の回答数を母数として算出

最も多かった回答は『中学校で大丈夫なのか』で、29名(52%)の保護者が心配していたことが読み取れる。さらに『「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた』に10名(18%)が回答しており、保護者の不安感もうかがえる。一方で『「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した』に24名(43%)いることや『実施できてよかっ

た』に23名(41%)いることからも、ポジティブに捉えている 保護者もいたことがわかる。

南海中学校に割り振られた中で、4年生が最も低年齢の学年となる。その学年の回答を見てみると『実施できてよかった』『「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した』とする回答割合は3学年の中で一番低く、『無理して実施する必要はない』との回答の割合は3学年の中で一番高い傾向にあった。

次に上記回答で最も多かった『中学校で大丈夫なのか』と疑問を もった29名(52%)の保護者の内、他に○をつけていた項目に ついて調べた結果が以下の表である。

表3 ※() 内は人数

「中学校で大丈夫なのか」+他の項目に〇	4年生	5年生	6年生	全体
実施できてよかった	0%	14%	3%	17%
天 旭 じさ しょ かろ た	(0)	(4)	(1)	(5)
無理して実施する必要はない	14%	10%	7%	31%
無理して美胞する必要はない	(4)	(3)	(2)	(9)
「長浜小学校のプールの深さとあまり	3 %	21%	10%	34%
変わりません」との記載に安心した	(1)	(6)	(3)	(10)
「長浜小学校のプールの深さとあまり	7 %	14%	14%	34%
変わりません」との記載に不安を感じた	(2)	(4)	(4)	(10)
特に何も思わなかった	0%	0%	0%	0%
付に何もあれなからた	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	14%	21%	17%	52%
C V J IIE	(4)	(6)	(5)	(15)

※表2の「中学校で大丈夫なのか」に回答した合計人数を母数とし算出

上記結果からも『中学校で大丈夫なのか』との疑問を持ちつつも、「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に『安心した』保護者と、『不安を感じた』保護者が、ともに10名(34%)という結果となった。「すぐーる」からの情報を受け取った際、同数の対極にあたる受け止め方が混在していたことがわかる。

また『実施できてよかった』とポジティブに受け止めた保護者が5名(17%)いた一方で、『無理して実施する必要はない』と感じていた保護者が9名(31%)いた。このことからも『中学校で大丈夫なのか』と疑問を持った保護者は、授業実施に対しネガティブに捉えていた人が多かったことがわかる。

『その他』に記載のあった全保護者のうち『中学校で大丈夫なのか』に〇をつけている保護者の割合は71%と最も多く、大半は疑問視する理由についての補足説明であった。内容は「水深」への心配や不安、浦戸小学校と南海中学校への「振り分け」に対する疑問が多く記載されているのが特徴的であった。

4 水泳授業に対する児童の感情

質問5では、南海中学校で水泳授業が始まってから本件事故が起こるまでの期間、児童が家庭で保護者に話していた内容について確認した。回答は自由記述とし、授業に対するポジティブな気持ちとネガティブな気持ちとに分類した。さらにネガティブな気持ちに関しては、「深くて怖い」「足がつかずおぼれかけた」「怖いからプールが嫌だ」といった『水深面』に関すること、「暑かった」「疲れた」など『天候』や『他校への移動』に関することとに細分化することとした。

なお、本件事故の原因を様々な角度から検証するという当委員会の目的から、南海中学校での水泳授業実施期間中での発言を対象とし、本件事故後の発言、あるいは児童本人からの不安ではなく友だ

ちが「怖い」と話していたことに関しては「その他」に分類することとした。回答は以下の通りである。

表4

※数字は人数

水泳授業に対する児童の感情	4 1	手生	5 年	F生	6 £	手生	4~64	F生全体
ポジティブな感情・気持ち (「楽しかった」「深くて楽しかった」など)	3	20%	4	18%	2	10%	9	16%
ネガティブな感情・気持ち(水深面) (「深くて怖い」「足がつかずおぼれかけた」「怖いからプールが嫌だ」など)	6	40%	9	39%	8	45%	23	41%
ネガティブな感情・気持ち(天候、移動の面) (「暑かった」「疲れた」)			1	4%			1	2%
その他 (特に話していたことはなかった、友だちが怖いと話していた、無記入など)	6	40%	9	39%	8	45%	23	41%
슴計	15	100%	23	100%	18	100%	56	100%

南海中学校で水泳授業を実施した後、児童が家庭でどのような話をしていたかという質問に対する結果としては、回答者のうち「楽しかった」など授業に対するポジティブな内容を家庭で話していた児童は全体で9名(16%)に留まり、やはり児童に対するアンケート結果から予想されたとおり、本アンケートにおいても回答者のうち各学年で約4割の児童、全体では23名(41%)の児童が南海中学校のプールの水深面に対してネガティブな気持ちを抱き、水泳授業を継続していくことへの不安や恐怖感を家庭で話していた。

5 水泳授業への不安を表出する児童に対する保護者の対応

次に、質問6では、質問5の回答から得られた南海中学校での水 泳授業実施後に水深面での不安を話していた児童23名(41%) の保護者が、子どもの不安をどう受け止め、どのような対応を行っ たかについて確認した。回答は自由記述とし、結果が以下の表であ る。

※数字は人数

対応したと考えられる記述	4 年生		5 年生		6年生		4~6年生全体	
・恐怖心があることを教員に伝えてみるように子どもと話し合う			2	20%			2	8%
・助言を行う (深い所は避ける、壁側で練習する、足がつかない際への行動の確認等)			4	40%	1	13%	5	21%
・安全確認に関する質問を子どもに行う (教員の人数、どれだけ水面から鼻や口が出るか等)	1	17%			1	13%	2	8%
小計	1	17%	6	60%	2	26%	9	37%
具体的な対応には至らなかったと考えられる記述	4 年生		5 年生		6 年生		4~6年生全体	
・教員が見てくれているから大丈夫だと思った	2	33%			1	13%	3	13%
・すぐーるの文面を見て大丈夫だと思った、内容を信じていた			2	20%	2	24%	4	16%
・気には留めなかった、深くは考えなかった、受け流した等	1	17%	2	20%	2	24%	5	21%
・不明(無記入、事故や学校に対する想いなどの記述)	2	33%			1	13%	3	13%
小青十	5	83%	4	40%	6	74%	15	63%
合計	6	100%	10	100%	8	100%	24	100%

まず最初に、自由記述をどう分類したかについてであるが、南海中学校のプールへの不安を家庭で訴える児童に対して、保護者が問い合わせや、授業の中止を呼び掛けるなどといった何かしらの行動を学校に対して起こしたか否かという点での分類化を思案してみた。しかし、本アンケートの結果からは明確に行動を起こしたと汲み取れる記述はなく、そもそも、子どもが不安を訴えると保護者は行動するという前提で、学校教育の在り方を検討することは極端であり、行動の有無という基準のみで当委員会の調査活動にご協力いただいた保護者が子どもの訴えを受け止めたかどうかを論じることはできないと判断した。

そこで当委員会では、子どもの話を聞いた上でどうすれば良いか を保護者が一緒に考えた、助言を行ったかどうかを具体的な対応の 基準として認識することとした。

回答者24名(複数回答を分類化した関係で母数が1名増加)の 内、足がつかない際にどうすれば良いか、どれだけ水面から鼻や口 が出るかといった安全確認に関する話を行う、また教員に相談することを促すなどといった対応を9名(37%)の保護者が取られていたことが分かった。

一方で、「先生が見てくれているから大丈夫だと思った」「すぐーるの文面を見て大丈夫だと安心していた」「気には留めなかった」「深くは考えず受け流した」などといった記述が、4年生は6名中5名(83%)、5年生は10名中4名(40%)、6年生は8名中6名(74%)、全体では15名(63%)と約6割の家庭で見られ、水深面での不安を言葉にする子どもの気持ちを受け止めていたかもしれないが、対外的に具体的な表現を行うまでには至らなかったことが分かった。

因みに、表3にも示したように、『長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません』とのすぐーるの文面に対する保護者の受け止め方は混在していたが、「行動に移せば良かった」、「親としての危機管理のなさに反省している」などといった、何も対処しなかったことへの後悔の記述も本アンケートには複数記入されていたことも追記しておきたい。この点に関しては後に論じるが、いずれにせよ、本件事故においては、教員や保護者といった大人が、子どもからのSOSをきちんとは拾いきれていなかったことが推測され、この点は本件事故発生における間接的な要因の1つとして考えられる。

6 SOSの出し方に関する教育の現状を踏まえての考察

水泳授業の観点とは少し離れるが、子どもからのSOSという観点から論じると、自殺対策基本法等に基づき、学校現場においては自殺予防教育の柱の1つである『SOSの出し方に関する教育』の推進が求められ、現在年1回以上の実施が努力義務となっている。

『SOSの出し方に関する教育』とは、「子供が、現在起きている 危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適 切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」(東京都教育委員会「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料より)を目的とした教育である。

当委員会が行った事情聴取の対象者である長浜小学校5年生、および6年生体育部教諭の供述では、水泳授業実施後の児童からは水深等に関することで南海中学校のプールが怖いといった話は聞かれず、楽しそうに授業を受けていたとされているが、本アンケートの結果から明らかになった、身近にいる教員に対して不安な気持ちを話せていない児童が多かった点は看過できないものである。

高知県における『SOSの出し方に関する教育』の取り組みの現状としては、令和6年度より3校の県立中学校・高等学校が推進事業校として位置づけられたものの、市町村の公立学校は自治体ごとの取り組みとなっている。

しかし、そもそも学校というのは、日々成長・発達していく段階の児童生徒に対して"留まる"、"休む"、"逃げる"といったことをあまり良しとしない文化がある。長浜小学校の風土として、児童がSOSを出しやすい安心安全な環境であったのか、当委員会が本校における児童への関わりの風土といったものを認定することはできないが、本校児童の多くが教員に南海中学校での水泳授業に関するSOSを出せていなかった可能性があることを踏まえると、困ったときに信頼できる大人に話すことは恥ずかしいことではなく、当たり前のこととして児童が認識できるよう、この『SOSの出し方に関する教育』がより普及・啓発されていき、学校文化の一部となっていくことが期待される。

また、児童にSOSの出し方を教えるだけではなく、それを受け 取った大人側もどう向き合わなければいけないか、といった受け止 め方を学ぶ必要性についても触れておきたい点である。

本件事故は、教員から管理職、教員から教員、児童から教員、児童から保護者といろんな場面でSOSが出ていたにも関わらず、それを受け手側がきちんと拾いきれていなかった点が、繰り返しとなるが伝え方・伝わり方(受け止め方)を含めた問題として事故の間接的な要因の1つとして考えられる。

7 長浜小学校の「すぐーる」運用からの考察

最後に、長浜小学校から配信された『今年度の水泳授業(プール)について』の文面に不安を感じた保護者、また安心した保護者も何人かは、水深面での不安を言葉にする子どもに対して疑問視しながらも、具体的な行動までは起こさずそのままにしてしまったという保護者の心象と長浜小学校のすぐーる運用との関係から論じたい。

そもそも「すぐーる」とは、地域・学校・家庭間の各種連絡をデジタル化し、家庭や教育現場の負担を軽減するための保護者向け情報配信サービスである。学級便りや学校行事の案内など文書で配信できる他、各学校の判断で『アンケート』『欠席・遅刻連絡』『健康連絡帳』といったチャネルアクションを設定できる。長浜小学校でも学校と保護者との連絡ツールとして「すぐーる」が導入されていたが、当委員会の調査によると本校の運用状況は『アンケート』機能のみで、この機能には保護者からのメッセージ配信機能は備え付けられていなかったことが確認されている。

近年では SNS のチャットや LINE などのメッセージアプリが普及したことで電話を使う機会が減り、手軽に情報共有が可能なメッセージによるコミュニケーションが主流となっていることから、他校では、すぐーるの『欠席・遅刻連絡』のチャネルの備考欄を用いて保護者から子どもの様子を伝えたり、あるいは学校行事等で気になったことに関してメッセージを送るといった運用も見られている。

もちろん、電話や対面といったコミュニケーションの手段がないわけではないが、すぐーるの文面を見て不安に感じたり、子どもの話す内容とのくい違いに疑問視した保護者にとって、それを直接学校に伝えることは時間的制約の問題や、ある種の心理的障壁となる可能性もあり、保護者からの声を届けやすくさせるという点では、本校のすぐーる運用は多少なりとも閉鎖的な側面を帯びていた可能性があるものとして考えられる。

高知市立長浜小学校 4年生 保護者各位 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会

今回の事故を検証していく上で、ご家庭でのお子さまの様子等も伺いたく、上記の検証委員会が実施するもの 水泳の授業を南海中学校で実施する際「お子様や保護者の皆さまがどのようなお気持ちであったのか?」 本用紙は、7月5日の水泳の学習中に起きた事故についての保護者調査用紙になります。

をお聞かせください。

※本調査にご協力いただくにあたり、以下の点をご確認ください。

です。**! 大変悲しいお気持ちやご心労をおかけすることと思いますが、当時を振り返り、ありのままの状況

[提出の自由]

本調査用紙のご提出は任意です。回答の拒否や、未回答箇所があったとしても、それを問うことはありません。

【個人情報の保護】

ご提供いただきました回答は、個人が特定されることのない形で厳重に管理され、集計結果は上記目的**!

のみに使用されます。回答者のプライバシーは確実に保護されます。

ご提供いただきました回答やデータは、証拠として公表する可能性や「報告書」に記載する場合があります 調査結果の利用】

1) お構いなければ、ご記入いただく方の氏名を記載ください。 なお、氏名の記載は無くても構いません。

2)6月6日長浜小学校からの『すぐーる』で「今年度の水泳授業 (プール)について」を受信し、本年度の 水泳授業が南海中学校で実施されることを把握した際、保護者としてどのように思いましたか。

当時の気持ちに合うものに○をつけてください。

※複数可

- ・中学校で大丈夫なのか ・無理して実施する必要はない ・実施できてよかった
- ・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した
- ・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた
- ・特に何も思わなかった
- ・その他(

4) 前記3) について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように 受け止めましたか。また、その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教

5) 南海中学校で水泳授業を実施した後

今回の事故が起こるまでに、以下の授業に関して、お子さまが何かお話ししていたことがあれば、いつごろ、 のかご記憶に残っている場合は、該当日の欄にご記入ください。どの授業日に関するお話しであったかご不 どのような話をされていたか、何でも結構ですので教えてください。なお、どの授業日に関するお話であった 明な場合は、その旨ご記載のうえ、以下の空欄にその内容を適宜ご記入ください。

① 6月21日(金)

② 6月28日(金)

6) 前記5) について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように 受け止めましたか。その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教えてく 以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

が、その際にも個人が特定される形で利用することはありません。

【保護者アンケート用紙】

お子さまが何かお話ししていたことがあれば、何でも結構ですので教えてください。

高知市立長浜小学校 5年生 保護者各位 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会

本用紙は、7月5日の水泳の学習中に起きた事故についての保護者調査用紙になります。 水泳の授業を南海中学校で実施する際「お子様や保護者の皆さまがどのようなお気持ちであったのか?」 今回の事故を検証していく上で、ご家庭でのお子さまの様子等も伺いたく、上記の検証委員会が実施するもの です。**・ 大変悲しいお気持ちやご心労をおかけすることと思いますが、当時を振り返り、ありのままの状況 をお聞かせください。

※本調査にご協力いただくにあたり、以下の点をご確認ください。

[提出の自由]

本調査用紙のご提出は任意です。回答の拒否や、未回答箇所があったとしても、それを問うことはありません。

【個人情報の保護】

のみに使用されます。回答者のプライバシーは確実に保護されます。 **|調査結果の利用】** ご提供いただきました回答やデータは、証拠として公表する可能件や「報告書」に記載する場合がありま⁻

ご提供いただきました回答やデータは、証拠として公表する可能性や「報告書」に記載する場合があります が、その際にも個人が特定される形で利用することはありません。

1) お構いなければ、ご記入いただく方の氏名を記載ください。 (

なお、氏名の記載は無くても構いません。

2)6月6日長浜小学校からの『すぐーる』で「今年度の水泳授業(ブール)について」を受信し、本年度の水泳授業が南海中学校で実施されることを把握した際、保護者としてどのように思いましたか。

当時の気持ちに合うものに○をつけてください。

・実施できてよかった・無理して実施する必要はない・中学校で大丈夫なのか

※複数可

・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した

・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた

・特に何も思わなかった

・その他(

3) 南海中学校で水泳授業を実施する前

Ш

皿

令和6年

4)前記3)について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように受け止めましたか。また、その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教えてください。

5) 南海中学校で水泳授業を実施した後

今回の事故が起こるまでに、以下の授業に関して、お子さまが何かお話ししていたことがあれば、いつごろ、どのような話をされていたか、何でも結構ですので教えてください。なお、どの授業日に関するお話であったのかご記憶に残っている場合は、該当日の欄にご記入ください。どの授業日に関するお話しであったかご不明な場合は、その旨ご記載のうえ、以下の空欄にその内容を適宜ご記入ください。

① 6月11日(火)

② 6月14日 (金)

③7月1日(月)

6)前記5)について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように受け止めましたか。その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教えてださい。

以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

【保護者アンケート用紙】

以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

高知市立長浜小学校

6年生 保護者各位

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会

今回の事故を検証していく上で、ご家庭でのお子さまの様子等も伺いたく、上記の検証委員会が実施するもの です。**! 大変悲しいお気持ちやご心労をおかけすることと思いますが、当時を振り返り、ありのままの状況 水泳の授業を南海中学校で実施する際「お子様や保護者の皆さまがどのようなお気持ちであったのか?」 本用紙は、7月5日の水泳の学習中に起きた事故についての保護者調査用紙になります。 をお聞かせください。

※本調査にご協力いただくにあたり、以下の点をご確認ください。

[提出の自由]

本調査用紙のご提出は任意です。回答の拒否や、未回答箇所があったとしても、それを問うことはありません。

【個人情報の保護】

ご提供いただきました回答は、個人が特定されることのない形で厳重に管理され、集計結果は上記目的**!

のみに使用されます。回答者のプライバシーは確実に保護されます。

ご提供いただきました回答やデータは、証拠として公表する可能性や「報告書」に記載する場合があります が、その際にも個人が特定される形で利用することはありません。 調査結果の利用】

1) お構いなければ、ご記入いただく方の氏名を記載ください。

なお、氏名の記載は無くても構いません。

2)6月6日長浜小学校からの『すぐーる』で「今年度の水泳授業(プール)について」を受信し、本年度の 水泳授業が南海中学校で実施されることを把握した際、保護者としてどのように思いましたか。

当時の気持ちに合うものに○をつけてください。

※複数可

・中学校で大丈夫なのか ・無理して実施する必要はない ・実施できてよかった

・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に安心した

・「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた

・特に何も思わなかった

4) 前記3) について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように 受け止めましたか。また、その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教 えてください。

お子さまが何かお話ししていたことがあれば、何でも結構ですので教えてください。

3) 南海中学校で水泳授業を実施する前

Ш

皿

令和6年

5) 南海中学校で水泳授業を実施した後

今回の事故が起こるまでに、以下の授業に関して、お子さまが何かお話ししていたことがあれば、いつごろ、 どのような話をされていたか、何でも結構ですので教えてください。なお、どの授業日に関するお話であった のかご記憶に残っている場合は、該当日の欄にご記入ください。どの授業日に関するお話しであったかご不 明な場合は、その旨ご記載のうえ、以下の空欄にその内容を適宜ご記入ください。

① 6月19日(水)

6月24日(月) (2) 6月28日(金)

④ 7月1日(月)

6) 前記5) について、お子さまが何かお話ししていたことがあった場合、保護者としてその話をどのように 受け止めましたか。その話を受けて、何かしたことはありましたか。あれば、その具体的な内容を教えてく

-288-

第6編 本件事故原因の分析

第1 はじめに

以上のとおり、第5編においては、本件事故前後の状況や令和6年度 の長浜小学校における水泳授業全体に関しての各専門家からの考察を述 べたが、本編では以上の考察もふまえ、本件事故の原因を分析する。

そこで、まず、本件事故発生の直接的な原因を含むその主たる原因について述べ、次いで、本件事故に関するその他の原因を順次指摘する。

なお、以下では、本件事故発生の原因(凰汰さんが溺水した原因)の みならず、本件事故が発生した結果、凰汰さんが死亡するという重大な 結果が生じた原因(溺水した凰汰さんの発見が遅れ、凰汰さんが死亡す るに至った原因)についても分析する。

第2 本件事故発生の主たる原因

- 1 本件事故発生の直接の原因
 - (1) 原因である事実

本件事故発生の直接の原因は、「2組担任が、基礎グループ男子児 童らによる失敗したけ伸びばた足を行うにあたり、凰汰さんがどこに いるかを把握しないまま、け伸びばた足を行わせたこと」である。

(2) 理由等

既に認定したとおり、凰汰さんは、基礎グループ男子児童らによる 失敗したけ伸びばた足を行った直後に溺水した。 2 組担任は、凰汰さんが 1 回目の水泳授業で溺れかけたことを認識しており、凰汰さんの身長からすれば、南海中学校のプールでは、側段から下りると足が底につかず、溺れる可能性があり、長浜小学校 4 年生児童の中でも特に注意しなければならない児童であることを認識していた。したがって、水泳授業を行う際には、凰汰さんは最も浅い場所に位置させて授業を行うことが徹底されなければならず、教員らが特に注意深く見守らなければならない児童の 1 人であったことは明らかである。 そして、2組担任は、グループ分けを行った際、基礎グループ男子児童の多くが集まった南西のプールサイドから、北西のプールサイドに向けて移動する風汰さんの存在を認識していた。したがって、2組担任は、基礎グループの中に風汰さんが含まれていることを当然認識していたものであるが、児童らを整列させた時点や、失敗したけ伸びばた足を行わせた時点においては、風汰さんの存在が完全に意識から抜け落ち、風汰さんがどの場所に並んでいるのかを把握していなかった上に、け伸びばた足を行った時点、け伸びばた足が失敗し児童らが元いた場所に戻る段階のいずれの段階においても、風汰さんの位置関係や姿を認識していなかった。

そのため、凰汰さんは、2組担任の合図に従って、け伸びばた足を 行うため、スタートしたが、目の前に受け止めてくれる教員もおらず、 自力でプールサイドに戻ることもできずに、そのまま溺水するに至っ た。

仮に、この時点で、2組担任が、男子児童らの人数確認を行わずと も、整列順序を確認し、風汰さんがどこにいるかを確認していれば、 風汰さんの位置を移動させたことは容易であったものであり、本件事 故の発生を防ぐことは容易であった。

したがって、2組担任が、凰汰さんがどこにいるかを把握しないまま、失敗したけ伸びばた足を行わせたことが、本件事故発生の直接の原因であり、最も重大な原因である。

2 本件事故発生の主たる原因

(1) 原因である事実

本件事故発生の主たる原因として、「1組担任が速やかに基礎グループの活動に参加しなかったこと」が挙げられる。

(2) 理由と上記原因の重大性

ア 速やかに基礎グループの活動に参加すべきであったこと

確かに、基礎グループの活動は、男子児童らのけ伸びばた足が終了するまでの間、2組担任1名で担当し行われていたものであることからすれば、上記2で述べた2組担任の行動が本件事故発生の直接的原因であることは否定できない。しかしながら、そもそも、1組担任は、グループ分けの指示を行った直後に教頭から役割分担を確認され、基礎グループの人数が想定以上に多かったことから、2組担任1人では指導が困難であると感じたため、教頭に対し、チャレンジグループの指導を任せるのか、自分自身が基礎グループに移動すべきか判断に迷い、結果として、教頭にチャレンジグループの指導を任せ、自分自身は基礎グループの指導に参加すると決断した上で、南側のプールサイドを移動して、プール西側に移動した。

したがって、この時点で、1組担任は、2組担任1人で基礎グループの指導を行うことが困難であることを認識していた。

また、そもそも2回目の水泳授業の際も、中村校長と2組担任の2名で基礎グループの指導を行っており、基礎グループに教員2名がつくべきとも考えられるのであるから、1組担任は、教頭にチャレンジグループの指導を託した後、速やかに基礎グループの活動に参加し、2組担任と協力して、基礎グループの指導を行うべきであった。

イ チャレンジグループに意識が向いていたこと

しかしながら、1組担任は、西側に移動してプール内に入った後 も、しばらくの間はチャレンジグループの児童らの活動を見ており、 基礎グループ男子児童らのけ伸びばた足が失敗し、け伸びで終わっ たことも認識していなかった。

そして、1組担任が初めて基礎グループの活動を意識的に確認したのは、男子児童らが再びけ伸びばた足を行った際に、児童⑫が南側のプールサイドまで泳ぎ切ろうとしていた時点であって、このとき既に本件事故は発生し、凰汰さんは溺水していた。

また、この間、1組担任に対しては、教頭、あるいは2組担任から、合計3度にわたり、役割分担の確認を求める声や、基礎グループへの移動を求める声かけがなされていたものであるが、1組担任はこれに応じていない。さらに、1組担任が教頭からの声かけや、2組担任の1度目の声かけについて記憶がないなどと供述していることも考慮すると、この間、1組担任の意識が、主として、チャレンジグループの活動に向いていたことは明らかである。

ウ 教頭の判断はやむを得ないこと

なお、教頭は、2組担任から基礎グループの活動への参加を求められた際には、既に1組担任からチャレンジグループを指導するよう指示されていたものであるから、教頭が2組担任の要請を拒否したのは、当時の役割分担上やむを得ないものと考える。

エ 1組担任が水泳授業全体の指揮者であること

一方、1組担任は、自らの判断で基礎グループへの移動を決めたに も関わらず、その後もチャレンジグループの活動を見守るなどし、い わば宙ぶらりんな状態、どっちつかずの状態のまま、そのまま漫然と チャレンジグループ、基礎グループの活動を継続させた。

既に認定した長浜小学校4年生の第1回から第3回目までの水泳授業の内容から明らかなとおり、長浜小学校4年生の水泳授業全体を指揮していたのは、1組担任であったことを考慮しても、上記のようなどっちつかずの指導体制を速やかに解消すべきであった。

そして、結局、1組担任のこのどっちつかずの行動が基礎グループ の活動を1人で担当していた2組担任の焦りを助長し、本件事故の発 生につながったと評価できる。

オ 本件事故の発生を防ぐことができたこと

仮に、1組担任が、教頭にチャレンジグループの指導を託した後、 速やかに基礎グループの活動に参加していれば、教員2名の体制で基 礎グループの指導を行うことができたものであるから、女子12名、 男子14名と人数が多くなり、列が東西に広がった状態であっても、 十分に児童らを見渡し、泳いでくる児童らを受け止めつつ、監視を行 うことが可能であったであろうし、そもそも教員2名体制になってい れば、基礎グループの活動内容も異なるものになっていた可能性があ り、凰汰さんが溺水することを防ぐことができたとも言える。

また、1組担任は、凰汰さんの担任でもあったのであるから、1組担任が速やかに基礎グループの活動に参加することにより、凰汰さんが東側の深い位置にいることを容易に確認でき、凰汰さんを浅い位置に移動させることも可能であった。

以上のとおりであり、本件事故発生の直接の原因は2組担任の行動ではあるものの、1組担任が速やかに基礎グループの活動に参加しなかったことが、本件事故の発生に大きく寄与した。

よって、1組担任が速やかに基礎グループの活動に参加しなかった ことは、本件事故の直接の原因とは言えないまでも、先に述べた直接 的な原因に匹敵しうる重大な原因である。

第3 本件事故のその他の原因

以下、本件事故のその他の原因として、本件事故発生の原因及び本件 事故によって凰汰さんの死亡という重大な結果発生につながった原因を 指摘する。なお、これらの原因は、並列的に指摘するに留め、原因の重 大性の順に述べるものではない。

- 1 基礎グループの活動内容が適切でなかったこと
 - (1) 泳ぎながらの息継ぎを主眼とした種目を行ってなかったこと

長浜小学校4年生の第3回目の水泳授業において、グループ分けを 行った後、基礎グループ女子児童、男子児童の順で、け伸びばた足が 行われた。その方法は、け伸びを行った後、ばた足で児童らが進める ところまで進むというものであった。児童らがこれを行うには、当然 息継ぎが必要であるが、これを行うにあたって息継ぎをするかどうか の明確な指示はなかった。また、4年生の水泳授業全体を通じても、いわゆるボビングという動作は毎回行われていたものの、泳ぎながら 息継ぎをする方法を明確に指示した上で、泳ぎながらの息継ぎの習得 を主眼とした種目は行われなかった。

(2) 基礎的種目ではなくなっていたこと

そのような中で、2組担任は、基礎グループの児童に対して、北の プールサイドから南のプールサイドに向かってけ伸び後にばた足を行 って行けるところまで行くという形でけ伸びばた足を行わせた。

この時点で、2組担任は、本来チャレンジグループに参加すべき泳ぎの得意な児童らが基礎グループに参加していたため、一旦泳がせた上で、泳ぎの得意な児童らが納得するような形で、泳ぎの得意な児童らをチャレンジグループに移動させるという目的も有していた。

また、男子児童らに対し、泳ぎの苦手な児童はビート板を使って良いという指示がなされず、完全にビート板を持たないでけ伸びばた足を行わせたのは、4年生の水泳授業を通じて、本件事故発生直前の基礎グループのけ伸びばた足の種目が初めてであった(なお、第1回目の水泳授業におけるけ伸びばた足と、ビート板を使ったのばた足が混在した種目でも、ビート板の使用は許可されていた。)。

そのような意味で、基礎グループにおけるけ伸びばた足は、泳ぎの苦手な児童らが溺れないための基礎的種目ではなく、泳ぎの得意な児童が泳ぐことができるのを確認するための種目に変貌してしまっていた。

実際、これまでの授業の中で、け伸びをして全身を伸ばして浮くという体勢を維持することもできていない児童が複数存在することを 2 組担任も認識していたのであるから、基礎グループの全児童に対して、一斉にけ伸びばた足を行わせたことは、種目として極めて不適切であったと評価せざるを得ない。

しかも、本件事故当時、長浜小学校よりも深い南海中学校のプールで授業を行っており、身長よりも水深の方が深いという児童も一定数いた状況であったことも考慮すると、その危険性は一層顕著であった。よって、水深の深い南海中学校のプールで基礎的種目ではない活動内容を行ったことが、本件事故発生の原因として挙げられる。

- 2 情報共有が不足し、役割分担がされていなかったこと
 - (1) 役割分担の協議がされていなかったこと

本件事故発生当日の第3回目の水泳授業前には、1組担任と2組担任の間で、1組担任がチャレンジグループを担当し、2組担任が基礎グループを担当することは決まっていたものの、教頭との間で役割分担が協議されたことはなかった。そのため、2組担任は、基礎グループは教員2人で対応し、教頭が基礎グループの活動に参加してくれるだろうと一方的に認識していたが、教頭との共有はされておらず、結果的にこれが2組担任の焦りにつながった。

(2) 情報共有がなかったこと

また、教頭との間では、2回目の水泳授業に参加した中村校長とは 異なり、1回目の水泳授業で3人の児童が溺れかけた事実や、特別に 注意しなければならない児童に関する情報も共有されていなかった。

(3) 基礎グループを2名の教員で担当すべきこと

3回目の水泳授業を1組担任、2組担任、教頭の3名で担当することは事前に決まっていたものである上、2回目の水泳授業においても、基礎グループの活動は、2組担任と中村校長の2名で担当したのであるから、2組担任が認識していたように、基礎グループの活動を2名の教員が担当することは容易に想定しうるものであった。

そして、教頭との間で、1回目の水泳授業の状況や要注意児童の存在を共有しておれば、なおさら、基礎グループの活動を2組担任単独で担当するという結論には至らなかったものと考えられる。

(4) 本件事故の発生を防ぐことができたこと

また、仮に、事前に、1組担任、2組担任、教頭の3名の間で、基礎グループの活動を、2組担任と教頭で担当すると決定し、基礎グループの活動予定を共有するなどして、役割分担を明確にしておけば、本件事故当日のように、判断に迷う場面が生じ、場当たり的に役割を決定する場面も生じにくかったものと考えられ、本件事故が発生しなかった可能性がある。

よって、水泳授業に向けて、事前に、必要な情報を共有し、教員ご との役割分担を明確にしていなかった点が、本件事故発生の原因と評 価できる。

なお、役割分担については、第3回目の水泳授業以前に役割分担が 明確ではなかったとしても、全体練習後、一旦児童らをプールサイド に上げた上で、休憩時間を設け、その間に、教員間で役割分担に関す る協議を行った上で、グループ分け後の水泳授業を行うことも可能で あったと考えられる。

- 3 グループ分けを児童らの自主性に任せたこと
 - (1) 児童らが自主的判断でグループに参加したこと

本件事故当日、1組担任から、グループ分けの指示がなされた後、 基礎グループとチャレンジグループに分かれての活動が行われるが、 その際、どちらのグループに参加するかについては、児童らの自主性 に委ねられた。その結果、基礎グループには、男女合計26名と、想 定以上の大人数が集まったため、2組担任は、泳ぎの得意な児童らを チャレンジグループに移動させなければないと考え、ビート板を持た せずにけ伸びばた足を行わせ、その結果、本件事故が発生するに至っ た。

(2) 本件事故発生を防ぐことができたこと

既に述べた教員ごとの役割分担と重なる部分もあるが、ある程度は 児童らの自主性に任せたとしても、特定の児童らは必ずチャレンジグ ループに参加させると決めておく、あるいは、事前に教員側で、チャ レンジグループと基礎グループに参加させる児童の配分を完全に決定 していれば、基礎グループの人数を管理することができたのであるか ら、本件事故発生は防ぐことが可能であったと考える。

よって、児童らの自主性に任せてグループ分けを行ったことが本件 事故発生の原因として挙げられる。

- 4 教育委員会及び長浜小学校が深いプールで水泳授業を行うに際し、深 さに対する対策を講じなかったこと
 - (1) 深くなる水深に対する対策がなかったこと

長浜小学校においては、6月5日に南海中学校のプールの水深を測定し、教育委員会の了承を得た上で、南海中学校のプールを使用して、水泳授業を行うことを決定した。長浜小学校は、これに伴い、保護者らに対し、「南海中学校のプールは、水深1.2~1.4メートルですが、水を浅く張っているため長浜小学校のプールの深さ(1.0~1.2メートル)とあまり変わりません。」などと記載された文面を添付した「すぐーる」を送信した上で、水泳授業を開始した。

しかしながら、水泳授業開始後、4年生に先だって行われた5年生の水泳授業の時点で、プールの水深が深くなっていた上、4年生の1回目の水泳授業時点では、南海中学校のプールの水深は、満水状態であった。また、4年生第1回目の水泳授業においては、凰汰さんを含む3名の児童が溺れかけるなどした。

この点について、1組担任及び2組担任は、中村校長に対し、4年生の水泳授業を南海中学校で継続することを不安視していることを告げたが、その後、長浜小学校として、水深に対する対応策を講じることはなかった。

この時点で、既に保護者に対し情報発信した内容と南海中学校の実際の水深が異なっていることは明らかであった上、3名の児童が溺れかけたことによって、水深の深さという危険性が現実化していたにもかかわらず、漫然とこの状態が放置されたと言える。

したがって、遅くとも4年生の1回目の水泳授業が終了した時点において、長浜小学校として、教育委員会や南海中学校と協議するなどし、小学生が授業を行うために水深を下げる、水深が深い場合にはプールフロアの使用を行う、4年生の水泳授業を水深の浅い浦戸小学校に変更するなどの点を協議し、深さに対する対策を講じていれば、本件事故発生に至らなかった可能性がある。

(2) そもそも深いプールへの対策がなかったこと

一方、教育委員会は、中村校長からの提案を前提として、南海中学校での水泳授業を行うことを了承した。教育委員会は、南海中学校のプールの水深が長浜小学校のプールの水深とあまり変わらないという報告内容を前提に、南海中学校で水泳授業を行うことを了承したに過ぎず、南海中学校のプールの構造上の水深を確認する作業や、教育委員会による現地確認等は行われていない。

この点、学校教育法第37条第4項において、校長は校務をつかさ どると規定されていることからすれば、確かに、長浜小学校の授業の 実施については、校務をつかさどる中村校長に権限がある。

しかしながら、教育委員会は、学校教育法第5条において、学校の 設置者として、学校を管理する旨規定されている以上、個別の小学校 の授業の実施等に関しても、教育委員会が校長に対し、指揮監督する 権限を有するものと考えられる。

教育委員会は、プール等学校設備の図面等の資料を有するはずであるから、中村校長からの提案を鵜呑みにするのではなく、南海中学校での水泳授業を提案された時点において、プールの図面を確認し構造上の深さを把握した上で、現地確認等を行い、長浜小学校と南海中学校のプールの深さや構造等を比較し、仮に、長浜小学校の児童が南海中学校で水泳授業を行うことが不安視されるのであれば、水泳授業を実施するにあたり、プールフロアの使用を条件として付すなどして、長浜小学校の水泳授業に対する指揮監督を行うことが可能であった。

また、教育委員会において、プールフロアを長浜小学校から南海中学校へ運び入れる費用面の対策を講じることや、南海中学校と協議の上、南海中学校のプールの水深を小学生の児童が水泳授業を行った場合でも適切な水位に保つよう指示することなどの指揮監督も可能であったと考えられる。

したがって、教育委員会において、上記対策等を講じていれば、本 件事故発生に至らなかった可能性がある。

よって、長浜小学校及び教育委員会が南海中学校プールの深さに対する対策を講じなかったことは、本件事故発生の原因であると評価できる。

- 5 南海中学校のプールで水泳授業を行ったこと
 - (1) 浦戸小学校ではなく、南海中学校のプールで水泳授業を行ったこと 本件では、長浜小学校の1年生から3年生は浦戸小学校、4年生か ら6年生は南海中学校のプールで水泳授業を行っていた。

この点、浦戸小学校のプールの構造上の水深は最浅部1.1メートル、最深部1.2メートルであって、南海中学校よりも最浅部は10センチメートル、最深部は20センチメートル浅くなっていた。

そうすると、浦戸小学校のプールであれば、凰汰さんが、立つあるいはジャンプするなどして何とか水面に顔を上げて息をすることができた可能性もあることから、長浜小学校4年生が深い南海中学校のプールで水泳授業を行うことになったこともまた凰汰さんが溺れた原因の1つということができる。

(2) 構造上の深さを前提とせず、南海中学校のプールを使用すると決定したこと

南海中学校プールは、構造上、その深さは、1.2メートルから、 1.4メートルである。一方、長浜小学校のプールは、構造上、その 深さは、1.0メートルから1.2メートルであって、最も浅い分、 最も深い部分ともに、南海中学校プールの方が20センチメートル深い。

しかしながら、長浜小学校及び教育委員会は、6月5日に計測した時点での南海中学校のプールの水深が長浜小学校のプールの水深とそんなに変わらないことを根拠に、南海中学校のプールを使用して水泳授業を行うことを決定した。

その上で、長浜小学校は、「すぐーる」で保護者に対し、「南海中学校のプールは、水深1.2~1.4メートルですが、水を浅く張っているため長浜小学校のプールの深さ(1.0~1.2メートル)とあまり変わりません。」との文面を添付し、これを通知した。

しかしながら、体育科水泳指導の観点からの考察でも述べたとおり、 プールの水深は、満水レベル、すなわち設計水位、構造上の水位と同 義であって、このため、プールには、最浅部及び最深部に水深表示が 義務づけられている。また、プールは、良好な水質を維持するため、 満水でオーバーフローさせながら運用することが必要とされているの である。したがって、そもそも教員らが計測した深さではなく、構造 上の深さを比較すべきであった。

また、実質的に考えても、南海中学校側でプールの給水が管理されていたことに加え、長浜小学校4年生の水泳授業が開始された6月ころは、経験則上雨量の多い時期であることからすれば、雨水によってプールの水量が増加し、構造上の水深に近づく可能性が高いことは容易に想像しうることであるから、計測時の水深が計測後も維持されるとは考え難い。

そして、体育科水泳指導の観点からの考察でも述べたとおり、初級者にとっての適正水深は、胸までの高さ(身長のおおよそ3分の2)であって、平均身長の男子児童で90センチメートル、凰汰さんの身長を前提とすれば、76センチメートルである。

したがって、仮に、計測時の水深をもって安全性を評価するのであれば、小学4年生児童が泳いでも適正である上記水深が維持されることが担保されない限り、安全性が担保されているとは言えないと考えられる。

そして、水難学の視点からの考察で述べたとおり、南海中学校のプールの水深の深さが凰汰さんの身長に比し深かったことが凰汰さんの 溺水の原因と指摘されていることを考慮しても、構造上深い南海中学 校プールで水泳授業を行ったこと自体が、本件事故発生の原因と考え ざるを得ない。

よって、長浜小学校及び教育委員会が、構造上のプールの深さを前提とせずに、構造上深い南海中学校プールを使用すると決定したことが本件事故の発生原因であると評価できる。

- 6 児童の点呼、人数確認ができていなかったこと
 - (1) 人数確認の意味でバディシステムを使っていたこと

令和6年度の長浜小学校の水泳授業においては、全体練習の冒頭の部分で、各組ごとにバディの確認が行われた。また、本件事故当日の3回目の授業時には、冒頭部分で、凰汰さんは3人組でバディを組んでおり、2組の児童らは、2組担任が確認する様な形で、男子児童同士、女子児童同士の2人組、3人組のバディが組まれた。

長浜小学校4年生のバディは、バディとなった同士が互いに体をくっつけるように近づいてバディであることを確認するにとどまり、互いにバディの相手の顔を指さして「バディ」と呼称して確認する、互いの腕を取り合って「バディ」と呼称してバディ同士の安全を確認する、あるいは、各種目が終わった時点で、必ず、教員が互いのバディがいるかを呼びかけ、いるか、いないかを返事させるなどの安全確認方法は取り入れられていなかった。

また、ボビング、浮き、け伸びなどの種目を行った後、種目間に、 バディ同士が互いのバディがいることを確認するなど、種目ごとに人 数を確認するという方法も用いられていなかった。

したがって、長浜小学校4年生のバディは単に人数確認の方法として用いられていたに過ぎず、児童らもその程度の認識であったと考えられる。

(2) そもそも人数確認がされてなかったこと

そして、全体練習後、グループ分けを行った時点において、各組の 児童が混在したことから、全体練習冒頭に組んだバディは解消されて いた。

そして、2組担任は、本件事故発生直前の基礎グループの活動を行うにあたり、バディの確認やその他の方法による人数確認を行わなかったため、基礎グループ男子児童らの人数や、整列順序、凰汰さんの位置を把握できないまま、本件事故発生に至った。

(3) 本件事故の発生及び本件事故発生による結果発生を防止できたこと 仮に、グループ分けを行った時点において、2組担任が、基礎グループの児童らにバディを組むように指示し、誰が誰とバディを組んで いるか確認する、あるいは、名前を呼んで返事させる、児童らに番号を言わせて人数を数えるなどの方法で、点呼ないしは人数確認を行っていれば、凰汰さんが深い位置にいることを把握でき、本件事故発生 は防ぐことが可能であった。

また、仮に、長浜小学校4年生の水泳授業において、種目が終わるごとに、互いを呼称し児童同士でバディの安全確認を行うことや、教員が声をかけ、互いのバディがいるかを返事させるなどの方法で、種目ごとに人数確認を行っていれば、本件事故発生後、人数が足りないことが発覚した直後に凰汰さんがいないことを確認することが可能であったと考えられる。

したがって、点呼ないし人数確認がなされていなかったことは、本件事故発生の原因である上に、本件事故発生後凰汰さんの死亡という結果が発生した原因とも評価できる。

7 教員らによる水中監視が行われなかったこと

(1) 水中監視が行われてなかったこと

本件事故発生当日の水泳授業の際、2組担任は、水中に顔をつけて おらず、1組担任は、基礎グループの女子児童らによるプールサイド を掴んでのばた足を指導するため、プール内を移動した際に水中に顔 をつけてはいない。

また、2組担任は、ゴーグルを着用しておらず、1組担任がゴーグルを着用していたかは定かではない。

そして、本件においては、長浜小学校4年生の水泳授業において、 児童らが水泳の種目を行っている際、あるいは、各種目が終了するご とに、教員らがゴーグルを着用して、水中を監視する体制が取られて いたとは認められない。

(2) 風汰さんの発見が遅れたこと

凰汰さんは、基礎グループ男子児童らの失敗したけ伸びばた足の時点で溺水し、その後数分間にわたり水中に沈んでおり、児童⑩に発見されるまでの間、教員や他の児童から発見されることはなかった。

また、この間、教頭は、基本的に、凰汰さんが溺水したのとは対岸の南側のプールサイドでチャレンジグループを指導していた。教頭は、凰汰さんが溺水後、基礎グループの女子児童らがプールサイドを掴んでのばた足を行っている際に、1組担任に対し、チャレンジグループの次の活動内容を確認するため、北側のプールサイドに来たが、溺水した凰汰さんを発見するには至らなかった。

この点、水難学の視点からの考察で述べたとおり、プールの水面反射の影響により、水中に立っている監視者から見て3.6メートル先に沈む人間を発見するのは困難であり、溺水した凰汰さんを発見する

には、プールサイドから見てすぐ足下に溺水した凰汰さんがいることが必須となる。実際、凰汰さんは、遊びで潜った児童⑩によりようやく発見されるに至ったものであることもこれを裏付けるものである。

(3) 本件事故による結果発生を防止できたこと

1組担任、2組担任は、いずれも基礎グループのプールサイドを掴んでのばた足を指導している際に、プールの真ん中付近までは移動していたのであるから、仮に、1組担任、2組担任らがゴーグルを着用した上で、適切なタイミングで水中に顔をつけて水中を監視するという方法をとっていれば、児童⑩が発見するより早くプール内に溺水し沈んでいた凰汰さんを発見することができた可能性がある。

したがって、教員らによる水中監視が行われなかったことは、本件 事故発生後凰汰さんの死亡という重大な結果が生じた原因であると評 価できる。

8 「すぐーる」の文面が不適切であったこと

(1) 「すぐーる」の内容等

長浜小学校4年生の水泳授業を南海中学校のプールで行うことが決定された後、長浜小学校からは、6月6日午後3時37分に、児童の保護者に対し、「すぐーる」が送信された。

同「すぐーる」には、「南海中学校のプールは、水深1.2~1.4メートルですが、水を浅く張っているため長浜小学校のプールの深さ (1.0~1.2メートル)とあまり変わりません。尚、細心の注意を払い水泳指導を行いますのでご安心ください。」と記載された書面が添付されていた。

(2) 「すぐーる」の記載が保護者に与えた影響

この点、保護者のアンケート結果からの考察で指摘したとおり、「長浜小学校のプールの深さとあまり変わりません」との記載に不安を感じた保護者がいた一方で、アンケート回答者の43パーセントもの保護者が同じ記載に安心したと回答しており、小学校のプールの深

さとあまり変わらないという記載が保護者に安心感を覚えさせた要因 となったことは明らかである。

また、上記「すぐーる」には、「水を浅く張っているため、・・・・小学校とあまり変わりません。」と記載されており、あたかも、南海中学校のプールの水が常に浅く張られており、今後も同程度の水深が維持されるかのように読み取れる。

したがって、「すぐーる」の記載について保護者が安心感を覚え た背景には、保護者が、南海中学校のプールにおいては、長浜小学 校のプールの水深と同程度の水深が維持されると理解した結果、安 心感を覚えることにつながった可能性があることを指摘できる。

実際、凰汰さんの母は、4年生の1回目の授業後、凰汰さんから溺れかけた旨を聞いたが、「すぐーる」には、深さがあまり変わらないと記載されていたことから、南海中学校のプールの水深について、特段の不安感を抱くことはなかった。

これに加えて、長浜小学校の「すぐーる」には、保護者からの返信機能が無かったことなどもあってか、水泳授業開始後、家庭内で不安感を訴えた児童の声が保護者を通じて、長浜小学校に届くことはなかった。

以上からすれば、「すぐーる」に添付された文面の内容が、児童や 保護者の不安感が長浜小学校に伝わることを困難にした要因であった と評価できる。

(3) 本件事故発生の防止につながった可能性があること

しかしながら、実際には、6月5日に南海中学校のプールの水深を 計測した後、給水は南海中学校で管理されていた上、雨水の影響もあ り、プールは増水し、4年生の第1回目の水泳授業の時点では、既に 満水状態となっていたが、水深が深くなったことは保護者らに周知さ れず、深くなった水深に対する対応策も講じられなかった。 この点、仮に、6月6日に「すぐーる」を送信した時点において、例えば、「6月5日に南海中学校のプールの水深を計測したところ、1.0メートルから1.2メートルであり、長浜小学校の水深とあまりかわりませんでした。そのため、4年生から6年生の水泳授業は、南海中学校のプールを使用して行います。なお、南海中学校のプールは、構造上、1.2メートルから1.4メートルの深さがあり、今後、水深が深くなる可能性がありますが、細心の注意を払い、水泳指導を行いますのでご安心ください。」などと、今後、水深が深くなる可能性を指摘していれば、保護者は、水泳授業開始後に水深が深くなる可能性を認識し得たものであり、保護者が直ちに安心感を覚える可能性は少なかったと考えられる。

その場合、「すぐーる」に返信機能がなかったことを考慮しても、 家庭内で水泳授業の状況を児童から聞いた保護者が長浜小学校に対し、 不安感を伝える、現時点での水深を確認するなどの具体的行動につな がった可能性があった。

こうした保護者らの対応を通じて、長浜小学校が水深に対する対策を取り得たとも言え、本件事故発生の防止につながった可能性がある。

また、仮に、遅くとも、4年生の第1回目の水泳授業が終了した段階において、水深が深くなったことや、3名の児童が溺れかけた事実などの事実を「すぐーる」を通じて保護者らに周知するなどしていれば、具体的な対策につながり、本件事故発生の防止につながった可能性があることも付言する。

よって、「すぐーる」の文面が不適切であったことが、本件事故発 生の間接的な原因であると指摘できる。

第7編 再発防止策

当委員会は、以上の検討結果をふまえ、本件事故に関して、今後同様の事故を招かないための再発防止策を以下とおり提言する。

1 プール水の管理

- ・教育委員会及び学校は、設備機器の故障等不測の事態に対応できるよう、余裕を持った時期に水泳授業の実施に向けた給水等の準備を行うこと。また、機器の耐用年数等を考慮し、あらかじめ機器の保守・点検・交換等を行うこと。
- ・プール水の衛生条件、維持管理の方法、特に良好な水質を保つための多様な方法について正しく理解し、それに基づく管理を徹底すること。
- ・プール水は基本的に満水で必要量のオーバーフローを保つこと。

2 プールの水深

- ・学習者の身長や技能レベル、学習内容に応じて適切な水深を提供すること。
- ・プール内の水深の分布を把握し、適切な場所で学習を進めること。
- ・必要に応じて水深を調節する手段を講じること(プールフロアの導入、 水位の調節など)。なお、やむを得ず水位を調節する場合は、水深の 状態がよくわかるような表示を工夫すること。
- ・移動運動の課題として、プール長辺に拘らず、水深が変わらないプー ル短辺方向への移動を活用すること。
- 3 自校プールが利用できない場合
 - ・「水泳運動の心得」を軸とした安全に関する学習活動に振り替えること。
 - ・公立プール、民間プール、他学校のプールの借用を総合的に検討する こと。なお、その際は、授業時間数が減少し得ることを考慮し、ゆと りあるカリキュラムマネジメントを心がけること。
 - ・他校のプールの借用を検討する場合、同一校種であること。

- ・同一校種のプールを借用する場合であっても、借用先のプールの構造上の水深を確認した上で、上記2記載の水深に対する対策を行うよう留意すること(なお、高知市立小学校においては、南海中学校のプールと構造上同等かそれ以上の深さのプールを持つ小学校が複数存在する。よって、同一校種であるからと言って、同程度の水深であるとは限らないことを常に念頭におくこと。)。
- ・他校のプールを借用する場合、学校長を含め、授業を実施する教諭による現地下見を必ず行うこと。その基礎情報や留意点をもとに、職員会議で審議、検討すること。学校長は教育委員会への経緯、経過の連絡を適時行うこと。
- ・教育委員会は、上記情報をもとに現地での下見を実施し、利用する側と受け入れる側との情報共有や検討内容のすり合わせを行い、移動や 安全に関する助言や調整を図ること。
- 4 水泳授業を実施するにあたっての留意事項
 - ・学校は、水泳授業に臨む前に、家庭からの健康調査等の提出を通じて、 学習者の安全面や健康面、心理面における留意すべき点等を伝える機 会(記入や入力欄)を設けること。
 - ・学校は、特に事故の未然防止に関する監視や安全対策の検討に重きを おき、それぞれの学校に応じた緊急時対応計画を検討し、それを教諭 間で事前に共有しておくこと。
 - ・教育委員会や学校は、有事の際に学習者への救助・救護活動が速やかに行えるようにするために、プールに電話(携帯電話)や AED が設置されるよう、環境整備や工夫を図ること。
 - ・水泳授業を担当する教諭は、緊急時に安全かつ迅速な救助・救護活動ができるよう、それぞれの行動についてのシミュレーションを事前に行っておくこと。特に応援要請の方法や、他の学習者への配慮、救急隊の動線確保等を具体的に検討しておくこと。

- ・水泳授業を担当する教諭は、溺水における心肺蘇生や AED を活用する際の正しい方法や留意点などについて、毎年の水泳授業前に実技を交えて学んでおくこと。
- ・水泳授業を担当する教諭は、受け持つ学習者の前年度の水泳学習を含めた、他の身体的活動における安全面や健康面において留意すべき点等の引継ぎを行うこと。
- ・水泳授業を担当する教諭は、各学校の施設や環境、用具、人員等を鑑み、ゆとりある時間軸で授業進行ができる内容を検討すること。
- ・水泳授業を担当する教諭は、水泳授業の直前に学習者を対象としたガイダンスを実施し「水泳運動の心得」を軸とした学びや、ルールの確認等を行うこと。その際には「バディシステム」を必ず取り上げ、役割と実践についての理解を相互(教諭と児童)に深める時間とすること。
- ・水泳授業の支援に入る教諭は、あらかじめ授業内容や特に留意すべき 学習者の共有、役割分担等を把握しておくこと。

5 学習課題

- ・泳ぐ技能の獲得を急がず、溺れないための技能を確実に習得させること (呼吸法、浮き沈みの制御、姿勢の制御・変換)。
- ・現在の学習指導要領解説において小学校高学年に採用されている「安全確保につながる運動」の内容は、溺れないための基本要素の獲得を保証するものであるので、泳ぎの習得段階に合わせて低学年・中学年においても取り入れること。
- 6 授業中における監視、及び安全管理
 - ・安全で効果的な水泳の授業を行うために、授業実施者と監視者の役割 は分けて行うことが望ましい。
 - ・監視者の有無に関わらず、バディシステムを徹底し、指導前後だけで なく指導中も含めて学習者の安全を確認すること。

- ・授業を実施する教諭の他に監視者を配置できない場合は、学習者間でお互いを守り合う「バディシステム」への意識付けを強調した上で、その機会を増やすこと。なお、授業計画の比較的序盤に、速やかなバディや人数確認を想定したシミュレーションを行い、学習者の理解について検証し、必要に応じて助言すること。
- ・授業実施者もしくは監視者は、活動の区切りや終了時において、学習者を退水させる際、プール内を隅々まで見渡すこと。その上で学習者のバディ確認をダブルチェックとして活用すること。なお、プール内を確認する際は、太陽光の屈折や反射等により水面上からの目視では水中の様子を詳細に確認することが困難な場合があることに留意し、ゴーグルを使用して、水中を目視することが効果的であることを理解しておくこと。
- ・児童の安全管理上、小学校低学年や初心者、水に対する苦手や恐怖心 の強い学習者においては、ビート板やヘルパー、ライフジャケット等 を積極的に活用すること。

7 授業後の情報共有

・授業実施後、授業実施者及び監視者は、授業中に起こった有意な出来 事について、互いに報告し合い、情報を共有すること。また、その内 容によっては、他のクラスあるいは他の学年にも職員会等を通じて積 極的に情報共有を行うこと。

8 授業実施に対する心構え

・プールでの水泳授業は、多くの児童にとって楽しい活動である一方、 常に命の危険に直結する活動でもある。本件事故のように、水での事 故は一瞬で起こり得ることを常に念頭に置きながら、「命を守ること、 命を危険にさらさず安全に行うこと」を第一に、児童らが楽しく学べ る水泳授業を構築すること。

第8編 本件事故後の対応に関する検討

第1 本件事故翌日以降の対応状況

- 1 保護者説明会の中止(7月6日の動き)
 - (1) 凰汰さんの両親が保護者説明会開催を知った経緯

既に述べたとおり、本件事故翌日の7月6日午後3時から長浜小学校の体育館において、保護者説明会が開催される予定であった。しかし、保護者説明会の開催を告知する「すぐーる」の宛先から、凰汰さんの両親は除外されていたため、凰汰さんの両親は、7月6日になっても、保護者説明会が開催されることを知らなかった。

その後、凰汰さんの両親は、同日の午後になって、インターネット上のニュース記事で、保護者説明会が開催される予定であることを知った。このことを知って、凰汰さんの両親は、被害者である自分たちでさえ、詳しい事実関係の説明を受けていないのに、誰に何を説明するつもりなのかと疑問を抱くとともに、大きな憤りを感じた。そして、凰汰さんの両親は、長浜小学校に移動した。

(2) 保護者説明会の中止

凰汰さんの両親が長浜小学校に到着したところ、今まさに保護者説明会が始まりそうな時間帯であり、受付けが行われていた。凰汰さんの両親は、受付で中村校長を呼ぶように伝えたところ、中村校長と保護者説明会に同席しようとしていた松下教育長が対応に来た。

凰汰さんの両親は、中村校長及び松下教育長に対し、自分たちは本件事故の事実関係等について、何の説明も受けていないのに、何の説明をするのかと強い口調で異議を述べた。すると、周りでそのやり取りを聞いていた他の保護者らも、中村校長に対し、被害者への説明があったうえでの説明会なら分かるが、それを抜きに説明会を開くのは順番が違うなどと言い出した。そのため、中村校長はその場で急遽、保護者説明会の中止を決定し、集まっていた保護者らにその旨を伝えた。

また、この際、凰汰さんの両親らは、中村校長に対し、説明の場を設けるよう要望して、翌7月7日の午後1時ころから、遺族に対する説明の場が設けられることとなった。

なお、同日、松下教育長及び中村校長らが記者会見を行った。

2 遺族に対する個別説明 (7月7日の動き)

(1) 遺族に対する説明会

7月7日の午後1時ころより、長浜小学校の図書室において、遺族への 説明がなされた。長浜小学校からは、中村校長、教頭、1組担任、2組担 任が同席した。遺族は、凰汰さんの両親、きょうだいのほか、親族10人 ほどが集まった。

この説明会において、中村校長より、保護者説明会の件について謝罪したうえで、1組担任、2組担任、教頭らから、事故当日の授業の様子に関する説明がなされた。また、その間にその都度、遺族から質問などがなされ、長浜小学校関係者らがそれに対して回答するという形で進んでいった。遺族からは、点呼の有無や、凰汰さんの状況をどのように確認していたか、最後に凰汰さんを見たのはいつか、などの質問がなされた。

この説明会は1時間程度の時間を要したが、遺族としては、本件事故当日の水泳授業時の児童の人数等、本件事故当日に病院で説明を受けた内容と食い違っている点が多いとの印象であった。また、遺族としては、教員らの説明内容や説明の態度等も到底納得のいくものではなく、不信感が募った。

なお、この説明会において、遺族は、中村校長、教頭、1組担任、2組 担任らに対し、通夜や葬儀に出席しないよう求めた。その結果、各教員は、 凰汰さんの通夜や葬儀に出席しないことを約束した。

(2) 高知市立学校の水泳授業の中止

7月7日には、臨時の校長会が開催され、松下教育長は、高知市立学校の校長らに対し、1学期が終了するまでの間、水泳授業を含め、プールを使用した行事を行わないよう要請した。

この点について、松下教育長は、指示ではなく、学校の行事については あくまで校長に権限があるため、あくまでお願いであると説明するが、実 際、この時点で、全ての高知市立小中学校での水泳授業は中止が決定され た。

3 凰汰さんの通夜、葬儀の状況

その後、7月9日には、通夜、翌7月10日には、葬儀が執り行われた。中村校長、教頭、1組担任、2組担任ら4名は通夜葬儀に参列しなかったが、妹の担任ら他の長浜小学校の教員らの中には、個人として参列した者もいた。

4 その後の対応状況

(1) 長浜小学校、教育委員会関係者の対応

その後、中村校長、教頭、1組担任、2組担任ら(以下4名を併せて呼称する場合、「中村校長ら」という。)は、どのように遺族に接触したらいいのか、そもそも接触してもいいのかと葛藤しつつ、日々を過ごしていた。

しかしながら、中村校長らは、8月の凰汰さんの月命日に、遺族宅を 訪問せず、連絡を入れることもしなかった。

一方、重大事案検証室の担当職員は、8月の月命日に遺族宅を訪問した。

その際、父から、長浜小学校の関係者の訪問がなく、連絡すらないことが伝えられたため、同職員から中村校長に対し、父の話が伝えられた。そのため、中村校長らは、凰汰さんの四十九日に合わせて、凰汰さん宅を訪問しようと決め、中村校長から父に連絡を入れ、8月下旬ころに、中村校長、教頭、1組担任、2組担任が遺族宅を訪問した。

このとき、中村校長らは、家に入ることや、線香を上げることもできず、持参した花も受け取ってもらえない状態であった。また、凰汰さんの両親からは、中村校長らに対し、厳しい言葉が投げかけられた。

その後、8月28日には松下教育長は遺族に対し、謝罪し、9月初旬には南海中学校で保護者説明会が開催された。また9月の月命日である9月5日には松下教育長と市長が遺族宅を訪問し、凰汰さんのお参りをした。

その後、10月16日に松下教育長が辞任し、10月30日には、永 野現教育長が遺族宅を訪問した。

中村校長らは、8月下旬に遺族宅を訪問後、月命日に南海中学校のプールに行き、お参りをするなどしていたものの、凰汰さんの両親に対し、連絡を入れず、月命日に遺族宅を訪問することはしなかった。

この間、1組担任及び2組担任は、中村校長に対し、遺族宅を訪問すべきだと提案していたが、中村校長は遺族とのに接触をためらっていたため、月命日の訪問は継続されていなかった。

そのため、凰汰さんの両親は、永野現教育長に対し、長浜小学校の関係者が8月下旬に来てから何の音沙汰もないことを話した。

これを受けて、中村校長は、父に、11月の月命日に自宅を訪問したいと連絡を入れ、月命日である11月5日に、教頭を除く3人で遺族宅を訪問した。

11月の月命日には、中村校長、1組担任、2組担任は、8月下旬のときと同様に、家に入ることはできなかったものの、父が家の前に凰汰さんの遺骨を持ってきてくれたことから、凰汰さんの遺骨と対面することができた。その際、凰汰さんの両親は、中村校長らが本件事故や凰汰さんのことを忘れないようにとの思いもあり、中村校長らに対し、以後の月命日には欠かさず遺族宅を訪問するよう求め、中村校長らはこれを了承した。なお、中村校長は、父から教頭を連れてくるよう言われ、11月8日には、中村校長と教頭は遺族宅を訪問した。

その後、12月の月命日には、中村校長らは、4人で遺族宅を訪問した。

(2) 遺族が不信感を募らせたこと

長浜小学校及び教育委員会関係者の本件事故後の接触状況等は、概ね以上のとおりであるが、凰汰さんの両親及び遺族らは、再三にわたり、遺族側から要望しない限り、遺族宅を訪問するなどしなかった中村校長らに対し、不信感を募らせた。

さらに、凰汰さんの母に対し、凰汰さん死亡後も継続的に長浜小学校から、凰汰さんに関する「すぐーる」が送信されており、親子行事への出欠を確認する内容の「すぐーる」の送信が継続されていたことが、12月下旬ころ、当委員会の検証により発覚した。

以上のような長浜小学校側の対応が、遺族の長浜小学校及び教育委員会 に対する不信感を増幅させたことは明らかである。

(3) 教育委員会としての組織的対応がなされなかったこと

なお、本件事故発生後、教育委員会が組織として、遺族と接触しようと したり、長浜小学校関係者らによる遺族対応を補助したり、助言を与える などして、関与しようとした事実は確認されていない。

第2 本件事故後の対応に関する問題点

- 1 長浜小学校において遺族に寄り添った対応がなされていないこと
 - (1) 遺族の精神的苦痛は甚大であること

そもそも、凰汰さんの遺族は、本件事故の発生により、突然、明るく幸せな家族団らんの場から、凰汰さんを奪われたものであり、遺族の精神的苦痛は甚大なものがある。

風汰さんの妹は、本件事故後、長期間学校を欠席しており、それに伴って母は仕事を退職せざるを得なくなった。また、父は、本件事故による精神的苦痛により、本件事故発生直後から8月ころまでほとんど出勤することができず、8月末ころまで仕事に復帰できなかった上に、復帰後も、出勤後、急に気持ちが沈むなどして職場に居続けることができず、早退を繰り返す状態であった。そして、本件事故後、数か月が経過したが、兄や姉も急に気持ちが落ち込んだりするなどしている。

したがって、言うまでもないが、本件事故が凰汰さんの遺族に及ぼした 精神的苦痛は計り知れない。

(2) 後手に回った対応等

そして、本件においては、本件事故当日の夜に、教育委員会からの提案に基づき、中村校長は、事故翌日に保護者説明会を開催することを決定し、事前に個別に凰汰さんの両親に知らせることもなく、かつ、宛先から凰汰さんの両親を除外した上で、保護者説明会開催に関する「すぐーる」を送信した。凰汰さんの両親が、保護者説明会開催を偶然インターネット上のニュース記事で把握し、長浜小学校側に異議を述べたことで保護者説明会は中止となったが、この出来事自体で、凰汰さんの両親が、自分たち遺族が置き去りにされたものと考え、長浜小学校側に憤りを感じ、不信感を抱いたのは至極当然のことといえる。

また、遺族より、穏やかな気持ちで凰汰さんを見送りたいとの思いから、中村校長らに対し、凰汰さんの通夜や葬儀には来ないよう強い要請があったため、中村校長らは、凰汰さんの通夜や葬儀には参列しなかったが、その後、中村校長らは、遺族に接触しなければと考えつつも、どのように遺族に接触したらいいのか、そもそも接触してもいいのかと葛藤しつつ、結果として、自発的に遺族らに接触する機会を設けることができなかった。

そして、遺族からの苦言をきっかけとして、遺族へ連絡し、月命日に訪問するなどしており、対応が後手となっており、これらの事故後の対応も、遺族の長浜小学校ひいては教育委員会に対する大きな怒りや不信を招いた大きな原因である。

- 2 遺族に対する組織的な支援・対応がなされた形跡がないこと
- (1) 遺族を支援する役割の者がいなかったこと

遺族は、本件事故発生後、事故に関する問い合わせ、精神的ストレスに関する相談先や、苦情申立先などを一切教示されていなかった上、長浜小学校の関係者からも連絡がない日々が続き、その間、やり場のない怒りと悲しみを抱えたまま、日々の生活を過ごさざるを得なかった。

本件では、偶然、8月の月命日に重大事案検証室の職員が訪問した機会や、永野現教育長が遺族宅を訪問した際に、遺族から、長浜小学校の関係者に対する不満を訴える機会があったが、そのような機会がなかったとすれば、遺族は、どこに向けて自らの気持ちなどを伝えたらよいかも分からない状況下に置かれていた。このように、遺族を支援する窓口が設置されていなかったことは、遺族に対する支援として不十分と言わざるを得ない。

(2) 長浜小学校と遺族をつなぐ連絡役がいなかったこと

既に述べたとおり、長浜小学校側の遺族に対する事故後の対応は不十分なものと言わざるを得ず、遺族に凰汰さんを失った悲しみや憤りに加えて、更なる苦痛を与えてしまったものと容易に推察できる。

もっとも、中村校長ら長浜小学校の関係者は、本件事故のいわば加害者側であって、これらの者が遺族ら被害者側との関係性を構築するのは、根本的に相当な困難が伴う。そのため、長浜小学校のみで遺族対応を図ることには限界があったものと考えられる。

したがって、そもそも、遺族への接触の点については、長浜小学校の 当事者ではなく、教育委員会の職員のうち、本件事故に関して一定の関 わりはあるものの、直接関与していない者が連絡役を担うなどの措置が 必要だったものと考える。

この点については、文部科学省が令和6年3月に取りまとめた「学校 事故対応に関する指針【改訂版】」には、教育委員会に対して「被害児 童等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、 関係がこじれてしまうおそれがあると判断したときは、中立な立場で現 場対応を支援する支援担当者を設置することを検討する」旨の記載があ るが、完全に中立的な立場の者ではなくとも、少なくとも直接の加害者 ではない学校関係者以外の教育委員会の職員がその役割を担うべきであ ったと考える。

(3) 長浜小学校の遺族対応を支えるための教育委員会の動きが見られなかったこと

上記に加え、本件では、遺族対応に関して、長浜小学校を支えるような教育委員会の組織的対応がなかったことは重大な問題である。

事故の直接の加害者である長浜小学校関係者と被害者である遺族との関係構築には極めて困難が伴うことからすれば、少なくとも、教育委員会から、長浜小学校に積極的に状況確認を行い、遺族との関係が構築できない可能性が生じているような事態に陥っている場合には、自ら遺族対応に関わることが必要と考えられるが、当委員会の調査においては、教育委員会がそのような組織的対応を行ったとは認められない。

第3 本件事故後の対応に関する提言

以上をふまえ、遺族対応に関して、①学校事故(学校の管理下で発生した、死亡あるいは高度の後遺障害を残すような重大事故)が発生した場合、教育委員会は、学校と被害児童あるいは保護者(以下「被害者側」という)との関係性、被害者側の意向等を踏まえて、個々の学校事故について、被害者側を支援するための窓口となる担当職員を決め、あるいは担当部署を設置すること、②学校事故に関して、遺族対応を学校に委ねるのではなく、自ら主体的に情報を収集し、必要に応じて、積極的に学校側を補助すべきであることを提言する。

第9編 地域に対する中長期的支援の必要性

(1) 災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的理解

予期しない災害や事故など突発的な出来事を受けると、人によって個人差はあるが心身には様々な反応が生じることがある。長浜小学校児童においても、少なくとも4年生児童の中では、一定数の児童に何かしらの反応があったことが確認されている。

このように、児童生徒や学校が危機状態に陥った際には、日常の回復に向けた取り組みとして様々な動きが学校には求められる。そして、危機状態に対して支援チームなどが援助を行うことを「緊急支援」と呼び、

- ① 事件事故を取り巻く人々の中に心の傷を負った人をこれ以上増 やさないようにする。(一時的予防)
- ② 心に傷を負った人や学校コミュニティのダメージがこれ以上深いものとならないようにする。(二次的予防)
- ③ 心に傷を負った人や学校コミュニティができるだけ自然でスムーズな形で日常生活に戻れるようにする。(三次的予防)
- ※「心に傷を負った人」・・児童生徒、保護者、教職員等

(『児童生徒の生命に関わる事件・事故後の対応』高知県教育委員会、平成31年 より抜粋)

といった目的のもと、児童生徒の対応として本校においても、児童 の心のケアが行われてきた。

(2) 中長期的支援における心のケアの留意点

本件事故のような辛い出来事から1年等、節目の時期を迎えた際には感情が大きく揺れ、一度収まっていた心身の反応が再燃することがあり、いわゆる「アニバーサリー反応」への対応が今後留意すべき点として挙げられる。特に、本件事故を目撃した長浜小学校4年生児童にとっては、季節感が引き金に、あるいはインターネットや報道等の影響を受けることで、事故当時の出来事について思い出

したり、夢に見たりする他、悲しみや喪失感、不安やイライラ、罪悪感といった「こころ」に反応が見られたり、胃痛や頭痛、めまい、食欲の低下といった「身体」への反応が起こりやすいという点である。

対応の基本は心理教育であり、

- ① 起こりうる反応について伝える
- ② 誰にでも起こるということを伝える
- ③ その対処法(簡単なリラクゼーション、安心できる人に話を聞いてもらう、趣味や楽しいことに取り組むなど)について伝えるといったことが大事である。

日本心理臨床学会が提供している『中長期支援における心のケアのあり方』から大事なポイントとして2点挙げておきたい。1つは、こういった節目を迎えたときに、個よりも集団で捉えがちな学校としては、「辛い出来事があったけど、みんなで前を向いていこう」といった言葉を子どもたちについつい伝えがちな点である。節目を機会に前向きになること自体は大事なことであるが、それを強調しすぎると、回復には個人差があり、まだそう思えない子どもたちやしんどい気持ちになっている子どもたちが取り残されていく感じを受け取ってしまう場合があることに留意しておく必要がある。

もう1つは、地域で生活をし続ける子どもたちにとって節目となる時期に、「反応が出ないようにする」のではなく、「安心して反応が出せるようにする」というスタンスを持っておくことである。こうしたスタンスを持っておくことで、子どもも大人もいざという時に冷静に対処することができる。また、自分の「こころ」と「身体」に目を向けておくことが、子どもたち自身のセルフケアを育むことにもつながると考えられる。

最後に、子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠 である。不安を感じている子どもに対して普段と変わらない接し方 を基本に、優しく穏やかな声掛けをするなど、教員・保護者・地域といった、周囲の大人が落ち着いて受け止めることが、子どもにとって何よりもの安心感を与えることになるだろう。

最後に

これまで述べたとおり、当委員会は本件事故に至る経緯、本件事故状況、本件事故発生後の状況等について、検証を行ったが、当委員会がいかに事実を検証し、原因を分析した上で、再発防止策を提言したとしても、本件事故は既に発生しており、凰汰さんの失われた命や希望にあふれた未来は永遠に戻ってくることはなく、残されたご遺族の悲しみが癒えることは決してない。

その意味で、本件事故は、文字どおり、取り返しのつかない事故であり、本来、水に慣れ親しみ、水に溺れないための技能を習得すべき、水泳授業中に起こった事故である点で、決してあってはならない事故である。

当委員会の委員一同、凰汰さんのご冥福をお祈り申し上げる次第である。

学校、教育委員会の関係者にあっては、上記のように、事故の発生が 取り返しのつかないものであることを深く胸に刻み、当委員会が提言す る再発防止策を確認するのみならず、本件事故発生原因及び本件事故発 生の背景、本件事故発生に至る事実経過を十分に吟味し、独自の視点で、 児童らの命を守るための再発防止策を構築し、再発防止を徹底していた だきたい。

以上

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会の主な活動状況

1 委員構成

氏名	所属団体・役職名等			
委員長 中内 功	高知弁護士会 弁護士			
副委員長 松井 敦典	鳴門教育大学 大学院学校教育研究科 教授			
石丸 茂偉	高知県臨床心理士会 会員			
斎藤 秀俊	一般社団法人水難学会 理事 長岡技術科学大学 教授			
皿田 幸憲	高知弁護士会 弁護士			
廣瀬 大祐	一般社団法人高知市医師会 副会長			
松本 貴行	成城学園中学校高等学校 専任教諭(保健体育科) 公益財団法人日本ライフセービング協会 副理事長・教育本部長			

委員の任期 : 令和6年8月24日から令和7年3月31日まで

2 検証委員会 8回

- ①令和6年8月24日、 ②9月30日、 ③10月17日、 ④11月28日、 ⑤12月23日、
- ⑥令和7年1月16日、 ⑦2月13日、 ⑧3月11日
- ※第1回検証委員会において非公開決定がなされた後は、会議を非公開とした。

3 資料収集 随時

検証委員会として、随時、資料の収集(長浜小学校4年生から6年生児童の保護者を 対象としたアンケート調査1回を含む。)、委員個別の資料調査、資料作成等を実施した。

4 プール現地調査 2回

①令和6年8月24日、 ②8月25日

5 聴き取り調査 37回

①長浜小学校関係者 : 23回 (6名) ②教育委員会関係者 : 4回 (3名) ③南海中学校関係者 : 4回 (4名) ④凰汰さんのご遺族 : 3回 (10名) ⑤その他 : 3回 (5名)

6 凰汰さんのご遺族への活動報告(同日に聴き取り調査を行ったものを含む) 8回

【参考資料2】

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会の活動記録							
番号	活動日	活動時間	活動内容				
1	令和6年8月24日	13:00~15:35	●第1回検証委員会				
2	令和6年8月24日	16:15~17:45	調査活動(プール現地調査 1回目)				
3	令和6年8月25日	10:30~11:15	調査活動(プール現地調査 2回目)				
4	令和6年9月6日	17 . 5210 . 52	聴き取り調査活動(凰汰さんのご遺族 1回目)				
5	TT 7H O 平 9 月 O H	$17:52\sim19:52$	第1回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)				
6	令和6年9月10日	09:28~11:40	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 1回目)				
7	令和6年9月10日	17:55~19:57	聴き取り調査活動(凰汰さんのご遺族 2回目)				
8	令和6年9月13日	09:25~11:41	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 1回目)				
9	令和6年9月17日	17:27~19:45	聴き取り調査活動(中村仁也(長浜小学校校長) 1回目)				
10	令和6年9月20日	13:58~14:55 15:34~16:40	聴き取り調査活動(長浜小学校教頭 1回目)				
11	令和6年9月27日	13:57~16:45	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 2回目)				
12	令和6年9月30日	18:09~20:19	●第2回検証委員会				
13	令和6年10月7日	17:58~18:57	第2回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)				
14	令和6年10月8日	17:32~20:05	聴き取り調査活動(中村仁也(長浜小学校校長) 2回目)				
15	令和6年10月11日	13:55~16:32	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 3回目)				
16	令和6年10月15日	13:50~16:43	聴き取り調査活動(長浜小学校教頭 2回目)				
17	令和6年10月17日	17:57~20:29	●第3回検証委員会				
18	令和6年10月17日	-	長浜小学校4年生から6年生の保護者を対象としたアンケート調査				
19	令和6年10月22日	17:57~18:37	第3回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)				
20	令和6年10月23日	17:51~20:05	聴き取り調査活動(中村仁也(長浜小学校校長) 3回目)				
21	令和6年10月25日	12:58~15:23	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 2回目)				
22	令和6年10月28日	09:38~11:55	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 4回目)				
23	令和6年10月30日	14:58~18:11	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 5回目)				
24	令和6年10月31日	13:28~15:36	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 3回目)				
25	令和6年11月7日	13:26~16:32	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 6回目)				
26			聴き取り調査活動(南海中学校養護教諭)				
27	令和6年11月8日	16:00~18:16	聴き取り調査活動(南海中学校教諭3年学年主任)				
28			聴き取り調査活動(南海中学校校長)				

番号	活動日	活動時間	活動内容			
29	令和6年11月11日	16:54~18:55	聴き取り調査活動(松下整(高知市教育長) 1回目)			
30	令和6年11月13日	18:00~19:46	聴き取り調査活動(教育委員会学校環境整備課主査補)			
31	令和6年11月14日	15:01~17:22	聴き取り調査活動(長浜小学校教頭 3回目)			
32	令和6年11月20日	17:02~18:05	聴き取り調査活動(南消防署職員3名)			
33	令和6年11月21日	09:29~11:50	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 4回目)			
34	令和6年11月25日	14:57~18:22	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 5回目)			
35	令和6年11月28日	18:08~20:40	●第4回検証委員会			
36	令和6年12月3日	13:33~16:18	聴き取り調査活動(長浜小学校教頭 4回目)			
37	令和6年12月4日	18:01~18:54	第4回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)			
38	△和 <i>6</i> 年 10 日 0 日	16:01~17:29	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭6年生体育部教諭)			
39	令和6年12月9日		聴き取り調査活動(長浜小学校教諭5年生体育部教諭)			
40	令和6年12月12日	15:57~18:37	聴き取り調査活動(教育委員会学校環境整備課長)			
41	77 11 0 平12月12日		聴き取り調査活動(松下整(高知市教育長) 2回目)			
42	令和6年12月17日	17:58~19:34	聴き取り調査活動(凰汰さんのご遺族 3回目)			
43	令和6年12月19日	16:01~17:00	聴き取り調査活動 (風汰さんの元長浜小学校担任教諭)			
44	令和6年12月20日	09:26~11:22	聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年2組担任 7回目)			
45	月和 0 平12月 20日		聴き取り調査活動(長浜小学校教諭4年1組担任 6回目)			
46	令和6年12月23日	18:01~20:27	●第5回検証委員会			
47	令和6年12月25日	12:59~13:34	聴き取り調査活動(南海中学校体育主任)			
48	令和6年12月25日	14:57~16:00	聴き取り調査活動(中村仁也(長浜小学校校長) 4回目)			
49	令和6年12月26日	17:58~18:48	第5回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)			
50	令和7年1月16日	18:10~20:54	●第6回検証委員会			
51	令和7年1月22日	17:57~18:30	第6回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)			
52	令和7年1月31日	16:37~17:11	聴き取り調査活動(医師)			
53	令和7年2月13日	18:08~20:33	●第7回検証委員会			
54	令和7年2月18日	17:56~18:45	第7回検証委員会後の活動報告(凰汰さんのご遺族)			
55	令和7年3月11日	18:09~20:33	●第8回検証委員会			
56	令和7年3月25日	17:58~19:25	第8回検証委員会後の活動報告・報告書の説明(凰汰さんのご遺族)			

○高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例

令和6年8月1日 条例第69号

(設置)

第1条 令和6年7月5日に高知市立長浜小学校の水泳授業において発生したプール事故(以下「本件事故」という。)について調査、検証等を行うとともに、高知市立学校におけるプール事故の再発を防止するために必要な事項の検討を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、高知市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会(以下「検証委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 検証委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、検証、審議等を行う ものとする。
 - (1) 本件事故の事実関係の把握
 - (2) 本件事故の発生原因の分析
 - (3) 高知市立学校におけるプール事故の再発を防止するために必要な事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、検証委員会の設置目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第3条 検証委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 検証委員会の委員(以下「委員」という。)は、本件事故の検証等及び高知市立学校におけるプール事故の再発の防止に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検証委員会に委員長及び副委員長1人を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から第8条の規定による報告書の提出の日までとする。
- 2 教育委員会は、委員が職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員 たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 検証委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 検証委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、本件事故の関係者等に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 検証委員会は、本件事故の検証等及び高知市立学校におけるプール事故の再発を防止するために必要な事項の検討を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(守秘義務)

- 第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 前項の規定は、第7条の規定により会議に出席した者について準用する。

(庶務)

第10条 検証委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検証委員会に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集 するものとする。

南海中学校プール(7月5日金曜日 午後4時頃) 【参考資料5】









